

次に、栗つこ農業協同組合理事の佐藤隆幸公述人からは、自給率の低下に歎きをかけるため、五〇%程度を目標として明示すべきであること、農業の持続的発展には価格政策や担い手への経営安定対策が重要であること、都市と農村が一体となつて農業・農村の多面的機能を守るべきであること、株式会社による農地取得を認めるべきではないこと、土地改良事業については、めり張りをつけ地域のニーズに沿つたものとすること、次期WTO農業交渉に当たつては、国内の農業者が不利益とならないよう交渉に臨むこと等の意見が述べられました。

次に、農業者の坂本進一郎公述人からは、米価の下落等により専業農家は極度の情緒不安定な状況にあること、新基本法案は消費者、食品産業等の言葉が躍ついて農業の位置づけが見えてこないこと、食料主権を回復し自給率は五〇%を基本とすること、優良農地だけではなく農地のすべてを確保すべきであること、農業経営の安定化のため、転作作物については米並みの所得補償をしてもらいたいこと、中山間地域への直接支払いの導入は評価できること、稻作経営安定対策よりデカップリングを実施してもらいたいこと、次期WTO交渉に向けて新基本法の中に所得補償制度を明記すべきであること等の意見が述べられました。

次に、農業者の高橋良蔵公述人からは、新基本法においては大規模農家と小規模農家に差をつけないでほしいこと、中山間地域に耕作放棄や人口の減少が集中していることから、条件不利地域に

対して大胆な政策を期待すること、労働者と農業者の生涯所得の格差が大きく、農産物の価格保証ができないのであれば、年金対策を織り込んでも

らいたいこと、主食である米を中心とした日本型

食生活のよさを積極的に教育すべきであること、転作作物としての飼料米が認知され、作付できるようにしてほしいこと等の意見が述べられました。

最後に、食糧・農業を考える宮城県各界連絡会

世話人の大松澤照子公述人からは、国の独立と食料自給は密接な関係があると考えていること、自給率の向上を図るため、自給率目標に当面五〇%という数値とその実現のための具体策を明記してほしいこと、食料自給率の低下の原因とされるWTO農業交渉に当たつては、国内の農業者が不利益とならないよう交渉に臨むこと等の意見が述べられました。

これらの公述人の意見に対し、派遣委員より、新基本法に示された政策の方向性、自給率向上のための方策として、供給が不足する農産物等の生産の振興に地域ぐるみで取り組むための条件、国民の食生活の変化を自給率低下の最大の要因とすることに対する見解、株式会社の耕種農業への参入に対する見解、生産調整に対する認識、所得が確保されない状況のもとで多面的機能が發揮される可能性、中山間地域に対し講ずべき施策、農村における女性の参画等、広範多岐にわたる質疑が行われました。

なお、会議の内容は速記により記録いたしましたので、詳細はこれによつて御承知願いたいと存じます。

○委員長(野間赳君) 次に、第一班福岡班の御報告を願います。三浦一水君。

○三浦一水君 第二班につきまして、委員派遣の御報告を申し上げます。

岩永理事、佐藤委員、長峯委員、森下委員、小川委員、久保委員、大沢委員、梶原委員、阿曾田委員及び私、三浦の十名は、食料・農業・農村基本法案の審査に資するため、去る十五日、福岡県に派遣され、福岡市におきましていわゆる地方公聴会を開会し、四名の公述人から意見を聴取した後、質疑を行いました。

まず、公述の要旨につきまして申し上げます。

最初に、宮崎県酪農業協同組合連合会専務理事の殿所啓男公述人からは、食料・農業・農村基本

計画について、食料の需給や国内生産の目標等は長期的かつ具体性を持つたものであるべきである、食料自給率の目標を明確にしてほしい、農産物価格の安定は最重要課題であり、農産物価格が急落した場合の緊急措置についてセーフティーネットの設定を強く求める、中山間地域対策は原則として地域機能集団を対象にするのが望ましい、九州は台風常襲地帯であるので、災害対策に

ほしいこと、食料自給率の低下の原因とされる国民の食生活の変化は学校給食等を通じて政策的に誘導されてきたこと、食料の輸入依存政策を転換すべきであること、国産農産物の安定供給の確保のために農産物の生産費の補償を盛り込むべきであること等の意見が述べられました。

これらの公述人の意見に対し、派遣委員より、新基本法に示された政策の方向性、自給率向上のための方策として、供給が不足する農産物等の生産の振興に地域ぐるみで取り組むための条件、国民の食生活の変化を自給率低下の最大の要因とすることに対する見解、株式会社の耕種農業への参入に対する見解、生産調整に対する認識、所得が確保されない状況のもとで多面的機能が發揮される可能性、中山間地域に対し講ずべき施策、農村における女性の参画等、広範多岐にわたる質疑が行われました。

なお、会議の内容は速記により記録いたしましたので、詳細はこれによつて御承知願いたいと存じます。

○委員長(野間赳君) 次に、第二班福岡班の御報告を願います。三浦一水君。

○三浦一水君 第二班につきまして、委員派遣の御報告を申し上げます。

岩永理事、佐藤委員、長峯委員、森下委員、小川委員、久保委員、大沢委員、梶原委員、阿曾田委員及び私、三浦の十名は、食料・農業・農村基本法案の審査に資するため、去る十五日、福岡県に派遣され、福岡市におきましていわゆる地方公聴会を開会し、四名の公述人から意見を聴取した後、質疑を行いました。

まず、公述の要旨につきまして申し上げます。

最後に、九州大学農学部教授の横川洋公述人からは、生物多様性に関する規定が不十分であるこ

と、直接支払いの対象になる農業とそうでない農業とを区分する境界として基準値という考え方が必要であること、生物多様性の計量評価手法の開発が我が国でも必要であるとの三つを留保条件として、農業が発揮する生物多様性の機能が人類存続のために果たす役割の重要性等にかんがみ、その確保について条文に書き加えるべきである、また、国は第三条の農業の多面的機能に対する直

接支払いと第四条の農法の改善・転換に対する特段の強化・充実をお願いしたい旨の意見が述べられました。

次に、福岡県とみどりの会副会長の林宏公述人からは、食料自給率の向上や国内農業生産の増大という明確な農政の方向性を示したことの意味は大きいが、具体化への道が全く見えてこない、担い手の確保・育成のため、幅広く多様な担い手を対象に施策を講すべきである、厳しい農地転用の規制、耕作放棄地の活用等により、少なくとも五百萬ヘクタールの優良農地を確保すべきであり、また、株式会社の農業参入は認めるべきではない、地域への直接支払いの導入に当たつては、地域農業の振興、農村の活性化を目的とし、中山間地域及び平地を含めた地域を対象として、農業・農村振興計画に基づく一括交付金方式とすべきである旨の意見が述べられました。

次に、九州大学農学部教授の村田武公述人からは、多面的機能の發揮が第三条に明記されたが、中間地域等にとどまらず、農地と景観の保全に大きな役割を果たしている平たん地を含め、各種政策を具体化する関係法の整備を進めるべきことが課題となつていて、最も危惧するところは農産物の価格の形成と経営の安定に関する第三十条であり、生産費を補てんする最低価格保証がないことが担い手に展望を失わせている、農産物の輸出

入に関する第十八条は、その趣旨において、ガットのセーフガード条項さえ発動できなかつた現行農業基本法第十三条と変わらない旨の意見が述べられました。

最後に、九州大学農学部教授の横川洋公述人からは、生物多様性に関する規定が不十分であるこ

と、直接支払いの対象になる農業とそうでない農業とを区分する境界として基準値という考え方があ

り、食料自給率の目標を明確にしてほしい、農産物価格の安定は最重要課題であり、農産物価格が

急落した場合の緊急措置についてセーフティーネットの設定を強く求める、中山間地域対策は原則として地域機能集団を対象にするのが望ましい、九州は台風常襲地帯であるので、災害対策に

ほしいこと、食料自給率の低下の原因とされる国

民の食生活の変化は学校給食等を通じて政策的に誘導されてきたこと、食料の輸入依存政策を転換すべきであること、国産農産物の安定供給の確保

のために農産物の生産費の補償を盛り込むべきであること等の意見が述べられました。

策を実行していただく、そのことが私は非常に大事ではないかと思つております。

で御質問申し上げたいと思います。
たまたまきょうは農業新聞の一面で、日本型食
生活という記事が出ておりました。ちょうど私が
質問しようと思ったことが書いてござりますので
タイムリーだなと思ったのでござりますが、まず
食料自給率について違った角度から大臣に御質問
したいと思っております。

たがいに信頼をもつて、本筋の公職会のお話がございました。今、国民がひとしく食料自給率について心配をいたしておりますけれども、私はこの四一%という自給率を考える前に、いま一度私たちの食生活について国民全員が反省も含めて考えてみることがあるだろうと思つております。

ちょうど戦争の前後、大麥貧しい生活を送りました。食生活が大変苦しい時代でございました。大臣はたしか二十八年、ちょうど私と一回り違うわけですね。お若いのに大したものだと思います。大臣がお生まれになつて物心ついたころは多少貧しかったかも知れぬけれども、中学校、高校とだんだん豊かになつた時代だと思います。

それで、当時はもつたひないという言葉を私は、おやじやおふくろ、じいちゃん、ばあちゃんから、とにかく物を大事にしろ、御飯を残してもつたひないことをするなどいう盛んな教育を受けましたので、今の飽食の時代、例えばパーティーが毎晩のようにありますがあるホテルの支配人に聞いてみましたが、三〇%から四〇%が捨てられるそうですございます。こんなぜいたくな国民があるだらうか。我々の世代、終戦後に生きた世代は、今のこの日本の飽食というのはまことにもつたひないという気がしてなりません。

それで、食料自給率についてちょっとお伺いいたします。

昨年の農業新聞でも出ておりましたし、これは農林省の発表だそうございますが、まず朝食を和食にする。御飯にみそ汁にホウレンソウのおひたしに焼き魚、納豆。単身赴任の生活をしておりますとこんなごちそうの朝食は到底食べられませんけれども、これで食料自給率が五六%、熱量が五百六十キロカロリーだそうでございます。洋食のトーストパン、ソーセージ、オムレツ、牛乳、野菜サラダ、これで熱量が五百五十五キロカロリー、自給率がわずかに一四%でござります。大変おもしろいデータだなと思うのであります。それから、先ほどお話を申し上げました食べ残し、昨年の農業白書では、日本の家庭から出る食べ残しは年間三百四十万トン、これは六百五十五万人分、香港の全人口を一年間に養える量であるというふうに農業白書に書いてございます。

日本型食生活、和食への勧めと同時に食べ残しのせいにく、この二つを何らかの形で、厚生省あるいは農林省、文部省等の御努力で少し日本人の考え方を変えていくだけでも私は食料の自給率は五〇%にすぐ行くのではないかなど、こういう感じがしておるのでありますけれども、大臣の御所見を伺いたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) おはようございます。

今、長峯先生からお話がありましたが、私もかすかに外米の記憶、それから学校給食での脱脂粉乳、余りいい思い出がないわけでございますが、その後、経済成長とともに我が国がお金を出せば世界じゅうからいろいろおいしいものが手に入るという、ある意味ではこれはいいことなのかもしれませんけれども、その結果として自給率が大変下がってきたということについてはやはり農政上問題があるのでないか、また国民生活上も問題があるのでないかということで、新しい基本法十六条にその趣旨のことが書かれておるわけでございます。

みとなつて捨てられているということでございして、これを何とかしていかなければならぬことになります。

もう一つは、食生活の変化によりまして、いゆる日本型食生活という世界でも冠たる非常に康にいいヘルシーな食生活が、どうも脂質の上、肉を食べるなどか脂をとるなどいうところでは申し上げませんけれども、やはり肉といふになると、えさはほとんど輸入だということでも、これも自給率に影響を与えるということですが、農林省、厚生省そして文部省、協力し合いまして、我が国の食生活を、自給率向上、そしてまたヘルシーな日本型食生活をもう一度復活させよということで努力をしておるところでござい

も、特に子供たちに対する日本型食生活の理解いうものが非常に重要であろうということで、馬文部大臣にも大変御理解をいただきまして、一部省ともタイアップしながら日本型食生活の普といいましょうか復活といいましょうか、それ向けて努力をしております。

また、食を考える国民会議というものを通じ

善、日本型食生活の普及に向けて、これは国民に理解をいたしかねなければならない、国がこうろ、ああしろと言うには限界がある話だろうと
いますので、国民の皆様方の御理解をいたしく、政府としても、また地域あるいは消費者サ
ド、生産者サド挙げてみんなで努力をしてい
うというふうに考えて、新しい基本法の精神の
普及に努力をしていきたいというふうに考えて
ります。

○長妻基君 次に、後継者問題も含めまして人
の育成などということについてお聞きしたいと思つ
おります。

の育成ということについてお聞きしたいと思つております。

業についてやつぱり教育が非常に大事だと思うのであります。その教育の場、私どもは小さい

も、ほとんどの家庭で野菜をつくり果物をつくったりお茶を植えたりしていただけでござります。今の都市部ではそういうことは想像もできぬないことでありましょうが、子供たちにどういうことか教育をするかということは、今、大臣のお話をございましたが、非常に大事なことだと思っております。

それで、教科書を少し読みてみましたけれども、農業についての記述というのが非常に少なかった。例えば、中学校の教科書で茨城県岩井市のはたスについて、なぜたスを選んだのかわからりますが、せんが、これが「ページ」になります。それからやせんが、海道の、大臣の足元でございますが、広大な北海道の農牧業、盛んな畑作と酪農という項目がわざわざ

なことでございます。
もちろん、今回この新農業基本法ができればそれを中心として食料の自給率あるいは食生活問題等新しい教科書づくりというものが行われるであろうと思いますけれども、今日までの小中学校における教育、私は非常に量が少ないのではないかというふうに感じておりますが、文部省の御答弁をお願いします。できるだけ簡単に、時間がございませんので。

○政府委員(辻村哲夫君) 小中学校におきましては、社会科という教科がございますが、そこで農業等につきましても子供たちにその大切さあるいは農業への正しい理解という学習をしていくわけでございます。

そこで行なわれておりますことは、小学校の例えば五年生で地域の産業等を学びますが、地図とか資料等を用いまして、我が国の農業が自然環境と深いかかわりを持つて営まれていてこと、国民の食料確保の上で農産物の生産が大切であること、農業に従事する人々が品質改良あるいは消費者の需要にこだえた安全な食料の生産のためにさまざまな

深いかかりを持つて営まれてゐること、国民の食料確保の上で農産物の生産が大切であること、農業に従事する人々が品質改良あるいは消費者の需要にこたえた安全な食料の生産のためにさまざま

ば五年生で地域の産業等を学びますが、地図とか資料等を用いまして、我が国の農業が自然環境と深いかかわりを持つて営まれていてこと、国民の食料確保の上で農産物の生産が大切であること

まな工夫をしていること、あるいは国民生活を支える食料生産の意味について考えること等を学習することにいたしております。それから、中学校におきましては、地理という授業がございますが、そこでただいま申し上げましたような小学校での学習をベースにいたしまして、全国の地域地の特色ある農業の状況等について学習することになっております。

今、先生から教科書についての記述が少ないのではないかという御指摘がございましたが、私どもここに調べてまいりましたが、小学校で社会科、例えば五年生では百八十ページ前後の教科書でございますが、その中で農業に関する記述してござりますが、その中で農業に関して記述して五社ほど調べてまいりましたが、五社につきまして同様にそのような記述になつてございます。それから、中学校につきましては三百ページ前後のページ数、これは数社とも同様でございますが、その中で二十数ページの記述になつてございます。それが現状でございます。

いすれにいたしましても、この農業というものが大切であるということを私ども小中学校の段階からきちっと教えていくことは大切なことだと考えております。

○長妻基君 もちろん、教科書の記述と同時に、

教職員の資質の向上といいますか農業に対する理

解、食料に対する理解、こういうことも今後ぜひ積極的にお進めをいただきたいと思います。

それで、実は私は宮崎県の都城市というところ

でございますけれども、たまたまこの四月に私の友人が、同級生でございますが、農業高校の校長

になりました。せつかく質問の時間を与えられま

したので、先々週ちょっと校長に会いに行きました

て、今どんなことを農業高校はやっているんだと

いう話を聞きました。びっくりいたしまして、な

かなか進んでいる、いいことをやっているなと思

いましたのでちょっとと御披露します。

宮崎県立都城農業高校、全国で農業高校は約四

百近くあるようでございますけれども、学社融合

推進モデル校ということで、平成九年度と十年度で、地域の中学校あるいは老人クラブ、婦人会、そういうところにオープンにいたしまして、そして地域との連携の中で公開授業あるいは対外的な交渉、例えば先進農家の宿泊実習その他いろいろやっているのであります。織維科、もう最近ではほとんどないようございますけれども、こ

ういうところでも染色の実習とかをやりまして非常に好評だった。草木染めの体験、こういうものでございまして、私ども、こうした高等学校の取り組みは大変すぐれた実践であり、全国的にもこうした取り組みを紹介してまいりたい、こんなふうに思つておるところでございます。

○長妻基君 また後ほど農水省にはこの問題についてお伺いします。

次に、今回の基本法の中で、グリーンツーリズムの一環でございましょうが、都市と農村の交流というものが第三十六条で出てまいります。私はこ

れは大変すばらしいことだと思いますし、積極的に進めるべきだと思っております。この都市と農村の交流で、特に子供たち、小学生とか中学生はいかにから体験するということ、これは非常に私は大事なことではないかと思いますけれども、文部省としてはどのようにこれをとらえておられるか、御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(辻村哲夫君) 特に、高等学校の中でも農業、工業といつたいわゆる専門高校につきましては、ただいま先生、学社融合という言葉がございましたが、地域との連携を図つて学習を進めしていくということが大変重要だと思っておりますし、特に実践的な体験を通して学習というものは大変重要なと考えております。

御紹介のありました都城農業高校は、宮崎県教育委員会の指定を受けまして、学社融合推進モデル校としてこうした取り組みをいたしているわけ

でござります。例えば、地域の人たちを講師として迎える、あるいは地域の先進農家に学生たちの体験実習の場を提供していただくという形での連携、それから学校が持つております機能を地域に

開放する、紹介がございましたけれども、染色の

授業に参加させる、あるいは学校農場を開放するといった、地域と学校との相互の関係で学習を進めていくということは大変重要なことだと思っております。

私たち文部省も国の指定事業としたとして専門高校等と地域との連携推進事業というのを最近開始いたしましたが、それに先駆けて宮崎県の方ではどのような取り組みをされているということございまして、私ども、こうした高等学校の取り組みは大変すぐれた実践であり、全国的にもこうした取り組みを紹介してまいりたい、こんなふうに思つておるところでございます。

○政府委員(宮崎賢治君) 先生御指摘のとおり、いろいろな自然体験や生活体験が豊富な子供ほどモチベーションとか正義感とかというのが身につくというようになります。私どもとしては、平成十四年に完全学校週五日制というものが実施されますので、その後の完全学校週五日制に向けて地域でいろいろ子供を育てる環境を整備しようということで、緊急三カ年戦略などいうことで全国子どもプランと五日制というものが実施されますので、その三年後ほどもちょっとお話ししますけれども、やっぱりそういう農業を理解してもらう、あるいは農業の生産に喜びを覚える、そういう体験学習といいますか、学習というふうに大きさに言うこと

もないと思いますけれども、そういうことを小さくしてお話ししますけれども、そういうところを借り上げながら、文部省としてはどのようにこれをとらえておられるか、御答弁をお願いしたいと思います。

○長妻基君 農林省はぜひ積極的に文部省と話し合つてお進めいただきたいと思います。時間がございませんので御答弁は結構でございます。

次に、理事会の御了解を得まして、宮崎県で

ウッドビア諸塚という「二十一世紀に架ける国土保全奨励制度」、多少宣伝になりますけれども、

最初にお話ししましたように、我々の子供の時

この十一ページに「国土保全を支える担い手の確保」というのがございます。実は、この法律では第二条「多面的機能の發揮」というふうになっておりますが、この多面的機能を国土保全奨励制度で宮崎県では今実施をいたしております。

諸塙村というがございます。ウッドピアといふのは、ウッドピアというは森、ユートピアのピア、理想郷、合成語でございますけれども、森林理想郷、ウッドピア諸塙という、これは国土保全森林作業隊という名前で最初スタートいたしました。

諸塙村というのには、九州の背骨にある山林、村の面積の九五%が森林でございますけれども、総人口が昭和三十五年のピーク時には八千四百八人でございましたが、現在は八十八の集落、一千四百五十九人、ほとんど高齢者でございます、これはどこの県でもこういう過疎地域があると思いますけれども。ここで財団法人ウッドピア諸塙、諸塙村と諸塙村の森林組合、それから日向丁Aの三者がお金を出し合いまして、第三セクター方式でございます。

これはおもしろいなと思いますのは、今、職員が二十五名、平均年齢が二十七・四歳でございますけれども、平成十七年度までに三十名を目標としてウッドピア諸塙というのが計画されておりまして、この財團法人の事業内容でございますが、例えば森林の適正管理、造林、育林、間伐、それから森林の管理道の整備、公園・集落環境の整備、あるいは新規農林産物の開発、ハープ園をやつたりシイタケの栽培をしたり、それから畜産振興センターの管理運営、こうすることをやるわけでございます。つまり、若い人をここで採用して、定年までちゃんと給料も払います、退職金も出します、年金も上げます。そのかわりこの村のために、この場合は林業でございますが、村をしっかり守つてくださいよ、こういう第三セクターでございます。

農山村の振興というふうなことがこの法律でもあります。

言われておりますが、つまり人がいるということが非常に大事なんです。山村に人が定住するといふことが基本的に一番大事なんです。どんなに農産物で所得を上げようとしても中山間地では条件が悪い。そこで中山間地の所得補償も出てくるんだろうと思いますが、お金を上げるからそれでいいじやないかという発想では、生活保護をするから農山村に住みなさいと言つてもそれは無理なんです。

ですから、若い人が定住する、そういう制度をつくるということは私は非常に大事だと思つておりまして、このような例が全国いろいろあると思

うのでありますけれども、この宮崎県の諸塙村で試みられております国土保全を支える担い手の確

保約三十名を目標に今そういう基金をつくりま

してやつてあるわけでございますが、林野庁とし

てどのような評価をしておるか。

実は、御存じのとおり宮崎県の松形知事、八十

一歳で今度六期目の挑戦でございませんけれども、元林野長官、私も県議会議員を十六年しましたが徹底して林野行政についてはたたき込まれました。いかに山が大事であるかということです。も

うやく間に説法でござりますからそのことには触れませんけれども、しかしこの説法は、今二十五人の隊員といふか、若い人たちで非常に意欲的に使

命感を持つて頑張っております。こういう若い人

たちを各町村で育していくことは将来の一

十一世紀の山村の担い手としてすばらしいシス

ト、山を大事にしなきやいけない。これは祝詞に

見解を伺つておきたいと思います。

○政府委員(山本徹君)

先生お話しのとおり、

ウッドピア諸塙は諸塙村と諸塙村の森林組合、それから日向農業組合の三者の第三セクターとして設立され、あわせてハープ園の経営等々、農作業等にも従事しておられるわけでございまして、林業と農業を組み合わせた地域の通年雇用の機関として全国でも大規模的な活動をしていました。

法、いわゆる食料・農業・農村基本法が提案をさ

れておるわけでございまして、その提案理由の中

私ども、こういった活動に対し、地方交付税による出資に対する支援、それから林業従事者等の研修、また林業機械等の導入に対する補助を行つておりますけれども、全国でも諸塙の例を参考に北海道を初め十八地域でこういった第三セク

ターが設立されておりまして、これらについて今後とも積極的に支援いたしますとともに、効率的に健全な運営が図られるようにまた御相談してまいりたいと考えております。

○長篠基君 時間がございませんので、これで一応終わりたいと思います。

戦後、どんどん大都市、工業地帯に農村の人口が流出してまいりました。そして、一応今ビーグ

を迎えていると思うのでありますけれども、これからは農山村に人を帰す。例えば、大学を持つていくのもいいでしょう。大臣はまだお若いから将

來、総理大臣になられる可能性もありますので、この都市に集まつた人口をどうやって地方に帰していかかという政策がこれから一番大事な国の政

策ではないか。人がいなくなつたら死んでしまう

んです。そして、断水が起こるとすぐわかると思

うのですけれども、今この文化生活の中でもし断水が起こつたらトイレに行くこともできないんで

す。農村なら外がいっぱいありますけれども、

水というのはどこから来るかというのを考える

と、山を大事にしなきやいけない。これは祝詞に

説法でござりますが、どうぞそういう意味では山

村に人を帰す。そういう政策にぜひ積極的に取り組みをいただきたいとお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○国井正幸君 自由民主党の国井正幸でございま

す。

これらの農政を展開していく上で基本的な方向性についてぜひこの機会にお伺いをしたい、

このように思つています。

目下、政府から本院に対し新しい農業基本

法、いわゆる食料・農業・農村基本法が提案をさ

れておるわけでございまして、その提案理由の中

で大臣は、これまでの農政というものは成果を上げてきた面がある一方で、国民が不安を覚えるような事態が生じるに至つて、こういうふうに書いてあるわけです。

何が問題か、こういうことでこの記載を読んでみると、一つは食料自給率が低下をしてしまつた。二つには食生活の変化や食料需要に対応した国内供給体制が不十分である。そして、農業者の高齢化やリタイアが進む中で担い手の確保がこれまた不十分だ。そして、農地面積が減少したり、あるいは耕作放棄地があえて農地を有効に活用する体制もこれまた不十分だと这种です。さらに

は、農村の活力も低下をして地域社会の崩壊への危惧さえ表明されておるわけでござります。そして、現状のままで推移すると、国民から期待され

る役割を果たすことは困難であるので、これまでの傾向と歴史をかけて、国民は安全と安心、農業者は自信と誇りを持つことができるよう新たな政策展開を図りたい、こういうふうなことなん

です。

そこで、ひとつ大臣にお伺いをしたい、このよ

うに思うんです。こうなつた限りにおいては、内

外の諸情勢がいろいろ大きく影響したというの

は、当然だといふに思います。しかし、一言で言うな

ら、これまでの基本法の理念、つまり農業と他産業との所得の格差を是正する、これが不十分

だったのではないか、つまり所得格差を埋める

ことができなかつた。このことがこういう状況を

生んでいる最大の原因ではないのかと私は考えて

いるんですが、大臣はこれらの問題についてどの

ようにお考えでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 現行農業基本法は、条

文に書いてあるとおり、農業者あるいは農村地帯

をどうやつて都市並みにしていくか、生産面ある

いは生活面を含めてそれがポイントであったわけ

であります。

プラス、マイナス両方あるわけでありまして、

うまくいった結果といったましても、農家所得が

一般労働者よりも上回るようになつた。これは農

業だけではないトータルの農業所得でありますけれども、そういう面もありました。それから、これは農業の持つ宿命的な要素だと思いますけれども、やはり自然相手、生き物相手である以上は、工場の生産性向上のような、幾何級数的にふえるるような生産性向上というものがどうしても農業の場合にはできにくくて、生産性向上はしたのでありますけれども、いわゆる工業との間の生産性の格差を埋めることができなかつた。そして、生活面におきましても、下水道整備が象徴的でありますけれども、生活基盤が依然として都市並みにならうことができなかつた、こういうような農業、農村の現状が否定し得ない現実として総括せざるを得なかつた。

そしてまた、先生御指摘のように、一般消費者の方は非常に所得等が伸びた結果、外国から必要なものは輸入すればいいじゃないかというようなことで、自給率が低下し、そしてまた食生活も歐米並みの食生活ということで、結果的に日本型食生活が失われつつあって、これもまた自給率の低下に大きな影響を与えたということが一般的な総括として言えるのではないかというふうに思っております。

○国井正幸君 それは、いろいろ理由があるのは私も承知をするんです。こういうふうになつたと、いう状況の分析は十分できているように思うんですが、原因というんでしようか、ここに対する擺り下げがどうも足らないのではないか、私はそういう気が今もつて率直のことろしております。

しかし、そうはいいながらも、今、大臣がおっしゃられたように、それなりに成果を上げてきたところもある。我が国としても無防備で来たわけではないわけです。特に、所得との関係ということになると、いかにして所得を確保するか、そういう観点からすると、一つは新品种や新技术を開発して、単位面積当たりの収量を上げる、こういう努力もさしてきました。これは、数字を見てても、例えば米については大体三割ぐらいふえているし、あるいは麦については七割くらいふえてい

るんです。三十五年当時と現在を見ると、ほかに比べてはまだ少ないと言われながらも、しかし七割ぐらいふえている。あるいは牛乳の搾乳量です。一頭当たりの搾乳量なんか見ても七割ぐらいふえている。そういう意味では、そういう努力をしてきたのは一つはわかります。

それからもう一つは、所得を確保するという意味で価格支持政策もつてきました。つまり、数量掛ける単価、これがいわゆる農業生産額の総量になるわけですから、そういうことをやってきたわけです。したがって、数字を見てみますと、もちろんこれは物価の上昇というのもあるわけであります。ですが、昭和三十五年当時は農業生産高が二兆一千億程度であったわけであります。平成八年度では十一兆六千億になった。これは一つはそういうことだと思うんです。

それからもう一つは、やっぱり流通政策等もそれなりにやつてきて、いかにして生産コストを下げるか、こういう努力もやつてきたというふうに思っています。しかし、結果としては、ほかの産業の伸びが大きかつたということもあるんでしようが、昭和三十五年当時はGDPに占める農業のシェアというのが9%あつたけれども、八年度には一・四%ということで、減少したということになります。やっぱりほかの産業と比べるとなかなか生産性の伸びがそこまで追いつけなかつた、こういうことになるんだろうというふうに思うんですね。

それはそれとして、所得との関係で見てきますと、さつき大臣は農家所得を言いました。大臣がおっしゃられたとおり、農家所得は、それは兼業農家のいわゆる他産業で働いていた大金等も入っているわけですから、農家所得だけではなくながきちつとした比較にならぬと思うので、昭和三十五年当時の農業就業者一人当たりの農業所得、これが幾らあったのかなど、こういうふうを見てみますと、一日五百三十九円だったんですね。この当時の製造業労働者、これは規模によつてありますけれども、一番小さい区分である五人から

二十九人という区分で見てみると五百四十二円であります。ほん達色がない状況であります。ところが、それを同じとり方で、平成八年度で見ると、農業者の農業所得というのは五千六百四十四円、一日。ところが、製造業労働者の賃金といふのは一万三千四百五十二円だということで、製造業労働者の賃金というのは農業者の二・四倍。逆に製造業労働者を一〇〇とした場合にどの程度かというと、四一%。半分にも満たない、こういう状況なんです。

いろいろ何だからんだ言つてみても、要はやつぱり所得があるのかないのか、その職業についておつて、しかも専らそれに従事をしている者がそれだけの所得が確保できたのかできなかつたのかと思つてゐるんです。したがつて、これから農業の振興を図る、農業離れを食いとめる、いろんなことを言つてゐるんですが、こういうふうな状況が続くとなると、なかなかその後に続く者が少なくなるのではないか、こういうふうに思つてますが、大臣としての御所見はいかがでしようか。

○國務大臣(中川昭一君) とにかく我が国にあります五百萬ヘクタールを何としても維持していかなければならない。そのためにはその四割を占めております中山間地域、先ほどもお話をありましたけれども、そこで定住あるいはまた耕作を続けるというようなことが非常に大事なわけであるから、そういう意味で、先ほどの総括にちょっと関連しますけれども、実は農地の流動化が余り進まなかつたということも過去の一つの反省材料であろうと思つております。

なぜ進まなかつたかということに関しては、所有者たる農業者のインセンティブというものが、あつたわけでありますけれども、何とか農地を集積していく、そのためには流動化をしていくといふこと、中山間地も含めましていろんな形の営農形態といふものを考えていかなければいけないのではないか。そしてまた、直接支払いといったような定住農地を農地として保持するためのいろ

いろいろな施策も講じていかなければならぬということ、ふうに考えておりますし、また新規就農者に対する支援等々もより積極的にやっていかなければならぬということ、まさに自給率あるいは農業の安定的な国内生産を基本とする国民に対する農産物の安定的な供給といった基本理念を何としても実現していくためにもいろいろな施策を講じていかなければならぬ。一番大事なポイントではないかとうふうに考えております。

○国井正幸君 私、ここに昨年の九月、農林水産省が出した資料で、「イギリスにおける農業政策の変遷等について」というペーパーを持つてゐるんです。時間の関係で余り詳しくこれを質問もできないんですけど、要は、やっぱりイギリスの中でも自由貿易ということをやつてきた。そして、第一次世界大戦、第二次世界大戦を通じて大変な食料不足に陥ってきた。その反省に立つて、不足払いや制度を中心にして自給率の向上に努めてきた。そして、EECが発足したけれども、そこには最初からイギリスは参画をしなかつた。なぜしなかつたのか。やはり、国内の農業保護がECの共通農業政策の中で少しだめになるのではないか、こういう危惧を持っていたようなことが記載されてゐるんです。しかし、最終的には、ECの一員としてEC農業の共通政策の中で我が国よりもずっとずっと、これを見てみますと、昭和三十六年当時は我が国が七五%、穀物で自給率があつて、イギリスは五三%であったものが、現在我が国は二九%、これは平成八年のデータですから二九ですが、二八%に落ちた。一方でイギリスは一三〇%に上がってきてる。そういう意味では、いかに不足払い制度等を含めて価格支持政策というのが重要なのかと、このように私は思つてゐます。

それで、これを余り議論する時間がなくなつちやつたので次に行きたいというふうに思ふんでですが、これまででは、正確に言うと九三年のWTO協定を受け入れるまでは、我が国にあっては国民の合意と財政的な裏づけがあれば多様な政策といふのを選択することができたと思ふんです。ところ

ろが、WTO協定を批准した、こういうことからすると、もう一つハードルができた。それは国際的な規律性というんでしようか、このWTO協定との整合性というのも考へざるを得ない、こうしたことになつたと思うんです。WTO協定の中ではとにかく価格支持政策のようなものはやめるか削減しよう、こういうふうなことがうたわれているわけです。

いろいろWTO協定に対して我が国としても主張したい点あるいは改善したい点はあるというふうに思うんですが、この価格支持政策との絡みで、今後WTO協定に対して再協議があるわけで、あります。どうな方向で再協議に臨もうとしているのか、今、大臣としてのお考へがあればお聞かせをいただきたい、このように思います。

○國務大臣(中川昭一君) 先日公表いたしましたWTOに向かう我が国の考え方を提案という形でまとめてさせていただきましたが、この中の三つの大きな柱というのは、農業の果たす多面的な役割、そしてまた多面的な役割の一部でありますけれども、あえて一項目立てました食料の安全保障、そして輸出入国間のバランス、これは三つのボイントになるわけでありまして、それを実現するためには我が国としては国境措置をきつとやらなければいけない。それから、国内支持というのもやはり必要だということを主張していくかというふうに考えております。

その場合に、WTO協定と全く相反するようなことはできませんので、我が国としては我が国に必要な施策としての国内支持といつものが黄色の政策であつてはならない、緑の政策にしていかなければならないということで、これから各國間で主張をしていかなければならぬということをやつておられるところがござります。まさに、先生御指摘のよう、国民的合意のもとで次期交渉に取り組んでいかなければなりませんので、そういう意味で、国際的な規律上も正當に位置づけられる形で、国際的な規律上も正當に位置づけていく努力をしていかなければならないというふうに考えてお

ります。

○國井正幸君 いろいろWTO協定の中でも、特に輸出国と輸入国との権利と義務のバランスを欠いている点とかいろいろあると思うんですが、価格支持政策の部分について、それは輸出国と輸入国とで、あなた方、輸入国に対してだけ輸入義務を課しておつて、では不足したときに輸出はどうなのと、そういう部分とか何かについてはそれなりの迫力を持つて物を言えるというふうに思うんです。

ただ、私が心配するのは、この価格支持政策の部分については、どうも全体的に押し切られはしないか、そういう方向にあるのか、これは我が国としても何としても頑張つてもらわなくちゃなりませんが、しかしこれは相手のあることなんですね。合意に達しないということになると今のようない状況が続くということなんです。今のような状況が続くということは、AMSの削減目標等も定められておつて、やっぱりそれは削減の方向なんですね。横ばいなししふやす方向には決してない。

だから、そこで一番問題なのは、いろんなことですから、これから国内農業を振興してその多面的な機能を發揮させる、そして国民には安全と安心を、農業者には自信と誇りを持つてもらう、こういうことでやるんですが、この価格支持政策が削減の方に向になつてくると、冒頭御質問させていただいたように所得との関係が出てくるんです。農業所得との関係が出てきます。

そうすると、要は、産業として成り立たないというか、そこに従事をしてもそれで飯が食えないと、それがあつてもこつちもこつちもやつてあるからアバハチ取らずで飯が食えないということは世の中にあります。いろんなことをやつておられるから、まったくものができないから、三日坊主で、そういうことは世の中あるけれども、専らそれに車金を貰つたなならば、我が国としても、ではそういう現行協定が輸出国と輸入国とのバランスがとれていないということを強く主張しながらやつていくわけであります。

○國務大臣(中川昭一君) 次期交渉は、改革過程の継続ということですから、貿易の新しいルールをまたさらにつくつていこうということでございまますけれども、我が国としては、基本的に農産物というのほかの鉱工業品のような価格決定あるいは貿易ルールにはなじまないんだということが多い機能であり、食料安全保障であり、そしてこの基本法におきましても、経営安定措置といふことをきつと講じていかなければならぬといふことを文書上は明記しておるわけでございまして、そういう意味で四つの理念というのをまさに経済原則だけでは機能し得ない農業の果たす役割といふものを諸外国にも理解をいただき、そしてまたその前提として国民的な合意を得て交渉に臨んでいくわけでございますので、二〇〇一年か

その後かわかりませんが、次期ルールがスタートするときのAMSの削減の割合というものがどのくらい下がるのかということを前提にした交渉であります。生産者サイドから見て、価格支給制度が削減の方向になつたときに、じゃそれにかわってそれを埋めていくものはこういうものを国内的

には考えていきたい。これがやはり国際規律との兼ね合いで、我が國としては国内措置としてこういうことをやつていくんだということをもう少し明確にせひ出していただきたい方が、私は国民の理解が得られるのではないか、このように思うんです。

それから、余計な話かもしれませんのが、やはり今やられておる経営安定対策ということで、稻作経営安定化対策なり麦作安定化資金の問題、これはあるんですが、特に稻作の場合は過去三年間の平均をもつて云々ということになると、これは長期的に今の水準を維持するということには必ずしもならないということは生産者の皆さんもよくわかつておるんです。そういうことからすると、なかなかこれぞという、これも決め手にならないというふうに思うのです。

結論めいたことの要望になると思いますが、ぜひ国民の合意形成を図りながら、所得補償の物の考え方というのをもう少しきちつと出していただきたいた。そういう意味で、中山間地の所得補償といふものがその一里塚になるのであれば、私は大いに評価をしたいというふうに思つんであります。しかし、これがすべてだということになるのであれば、我が国の平場の農業というのはなかなか大変な状況に陥つてしまつて、時間でございますので、ぜひ大臣に、この提案理由の説明の中にありますように、国民には安全と安心を、農業者には自信と誇りを持てるような農政をぜひ積極的に進めていただくことを要望いたしまして、時間でございますので、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○佐藤昭郎君 自由民主党の佐藤昭郎でございます。

まず、このすばらしい基本法、これは戦後四十年ぶりの大改革、農地改革以来の大改革でございますが、この基本法を作成され御提出になられました中川大臣初め農林水産省の幹部の方、またそれを支える多くの職員の方々に深く敬意を表する

次第でございます。

顧みますと、一昨年の四月でございますか、木村委員会、肥料・農業・農村基本問題調査会が発足いたしまして、冬に中間報告、昨年の九月に最終報告、そして昨年の十一月には農政改革大綱、

あるいは予算編成、またさらに省庁再編の大プログラムの中でここまでこぎつけられたわけでござります。本当に大変な御努力であったのではないが、こういうふうに思つております。

さて、このすばらしい農業基本法、第二条から五条に掲げる理念はすばらしいわけでございます。

が、先ほど長峯先生、そして国井先生からもいろ

いろなお話をございましたし、私も福岡の公聴会に参りました。また、衆議院の国会審議もずっと

伺つてきたわけでございますが、国民また農家の間にも、期待はあるんすけれども、不安やは

りあるのは事実でございます。理念はすばらしい

なんだけれども、一体しつかりとした実現ができる

だらうか、政府や国会も本当に頑張ってくれるん

だらうかと思ひます。

いろんなその背景があるわけでございますが、

私は三点ほど御指摘したいと思うんで。

一つは、この基本法というのは二条から五条まで非常にすばらしい、また多面的な理念をうたつてゐるわけでございますが、農業の多面的な機能の発揮、持続的な発展と並行して、国内農業生産の拡大、自給率を上げていかなきやいけない。EU諸国等では、御案内のように、自給率がフランスの二三四を初め、先ほどもお話を出ましたけれども西ドイツが九〇%、そういう高い自給率を達成した後、環境保全型農業への切りかえが行われている。これはある意味ではわかるんですが、

我が国はこれを両方同時にやつていかなきやいけない。

例えは、ドイツ等では食料供給保障法、これは原子力事故等が起きたときに四週間分一人一日一食というふうなものを備蓄する、そういうたこと。ノルウェーは小麦粉一年分、これは平時の食料水準でございますが、こういったことで危機管理体制を一つつくっているわけでございますが、

それからもう一つ申し上げますと、三十条、後で御質問申し上げますけれども、市場原理の導入と価格の安定、これらどうやって具体的な政策でカバーしていくか。

最後にもう一点だけ申し上げますと、先ほど国井先生からの話もございましたけれども、WTO交渉、ここで我が国の基本法理念を具体化する政策を我が国が立案したとしても、この枠の中での制限を受けるのではないかという、こういったいろいろな背景がやや国民のあるいは農家の間に不透明感を生んでいるのではないかと思ひます。

したがいまして、この基本法をしつかりと実現していくためには、これからも関連法の執行、そしてまた次期通常国会には農地法や土地改良法の改正という大きな関連法もございます。そういうところをしつかりやつていただく。そして、またこのところは事実でございます。こういつたところをしつかり確保していただき、この基本法の理念を具体化していただけるよう、ひとつ大臣の方にもよろしくお願いしたいと思います。これは答弁は結構でございます。

少し具体的に、この基本法の中で私が重要だと考へる点について御質問したいと思います。これが答弁は結構でございます。

まず第一点は、第十九条に不測時における食料安全保障についての基本的な考え方というのが述べられてゐるわけでございます。これは農政改革プログラムの中でも平成十一年から十二年度にかけまして具体的な対策内容、危機管理体制を構築するということで、省内で検討が始まつていてるところをしりとりと確認しておきます農地、担い手、農業技術といった国内や生産国におきます不作のほか、輸出国の港湾ストライキなどによる輸送障害、さらには局地的な紛争あるいは事故によって生ずる世界の農業生産何であるかということですが、これは主要輸出国や生産国におきます不作のほか、輸出国の港湾ストライキなどによる輸送障害、さらには局地的な紛争あるいは事故によって生ずる世界の農業生産や貿易の混乱、こういったものが考えられると思います。これはもちろん程度によって我が国に対する影響がどのようになるかということは異なるわけでございます。

これに対する対応策としては、まず基本的な条件整備といたしましては、何よりも平時におきます農地、担い手、農業技術といった国内における食料供給力の維持確保が重要でございます。その具体的な平時における食料供給のあり方についての情報の収集・分析体制、特に国外の情報の収集、分析ということが極めて大事であると思います。それから、今御指摘のありました、三番目には備蓄の適切かつ効率的な運営ということが必要であると思ひます。

我が国はこの新食糧法で米百五十万トンの備蓄といふことで一つの形があるわけでございますが、やはり到底これでは足りないと思つわけでございます。

現在までの検討の中でこの食料安全保障についての危機管理体制の構築がどういうふうになつてます。それは、まず具体的に現時点で示せるものがあれば伺いたい、こういうふうに思つております。

○政府委員(高木賛君) 食料安全保障についてのお尋ねでございます。

ただいまお話をありましたように、十九条では「不測時における食料安全保障」ということで一条規定を置いておりまして、不測の事態に対する対応策を講ずべしとすることを明記しております。

具体的にどのように対応するかという基本的な整理を申し上げますと、まず不測の事態というのをとらえるわけでございますが、不測の事態とは何であるかということですが、これは主要輸出国や生産国におきます不作のほか、輸出国の港湾ストライキなどによる輸送障害、さらには局地的な紛争あるいは事故によって生ずる世界の農業生産や貿易の混乱、こういったものが考えられると思います。これはもちろん程度によって我が国に対する影響がどのようになるかということは異なるわけでございます。

これに対する対応策としては、まず基本的な条件整備といたしましては、何よりも平時におきます農地、担い手、農業技術といった国内における食料供給力の維持確保が重要でございます。その具体的な平時における食料供給のあり方についての情報の収集・分析体制、特に国外の情報の収集、分析ということが極めて大事であると思ひます。それから、今御指摘のありました、三番目には備蓄の適切かつ効率的な運営ということが必要であると思ひます。

また、平時からだんだん周りの状況が厳しくなりますと、いわゆる不測の事態の程度が厳しくなりますと、生産面におきましては熱量効率の高い穀類などの増産、あるいはそれへ向けての生産の価格面での法的措置、これをどうしていくかといつた問題も出てまいります。

したがいまして、まさにいろいろなケースに応じましてどう対応していくのか、それからそのときどの程度の食料水準を確保していくのか、また関連する法的整備をどうするのかということが検討課題でございまして、先ほどお話をありましたように、目下、省内で検討を進めているところでございます。

もちろん、これは単に農林水産省だけで済む問題ではございません。関係省庁とも十分な連携をとりながら、政府一体となつた検討を進める必要があるというふうに考えております。

その際には、御指摘のありましたドイツ、イスラエル、スウェーデン等々の外国の事例、これは戦争や紛争の場合のほか、原発事故とか自然災害、こういったものも想定して、平素からの備蓄のほかに、不測時におきます生産転換、配給統制、こういった措置を講じておりますので、これが一つの参考になるかと思います。それから、我が国におきましても、戦中戦後の食料難の時期に食料の増産あるいは配給等の経験もございます。

こういった海外の事例あるいは我が国における過去の実践例、こういうものも精査しながらさらに検討を深めてまいりたいというふうに考えております。

○佐藤昭郎君 現在は安全保障といつても軍事的な安全保障、これに国民の関心が非常に高くて、五十年ぶりに見直すということで今大きな動きがございますが、この食料の安全保障も、不測時の事態の危機管理、農地五百万ヘクタールあるいは五百八十億トン、そういうところをしっかりと確保していかなければいけない一つの基軸になると想いますので、ひとつよろしく取り組みをお願い

したいと思います。

次に、先ほども長峯委員や国井委員の方からお話をございましたけれども、この食料自給率達成のための政策展開、運動論、これは非常に大事なボイントだと思います。特に、第十条には「事業者の努力」というのがうたわれておりますし、第十二条には「消費者の役割」というのをきちっと

二つておられまして、この食料・農業・農村というものを国民全体、国土全体のものとしてとらえられる理念がしっかりと出ているわけでございますが、先ほど少しお話をございましたので、具体的な取り組み、特に平成十二年の予算要求あたりで早速スタートするものが何があるのか、こちらまで含めてよろしく御説明をお願いしたいと思いま

す。

○政府委員(高木賢君) 平成十二年度の予算要求というのはまさしく検討中でございまして、まだ具体的なところまではいつていませんが、やはりそれに向けてどういうことを検討しなければいけないかということにつきましては幾つか柱を考えております。

それは、やはり生産の段階では地域段階で地域農業の再構築といいますか、取り組んでいかなければいけない。そこで、麦や大豆などの土地利用型の農産物、これは自給率の向上にも非常に寄与するものでござりますので、ぜひ何らかの形で対策を講じていかなければならぬと思っております。

それから、先ほど来御議論になつておりますが、やはり実需者、消費者に選択されなければ幾ら生産量を上げてもむだに帰するわけでありますから、市場ニーズに合ったものをつくるという意味での推進策、価格政策の見直しをいたしまして、努力した人が報われる、実需者に評価されるものを生産した人が報われる、こういった方向に政策転換をしていくかといふふうに思つております。

それから、技術の開発普及につきましても、これまでターゲットをはつきり定めまして、達成目標、時期を明確化して、試験研究なり新品种の開発に取り組むということをやつていきたいと思つております。

それから、生産基盤の整備なり農地の流動化なり担い手の育成ということは言わずもがなでございまして、これは着実に進めていかなければなりません」という項目がうたわれております。

二つておられまして、この食料・農業・農村というものを国民全体、国土全体のものとしてとらえられる理念がしっかりと出ているわけでございますが、先ほど少しお話をございましたので、具体的な取り組み、特に平成十二年の予算要求あたりで早速スタートするものが何があるのか、こちらまで含めてよろしく御説明をお願いしたいと思いま

す。

次に、第三十条に「農産物の価格の形成と經營の安定」という項目がうたわれております。

先般、私も、北海道の水田の単一経営農家が多くいらっしゃいます上川、空知の地域の方々からいまして、これは着実に進めていかなければなりません」と思つております。

さらには、食生活見直しや改善に向けた情報提供、啓発活動といったもの、これも從来各局にそぞれぞれまたがつておりますが、いわばばらばらと進めてきた面もあるわけですが、今度、食料政策局を食料政策の担当部局として二〇〇一年一月からつくるということとも相ましまして、当該局で食料の消費改善などに向けた取り組みは集中的にまとめていくといった方向での検討を進めております。

それから、今お話をございました食品産業、これが非常に今地位が高くなっていると思います。国民の食料消費は高度化し、多様化しております。それが、やはりそれに向けてどういうことを検討しなければいけないかということにつきましては幾つか柱を考えております。

それは、やはり生産の段階では地域段階で地域農業の再構築といいますか、取り組んでいかなければいけない。そこで、麦や大豆などの土地利用型の農産物、これは自給率の向上にも非常に寄与するものでござりますので、ぜひ何らかの形で対策を講じていかなければならぬと思っております。

それから、先ほど来御議論になつておりますが、やはり実需者、消費者に選択されなければ幾ら生産量を上げてもむだに帰するわけでありますから、市場ニーズに合ったものをつくるという意味での推進策、価格政策の見直しをいたしまして、努力した人が報われる、実需者に評価されるものを生産した人が報われる、こういった方向に政策転換をしていくかといふふうに思つております。

そのために情報なり交通なりのネットワークといふことも非常に大事なことになつてくるのではないかといふふうに思つております。

○佐藤昭郎君 今ほども官房長の御説明にありますように、農業者と消費者の間を結ぶ役割をさらに果たしていただくということを考えております。具体的には、販路開拓とか新製品開発とかいうことで、農業者と消費者の間を結ぶ役割をさらに果たしていただくことを考えております。

この三十条は、「國は、農産物の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずる」、こうなつておりますけれども、具体的な施策は今どのような点を考えておられるか、伺いたいと思います。

○政府委員(堤英隆君) 今、北海道の稻作を例に挙げられまして御指摘がございました。御承知のように、平成五年の大不作を受けまして、平成五年、六年と米価が大きく上がりました。そういう意味では、その反動ということがあ

なつてくるのではないかと私も思つてござい

ます。

次に、第三十条に「農産物の価格の形成と經營の安定」という項目がうたわれております。

先般、私も、北海道の水田の単一経営農家が多くいらっしゃいます上川、空知の地域の方々からいまして、これは着実に進めていかなければなりません」と思つております。

さらには、食生活見直しや改善に向けた情報提供、啓発活動といったもの、これも從来各局にそぞれぞれまたがつておりますが、いわばばらばらと進めてきた面もあるわけですが、今度、食料政策局を食料政策の担当部局として二〇〇一年一月からつくるということとも相ましまして、当該局で食料の消費改善などに向けた取り組みは集中的にまとめていくといった方向での検討を進めております。

それから、今お話をございました食品産業、これが非常に今地位が高くなっていると思います。国民の食料消費は高度化し、多様化しております。それが、やはりそれに向けてどういうことを検討しなければいけないかといふふうに思つております。

それは、やはり生産の段階では地域段階で地域農業の再構築といいますか、取り組んでいかなければいけない。そこで、麦や大豆などの土地利用型の農産物、これは自給率の向上にも非常に寄与するものでござりますので、ぜひ何らかの形で対策を講じていかなければならぬと思っております。

それから、先ほど来御議論になつておりますが、やはり実需者、消費者に選択されなければ幾ら生産量を上げてもむだに帰するわけでありますから、市場ニーズに合ったものをつくるという意味での推進策、価格政策の見直しをいたしまして、努力した人が報われる、実需者に評価されるものを生産した人が報われる、こういった方向に政策転換をしていくかといふふうに思つております。

そのために情報なり交通なりのネットワークといふことも非常に大事なことになつてくるのではないかといふふうに思つております。

○佐藤昭郎君 今ほども官房長の御説明にありますように、農業者と消費者の間を結ぶ役割をさらに果たしていただくことを考えております。

この三十条は、「國は、農産物の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずる」、こうなつておりますけれども、具体的な施策は今どのような点を考えておられるか、伺いたいと思います。

○政府委員(堤英隆君) 今、北海道の稻作を例に挙げられまして御指摘がございました。御承知のように、平成五年の大不作を受けまして、平成五年、六年と米価が大きく上がりました。そういう意味では、その反動ということがあ

しております。同時にまた、作況は一〇九、一〇二、一〇五、一〇二ということとで四年連続の豊作がございましたので、その点もこの中に加味されなきやならないだらうというふうに思つております。

そういう状況の中では、今おっしゃいましたように、今後育成していくべき意欲ある稻作農家の発展ということが非常に難しいといふことの中で、さまざまな議論をした上で稻作經營安定資金ができたわけでございます。まさに十年度から発足をいたしております。同時に、生産調整をきちんとしていくこととの両方が相まちまして、十年度につきましては自流通米価格も回復をいたしております。

それから同時に、十年度、第一回目の稻作經營安定対策でございましたけれども、北海道においては、今の段階では上場五銘柄のうち四銘柄が補てんの対象になつております。それから、生産者の拠出金が二十二億ございましたけれども、財政負担も含めまして補てん金の交付総額が六十一億円ということになつておりますので、いろいろな見方はあらうかと思ひますが、初年度としてこういった意味での稻作經營安定資金も効果があつたというふうに考えております。

今後につきましても、今現在農家の方々の意向調査等を取りまとめております。そういう中におきましても、規模の大きい農家の方につきましては、こういつた稻作經營安定資金の支払い方法についてもつと選択制といいますか、そういうものも導入してほしいという意向が示されておりま

す。一つは、大豆、小麦あるいは飼料作物への転換、こういうのももちろん大事でございますが、

れども、ただこの基本法の目指すところも食料自給率の向上、特に二十一世紀の世界の食料需給が逼迫する中で日本の食料自給をどう上げていくか

ということです。地球温暖化という要素もございまして、地球温暖化が進めば二〇五〇年

あたりには北海道の気候が南関東の気候になつて、いくんじやないかというような予測もなされていますので、ここをどう支えていくか。

これは生産調整あるいは經營安定資金だけではやはり足らないのではないか、もう少し思い切った政策がとられないかという感じがするわけです。

そういうのは守れないのではないかという感じがするわけでございます。

そういうふうに考えておりますが、私はなかなか難しい要素が入っている基本法である

と冒頭申しました。生産性の向上を図りながら持続的、あるいは環境保全をしていかきやいけない、あるいは市場原理を入れ価格が安定していくか

と考へて活用していく方策、これが極めて大事にならうかと思いますが、少し中長期的な点も含めましてこのあたりのお考へを、今ございますれば、伺いたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) ロングスパンのお話を伺いました。

もちろん、我が国の水田というのは世界に冠たるすばらしい生産装置でございますので、これを結んでいく一つのキーワードはやはり水田ではないかと思います。第二条の安定供給、三条の多面的機能、そして四条の持続的な発展とあるわけ

ではないかと思うわけでございます。

御案内のように、平年作ですと百九十万ヘクタール、平時ですと八十万から九十万ヘクタールの水田

の水田が余裕としてあるわけです。これを生産調整の対象として重荷として感ずるのではなくて、これは貴重な資源である、こういうふうに考えま

して、これをどうやって平時うまく活用していくか

いろいろな取り組みが全国で今行われています。

これは非常に大事な政策だと僕は思います。北

す。一つは、大豆、小麦あるいは飼料作物への転換、

この農地を我が国にあふれる生物系の廃棄物のリサイクルの場としてひとつ活用していこうという新しい試みがあるわけでございます。

いろいろな見方があるわけでござりますけれども、全國で今輸入している食料、飼料作物、こんな飼料を全部入れますと、窒素換算で九十万トン

という大量の窒素が今我が国に入ってきている、これをどう農地に還元していくか。あるいは、実

は化学肥料の五割を全部転換したとしてもこの全

部の窒素をもう受け切れないというような状況に

なつてゐるわけでございます。地域によっては窒

素をそのまま発散させるような処理の方法も大

きになつてくるわけでございます。

いろいろな形でこの水田というのを一つの資源

と考えて活用していく方策、これが極めて大事に

なるかと思いますが、少し中長期的な点も含め

ましてこのあたりのお考へを、今ございますれば、伺いたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) ロングスパンのお話を伺いました。

もちろん、我が国の水田というのは世界に冠たるすばらしい生産装置でございますので、これを結んでいく一つのキーワードはやはり水田ではないかと思います。第二条の安定供給、三条の多面的機能、そして四条の持続的な発展とあるわけ

ではないかと思うわけでございます。

御案内のように、平年作ですと百九十万ヘク

タール、平時ですと八十万から九十万ヘクタールの水田

の水田が余裕としてあるわけです。これを生産調

整の対象として重荷として感ずるのではなくて、

これは貴重な資源である、こういうふうに考えま

して、これをどうやって平時うまく活用していくか

か、ということが大事になつてくるのではないかと

思ひます。

それから、農地は面積として確保されただけで

はなくしてこれが有効に利用されていくということ

が必要でございますので、結局のところ、やはり

簡単に

○政府委員(三輪齊太郎君) 先生の御指摘のとおり、技術開発は新基本法の理念、これを実現するためには大変重要なことと考へております。特に、

担い手にこれを集積していくことが重要で

ございます。できれば、日本の農地の過半を効率

的、安定的な担い手に集積したいと考えております

けれども、まだ全体で二百万ヘクタール弱とい

うところまでしか来ておりませんので、これから

は手法をもう少し多様化いたしまして、具体的に

市町村段階でどういう人に入れだけのものを集め

るか、そしてそれを点検しながらどこに欠点が

あつたのか、どうしたら直るのかというふうな運

動を進めていきたいと思っておりますし、この集

積のために農地の流動化の上で支障を生ずるよう

なことがあります。制度の改正ということについて

も考へていきたいと思っております。

同時に、耕作放棄地と不作付地を合わせまして

三十万ヘクタール以上が我が国にまだ存在するわ

けでございますので、これの掘り起こしという点

でも、特に農業委員会の農業委員を中心に行

われる活動を活

躍するために農地の流動化の上で支障を生ずるよう

なことがあります。このあたりの制度の改正

について

も考へていきたいと思っております。

○佐藤昭郎君 ありがとうございます。

○佐藤昭郎君 ありがとうございます。

これは非常に大事な政策だと僕は思います。北

中核を担う国の試験研究体制についてはお話をようやく独立行政法人化することになつておりますが、いろいろな面で運営の自立性とか機動性、開放性を高めるということで、この制度を活用しながらやるべき仕事をきちっとやつていただきたいと思います。

○佐藤昭郎君 ありがとうございます。終わります。

○海野徹君 おはようございます。民主党の海野徹であります。

私は、静岡県静岡市の山間地で猫の額ほどの農地を持つております。茶葉にいささか携わっている人間でありますて、ことしも新茶を収穫させていただきました。ただ、大変気象条件もありまして、樹勢の問題もありまして、余りいい成果が得られなかつたわけなんですが、実際に農業をみずから生活の中で実践しながら農政をずっと見てまいりました。一人として、大臣にいろいろ御質問させていただきたいと思うわけであります。

予算委員会で大臣にフードマイルズのお話をさせていただきました。その後、十分御研究された

かと思ふんですが、私は当たり前のことが当たり前にできるという成熟した地域社会をつくりたい

というのが政策目標でありますから、自分たちがつくったものを自分たちで収穫してそれを消費す

る、そういうよろんな社会、自給自足できる、自立

できる、そういうよろんな地域社会ができるべき

かなという思いで常に考えておりますし、輸送技

術とか冷凍技術が発達したとしても、生産者から

消費者まで余り距離が遠くあるということは私は

好ましいことではないと思っております。

また、たまたま私は純農村地帯に住んでおりま

して、自分がみずからやつていてるということもあ

りますから、我が家にいろいろありますて、いろ

りで農家の青年たちと農業のあすを語るわけなん

ですが、なかなか元気な答えが返ってきておりま

せん。そういう意味で非常に悩んでいるわけなん

であります。

私は、今回の新しい農業基本法、食料・農業・

農村に関する法律ですが、これは現行農業基本法

にある意味では根源的な問題をすることから

この新しい法律の議論が始まるのではないかと

思つております。

まさに、今回出てくるわけなんですが、多面的

な機能を持つてている農業から経済的側面だけを取

り上げて、さらに自然条件からの制約を考慮せず

に生産性の向上あるいは工業と比較して効率の

低さを指摘し、これを強調してきたということ

が、今、日本の農業の全体像を見失つて、農業軽

視、ひいては農業の衰退につながつていつたので

はないか。この愚を二度と犯してはならない、そ

ういう決意をしております。

静岡というのは、私も時々参りますけれども、

近代的な都市であると同時に、海があり、そして

伝統的な農業、さらには中山間といいましょう

か、大変な山間部の農業まであるわけでございま

すが、ただ最近いろんなところでお話をさせていただく中で、そういう考え方でいきたいねと思うことがあります。小渕総理大臣の富国有徳論、これは川勝さんの理論なんですが、近代化の終点は都市ではなく田園にあるという言葉があります。

私もまさにそういうものだなと思つておりますし、今回、私がこの質問に立つということで知人からメッセージがありました。これを少し紹介させていただきますと、年月をかけてつくり上げた田んぼは非常に美しい。手ざわりも羽二重のよくな感触がある。そういう田んぼに温度計を入れてみると地温が非常に高い。つまり温かい土なんです。一握りの土に十数億というたくさんの微生物が生き、そこに独自の世界をつくり出している。人間の物差しだけで自然や生き物をとらえるのは大きな誤りだ。命の糧をみずからが生産する者と商品として購入する者の認識の差が今は大き過ぎるのではないか。土が生きていることを体験を通して感覚で知る者と色と形で農産物を評価する者との認識は異なつてゐる。種から育ち行くものの成長への願いと祈りがあり、家族や地域の人々の間で織りなす支え合う生活があります。自然と向かい合う厳しさと恵みがありますというようなメッセージであります。

私は、今回の新しい農業基本法、食料・農業・農村に関する法律ですが、これは現行農業基本法における農業生産活動をさらに充実していくことによりまして、国産の生産を基本とした食料の安定的な供給というものが主目的であり、そしてまた農業という産業だけではなく、農業・農村の果たす多面的な役割というものにも大いに着目をしてその機能を發揮していかなければならぬ。そして、その二つの目的を達成するためには、やはり持続的な農業生産活動の発展、そして空間としての農村の振興というものが必要不可欠である。これら四点がセットになって初めて国民的な意味での農業・農村の果たすべき役割といふものが意味が出てくるという四つの理念から成り立つておるわけでございます。

そこで、今、私が知人からのメッセージを申し上げながら、私の農業観を少しお話しさせていただきましたが、その点についての御感想をまず大臣からお伺いしたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) 先生のおっしゃるとおりだらうと思います。昭和三十六年の基本法制定当時は、業として、あるいはその業を営む地域としての農村地帯などをやつて都市並みに生産性あるいは生活条件を向上させ、そして所得の格差を是正しようということで、どちらかというと農村地帯の農業という業を中心にして何とか向上させていくこうということございましたが、先ほども答弁させていただきましたので繰り返しますけれども、目的をクリアした部分とそうではない部分とがあつて、どちらかといえばクリアしていない部分のウエー

トが高いと言わざるを得なかつたのではないかとうふうに思つております。これはそれぞいいろいろな要因があるわけございまして、農業者の方のインセンティブの問題とかまた外的な経済要因とかいろいろございました。

今回の新しい基本法の精神というのは、もちろん農業生産活動をさらに充実していくことによりまして、国産の生産を基本とした食料の安定的な供給というものが主目的であり、そしてまた農業という産業だけではなく、農業・農村の果たす多面的な役割というものにも大いに着目をしてその機能を發揮していかなければならぬ。そして、その二つの目的を達成するためには、やはり持続的な農業生産活動の発展、そして空間としての農村の振興というものが必要不可欠である。これら四点がセットになって初めて国民的な意味での農業・農村の果たすべき役割といふものが意味が出てくるという四つの理念から成り立つておるわけでございます。

静岡というのは、私も時々参りますけれども、近代的な都市であると同時に、海があり、そして伝統的な農業、さらには中山間といいましょうか、大変な山間部の農業まであるわけでございま

すが、ただ最近いろいろなところでお話をさせていただく中で、そういう考え方でいきたいねと思うことがあります。小渕総理大臣の富国有徳論、これは川勝さんの理論なんですが、近代化の終点は都市ではなく田園にあるという言葉があります。

昭和三十六年の基本法制定当時は、業として、あるいはその業を営む地域としての農村地帯などをやつて都市並みに生産性あるいは生活条件を向上させ、そして所得の格差を是正しようということで、どちらかというと農村地帯の農業という業を中心にして何とか向上させていくこうということございましたが、先ほども答弁させていただきましたので繰り返しますけれども、目的をクリアした部分とそうではない部分とがあつて、どちらかといえばクリアしていない部分のウエー

トが高いと言わざるを得なかつたのではないかとうふうに思つております。これはそれぞいいろいろな要因があるわけございまして、農業者の方のインセンティブの問題とかまた外的な経済要因とかいろいろございました。

今回の新しい基本法の精神というのは、もちろん農業生産活動をさらに充実していくことによりまして、国産の生産を基本とした食料の安定的な供給というものが主目的であり、そしてまた農業という産業だけではなく、農業・農村の果たす多面的な役割といふものが必要不可欠である。これら四点がセットになって初めて国民的な意味での農業・農村の果たすべき役割といふものが意味が出てくるという四つの理念から成り立つておるわけでございます。

○政府委員(高木賢君) 三本柱に即して申し上げますと、生産政策の面では、基本法制定当時の米麦中心の農業生産から、畜産物、果実、野菜などの広がりのある生産が行われるに至つたと思います。その中には地域特産物も入りますが、いろいろなバラエティーのある多様な農産物がつくられるようになつたということは言えますけれども、米の消費の減退に伴いまして、それにかかるべき麦なり大豆、こういったものの生産がいささか足りないのではないか、この点の増強という点が今後の大きな課題ではないかというふうに思いますが、確かに、価格・流通政策につきましては、所得確保という点で価格政策にかなり強い配慮が払われて運用されました。その結果、農業経営の安定という点では効果があつたと思いますけれども、

も、消費者のニーズあるいは実需者のニーズが農業者に伝わらなかつた、そのためには国内生産物のマーケットの縮小を招いた面があるのではないか、いわゆる需給のミスマッチが生じてはいるのではないかという点がございます。先ほど申し上げた麦・大豆についても同様の点があるかと思います。今後の課題としては、実需者のニーズが的確に生産者に伝わるような価格の形成ということが必要ではないかと思つております。

それから、構造政策につきましては、施設型農業では一定の規模が図られたことはもうハウス園芸を見れば御案内のとおりかと思ひます。また、中小家畜でも相当の規模拡大が図られましたけれども、土地の広がりを必要とするいわゆる土地利用型農業につきましては、農地価格の上昇もありましたということで、北海道を除きましては規模拡大がおくれているといいますか、余り進んでいないという問題がございます。これも先ほど申し上げました麦・大豆などの生産の増強という点から考えますと、団地化の進展なりあるいは担い手の育成という点では今後もう一度よく考えていいらしいという問題がござります。これも先ほど申し上げました麦・大豆などの生産の増強という点から考えますと、団地化の進展なりあるいは担い手の育成という点では今後もう一度よく考えていいらしいという問題がござります。これも先ほど申し上げました麦・大豆などの生産の増強という

以上、簡単でございますが、生産あるいは価格・構造面でなお残されている問題という点では以上だと思います。

そのほか、現行の基本法にはない新しい課題として、農地の有効利用とかという課題も当然あるわけでございます。先ほど来御指摘もありましたが、農業の持つ本来の自然循環機能というものが農業あるいは肥料の多投入というようことで損なわれているのではないか、いかに農業としての本来の機能を發揮していくかという課題も当然あるわけござりますし、農地の有効利用とかという点も当然あるわけでございます。そういったものも反省の上に立つて新しい基本法の法案を構築したということをございます。

○海野徹君 今、御答弁いただいた中で、若干また具体的に質問させていただきます。

規模拡大、所得格差の是正、生活水準の格差のはず申しますが、実需者のニーズが的確に伝わらなかつた、そのためには国内生産物のマーケットの縮小を招いた面があるのではないか、いわゆる需給のミスマッチが生じてはいるのではないかという点がございます。先ほど申し上げた麦・大豆についても同様の点があるかと思います。今後の課題としては、実需者のニーズが的確に生産者に伝わるような価格の形成ということが必要ではないかと思つております。

それから、構造政策につきましては、施設型農業では一定の規模が図られたことはもうハウス園芸を見れば御案内のとおりかと思ひます。また、中小家畜でも相当の規模拡大が図られましたけれども、土地の広がりを必要とするいわゆる土地利用型農業につきましては、農地価格の上昇もありましたということで、北海道を除きましては規模拡大がおくれているといいますか、余り進んでいないらしいという問題がござります。これも先ほど申し上げました麦・大豆などの生産の増強という点から考えますと、団地化の進展なりあるいは担い手の育成という点では今後もう一度よく考えていいらしいという問題がござります。これも先ほど申し上げました麦・大豆などの生産の増強という点から考えますと、団地化の進展なりあるいは担い手の育成という点では今後もう一度よく考えていいらしいという問題がござります。これも先ほど申し上げました麦・大豆などの生産の増強という

○政府委員(高木賢君) 結局は、同じ土地の上に構造的な問題を変革していくことややっていかないといふべきだらう、いくはずだといふもくろみがありました。にもかかわらず、同じように農業の

構造的な問題を変革していくことでやつてきましたヨーロッパではほぼ二倍ほどになっている。しかしながら、日本ではそれがそうはなつてない。

本来だつたら生産意欲がある農家に対して、懸命に取り組もうとしているところへ農地が集約され

○海野徹君 日本が持っている宝で、世界でこれに通用してほしいなどいうものが戦後の農地解放

だつたんですね。これで生産手段を我々は手に入れることができた、それがつい五十年前なん

す。それで、そのときの人たち、解放を受けた、譲り受けた人たちが我々のちよつと上の年代で、今まで一生懸命やつてきたんですね。選択的な規

模の拡大に向けて農政が從順に一步でもやつてきました。

しかししながら、それがこの国の経済のスピードと合わなかつた。為替レートとの競争の中で全く合わなかつたんですね。一ドル三百六十円の時代

は国際価格という言葉はなかつたんです。二百四十円あたりから国際価格、国際競争力というのが出てきた。全く為替レートの競争になつてしまつた。そういう中で耕作放棄地が出てきた。

では、放棄地を集約すればいいじゃないか、もっと流動化すればいいじゃないかという話が出てきたわけなんですが、つい五十年前に我々は譲り受けた、そういう経験をしてくる。それをまた預けたり貸したりといふことに対する大変な抵抗感が我々農家側にあつたんですね。貸したら返つてこないんじゃないのか、あるいはせつかく手に入れたものを、自分の生産手段を幾ら生産性が悪くても手放すということは何ともこの村社会の中ではできない。そういうものが非常に日本の農村社会にあって、歴史的なそういうものがあつて私はみつともない、それだけはおれの目の黒いいうちはできない。そういうものが非常に日本の農村社会にあって、歴史的なそういうものがあつて私はみつともない、それだけはおれの目の黒いいうちはできない。そういうものが非常に日本の農村社会にあって、歴史的なそういうものがあつて私はみつともない、それだけはおれの目の黒いいうちは

○政府委員(高木賢君) 基本的には先生の今お話を

うことが一方にございまして、これが規模拡大に結びつかなかつたというものが実態かと思ひます。

しかば借りてやつたらどうだというふうに思ひます。

ころあつたと思ひますので、なかなか借地による利用も進まなかつたのが当時の農村の実態ではないかというふうに思つております。

○海野徹君 日本が持っている宝で、世界でこれに通用してほしいなどいうものが戦後の農地解放

だつたんですね。これで生産手段を我々は手に入れることができた、それがつい五十年前なん

す。それで、そのときの人たち、解放を受けた、譲り受けた人たちが我々のちよつと上の年代で、今まで一生懸命やつてきたんですね。選択的な規

模の拡大に向けて農政が從順に一步でもやつてきました。

しかししながら、それがこの国の経済のスピードと合わなかつた。為替レートとの競争の中で全く合わなかつたんですね。一ドル三百六十円の時代

は国際価格という言葉はなかつたんです。二百四十円あたりから国際価格、国際競争力というのが出てきた。全く為替レートの競争になつてしまつた。そういう中で耕作放棄地が出てきた。

では、放棄地を集約すればいいじゃないか、もっと流動化すればいいじゃないかという話が出てきたわけなんですが、つい五十年前に我々は譲り受けた、そういう経験をしてくる。それをまた預けたり貸したりといふことに対する大変な抵抗感が我々農家側にあつたんですね。貸したら返つてこないんじゃないのか、あるいはせつかく手に入れたものを、自分の生産手段を幾ら生産性が悪くても手放すということは何ともこの村社会の中ではできない。そういうものが非常に日本の農村社会にあって、歴史的なそういうものがあつて私はみつともない、それだけはおれの目の黒いいうちは

○政府委員(高木賢君) 基本的には先生の今お話を

しせんとしたのと同じようなことが原因になつてゐるんだろうと思います。

当时、まだまだ次三男の方がかなり農村にはおられまして、その人たちが都会に出ていく、ある

いは農村に工業が入ってきて飯が食えるというこ

とが課題であつたというぐら、農地と人の関係でいえば人の方が多かつたというふうに思ひま

す。しかし、さはさりながら、農地改革の結果取

得した農地を大事にして、土地の生産力を高める

という、いわば労働をたくさん投入して収量を上

げるという時代であつたと思ひます。

そういう時代から、もうちょっといわゆる労働

生産性の方に力点を置いた経済の流れになつてしまつたと思ひますけれども、先ほど申し上げたよう

な時代では、土地の生産力を高めることは主とし

てそのうことが原因ではなかつたのかというふうに思ひております。

○海野徹君 そういう現状がある中で、これからまた規模拡大というのを求めていつた場

合、それは進むと思われますか。

○政府委員(高木賢君) 当時は昭和一けた生まれ

の方が、今もそうなんですが、いわば農業の世界

では団塊の世代になつておりまして、そういうふ

うに思ひております。

○政府委員(高木賢君) 方々が青壮年期にあるといふことで、なかなか農

地の流動化が進まなかつた点があつたかと思ひます。

しかし、最近になりましてさま変わりになりましたのは、そういう昭和一けたの団塊の世代

の方々がいわばリタイアの時期を迎へつつある

いう点が農業構造上大きな転換点かと思つております。

そういう中で、むしろ負の要因として、先ほど

先生も御指摘になりましたが、耕作放棄地が発生

したり、あるいは耕地利用率が必ずしも高くなり

利用が行われるということで、むしろ人の方が農

地に比べて少ないといいますか、意欲のある、取

組もうとする人の方が農地に比べて少ない状況

も間々見られかねない、こういう状況になつてき

たと思います。

したがいまして、まさにこの昭和一けたの団塊の世代のリタイアの時期をとらえまして、さまざまなもので、他産業からの新規就農者も含めまして担当手の育成確保を図っていく、その担当手に農地の利用を集積していく。個々人では困難であるならば集落ということでまとめて、集落全体をまとめていく法人なりあるいは協業経営体という形でまとめていく。さらには、山の方で人が少ないという場合には、第二セクターという形でその土地の農地を管理していくこと。

さまざまな担当手の形が展望できるかと思いますけれども、そういったむしろ担当手の方が農地との関係で相対的に弱くなりつつある状況というのは、逆に言えばこれは農地の利用集積が可能な条件が出てきた状況ではないかというふうに見ておられます。

○海野徹君 担当手の問題は後ほどまたお話しさせていただこうかなと思ったんですが、私は若干違った見解を持つております。

私も、父親から受け継いだ農地、茶園は非常に広かつたんですが、この仕事へ入りましてもう二三十年になります。当然、余り条件がよくないと言葉は使いたくないですねという話をさせていたいたんですが、条件が余りよろしくないところはやっぱり耕作を放棄しています。そこを借りてくれる人もいません。若いお茶農家でも、やはり借りるのでだったら生産性が上がる平地なんですね。我々も平地だけは、何とか私の母と室内と私は、なかなか集積というのには進んでいかないんじゃないかな、思惑どおりにはいかないんじゃないかなという方が非常に強いんですね。

では、Jターン組が、あるいはリタイア組がそういうことでやっているわけなんですね。私は、なかなか集積というのには進んでいかない感じやないかな、思惑どおりにはいかないんじゃないかなという扱い方がありますから、これで農地で何かやつてくれるかというと、やはり肉体的なものもありますから、それも借りてもくれな

いということになると、先ほど国井先生がWTOの関連をお話になりましたが、私はこれはWTOの準備だと思いますから、そういう認識であります。本当に切り捨てるかどうかというぎりぎりのところに日本の農家は今来ているのではなくかなり危機感を非常に持っているわけなんです。

だから、昭和一けたの世代がリタイアしたらもう日本の農業はなくなっちゃうんじゃないか、そのためのぐらいの危機感を持つていてもいるんですから、なかなか放棄地が生産手段として生かされていかない、あるいは集約化が進んでいかないという我々の周囲の状況から見ますと、今、官房長がおつしやるような形では期待できないなと思うのですが、再度御見解をお願いします。

○政府委員(高木賢君) 単に無策で迎えるということでは当然ございません。

先ほど申し上げたのは、主として担当手の観点からの切り口で申し上げたわけですから、まさに個人としてその土地で頑張られる方も当然ありますから、もう少し、先ほど申し上げましたが、個人

は最近やはり集落全体でまとめて農地の管

理なり農業生産に取り組んでいこうという動きも強くなっています。その中には、集落丸ごと法人化をしてきちんと管理をしているという取り組みも全国各地に見られるようになってきております。

○政府委員(高木賢君) この新しい農業基本法案では、経営ということを重視しております。そしてまた、その本来の経営の促進ということも位置づけておるわけでございます。それから、全体的な法制上の措置あるいは財政上の措置、金融上の措

置といふことにつきましては十三条で包括的に明記しております。

そういう意味で、日本農業が期待される役割をきちんと果たす、食料の安定供給と多面的機能の発揮という二つの大きな役割を果たすという上で、その経営あるいは経営を担う農業者の育成ということは極めて優先的な課題でありますから、それについて必要な支援をしていくこという基本的な考え方方に変わりはございません。

○海野徹君 先ほど佐藤委員からもすばらしい理念だとおっしゃいましたが、理念としてはしばらくしても、それが抽象的になつて弱まつては何にもならない。要するに、現行基本法の問題点といふのは個別施策との整合性がなかつた、宣言法で

けでなく、中山間地域等につきましては、その持てる力が最大限に發揮されるよう政策を体系的に推進していくということで、その土地の農業生

産の維持あるいは農地の維持管理ということを図っていく、こういう体系统的な考え方を取り組みたいというふうに考えております。

○海野徹君 今の官房長からの答弁は新法の中でちょっと関連して質問させていただきたかったんですが、今、多様な担当手が現実にいろいろあると。それについては新しい法律の中できつと財政的な支援の制度、そういうものはより一層進められるという御決意と受け取つてよろしいですか。

○政府委員(高木賢君) この新しい農業基本法案では、経営ということを重視しております。そしてまた、その本来の経営の促進ということも位置づけておるわけでございます。それから、全体的な法制上の措置あるいは財政上の措置、金融上の措

置といふことにつきましては十三条で包括的に明記しております。

○政府委員(高木賢君) 二つのことを申し上げたいと思います。

一つは、基本法というのがいわゆる宣言法なり理念法で具体的な政策とつながつていかないのではないかという御指摘でございますが、これは現行基本法におきます反省も踏まえまして、今度新たに基本法案では、十五条に食料・農業・農村に関する施設の推進に関する基本計画といふものを基本法の中に組み込んでおります。

基本計画におきましては、政策の基本方針あるいは政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策といふことでの、食料自給率の目標とともにそういった基本的な政策の方向といふものを明記いたしましたが、かつこれを五年ごとに見直すということにしております。したがつて、ここでまさに具体的な政策と基本法で掲げております基本理念の橋渡しをする、その具体化図るという位置づけに

思つております。

それから、一番目に御指摘のありました担当手

私は思いますから、その点について、理念先行だけじゃないと。

要するに、今言つた担当手については、本当に農村に暮らしていますと若い連中がないんであります。消防をするにしても消防団員がいないんです。人数だけは三十分団六十名と、六十名いるんですけど、現実に日中にはいないんです。私のところなんか、静岡市の町中から二十分から三十分くらいのところなんです。にもかかわらず、そういうことなんですね。やっぱり担当手の確保というのは大変重要なことなんですね。

いま一度その辺の決意のほどを、ちょっと先の質問まで入つてしまいましてけれども、お願いします。

思つております。

そういう意味で、農業経営ということを二十一条なり二十二条で十分位置づけておりますし、人材の育成確保という点でも、総論的に二十五条の規定を置き、女性について二十六条、高齢者について二十七条といふことで、この基本法案の、理念法なり宣言法と言われますけれども、そういう中にありましても、経営とか人材という点については相当力点を置いた規定ぶりにしているということでございます。

○海野徹君 それでは、次の質問に移らせていましたが、評価政策と評価の質問なんですが、評価政策といふのが農基法の中である意味では大きく誤った政策ではないかというような指摘がされております。これは先ほど国井委員からも、WTOと価格支持政策との整合性、交渉等の中で価格支持政策の整合性の御質問がありました。國の立場を主張すると、大臣はそういうような答弁をされたかと思うんですが、どうも私は言葉にこだわるものですから、大臣、その辺は十分御理解いただいて答弁していただきたいんですが、産業とは何だろうかなと思ひます。

私は、農業というのは産業たり得ないのかなとふだん言っているんですけども、要するにみずからが価格決定権を持つていいというのは産業じゃないのじやないか、そういう私の産業という言葉に対する解釈なんです。農業ということに対する理解の仕方なんです。

しかしながら、安定的に食料を供給しなくちゃいけないし、国土を保全しなくちゃいけない。農業が持つてある多面的な機能を十分生かして豊かな日本をつくつていかなくちゃいけない。そうなると、価格決定権を持たない産業でありますけれども、價格支持をしていかないと日本の農業というのはますなくなってしまうのではないかなど。だから、價格政策自体に非常に問題点があるという指摘が現行農基法であります。その辺は新農基法にどういうような形で移行されていくのか、大臣

の御見解をいただきたいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) 特に、新しい基本法の中では、農業というものが広い意味の産業であろうというふうに位置づけなければならないと思っております。

ただ、国境措置でありますとか、あるいは全く価格が、先ほど市場原理というお言葉をお使いになりましたが、私は若干それについては神経質でございまして、法文上、市場原理という言葉はな

いわけござります。三十条には、「国は、消費

者の需要に即した農業生産を推進するため、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映し

て形成されるよう、必要な施策を講ずる」という

ことでござりますから、やはり生産者と消費者との間でおのずから価格

と、「育成すべき農業経営に及ぼす」云々といふことで、いろいろな施策を講じなきやいけないと

いうのが第二項にあるわけござります。

そういう意味で、今までの基本法よりはいわゆる市場原理的な要素がより強くなっていることは間違いないと思ひますけれども、あくまでも生産

者として購買者、消費者との間の値決めで決まっていく、まさに米がその典型であるわけでございまして、同時にそれに対するセーフティーネット

トというのも農産物の特性からいつて十分に講じていく、こういう一段構えの施策をこの基本法の中でとつていくことなどでござります。

○海野徹君 私の質問の仕方がまずかったのかも

りませんが、新農基法と現行農基法が非常に関連性があるものですから、私は現行農基法の問題

点、あるいはそれを評価しながら新農基法に移

していきたいなと思っていますけれども、どう

することになるわけなんです。

私はよく理解できないんですけれども、價格決

定権を農業者みずからが持つていいんです。

具体的には、麦などで見られるわけですけれども、実需者のニーズのないものが余計に生産されると、必ずしも反映されないいうらみがあつたという点が一番大きな問題点だろうと思います。

私はよく理解できないんですけれども、價格決

定権を農業者みずからが持つていいんです。

も、実需者のニーズのないものが余計に生産されると、あるいは実需者が欲しいと思っているものの生産が足りないということで、そのニーズが必ずしも反映されないという点がありますから。

ただ、いろいろ近所の若い連中と話していまし

て、もうからないねという話をするんですね。もうからないからじややめるかというと、年齢も来ていますし、やめると言わぬわけです。私はよ

く言うんですけれども、農業はもうからない、もうからないからほかの人が入つてこないから、だから強いんじやないか、だからほどほどでいいんじやないかと。ほどほどでほかで何か自分たちの生活の豊かさが実現できるような発想の転換をしたらという話をして、ある意味では励ましたながら今いろんな活動をしているわけなんですけれども、私は、だからそういう意味では、余り経済性とか効率性とか生産性とか産業というような形で農業を非常に特化してどちらしていくようなことは今後やつていただきたくないという思いがありまして、そんな質問をさせていただきました。

では、次に参ります。

担当手の問題のこともあるんですが、大臣にお聞かせいただきたいんですけれども、後継者不足の本当の理由は何だろうかななどということなんです、質問は。

大臣はお生まれになつてからよくわからんないですまれたばかりでしたからよくわからんないですが、小さいとき聞いた歌で、昭和二十九年「東京へ行こうよ」という歌がありました。これが都市集中のスタートの歌だと言われます。昭和三十年「別れの一本杉」、三十一年「逢いたいなあの人」に、「三十二年「お月さん今晩は」というのがあつた。昭和三十四年「僕は泣いちつち」、こういうような歌があつた。確かにありましたよ。そういうふうに私も聞いています。要するにどんどん都会へ出て行つたんですね。

私の静岡県の県の職員で、東京の大学に送るためには高校まで育てるのにどのくらい費用がかかりんだろうかといつていろいろ計算した人間がいるんです。具体的な数字は忘れましたが、一千万円を超過していました。それだけして東京の大学に出す、しかも仕送りして。就職先が東京ですから、また不足になると、やれ家賃を補助してやつたり敷金を補助してやつたり、全部そうやってのしをつけて都会へ送り込んでいった。その一方で、我々のところにもたらされるものは余りにもなかつたのじやないか。そういう思いをしているの

く言うんですけれども、農業はもうからない、もうからないからほかの人が入つてこないから、だから強いんじやないか、だからほどほどでいいんじやないかと。ほどほどで何か自分たちの生活の豊かさが実現できるような発想の転換をしまして、そんな質問をさせていただきました。

では、次に参ります。

【委員長退席、理事三浦（水君着席）】

は結構あるんですね。

（委員長退席、理事三浦（水君着席））

そういうことを聞くと、なるほど昭和二十九年からこんな歌が出たということは、確かに東京へ

からこんな歌が出たということは、確かに東京へ東京へと行ったのだな。では、今担当手がなくつけて送り込んだにもかかわらず、そのバックがないんじゃないかというようなことも含めて、

ある意味では現代版の百姓一揆じゃないか。もうなつちやつてているのは、そういう一生懸命のしをやめたと。根底には農政に対する不信があるんじゃないじやないかというようなことも含めて、

でしようか。

○國務大臣（中川昭一君）先ほど基本法の総括の中、土地の集積が北海道を除いては余りうまくいかなかつた、一・二倍程度にしかふえなかつたといふことがあります。一方では産業化、いわゆる工業化、高度経済成長ということでお、都市の方に需要が非常にあったのだろうということも一方では言えるのではないかと思います。

私がなんかもある意味ではその地域の中で別格扱いされちゃつたんですが、結局、進学校へ行つた。農家の長男が進学校へ行く、大学へ行くといふこと 자체もうある意味では別格扱いと同時に、農家の長男は学校に行かなくていい、あるいは携わりたいとか、あるいはどこかのメークーに勤めたいとか、そういう需要があつて、それは残念ながら農村で暮らすよりも魅力的だったということが当時はあつたのではないかと思います。

そういう意味で、今その反動が来て、まさに担い手不足、後継者不足ということをございます。が、最近の新規参入、あるいはまた農村へのUターンといった数字も少しずつではござりますけれども、いや、これ楽しいねということでやつてきていますが、どうもそういうのが本音じやないかな。

だから、職業観としても教育の中での農業の扱い方について、どうも軽視あるいは蔑視しているのかな。そういうことが後継者不足を生んでいます。が、どうもそういうのが本音じやないかな。

これからは育成すべき農家は育成しないろいろな

御見解をお伺いします。

（理事三浦（水君退席、委員長着席））

法ではありますけれども、理念法に基づく、先ほ

ども官房長から申し上げました基本計画、あるい

は国の責務というのもございますから、そ

う形で地方にまた夢と希望を持つて定住できるよ

うな施策というものを講じていかなければならぬ形で地元に考えております。

○海野徹君 職業観あるいは教育の中での農業に

対する評価というのは非常に低いですね。大変

問題だと私は思っています。

私はなんかもある意味ではその地域の中で別格扱

いされちゃつたんですが、結局、進学校へ行つた。農家の長男が進学校へ行く、大学へ行くといふこと 자체もうある意味では別格扱いと同時に、農家の長男は学校に行かなくていい、あるいは携わりたいとか、あるいはどこかのメークーに勤めたいとか、そういう需要があつて、それは残念ながら農村で暮らすよりも魅力的だったということが当時はあつたのではないかと思います。

そういう意味で、今その反動が来て、まさに担

い手不足、後継者不足ということをございます

が、最近の新規参入、あるいはまた農村へのU

ターンといった数字も少しずつではござりますけ

れどもふえておりますし、また我々も、いろんな

形、趣味的な農業から新規に意欲を持ってやつて

いる農業参入者も含めまして、いろいろな支援

措置を講じることによりまして、日本の農地を守

り農業を守つていくということによりまして、生

産活動だけではない多面的ないろいろな国家全体

にプラスになるような役目というものをぜひ担つ

ていただきたい。大事な転換点であろうといふ

うに思つております。

この新しい基本法の理念の一つでもございます

が、そういう観点からさまざまな諸施策を、理念法ではありますけれども、理念法に基づく、先ほども官房長から申し上げました基本計画、あるいは国の責務というものもございますから、そういう形で地方にまた夢と希望を持つて定住できるよう形で地元に考えております。

○國務大臣（中川昭一君）たしか十年ぐらい前のアンケートですけれども、日本とアメリカの高校生に将来何になりたいかということで同じような人数のアンケートをとった資料を見たことがあります。日本の場合には弁護士さんとか医師さんとか公務員とか会社社長とかいうのがずらり並んでおりまして、アメリカの方は牧場主、政治家、以下いろいろあります。ベストテンに牧場主と政治家が入つていないと、いうことに私自身非常に驚きを感じたわけです。やはりこれは日本農業に対する教育、そしてその教育以前の現状が非常に厳しいということが一般的に国民的な認識としてあるのではないかというふうに思うわけでございます。

したがいまして、先ほどから先生と官房長とのやりとりを伺つておりましたが、官房長の方は育成すべき農家あるいは担い手というものを中心に

答弁をし、先生の方はもっと零細な個別の農家の現状というものです、それぞれポイントの置き方が違つた議論をしているなという感じを持つたわけ

であります。

これからは育成すべき農家は育成しないろいろな

経営形態を活用していく、そしてまた個別でいい

んだという農家については集落農的な形でより

密接な協力関係を集落単位で守つていく、そういうことによつてそれが文字どおり自信と誇り

の持つて農業というものにしていかなければなりませんし、先ほどお話をありましたように、産業面だけとてても農業というものを語ることはでき

ない大きな意味を持つたお仕事でござりますの

で、基本計画等々あるいはこの基本法の理念を実現すべくさまざまな諸施策を集落ごとあるいは地

方公共団体ごとにきちっとやつっていく、それに対

して後押しをさせていただくということで、文字どおり誇りと自信が持てる農業というものをつ

くつしていくべく新たなスタートラインとしなけれ

ばならないというふうに考えております。

○海野徹君 私は、農民の自信と誇りが新農基法の中のどこの部分で具体的に表現されているのかという質問をさせていただこうかなと思つたんですが、まさに大臣が今おっしゃるような形で、そのスタートラインだという話なんですかけれども、我々農業人が自信と誇りを持つような農基法というのは具体的にどの部分でどうやつて表現されて、それを我々はどう理解すればいいのか、いま一度その辺を御質問いたします。

○国務大臣(中川昭一君) 条文的に申し上げますと、例えば三十条のところで、育成すべき経営体に影響を及ぼさないような措置をとる、あるいは二十一条で、これから農業というものは望ましい農業構造を確立していかなければならぬ、効率的、安定的な農業経営を育成していくかなければならぬ、そのためには必要な施策をとる、あるいは二十二条で、経営意欲のある農業者が創意工夫をすることによって家族農業経営の活性化を図るとともに、多様な経営形態という中で法人化というのも言つておるわけでございます。

そういう意味で、あえて条文で申し上げますならば、いわゆるプロ的な農業といいましょうか、育成すべき農業経営体といふものをつくり上げていくためのいろいろな施策を講じなければならぬといふことがこの法律の中の何カ所かにちりばめられておるということです。

○海野徹君 今、条文を例示されながら大臣の方から話があつたわけなんですねけれども、現行農基法では前文で「農業従事者が他の国民各層と均衡する健康で文化的な生活を営むことができるようになる」と、あれは曲がりなりにも農民を勇気づけるような方向性が示されていたんですね。だけれども、大臣が今お読みになつた条文の中でも、私はそれがストレートにそんなんだというふうには、現行法と比べてどうしても弱いんじゃないかな。農業者に対する位置づけというには方向性が現行法に比べてどうしても弱い、愛情がないのかなというふうに私は受け取つちゃうんですが、

どうなんでしょうか。それが私としてはどうして

も、幾ら読んでもその辺が出てこないんです。

元気が出ないというのは担い手の減少あるいは高齢化という周りの状況だけじゃなくて、将来の日本の農業・農村のあり方というのが具体的なイメージとして浮かんでこない、そういうビジョンが示されていないということなのかなという思い法といふのは具体的にどの部分でどうやつて表現され、それを我々はどう理解すればいいのか、いま一度その辺を御質問いたします。

○政府委員(高木賢君) 立案の担当者として申し上げたいと思いますが、やはり愛情といいますか

位置づけが基本的に違うと思うんです。

○国務大臣(中川昭一君) 昭和三十年代では、追いつき追い越せといいま

すか、他産業との間の格差の是正といふところに

あったと思いますが、その後の我が国の経済社会

の発展とともに、やはり農業の役割というのは何

だろうかということが大いなる問題として浮かび

上がってきたと思うんです。

自分のやることが社会的に意義があることなの

かどうかという点が大きなポイントだと思ふんで

す。その点で、この基本法案では、そういう農

業と他産業との格差是正といふ狭い範囲か

ら、むしろ経済社会の中であるいは国民生活の中

で我が國の農業というのはどういう意味を持つのかという役割、位置づけを明確にしたという点に大きな画期的なポイントがあると思っています。

その一つが食料の安定供給の確保という、これはいわば理念のところで二条から五条に規定してあるわけでございますが、まず大きな一つが食料の安定供給の確保。国民の生命の維持に欠くこと

できない、また健康で充実した生活の基礎として重要なものであるという食料の位置づけが与え

られています。その点が今日の一九九九年におきま

す最も肝要な点ではないかというふうに思つてお

ります。

○海野徹君 官房長と解釈の違いがあるわけなん

ですけれども、余り農基法が話題になつてない

んです、我々の周辺で。国民的合意とかいろいろ

な議論が出てきますが、現行農基法が制定された

昭和三十六年当時に比べると国民的な関心が非常

に低いんじゃないかな、話題がないということは。

それはなぜか。

確かに、三分の一ほどに今農業人が減つてしまつた、それが理由かもしれない。先ほどから

ますけれども、余り農基法が話題になつてない

んです、我々の周辺で。国民的合意とかいろいろ

う。だから、それを引っ張り出したんだということもなんでしょうが、それとしてもどうも関心が薄い。国民的な合意形成なんて求められない

じゃないかというぐらい関心が薄いんです。

それは官房長が愛情が込められていますよと

いですかね。特に、当事者がわくわくするような

言つても、なかなかストレートに来ないような精神的な背景が今農業人の間でも出ているんじやないですかね。

期待が新農基法に持てていません。その辺に

ついて、大臣、どうですか。

○国務大臣(中川昭一君) 私が全国にいろいろ

行っていろいろとWTOとかこの問題について非常に

関心があるな、あるいは農林省の課長以上が全国

に行つていろいろとWTOとかこの問題について

議論をしますと、やはり新しい基本法について非常に

関心があるな、あるいは農林省の課長以上が全国

に行つていろいろとWTOとかこの問題について

議論をしますと、大変関心が深いなと思います。

一つは経営安定対策とか直接支払いの問題とか、

まさに目に見える形での政策が一体どうなるんだ

ろうかというようなことが一番象徴的であると思

います。

それから、確かに先生おっしゃるように、当時

に比べて農業人口が非常に少なくなつたというこ

とで、そういう意味での数的な問題があるかもし

れませんが、一方では食料・農業・農村基本法と

いうことで、冒頭に食料という言葉を持つてきて

おるわけでありますと、私は消費者の皆さん方の

関心が非常に深いのではないか。これが前農業基

本法とかなり違う反応ではないか。消費者団体の

皆さんともいろいろ懇談をさせていただきますけ

れども、新しい基本法につきまして非常に関心を

お持ちでございますので、まさに国民的な議論が

今なされているのではないか、そして当委員会で

の御審議を注目しておられるのではないかとい

うふうに私は理解をいたします。

○海野徹君 大臣が会われる方というのは農業團

体の代表がほとんどだと思うんです。まさに関心

がなぜ高いか。これは新農基法というのはWTO

に対する基本方針だ、そのための準備だ、そういう

思いがあるから関心が高いんです。これによつ

て我々は切り捨てられるのか、残るのか、そういう

う意味での関心の高さじやないんですか。

○国務大臣(中川昭一君) これは先ほど官房長も答弁いたしましたように、二十一世紀に向かって

文字どおり誇りと自信の持てる農業をつくっていくという理念法、憲法みたいなものでございま

すから、やっぱり中長期的な農業経営、個々の農業経営にたえ得るような法律としての位置づけだと我々は確信をしております。

そういう意味で、もちろんWTOとの結みでの御関心も多いかと思いますが、この二条から五条にわたる四つの基本理念というものは、やはり日本の農業が持続的な発展をしていく上で極めて重要なものであると理解をしていただいているものというふうに理解をしております。

○海野徹君 なぜ私はそういう質問をしたかといふことなんですが、いろいろな意味で世界各国は農産物貿易に関して二〇〇〇年からのWTOの農業交渉の準備を進めています。アメリカは九六年農業法EUもアジェンダ二〇〇〇で共通農業政策の改革を急いでいる。しかば、日本は新農基法でWTO交渉を乗り切ろうというのはある意味では当然のことかなと思ひますし、その交渉を乗り切るために四つの理念が出てきたんだな、私はそう思っていますし、そうしてほしい。そして、日本の農業のあるべき姿、世界の中で当然貢献しながら、我々農業人にとって自信と誇りの持てるものにしていてほしいと思うんです。

そういう意味での関心はもちろん私ども持っていますけれども、私は新農基法というのはWTOに対する日本の農業面の戦略だと思っていますが、どう理解してよろしいでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 大体において当然同じような趣旨であることは間違ひございません。提案骨子の三つの柱の中の多面的機能、あるいは食料安全保障、輸出国と輸入国とのバランスというのこの条文上は出てまいりませんけれども、とにかく我が国を中心とする世界の食料と人口といふもの、あるいはまた国際貢献というようなことこの条文にあるわけでございますので、そ

いう意味で目前に迫ったWTOとこの法律とをダ

ブつてお考えになられるのは、これはある意味では当然でございます。また、この両者の間には、我が国の提案とこの基本法との間には当然そこがないわけでございます。

もっと広い意味で、旧農業基本法が四十年近く法律として存在したわけでございます。そういう意味でいいますと、次期交渉がどのくらいのタームを視点に置いて行われるかはこれからのことです。

もう少し詳しく申上げたように基本計画あるいはまたこれに関連する実体法等々とセットでこれから農政への新しいスタートに向かって機能させていかなければならぬというふうに考えております。

○海野徹君 それだけに、私は、交渉力というのを持つために、中長期的な日本の農業ということが統いておるということですから、これを何としても上げていかなければいけないということは再々申し上げておりますところであります。

ただ、この五百万ヘクタールという農地の中でも、その辺についてどうでしようか。

○国務大臣(中川昭一君) 当然、この法律を成立させさせていただきますが、食料自給率の基本的な数字を出していく、出してその決意を持つて臨むという必要があるかと思うんですけども、その辺についてどうでしようか。

いずれにしても、我が国の自給率が非常に下がってきておる、低い、そしてさらに下がる傾向が統いておるということですから、これを何としても上げていかなければいけないということは再々申し上げておりますところであります。

ただ、この五百万ヘクタールという農地の中でどうやって本当に、一ポイントはおろか、〇・何ポイントでも上げていくためにどうしたらいいかという作業を今進めておりますけれども、五〇と五〇の一つの切りのいい数字ではありますか、なかなか何ポイント上げるということの作業が非常に難しいわけでございます。先生御承知のとおり、麦で倍くつて一ポイントとか、大豆で三倍つくつて一ポイントとか、食べ残しをどうしたらどうなるかとかいうことで、本当に一ポイント上げるだけでも実は大変な作業がございます。

ですから、今の段階で、確かに五〇でも低いだろ、各國に比べれば低いだろうと言われば否定はいたしません。しかし、では五〇を目標にす

るといつても、最初に五〇という数字をつくって交渉ポジションを強くするために、この法律に基づくくるべきことはきちっとやっていかなければ

ばならないというふうに考えております。

○海野徹君 数字を基本計画で出すとしたら、それは五〇%を割る数字ではないんでしょうね。

また、これは予算委員会でも大臣にちょっと質問させていただいて、いやそれはできますかねと

いう話だったんですけども、私は各県ごとに自給率をはじかせてみたらどうかと。総務庁の家計

調査も出ているだろうし、あるいはその地域でどういうものができているかというのをもう当然つかんでいるわけですから、それは数字を出すため

の大幅重要な根拠となり得ると思っていて、各自治体が積み上げたものを持ちながら、当面、目標として農民がやる気を起こすこれで交渉していくよと申しますから、それは五〇%を割る数字と申しますけれども、現状はそうでございます。

これから、先生御指摘の、都道府県別の自給率も、北海道が一二〇%ぐらいだったと思いますが、そろはカロリーベースというの最近は各國どつていうのはあり得ないだろうと私は思いますが、どうでしようか。

○国務大臣(中川昭一君) 穀物ベースで二八といふのが世界の共通の数字になつておりますから、これに関連する実体法等々とセットでこれから農政への新しいスタートに向かって機能させていかなければならぬというふうに考えております。

いずれにしても、我が国の自給率が非常に下がってきておる、低い、そしてさらに下がる傾向が統いておるということですから、これを何としても上げていかなければいけないということは再々申し上げておりますところであります。

ただ、この五百万ヘクタールという農地の中でも、その辺についてどうでしようか。

○国務大臣(中川昭一君) 当然、この法律を成立させていただきましたが、基本計画というものを策定しなければなりません。基本計画の中には自給率目標というものを書き込まなければならぬわけでございます。来年の三月までにこの数字を出すわけでございまして、また交渉もそれと同時にスタートをするということになりますので、

させていただきましたならば基本計画というものを策定しなければなりません。基本計画の中には自給率目標というものを書き込まなければならぬわけでございます。来年の三月までにこの数字を出すわけでございまして、また交渉もそれと同時にスタートをするということになりますので、

させていただきましたならば基本計画というものを策定しなければなりません。基本計画の中には自給率目標というものを書き込まなければならぬわけでございます。来年の三月までにこの数字を出すわけでございまして、また交渉もそれと同時にスタートをするということになりますので、

させていただきましたならば基本計画というものを策定しなければなりません。基本計画の中には自給率目標というものを書き込まなければならぬわけでございます。来年の三月までにこの数字を出すわけでございまして、また交渉もそれと同時にスタートをするということになりますので、

させていただきましたならば基本計画というものを策定しなければなりません。基本計画の中には自給率目標というものを書き込まなければならぬわけでございます。来年の三月までにこの数字を出すわけでございまして、また交渉もそれと同時にスタートをするということになりますので、

させていただきましたならば基本計画というものを策定しなければなりません。基本計画の中には自給率目標というものを書き込まなければならぬわけでございます。来年の三月までにこの数字を出すわけでございまして、また交渉もそれと同時にスタートをするということになりますので、

させていただきましたならば基本計画というものを策定しなければなりません。基本計画の中には自給率目標というものを書き込まなければならぬわけでございます。来年の三月までにこの数字を出すわけでございまして、また交渉もそれと同時にスタートをするということになりますので、

させていただきましたならば基本計画というものを策定しなければなりません。基本計画の中には自給率目標というものを書き込まなければならぬわけでございます。来年の三月までにこの数字を出すわけでございまして、また交渉もそれと同時にスタートをするということになりますので、

りテクニカルな数字の積み上げ、いろんな諸状況の判断というものが必要になつてきますので、現時点ではいつ時点で何%ということを技術的に申し上げられないということは大変申しわけなく思

いますけれども、現状はそうでございます。それから、先生御指摘の、都道府県別の自給率といふのは農林省でもとつておりまして、例えば東京の自給率が一%とか、神奈川県が三%とか、北海道が一二〇%ぐらいだったと思いますが、そろは既に得ないだろうと私は思いますが、どうでしようか。

それから、先生御指摘の、都道府県別の自給率といふのは農林省でもとつておりまして、これは試算だそうですが、それから、先生が必要であれば試算という前提でござりますけれども、先生が必要ですね、その数字は、試算としてあります。

東京の自給率が一%とか、神奈川県が三%とか、北海道が一二〇%ぐらいだったと思いますが、そろは既に得ないだろうと私は思いますが、どうでしようか。

○海野徹君 それでは、大臣が予算委員会でそれではきかねるという話は違つたわけなんですね。もう既にあつたわけですね、その数字は、試算としてあります。

それから、輸出入のように通関統計というものがありませんから、厳密な意味で県産物がどの程度食べられているのかというのも、率直に言つて県境調整措置ということで県の間で閑門がありますが、せんのでわからぬ面がありますけれども、そこは県の生産統計というものを、これも大胆にそれが全部県内に供給されているという前提を置いて、そういういろいろな仮定計算を置けば、大体

度食べられているのかというのも、率直に言つて県境調整措置ということで県の間で閑門がありますが、せんのでわからぬ面がありますけれども、そこは県の生産統計というものを、これも大胆にそれが全部県内に供給されているという前提を置いて、そういういろいろな仮定計算を置けば、大体

度食べられているのかというのも、率直に言つて県境調整措置ということで県の間で閑門がありますが、せんのでわからぬ面がありますけれども、そこは県の生産統計というものを、これも大胆にそれが全部県内に供給されているという前提を置いて、そういういろいろな仮定計算を置けば、大体

度食べられているのかというのも、率直に言つて県境調整措置ということで県の間で閑門がありますが、せんのでわからぬ面がありますけれども、そこは県の生産統計というものを、これも大胆にそれが全部県内に供給されているという前提を置いて、そういういろいろな仮定計算を置けば、大体

度食べられているのかというのも、率直に言つて県境調整措置ということで県の間で閑門がありますが、せんのでわからぬ面がありますけれども、そこは県の生産統計というものを、これも大胆にそれが全部県内に供給されているという前提を置いて、そういういろいろな仮定計算を置けば、大体

度食べられているのかというのも、率直に言つて県境調整措置ということで県の間で閑門がありますが、せんのでわからぬ面がありますけれども、そこは県の生産統計というものを、これも大胆にそれが全部県内に供給されているという前提を置いて、そういういろいろな仮定計算を置けば、大体

度食べられているのかというのも、率直に言つて県境調整措置ということで県の間で閑門がありますが、せんのでわからぬ面がありますけれども、そこは県の生産統計というものを、これも大胆にそれが全部県内に供給されているという前提を置いて、そういういろいろな仮定計算を置けば、大体

度食べられているのかというのも、率直に言つて県境調整措置ということで県の間で閑門がありますが、せんのでわからぬ面がありますけれども、そこは県の生産統計というものを、これも大胆にそれが全部県内に供給されているという前提を置いて、そういういろいろな仮定計算を置けば、大体

度食べられているのかというのも、率直に言つて県境調整措置ということで県の間で閑門がありますが、せんのでわからぬ面がありますけれども、そこは県の生産統計というものを、これも大胆にそれが全部県内に供給されているという前提を置いて、そういういろいろな仮定計算を置けば、大体

度食べられているのかというのも、率直に言つて県境調整措置ということで県の間で閑門がありますが、せんのでわからぬ面がありますけれども、そこは県の生産統計というものを、これも大胆にそれが全部県内に供給されているという前提を置いて、そういういろいろな仮定計算を置けば、大体

先ほど大臣が言いましたように、相當な決意を持つて臨んでいるということが我々農業人に対し、やる気を起こさせることですから、私はぜひ明記を求めていきたいと思いますし、それは五〇%を切つてはならないというような思いでいるわけなんです。ぜひその辺は速やかに取り組んでいただきたいと思います。

今回の農基法の目指すものの中にぜひ取り入れる、そういう視点がなぜなかったのかということだつたんですが、先ほど大臣のお話の中でも、非常に消費者から期待の声が大きいですという話がありました。今、東京都でも一%の自給率ですという話がありました。まさに、農業の問題というのは、私たち農業人から言わせれば、農業人は別にきよう食つていくだけだったらやめちゃつてもいいんです。農業をやめてどこか日雇いに行つたって生活はできるんです。しかし、九割の生産手段を持たない消費者である都市住民の人たちにとって、農業・農村あるいは食料を初めとしたそれが一番大事な問題なんです。にもかかわらず関心が薄いと私は思っています。

だから、都市はどうしたら自立できるのか。都市の自立の視点が農基法の中に盛り込まれていなったって生活はできるんです。しかし、九割の生産手段を持たない消費者である都市住民の人たちにとって、農業・農村あるいは食料を初めとしたそれが一番大事な問題なんです。にもかかわらず関心が薄いと私は思っています。縁もありません。ごみだけは我々農村部へ廃棄処分で持つてこられるんです。

そういう意味で、二十一世紀が自立と共生というのがキーワードとしたら、都市の自立という視点が農基法の中へ私はやっぱり盛り込まれるべきじゃないかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○政府委員(高木賛君) 本法案は食料・農業・農村に関する基本法でありますので、もちろん都市という側から規定するというのはやはり基本的な性格として難しかろうと思います。

しかしながら、食料の消費者の大宗を占めているのは都市住民でございまして、その都市住民あるいは消費者に対しまして食料を安定的に供給し

なければならぬ、そしてそのまま供給のソースとしては国内農業生産が基本だということで整理

をしておるわけでございます。

先ほど來のお答えと重複する面がございますが、同時に都市住民が求めておりますのが、ある者は主として都市の住民であるという意味では、もろに直接的に都市住民に対してもう書き方はしておりませんけれども、日本国民のかなりの部分を占める都市の住民、都市の消費者という方々を念頭に置いて、その人たちをサポートできるよ

うな、そういう我が国農業のあり方として農業の持続的な発展なり農村の振興という位置づけておるということでございます。

○海野徹君 重ねてお伺いさせていただくわけなんですが、九割の生産手段を持たない都市住民、消費者のすぐれて関心の高い問題がこの食料・農業・農村の問題なんです。それに対して、ではどう

いうふうな形でPRして、あなたの方の問題なんだと。一割の生産手段を持つた農業者の問題じゃありません、もつと真剣に考えてほしいと。具体的にはどうやってその活動をされていくつもりなんですか。

だけれども、事ほどさように、我々一割の人間というのは、要するにわざかな自分たちの食いぶ

はどこかへ職を求めていったっていいわけです。その点についての御努力をどうされるのが、お聞かせください。

○國務大臣(中川昭一君) この基本法の十二条に「消費者の役割」というのがありますて、「食料、農業及び農村に関する理解を深め、食料の消費者

生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。」とあります。最高のぜいたくをしています。マリー・アン・トワネットの究極のぜいたくがベルサイユ宮殿に家庭菜園をつくることだとと言われていますが、まさにそういう意味では私もマリー・アントワネットと同じようにならなくていいとも思っています。

そういう意味で、生産者は国民に対して安定的に食料を供給する責務という言葉はここでは使つておられませんけれども、努力、努めるものとすると、消費者の方は消費者の方として、業としての農業あるいは空間としての農村というものがまさに国民全体に対する大変なバランスの財産として存在をし、しかもそれを維持するために関係者の皆さん

が大変な御努力をされているということ、それから国内で生産される農産物を、私の言葉で言えば感謝しながら食べていただくということで、都市

労働力がないことを肩がわりするには多肥料、多農薬、農薬をたくさんまくしか今までなかつたん

です。それは自分たちも痛烈に反省しながらも、危険だとわかりながらも農家はやつてきちゃつたんです。それが、ようやく今私たちが加害者なんだと農家も気づき出したんです。

私は、数年前から肥料設計をし直しなさい、農薬のかけ方をもつと研究しなさいというふうにさんざんJAに言つていたんですが、JAとしてはどうしたって売りたい一本でしたから、それがなかなかされてこなかつたんです。しかしながら、ある意味では大臣がおっしゃつたように環境問題、食料の安全、安心という意味での消費者の声の高まりの中からそれが今非常に大きな問題となつて、我々が加害者であるという自覚も農業人に出てきたわけなんです。

だけれども、事ほどさように、我々一割の人間

というのを今後一層この基本法に基づいてやつていかな

るわけでございます。当委員会でも御審議いただきましたJAS法の表示の問題あるいは持続的農業の法律、さらには家畜ふん尿処理法等々でそういう方向の法整備もしながら、消費者ニーズ、そ

してまた生産者の意欲が増すような施策というの

のを今後一層この基本法に基づいてやつていかな

ければならないというふうに考えております。

○海野徹君 具体的にいろんな御努力をされるとお願いするわけなんですが、非常に食といふのは保守的なものだと私は思っています。我々の祖先がずっと食べてきたものを親が食べて、それ

である意味では親は人体実験をしているわけですね。問題ないから子供に食べさせて、それが孫にと。しかし、今の生活習慣病を含めて日本人の健康状態を考えると、親が食べないものを子供が食べ、子供が食べないものをまた孫が食べてい

ます。どうやつても労働力があれませんから、互いが認め合い、共生し合つていくことがまさに

この理念が求めているものであろうというふうに考えております。

したがいまして、生産者の努力といいましょうか、国民に食料を供給しているんだという責任感、その責任感の前提として経営意欲とか担い手とかいったプロとしての農業者の意識というものが要求されてくるわけであり、それを助長するた

めの政策をとつていかなければならぬ。そして、国民の大半を占めるいわゆる消費者は、国産の農産物、つまり日本の食料の将来に対して不安が非常に大きいという総理府のデータも出ておるわけでございます。そういう意味で、お互いがお互いを認め合い、そして共生しながらやっていくことが、世界で一番自給率の低い我が国の異常なことが、世界で一番自給率の低い我が国の異常なことが、世界で一番自給率の低い我が国の異常なことが、世界で一番自給率の低い我が国の異常な

ことが、世界で一番自給率の低い我が国の異常なことが、世界で一番自給率の低い我が国の異常な

ことが、世界で一番自給率の低い我が国の異常な

ことが、世界で一番自給率の低い我が国の異常な

ことは、戦後、私もそんなことがあるのかなど

について食糧援助大綱といったものの策定を想定しているのかどうかをまず伺いたいと思います。

○政府委員(大島賢三君) ただいま御指摘がございましたように、まさに急増する人口増加に食料生産が追いつかないとか、あるいは特に食生活の高度化といったような問題によりまして穀物消費が増大しているとか、いろいろ圧迫要因があるというわけでございまして、多くの開発途上国の中で慢性的な栄養不足状態にある。こういうことで、現在の我が国のODAの中に開発の分野における食料関係、すなわち農業、漁業等の分野が組み込まれておりますし、それから緊急事態に対しましては別途緊急食糧援助といったようなことをやつております。

そういう状況の中で、ODA大綱が全体を規定しておるわけでございますが、その中で、我が国の援助政策において飢餓、貧困によって生ずる対応についてはきちんと立場を踏まえて対応していくということがうたわれております。さらに、難民等に対します緊急援助も同様でございます。そういうことで、ODA大綱の基本理念とその原則の中に一応重点項目として受けとめられておりますので、そういったことでこれからも対応していかなければなりません。

非常に先々長い見地から、こういった先生から御提言のござりますような食糧援助大綱というようなものをもし別途検討していくといふことがありますれば、これはこれで考えていく必要があるかといふにも思ひますけれども、現時点におきましてはODA大綱、それから先般の御質問の中でも御提起がございましたけれども、援助の中期政策というものを作成するときの対応を考えておりまして、このODAの中期政策の中で農業とか食料問題をどういうふうに考えていくかということの政策的な位置づけは明らかにしていくことにしておられますので、当面はそういう対応で十分ではないかといふふうに思つておりますけれども、非常に長い将来を見据えた見地からこの問題をどういうふうに考えていくかということは、我々としても

十分心しておくべきことだというふうに思つております。

○風間禪君 今のお答えの中で、当面はこれで大臣ではないかということですが、実際に戦争状態が日本ではなくてほかのところで起つた、先进单位の事例もあるわけでありますから、そういう際には、今、日本が考へているODA大綱の中では緊急援助として出動する仕組みになつていなければなりません。ですから、そういうことを想定しておいで、出動できるようなものとして具体化すべきだというふうに私は言いたいのですが、どうでしようか。

○政府委員(大島賢三君) 現在の国際的な食糧援助の仕組みにつきましては、先生御案内のところに、食糧援助規約という国際条約もござります。それから、国連の枠組みの中で世界食糧計画といふものがもうこれは三十年以上一応存在いたしております。その通常の開発を通じた食料増産の問題、それから緊急事態における緊急食糧援助の問題、この両面を世界食糧計画、WFPが担当いたしております。

そういうことで、国際的にもそれなりの枠組みができておりますし、日本もこの枠組みに組み込まれまして非常に積極的な貢献をやつてきておるわけござりますので、当面のところはこうした国際的な枠組みに従いつつ、その枠内での対応と、それから別途二国間援助という仕組みがござります。食糧援助それから食料増産援助も二国間援助の仕組みでやつておりますので、その両面でもちまして当面の食料安保守にかかる問題についての我が国対応というのは実施をしていく必要があります。食糧援助の実施をしていくこと、広い意味でこの仕組みをどうするかということ、積極的な対応に努めていただきたいと思つております。

○風間禪君 今の答弁の基本的な考え方私は賛成でありますから、もっとより具體化していくべきものとしてやっぱり援助大綱を、発動できる大綱をつくつておくべきじゃないかというふうに思つております。

それを広げていくことがある意味では世界の食料安保守、あるいは配分機構センターとして具体的な課題を即座に実行に移していく協力を通じまして、世界的な課題である食料問題にも取り組んでいくことができます。しかし日本の明確にはないんじやないかというふうに思つておるんです。

もちろん、FAOの緊急援助機構とかはありますけれども、いずれにしても余剰食料のある諸国から不足諸国へ廉価で、安い値段で申し出があれば買い取つてもらって、支払いが滞るということであれば長期融資を含めてといつた、私は世界食料銀行というふうに名づけたいんですけど、そういうふうに私は言いたいのですが、どうぞお考えですか。

○政府委員(大島賢三君) 最近、先生が御指摘のような事態が生じたのはインドネシアに対します緊急食糧支援であったわけでございまして、七十万トンの米の支援を行い、ほぼ現時点までには消化をされたという報告に接しておるわけでございますが、この際に、このときには政府米を使用することもございましたので、新たな緊急食糧支援の仕組みというのを農水省、外務省で協議をいたしましたが、この際に、このときには政府米を使用することもございましたので、新たな緊急食糧支援として成立させたわけでござります。こういうことでも、個々のケースに応しまして柔軟に適切な対応をするといふ対応ぶりをとつてきております。

今後とも、こういった仕組みが必要であればさらに活用していくことになろうかと思います。

て積極的な貢献を行つておりますので、こういつた枠組みを通じて、世界的な課題である食料問題にも取り組んでいくことができます。しかし将来的に考へる必要があるということが出されば、これはその必要性に応じていろいろ考へておられるだけありますけれども、その際、技術的な問題かもしませんが、収穫した米を利用しやすくてなおかつ栄養価に富んでいてコストも低い、それから保存性にも富んでいる玄米での粉末体に加工して、世界の途上国への食糧援助に充てるというのも私は考へておるんです。

○風間禪君 そういうことが起こらないにこしたことはないわけでありますけれども、その際、技術的な問題かもしませんが、収穫した米を利用しやすくてなおかつ栄養価に富んでいてコストも低い、それから保存性にも富んでいる玄米での粉末体に加工して、世界の途上国への食糧援助に充てるというのも私は考へておるんです。

玄米の場合は白米に比べてカロリーも約二倍ぐらいい高いと言われていますし、ビタミンB₁も四倍ぐらい高いと言われておりますけれども、この部分について、これは国内的には生産調整のところもつくつてもいいのではないかと思つてゐるんです。とつぱなアイデアでありますけれども、この件に関して農水省の御意見をちょっと伺いたいと思うんです。

○政府委員(堤英隆君) 玄米を米粉にします際には、今御指摘のように精米と比較いたしまして脂質が非常に高い。それから、今、先生御指摘のように、カルシウムがあるとか燐とかカリウムといった無機質につきましても栄養価が高いというメリットがあるということを私ども承知いたしております。

他面、これを食糧援助に利用するということにつきましては、一つには、玄米をすべて全粒粉にします際には当然アルファ化する過程があるわけですが、そういうふうに思つた過程を経ますので、米粉の加工費がトントン当たり二十万円程度必要になつてくるということになります。したがいまし

て、援助に要する費用が増加するというか、援助の額が一定であれば援助量が少なくなるという、そういう意味での援助効率は低くなるといった問題もあるうといふうに理解をいたしております。

それからもう一点は、やはり米粒と異なりまして、米粉として食用に供するといいますか、利用するという場合はかなり世界的にも限られているんじやないかということで、被援助国が米粉として援助してほしいといって要請されるケースというのは、おのずから米粒と比較した場合には限定されるんじやないかといふうに思つております。ましては、こういつた玄米の米粉によります援助につきましては、こういつたメリットあるいはデメリットといつたものを総合的に検討してこれから勉強していくかなければならない課題といふうに受けとめさせていただきたいと考えております。

○風間禪君

なるほど、わかりました。
技術的には随分できるんじやないかと思つておるんですけども、問題は、今コストのお話がありましてから、これを、だから市場流通をさせていくことの意義といふか、今おっしゃったデメリットも踏まえて検討していただきたいといふうに思います。外務省さんありがとうございます。

○農業構造問題について数点伺つていただきたいと思います。

先日発表されました農業経営統計調査によりますと、九八年度の農家一戸当たりの農業就業者は前年の一・〇四をさらに下回つて一・〇一といふうに過去最低水準になりました。農水省として九九年度の傾向をどのように認識されているのか、伺いたいと思うんです。

○政府委員(樋口久俊君)

私の方からお答えを申し上げます。

農林水産省では、統計情報部におきまして毎年、農業経営の動向を農業経営統計調査として公表いたしております。これによりますと、傾向としましては、先生からお話しございましたとお

り、販売農家の一戸当たりの農業就業者数は減少傾向にあることは事実でございます。

なお、先生からお話しございましたのは、恐らくこれは推測で恐縮なんですが、日経新聞の記事ではないかと思われるんですけども、これは実は私どもが公表いたしましたデータを、平たく申し上げますと集計をし直されまして、置きかえて推計をされた数字でございまして、私どもが発表いたしております数字そのものとはちょっと計算の仕方は違つておるところでございます。

なお、九九年度につきましては、当然のことですがまとまらないと何とも申し上げられないということはお許しをいただきたいと思います。

○風間禪君

だから、傾向はどういうふうになつておるのかと、認識しているのかと伺つておるんです。

○政府委員(樋口久俊君)

毎月の数字は、十一年になりますて四ヵ月ほど統計上は数値が出ております。この数字だけを御説明申し上げますと、一月は〇・六三、二月が〇・六二、三月が〇・八三、四月が一・一六といふことになつておりまして、当然農繁期はこれがふえることになるということです。

その後の傾向は推測ではむしろ申し上げるのは適切ではないと思つておりますので、御容赦をお願いしたいと思います。

○風間禪君

農家が減んで農業が榮えるといふことはあり得ないわけありますから、日本国内の生産量の見通しが立てば、それに必要な農地面積も、そして就業人口といふのも当然概算ではき出せることですね、理論的には。

農地は確保できただけれども、農業人口が減つては話にならないわけありますから、政府としても新規の参入就業者の確保、おととの新規青年も、あるいは昨年の新規高齢者といふか高年者といふさまざまの策を確保のために実施してきたと思ひますけれども、残念ながら就業人口の減少

の歴史どめというのがかからないのも事実であります。

そういう意味で、別の発想をもうちょっとと立てなければならぬのではないかといふうに私は思つますが、なかなか私も別の発想が今のところ浮かんでこない、むしろ知恵を持つている農水省の人から出してもらえばと思つてはいるくらいであります。

これについて、一点は、新規青年者の農業内それから農外、また去年から動き出した新規高齢者の農外参加がどのぐらいふえたのか教えてもらつて、さらには別発想による就業人口を確保するアイデアを教えていただきたい。

○政府委員(樋口久俊君)

まず、他産業から農業の方へおかわりになつておるといいますか、農業の方に主に従事することになった、新規就農者と言つてもいいと思ひますけれども、そういう皆さんの数字を御紹介いたしますと、このところ全体としてはふえてきておるわけでございまして、すべての数字で申し上げますと、例えば八年度が四万八千九百人ほど、それから九年度が五万四千五百人ほどございますが、この中でいわゆる青年と呼ばれます三十九歳以下の方は、それぞれ六千五百人、七千五百人でございます。

その一方で、四十歳~四十九歳、五十歳~五十九歳、六十歳以上とランク分けをしてデータの整理をいたしておりますが、傾向といいたしましては、年齢が上に行くほどこのところの増加の数といいますか、伸び率と言つてもいいと思ひます。が、それがふえていく傾向がございまして、六十歳以上の方が九年度で申し上げますと二万八千六百人ほどという数になつております。かなり高齢者の方の新規就農が増加しているといいますか、そういう傾向がうかがわれるのじやないかと思ひます。

もう一点の御質問にお答えすることになりますが、私もとしましては、中核になつていただく青年の方の就農はもちろんでございますが、農村において活性化をしてもらうとか、あるいはほか

の産業でのいろんな御経験や知恵を生かしてもらう、そういう観点からもこういう中高年齢者の方の新規就農は大事なことではないかと考えておりますし、先ほど先生からお話しございましたように、十一年度では新規就農のための資金の貸し付けに係る法律の改正を行つていただいたというようなことでございます。

○風間禪君

別発想の問題はどうですか。教えてください。

○政府委員(樋口久俊君)

先ほどお話をしましたのは、どちらかといいますと家族経営といいますか、個人が就農されるということもあるわけでございますが、そのほか、私どもとしましては法人経営といふものも、例えば集積を図る、そこにはどんな形でのハード、ソフトを集中するという観点から推奨をしていくということではなかろうかと思つております。

○風間禪君

新しく農業をする人に宝くじを出すとか、いろんなやり方が、こそくな手段かもしれないけれども、いろいろあるわけであります。それこそこの間、不登校で高校をやめた人たちとか十数人と話していて、要は、自分で食べるものは自分でつくってみたまう子も結構いたんですね。それが直ちに農業をやれるかやれないかは別問題でありますけれども、要するに自分の生きざまを自分で探したいという人が結構いるんです。だから、奇策と言われても何しても、自立して生活していくという観念というか、意識の啓発にもっと力を入れていかなきやならないんじやないかといふうに思つております。またアイデアがあれば教えていただきたいと思います。

次に、株式会社の参入の問題で、先般、仙台に私は行かせていただきましたけれども、農業者だけじゃなくて一般消費者の方々も相当この株式会社の農業参入に対しても大きな懸念を持つつらつしやいました。今回の基本問題調査会の答申でも全面ゴーサインが出たわけではありません。その一々のデメリットをここであげつらうわけにもいきませんが、当然考えられるデメ

リストがあるわけあります。そういうことに対する農水省はどうこたえていくのか、つまり国としてどうこたえていくのかということが極めて大事じやないかと思うわけです。

私自身は、就農ルートを多様化して就業を確保するという観点からも、またその地域に住んでもらうという定住条件整備からも大事な問題であると思いますし、若者の重要な就職先としても有望であると思つております。ただ、大手の資本による農村荒らしのよきな事態には備えておかなきやならない。それに付する規制と監視チェックといふのは当然必要だと思っております。

が、現在、既に有限会社として経営されている農業生産法人を株式会社に転換する、あるいは第三セクター方式、最近いろいろなところで問題といふか課題を残していますけれども、農業公社を株式会社にするような場合には私は弊害がないのではないかというふうに思つておるところであります。

法人雇用の、いろんな人たちと話していく一番のメリットは休みがとれる、要するに休日などの就業条件が非常にほつとする部分だということと、社会保険が適用されるといういふのは今の景気の状況からいうとすごくうやましいと思っている人もたくさんいるわけあります。そういう意味で、雇用者の福祉が株式会社化によるメリットとしては挙げられるのではないかというふうに私は思つておるわけあります。

長々話しましたけれども、言われている株式会社参入についてのデメリットをどういう認識でいるのか、またそれをどう乗り越えようとしているのか、農水省に伺いたい。

○政府委員(渡辺好明君) 二つに分けてお答えを申し上げたいのですが、株式会社一般の土地利用型農業への参入の問題につきましては、昨年の基本問題調査会の答申にもござりますように、二点の大きなデメリットがござります。一つは、農地の投機的な取得につながるおそれがあるということ、それから二つ目には、周辺の家族農業経営

と調和した経営を行わずに地域の水管理、土地利用を混乱させるおそれがある、こういうことでございました。

したがいまして、農政改革大綱では、土地利用型農業における株式会社の取り扱いにつきまして、いわゆる株式会社一般は認めない。しかし、今、先生がおっしゃいましたように、地域に根差した農業者の共同体である農業生産法人の一形態であれば選択肢を拡大する。例えば、今、先生が御指摘ありましたような雇用の受け皿の問題、それから資金調達の問題、あるいはノウハウの問題、こういったメリットがござりますので、この点について検討すべきであるということをございます。

ただ、この場合であっても、農業関係者の中には、一つは農外資本に支配されないだろうか、二つ目には偽装した参入が行われないか、三つ目には初めから転用目的の参入があるのでないかといつたことが懸念としてあるわけでござります。

これらの一つにつきまして懸念が払拭されるような措置を現在検討会で詰めているところでございます。もう近々成案を得まして、できれば次の通常国会に関連制度の改正という形でお願いをしておる所存です。

○風間紀君 この基本法が成立した後の具体的な実体法の中でやつていただきたいというお話をあります。

引き続いて、農地法の許可要件、農地の権利取扱が認められるにはさまざま条件があります。農地のすべてについて耕作するとか、常時従事するとか、経営状況を含めて居住地から農地までの距離とか、経営面積が五十ヘクタールを超えることなどという条件を満たす場合であります。

農地法そのものは、当然その上に土地の基本理念等施策の基本を定める土地基本法、ここには当然土地の投機的抑制がきちっと規定されているわけあります。

権利移動の規制というのはこの土地基本法の理念

の参入について、権利移転に一定制約をきちっと設けるということにすれば、農地法や土地基本法との関係で農地が荒廃していくくといふ事態は避けられるのではないかというふうに思つております。

私は、新農業基本法を、理念法とはいってもその押さえをきちっとやって、この株式会社の参入を、無目的というか、あるいは投機的な利用に歯どめをかけるということが大事ではないか。これはどこ農業者あるいは団体、どこへ行つてもやっぱり一番懸念として、今、渡辺さんがおつしやつたように三つの懸念を出されていますけれども、日々皆さんおっしゃるわけであります。

そういう意味で、実体法ができるというのが、先ほどは自給率の話で大臣が来年の三月ぐらいまでには自給率を明示と、そんなりは来年三月の話じゃないのではないかと私は思つておるんです。自給率の話は別にして、理念としての新農業基本法ができたときから既に株式会社の参入というのは、当然、投機的に利用するという考え方を持つていらっしゃる方は素早く行動に移すわけですから、そういう意味できちっと規制をしておく、あるいは監視、チェックの体制を、こういうふうなフレームで今いるというぐらいのところでは出してもおかなければならぬのじやないかと思うんですけど、農水省としてどうですか。これは大臣に聞きたいけれども。

○國務大臣(中川昭一君) 生産者団体あるいは農業者の皆さんが株式会社について多くの不安と、それからメリットも当然あるわけござりますから、先生はあえてメリットにはお触れになりませんでしたけれども、あるという前提での御質問かと思いますけれども、私は、農地価格がほかの土地と同じく高くなつてきたといふことも一つの原因として挙げられるのじやないかと思つておる。

そういう意味で、農地の価格が上がれば投機的对象になる、あるいは農地の価格が下がれば農地の資産としての価値が下がるという、非常にバランスというかてんびんが難しいというふうに思うわけですが、今後は農地の価格について政府としてどういう方針で臨むのかという、方針を決めておく必要があるのじやないかと思つたように、投機目的あるいは動かなくなつたら放棄してしまう、さらには転売してしまう、そし

て集落、自治体との関係がよくないといふようなデメリットも当然現時点でも考えられるわけあります。

これを防止していかなければいけないと同時に、株式形態とはいいましても一般的なものについては認めないとということで、例えば権利移転開催につきましても、株式の譲渡制限なんというものは株主総会、定款でこれを決めることができるわけでござりますから、多分、株主の大半はそのやせやつたように三つの懸念を出されておりますけれども、それで転々流通するということのないようにしていくことも必要なのではないかといふふうに思います。

また、農振地域の制度あるいは農地転用許可制度を厳正に適用することを前提にいたしまして、メリットの分を最大限發揮できるよう、そして考えられるデメリットについてはそれが発生しないようにしていかなければいけないとということで、これにつきましては検討会の方でごとしの夏ごろまでに基本的な方向を出していただきたいというふうに考えております。

○風間紀君 もう夏です。

農地の流動化についてもそうなんですが、これまで農地が流動化しなかつた背景はさまざまあると思いますけれども、私は、農地価格がほかの土地と同じく高くなつてきたといふことも一つの原因として挙げられるのじやないかと思つておる。

そういう意味で、農地の価格が上がれば投機の対象になる、あるいは農地の価格が下がれば農地の資産としての価値が下がるという、非常にバランスというかてんびんが難しいというふうに思うわけですが、今後は農地の価格について政府としてどういう方針で臨むのかという、方針を決めておく必要があるのじやないかと思つたように、投機目的あるいは動かなくなつたら放棄してしまう、さらには転売してしまう、そし

○政府委員(渡辺好明君)

農地価格が低下をす

る、あるいは低下傾向にある、この二つはちょっと違うと思うんです。

低下傾向にあるということになりますと、やはり受け手の方の農業者というのはなかなか取得をしづらい、先まだ下がるんだからということになります。それから、低下をいたしますと、これはその農地を所有している者にとつては担保価値が下がるわけでございますので、二重の意味で、低下ないしは低下傾向について、なかなか農地が流動化をしないという問題が生ずるわけでござります。それは先生がおっしゃつたとおりであります。

したがつて、これからは所有権というところにそう強くステイックするのかどうか、現に農地流動化の大宗は、今、多分七割程度は賃借権の設定で動いております。それに加えまして、基幹作業を受託、委託をするという形、実質的に経営の規模を拡大するという道もございますので、これから重点はどうどちらかといえばそういうところに軸足を置いていたらどうだろうかというふうに考えております。

あとは具体的な運動論になるわけでございますけれども、笛や太鼓で流動化流動化と言うだけではなくて、個別の市町村ごとに、いついつまでにどれだけ、どういう形で動かすという具体的な目標を定めて、これにみんなが取り組む。そして、そのプロセスで、流動化しなかつたときにはどういうことが原因であろうかとということをきちんと点検して進めていったらどうだろうかというふうに思つておるわけでございます。

同時に、農地法の中でもまだ農地流動化を阻害

している一定の規制があれば、これらも今検討中でございますけれども、制度改正をして流動化が目下検討しているところでございます。

○風間紹君 今、個別の市町村ごとに、しかも賃借の部分に軸足をやや置きながら行くという御答弁がありました。

もちろん、農地の流動化については、農業委員

会によるあつせんとか、あるいは掘り起こし活動のほかにも、保有合理化法人が行つていく事業によつて農地の権利移動の方向づけや利用集積が今も行われておるわけでございますけれども、私はしづらさいとして、圃場整備について、優良農地の集積に資する場合に、現実に一戸一戸の農家の方から極めて負担が重いという声も聞いているわけでありまして、これを低減していくということのも優良農地を集積するには極めて大事なポイントになるのではないかというふうに思います。このことについて一点伺いたい。

もう一点は、農地の流動化を進めていく上で、優良農地に資するために、後継者もないからやめることといったような場合には、例えばリタイア後に農業者年金を部分的にかさ上げしてやるとか、なかなか難しい問題かもしれないけれども、そういう年金額加算を含めて、生活不安といふか、その後の生活不安を取り除いてやってやることがさらにはじめにあります。

○政府委員(渡辺好明君) 農業者年金問題につきましては、実

は大変頭が痛いところでして、加入者三十万、受給者七十五万、成熟度二五五%という状況の中

で、一人が二・五人を支えているというふうな状況にござります。

来年、ちょうど財政再計算の年に当たりますので、これから制度全体を抜本的に見直す必要があ

るうと思っております。現行制度では、確かによ

り望ましい相手先に移譲した場合には一番高い年

金を受け取ることができるという三段階制になつておりますけれども、そのことについても贅否両

論あるわけでございますので、検討会をやりまし

て、当然、明年は財政再計算の年ですから農業者

年金法の改正をお願いしたいと思つております

ので、その過程でいろいろと議論をしてまいりたい

と思っています。

○風間紹君 まず、農家負担の低減のお話があり

ましたけれども、実際にどのぐらい利用されてい

ていますか。制度はあるんだろうけれども、動い

てないんじゃないですか。

○政府委員(渡辺好明君) 具体的な数字は持つておませんけれども、後でまた御報告申し上げた

いと思いますが、担い手育成型圃場整備事業を

やつておるところでは、ほとんどの地区がこの無

い工夫が必要だらうと私ども思つております。現在、担い手育成型の圃場整備事業では国庫の負担率が五〇%になつておりますし、それからそ

れに合わせて、担い手への農地利用集積を促進す

るというふうなケースにおきましては、農家負担

一〇%部分の六分の五について無利子資金を供与

するという制度がございます。さらに、この事業

をよりエンカレッジするという観点から五%相当

の促進費を交付するという仕組みもございまし

て、実質負担は一番負担を小さくした場合で農家

部分が五%になるような工夫もいたしております。

今後ともこういった施策を活用しながら、円

滑な事業実施に努めていきたいと思っております。

それから、農業者年金問題につきましては、実

は大変頭が痛いところでして、加入者三十万、受

給者七十五万、成熟度二五五%という状況の中

で、一人が二・五人を支えているというふうな状

況にござります。

そこで、農業的で用いております。

これはほかの法律でも、農村という言葉を使つ

まれており、居住の密度が低く分散してい

る、こういう意味で用いております。

これは、この食料・農業・農村基本法案とい

う法律ですね。食料はわかる、農業もわかる。農

村といふうにこの基本法の中に言つてあるけれ

ども、農村つて一体この法案ではどうやつてい

メージしたらしいのかなといふこと、どういう地

域を指しているのかなということを一つ伺いた

い。イメージがみんな個人個人によって違う。

○政府委員(高木賢君) 農村ということにつきま

して特に定義規定は置かれていませんので、お

尋ねのようなことがあるかと思ひますが、一般的

に申し上げますと、農業的な土地利用が相当の部

分を占める、かつ農業生産と生活が一体として営

まれており、居住の密度が低く分散してい

る、こういう意味で用いております。

○政府委員(高木賢君) 土地利用にアクセントが

ありますから、農業的な土地利用が相当の部分を

占める、かつ農業生産と生活が一体として営まれ

ており、居住の密度が低く分散してい

る地域といふことを指してい

うことでござります。

○風間紹君 相当苦心されたお言葉ではないかと

思いますが、人口集中地区の指標でありますD1

について前向きに取り組んでおります。

○風間紹君 わかりました。

D地区というのが平成七年で国土面積の三%にしかならない。D.I.D地区ではない箇所を農村地域とした場合には実際に日本国土の九七%が該当してしまいます。この地域には総人口の三五%が居住している。

今回のこの法案で、今、定義はないというふうにおっしゃいましたが、これらの地域すべてに適用する政策となれば極めて抽象的なものになってしまい、効果が本当に疑わしくなる。そういう意味では、農村の範囲をもう少し明確にして、この新農業基本法、肥料・農業・農村基本法案の効果が上がるよう絞り込む必要があるのではないかというふうに思います。いかがでしょうか。

○政府委員(高木賢君) 農村の範囲をどうするかということにつきましては、相當苦心したわけでございますが、今おっしゃるように、それぞれの地域で相当実態も異なつておるというのが実情かと思います。

ただ、一義的にそれに何か濃淡をつけるという

ことは大変難しいものですから、この法案では三十四条におきまして、地域の特性に応じて基盤整備とか交通、情報通信エントセトラの政策を推進するというふうに、政策を講ずる場合に「地域の特性に応じた」ということをかぶせまして、そこで濃淡を、対策の必要性、政策の必要性といふものを振り分けよう、こういう整理をしたわけでございます。

ただ、農村の中でも特に今重要な位置を占めています。中山間地域等、この地域の崩壊防止といいますか、持っている公益的機能の適切な發揮ということが課題でございますので、特に濃く政策を講ずるべき地域は中山間地域等ということで、農村の中でも特掲をして規定した、こういう整理でございます。

○風間赳君 さてそうすると、じゃ中山間地域つて何なんだということになるんじやないかと思うんです。

農林統計に用いる農業地域類型の基準指標では、中山間地域というのは平地と山間地との中間

的な地域というふうにおっしゃっています。林野率が主に五〇から八〇%で傾斜地が多い市町村、山間地域は林野率が八〇%以上で耕地率が一〇%未満の市町村というふうに言つている。

いずれにしても、今回この中山間地域の線引きをした場合に直接的補償にかかる問題であります。

何に対しても所得の補償をするのかといふこと、先般の本会議で大臣は、傾斜度を極めて重要視した御答弁がございました。だから、何に対しても補償するのかといふことの効果の側面から逆に中山間地域の範囲を決めるべきと考えられるわけであります。中山間地域の範囲を決めるに当たっては、従来どおりこの指標を用いるのが妥当だと思います。これもまたこの新農業基本法で明確に規定されています。これもまたこの新農業基本法で明確に規定されています。これもまたこの新農業基本法で明確に規定されています。

○政府委員(渡辺好明君) 多少ブレークダウンし

て御説明したいと思うんですが、先生から御指摘があつた農林統計上の中山間地域とそれから基

本法で言つている中山間地域とは厳密に言えば

異なるものです。もちろん、農林統計上の中山間

地域とほんどの部分がオーバーラップはする

けれども、中山間地域等として我々がこれまでの国

会の答弁でも御説明をしてまいりましたいわゆる

地域振興五法ということであれば、その対象市町

村の数は一千二百余に上るわけでございます。

○國務大臣(中川昭一君) 「等」というのがついておりますのは、この基本

法三十五条にありますように、「国は、山間地及

びその周辺の地域その他地勢等の地理的条件が

悪く、農業の生産条件が不利な地域」と、これを

総称して中山間地域等と言つておるわけでござ

ります。その中山間地域等に対しても、二項にありま

すように、今、大臣から御説明をした「農業の生

産条件に関する不利を補正するための支援を行

う」、「不利を補正するための支援」でございま

すが、本会議で私が申し上げたのは、傾斜度

等の一つの基準をつくつていかないと国民の理解

が得られないということです。現在、検討会で議論を進めているわけでござ

りますけれども、この第一のネットとしては地域

振興五法、それに加えて特定立法、沖縄、奄美、

小笠原、そういうところの取り扱いをどうする

か、それからこの地域振興五法と条件が類似して

いる地域をどうするかということがまだ詰まつ

ております。

それから、その地域の中で今度は対象農地を選

定するときの条件が、第一は傾斜度でありますし、

それ以外にこの検討会で出ておりますのは小区

画・不整形な水田、あるいは極端に気温が低いた

めに牧草しかできない、その収量も劣るような農

地については対象としたらどうだろうかというと

ころまで議論が來ている状況であります。もう

しばらく詰めるのに時間がかかるというふうに

思つております。

○風間赳君 一つは、今、条件不利地域の話が出

ました。生産性において条件不利といふことに

おっしゃつた、大臣は耕作放棄地と定住が損なわ

れるということだけしか挙げていませんでしたけ

れども、北海道のような、専業農家でも、平場で

專業しか生産性を上げられない、これは東北もそ

うですが、自然的条件、豪雪あるいは平場であつ

たとしても水利が悪いといったようなところも含

まれるのか含まれないので、これは大きな問題な

ことです。これが全然視野に入つていよいよな

気がするんです、今の大臣の話だと。

○國務大臣(中川昭一君) 中山間地域等条件不利

地域と、あえて私は、「等」を毎回強調しながら

話をさせていただいているが、生産条件とし

て非常に不利な地域、例えば北海道で牧草地、そ

して冬にはその牧草地が何十センチにもわたつて

凍結してしまったような地域といったところも局長

が今例示として挙げました。

逆に、余り具体的な話を申し上げると今検討会

でお願いしている最中でござりますから、私がこ

れはいい、これはあくまでもどのくらいの金額にな

せんけれども、一般論としては、平場であつても

生産条件が不利であれば必ずしも排除をしない。

しかし、これはあくまでもどのくらいの金額にな

るか、あるいはだれに支払うか、支払い方法をど

うするかといった極めて技術的な問題。さらに

は、国民一般のお金を直接差し上げるわけでござ

りますから、やはり国民的な理解という一定の縛

りがおのずから出てくるであります。そういう前

提で、平場だからといって排除、全く門前払いに

するということではございませんということです。

○風間赳君 直接支払いでも、確かに定住保障さ

れないし、一部の個人に税金をまたお渡しする

いうのも行政としても困難だということはわかる
んだけれども、この問題はこの次の委員会でまた
やらせていただきます。

せつから通産省さんに来てもらっているので、
さつきの農村地域工業等導入促進法、そこでさつ
き官房長は、農村ということの定義がこれは極め
てはつきりしているというふうにおっしゃいまし
た。通産省さんにお伺いしたいのですが伺いま
して成果が上がっているのか。自慢げに言う必要
はないけれども、言つてください。

○政府委員(太田信一郎君) 今御質問のございま
した農村地域工業等導入促進法は昭和四十六年に
制定された法律でございまして、私ども、農水省、
運輸省、労働省で運用させていただいておりま
す。

この法律に基づきまして、都道府県または市町
村が工業等導入実施計画を策定した場合に、いわ
ゆる農工団地への企業立地に対しても税制面等での
支援策を講じることにしております。

昭和四十六年以来、平成十年三月現在で、千二
百二十一の市町村で実施計画が策定されておりま
して、これらの計画に定められた農工団地内に
は、平成十年三月現在で、対前年比百五十五社増
の約八千社が立地または立地決定しております。
また、このうち約七千三百社が既に操業しております。

ちなみに、この七千三百社において約五十二万
人の従業員が雇用されておりまして、このうち地
元の雇用者は全体の約八%の約四十二万人。そ
の四十二万人の中の三七%の約十五万人が農家世
帯からの雇用者となつていてと聞いております。
○風間禪君 極めてそういう意味では、定住条件
の整備に対しても大変大事な、地域における就業
機会の確保に寄与されているんじゃないかという
ふうに思います。ただ、昨今は、全体の景気動向
から立地企業の数の伸びが鈍化しているん

ぢやないかと私は推測するんです。だから、今後
は地域の特殊性を生かした、本当に地域密着の工
場にするとか、あるいはバイオを含めた先端技術
の研究所にするとか、いずれにしても都市部にも
ないような独自の路線で勝負をしなければ、結

局、魅力がなくて若者が定住していかない、定着
していかないという懸念があるわけであります。
したがつて、農水省として今後、就業確保、場
所の確保というところから、今まで動いている農
村地域工業等導入促進法と同様に、あるいはそれ
以上にどんな施策を展開しようとするのかを伺つ
て、時間がありませんから次回の質問に残りは譲
りたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 私も先生と同意見でござ
いまして、やはりこれからは農村地域の持つて
いる水とか空気とか、そういうものの生かし方も
あるだろうと思います。先端技術が来ればそれに
こしたことではないわけであります。

それから、それに加えまして、やはり農業内部
から内発的に、みずから生産物であるとか、あ
るいはその地域の特産物をうまく加工なりサービ
スに乗せて、起業というんでしょうか、そういう形
で業を起こしていく、そういうものも支援をす
る。農業、農業関連業の起業と工業導入の促進、
この三つがうまく動いて初めて農村地域内の地域
の維持と振興が図られるというふうに思つております。
までの、そんな姿勢で臨みたいと思つております。

○鳳間禪君 終わります。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢辰美でございま
す。

私は、昨年初めて当委員会で質問しましたとき、農家の方々の思いと今日の農政のあり方にとても大きな乖離があると指摘しました。新しい農業基本法の審議に参加をしまして、この乖離が埋められて、二十一世紀に本当に希望の持てる農業

が、農業基本法でございました。

そういう中で、チャーチル首相のもとで当時のイギリス政府が、食料増産というか、基本的な食料である穀物について自給を高めていかなければなりません。そのことで政策の大転換をしたわけではありません。その中には、イギリスの地力というの

は日本よりも大分劣るようでござりますけれども、いい品種のものをどんどんつくって、牧草地

に対する修正提案を行いました。特に、食料自給率
引き上げに、その実質的な担保となる具体的な施策
が重要であること、その大きな柱の一つに、生産
費を償う農産物価格支払制度の実現について私は
質問したいと思います。

参議院の本会議でも私は質問させていただきま
したけれども、価格支持制度が生産拡大、自給率
引き上げに決定的役割を果たすことを、EU諸国
で歴史的に試された原則として示しました。しか
し、そのとき大臣は、イギリスは二百年かかる
自給率を引き上げたんだ、こういうふうに話をそ
らしています。

そこで、再度質問いたしますけれども、我が國
が穀物自給率を一九六〇年八一%から八五年三
一%へと急激に低下させたその時期に、イギリス
は著しく高めています。六〇年五〇%程度だった
のが、七〇年代後半から向上して八一年に一〇
〇%を超しています。この間に何があつたかと
いつたら、七二年にECに加盟して、そして七八
年に共通農業政策が全面適用になつたことである
と思いますが、この経過は事実であることをお認
めになりますか。

○國務大臣(中川昭一君) 十九世紀の初めにイギ
リスで大論争があつて、結局、一八四六年ですか、
穀物条例といふもので重商主義政策をとつてきた
わけであります。その間、イギリスは牧草の方に
ウエートがシフトいたしまして、小麦の生産が非
常に落ち込んでいき、そして十九世紀後半からた
び重なる戦争、第一次大戦、第二次大戦といふこ
とでイギリス国民は大変な食料不足になつたわけ
でござります。

そういう中で、チャーチル首相のもとで当時のイギリス政府が、食料増産というか、基本的な食
料である穀物について自給を高めていかなければ
ならないということで政策の大転換をしたわけで
あります。その中には、イギリスの地力というの
は日本よりも大分劣るようでござりますけれど
も、いい品種のものをどんどんつくって、牧草地

いました。

一方、ECの方でも、小麦全体の価格が非常に
上昇してきたということをございまして、生産者
の経営状態も非常にいいということで、まさに三
方一両得みたいな形でイギリスの穀物自給率が、象
徴されるような自給の向上が見られたということ
が事実であろうというふうに考えております。

○大沢辰美君 この数字については事実であると
いふことはもう歴史の証明ですからそのとおりで
あるということを確認しまして、もちろん条件は
日本と異なりますけれども、しかし六〇年に五
〇%の穀物自給率が八一年に一〇〇%に達したと
いうことは、この中で農業保護が強化されたこと
は私は事実だらうと思うんです。その共通農業政
策の中心をなしているのが私は農作物の価格制度
だと思います。

御存じのように、イギリスはEC加盟までは不
足払いを実施してきたけれども、小麦を見ると、
市場価格のトン当たりが二十四ポンドに対し、
保証価格は三十二・六ポンドであった。それが七
二年にEC加盟後、ECの共通農業政策の介入価
格への、当時四十ポンドだったですけれども、こ
の引き上げを五年間で段階的に引き上げた。そし
て、価格が下落したときはこの介入価格で無制限
に買い上げられたと。これらの措置によつて、イ
ギリスの小麦の作付面積も、六〇年を一〇〇とし
たら、八五年には約二倍以上に拡大したという経
過があつるかと思います。

小麦の自給は困難だと言われてパン用の穀物な
んかは七五%を海外に依存していたイギリスが輸
出時に転換したというのは、大臣も今経過を言わ
れたわけですけれども、やはり私は、この基本にな
つたのは、価格制度が生産拡大、自給率向上の
原動力になつていることは明らかであると思うん
ですが、それは否定しないですね。

○國務大臣(中川昭一君) いろんな要因があつた
まず一つは、イギリスは平地に恵まれておると

いうこと。それから、可能な耕地面積が一千七百万ヘクタールに比べて、人口が半分であるにもかかわらず非常に広い耕地を確保することができた。それが牧草地になつたり麦畑になつたりといふことで、非常な潜在能力があつた。

それから、品種、技術の面での向上があつて、そしてEUの中での小麦の価格というものが非常に魅力的なものであつた。

そして、先生御指摘のような価格支持政策というものもあつて、価格支持だけでこれだけのことができたということじゃなくて、いろんな要因の中で、政府が先頭になつて小麦の増産に励んだ結果が一〇〇を超える自給率になつたというふうに理解をしております。

○大沢辰美君 確かに、平地に恵まれているという条件は日本と違う場合があると思います。だけれども、イギリスだけでなく、EU関係で、旧西ドイツなんかも日本と同様に高度の工業国だと思つて。だから、農業の規模は非常に零細で、西ドイツのなかで日本と比較すると、日本の農業の規模は非常に大きい。それで、日本よりはるかに高い水準に引き上げているんですね。

ですから、EUの地域内でのこのシステム、一つには生産刺激的な価格政策があつたし、輸入課徴金による輸入規制によって主要農産物は大体完全な自給を達したと思うんです。

これには国際価格より高い介入価格を設定した経過もござりますけれども、その当時、七〇年代の価格で見ると、小麦では七一年、七二年で国際価格の二〇九%，七七年、七八年度で二二六%と、非常に高価格があつたことが明らかな経過だと思うんです。

ですから、やはり私は、政府の固有の責任として、自給率を引き上げるための価格支持を行うこと。今、価格支持だけで自給率は上がっていないと言つけれども、こういう他の国の例だと参考になります。

○國務大臣(中川昭一君) 今の自給率の現状といふものが非常に低い、したがつてこれを何として

考にすれば、これは歴史の事実として教訓にし、学ぶべきではないかと思つんですが、いかがですか。

○國務大臣(中川昭一君) ですから、否定はしておりません。いろいろな要因の中の一つとして我々は認識をしております。

○大沢辰美君 そういう点では、今日、EU、アメリカも価格支持制度は最低限のセーフティーネットとして崩していいわけですから、私たち

日本の国の農民を守る姿勢にしっかりとこたえていただきたいと思います。そのことを指摘して、次の質問をさせていただきます。

五月から衆議院の農水委員会でも論議がされ、そして我が党の中林議員がこの法案の内容についての質問の中で、本法案が、九二年にスタートした新政策、「新しい食料・農業・農村政策の方向」というのを中心とした自給率向上を目指したこの新政策を受け継いだ基本法ではないか、本当に自給率の引き上げができるのかと質問いたしました。それに對して大臣は、みんなで自給率を設定して、政府の責任のもとでみんなで実現していくべきましょうという全く新しい概念のもとで今回の自給率を設定するわけございますから、現行法時代の新政策というものはこれから議論の前提にはならないと答えられておられます。

法律をつくる場合、前の政策がどうだったかといふことを点検して、よいものをつくるものだというのが私たちは当然のことと思つていますけれども、市場原理の推進を前提に規模拡大、集約によって具體化され実行された施策が、自給率低下によって是実じやないかと思うんですが、その点はいかがですか。

○國務大臣(中川昭一君) 今の自給率の現状といふものが非常に低い、したがつてこれを何として

も、ほかの国並みといふには大変高い差があるわけありますけれども、何としても自給率を上げていかなければならぬということで基本計画、この基本計画は国が責任を持つて策定するものでござりますけれども、これを今、検討会でいろいろと議論をして、また当委員会でも御議論をいただいておるところでございます。

今度の基本法というのは、農業基本法等の反省の上に立つて、これから十年、二十年先を見据えた、国内生産を基本とした自給率向上を目指した食料政策をつくるついでこうということでございますから、そういう意味では現行基本法の反省、あるいは四十年間の農政というものを総括をした上で、これから新しい基本法の上で、それぞれの法律あるいは基本計画が有機的に絡み合つた形で、自給率の向上等を含めた新たな政策をとつていかなければならぬというふうに考えております。

○大沢辰美君 そのことを中核としているが、自給率低下に歯どめをかけるとしながらそれが実現できなかつた、

この新政策を受け継いだ基本法ではないか、本当に自給率の引き上げができるのかと質問いたしました。それに對して大臣は、みんなで自給率を設定して、政府の責任のもとでみんなで実現していくべきましょうという全く新しい概念のもとで今回の自給率を設定するわけございますから、現行法時代の新政策というものはこれから議論の前提にはならないと答えられておられます。

法律をつくる場合、前の政策がどうだったかといふことを点検して、よいものをつくるものだと

いうことを点検して、よいものをつくるものだと、それが本当に食生活を変化させたのはだれなのか、原因となるとではございませんので、畜産物のところでいうと〇・六%，えさの減によるものがござりますけれども、大宗は自由化とかわりのないところで議論するつもりはすけれども、やはり輸入自由化によって安価な農作物が大量に市場に流入した、それが消費の増加をもたらしたことは明確だと思うんです。

○大沢辰美君 これは農水省の農業総合研究所の調査で明らかになつてますけれども、「輸入自由化前後における牛肉の家計消費構造変化」という調査があります。この中でも、「牛肉の輸入自由化は、国内牛肉価格の低下をもたらし、牛肉価格の低下は成長期の子供を中心に、牛肉消費量の増加をもたらす」と指摘をしています。

ですから、本当に政策によつて私は変えられたことがあります。それが今健康の問題にまで広がつて、長期の子供を中心に、牛肉消費量の増加をもたらす」と指摘をしております。

ですから、本当に政策によつて私は変えられたと思うんです。それが今健康の問題にまで広がつて、長期の子供を中心に、牛肉消費量の増加をもたらす」と指摘をしております。

本法案三十条一項において、「国は、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、必要な施設を講ずる」としていま

政府の施策によって自給率低下が引き起こされたことは、反省もしているとおっしゃいましたけれども、本法案が新政策をさらに発展させるものだから私は問題にしているんです。

本法案三十条一項において、「国は、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、必要な施設を講ずる」としていま

る数字をもつてお話ししたいと思います。

○政府委員(高木賀君) 自給率の低下の要因について、数字をもつてお話ししたいと思います。

やはり、消費の変化という食生活の変化の寄与が大きいといふのは数字上も出でております。とはい�建けでありますけれども、何としても自給率を上げていかなければならぬということで、基本計画、申しますのは、最近十年間で見ますと、自給率は四九%から四一%に低下をしておりますけれども、そのうちの四%は、米の消費の減少あるいは畜産物や油脂類の消費の増加といった食生活の変化、この寄与率が四%でございます。そのほか大きなものとしては、魚介類の生産の大幅な減少と畜産物や油脂類の消費の増加といつた食生活の変化、この寄与率が四%でございます。そのほか大きなものとしては、魚介類の生産の大幅な減少と畜産物や油脂類の消費の増加といつたもの。あるいは小麦、大豆の生産減少といふことがそれにつけておるところでございます。

今度の基本法というのは、農業基本法等の反省の上に立つて、これから十年、二十年先を見据えた食料政策をつくるついでこうということでございますから、そういう意味では現行基本法の反省、あるいは四十年間の農政というものを総括をした上で、これから新しい基本法の上で、それぞれの法律あるいは基本計画が有機的に絡み合つた形で、自給率の向上等を含めた新たな政策をとつていかなければならぬというふうに考えております。

○大沢辰美君 そのことを中核としているが、自給率低下に歯どめをかけるとしながらそれが実現できなかつた、

いでいるんです。

価格政策全体を見直して、現行の価格支持制度をなくしてしまうということになるのではないかと私は心配しているわけですが、だから自給率引き下げに歯どめをかけると言ひながらつくった新政策が歯どめができなかつた、この新政策の発展では、新基本法には本当に希望が持てない。具体性がない、担保がない。

やはり、これについては、本当に二十世紀に農業が発展し自給率が引き上げられるのかどうかという点、そして後継者に農業を継げと言えるのか、こういう点を私は指摘したいと思ひますが、新政策と本法案についての、価格支持制度を崩してしまつたその点についての見解を聞かせてもらいます。

○政府委員(高木賢君) いわゆる新政策は、よくお読みいただきますと明確に書いてございますが、「農業構造の変革を促進するため需給事情を反映させた価格水準としていく必要がある」ということと、「その際、価格低下と育成すべき経営体の規模拡大などによるコスト削減にタイムラグが生じないよう努める」ということでございまして、これは価格政策自体の水準をどうするかということで整理しておりますが、必ずしも引に理解をいたしております。

それに対しまして基本法三十条、御指摘になりまし

たが、むしろ考へ方が若干変わつております。そこで、消費者の需要に即した農業生産を推進する。

つまり、価格政策がこれまで、消費者と生産者の間を結ぶ場合に必ずしも、品質評価なりあるいは実需者が求めるものがどういうものかということが生産者に伝わらないうらみがあつた、いわゆる需給のミスマッチの発生を招いた面があるわけでございます。そのことが、消費されない、あるいは実需者に使われない物づくりの方に作用しかねなかつたということから、やはりつくられたものが消費者あるいは実需者に歓迎され、そのことによつて生産増加の方向につながるようなものでな

ければいけないだらうということで、この三十九条に明確に規定してござりますけれども、消費者の

需給に即した農業生産の推進ということが主目的であります。

と同時に、そのためには農産物の価格が需給事

情と品質評価を適切に反映して形成されるようにす

るということです、まさにマーケットの中できら

んと国産の農産物が品質、価格両面で選択される

ようにしていく、そして自給率の向上につなげて

いく、こういう考え方が明確になつてゐると思

ます。ただ、その場合に、価格が変動する、その

ことによって育成すべき農業経営に悪影響が及

んで経営がぐあい悪いことになつてはいけない、経

営が発展できないことになつてはいけないとい

うことで、この価格形成とセットで経営安定対策を講ずるべきであるということを明記しているわけ

でござります。

○大沢辰美君 結局、違うとおっしゃるのも、価格

支持制度をなくしていく上では一緒に思うんで

す。それを私は、新政策をさらに発展させてい

るのが新しい基本法であるということを指摘して、

その具体的な内容について質問をしたいと思いま

す。

一つは、この新政策後、具体的に米への市場原

理の導入がされて、農作物価格のさらなる引き下

います。

それが私は、新政策の育成すべきとした認定農家などの担い手、経営を困難にしているのではないかと思いますが、その点はいかがですか。

○國務大臣(中川昭一君) 先生は御存じの上で質問されていますのかどうかわかりませんが、価格そ

のものはその数字のとおりだらうと思ひますけれども、価格決定に当たりましては、農家手取りの

確保というのに最重点の配慮をしておるわけでござりますので、いわゆる保証乳価が幾らになつたというだけで生産者の売り上げというものが決まるわけではないわけでありまして、いろんな獎励対策費等々を含めまして、手取りとしては常に前年よりも、いろんな名目で知恵を絞りまして所

得確保というのに全力を挙げておるわけでございますから、その一面的な価格だけでござつたと言わわれるのは、生産者の皆さんに大変誤解を与えることになるのではないか。

それから米については、政府米というのももうごく一部になりまして、先生御指摘のとおり自由な入札の中で決まっていくわけでありますけれども、しかしこの三十条二項にもござりますよう

に、経営安定対策、つまりいわゆる下支え的なものをきつと担保しておるわけでござりますから、どこまでも下がつていて生産者が大変なことになるというこのないようにするために三十条二項というもので担保をしておるわけでございまして、そういう意味で、市場原価で価格が乱高下するのを全く放置しているということではない

ということを御理解いただきたいと思います。

○大沢辰美君 しかし、結果は先ほどの水準に

違ひが行なわれて、食糧管理法が廃止されて、食糧法

でも値制限の大軒な緩和がされた、そして撤

廃して市場に任せていった。

この間の、九二年からの、米、麦の政府買い入

れ価格、乳価、畑作物のすべてが引き下げられて

きているという数字をちょっと示したいと思うん

ですけれども、米でいつたら、九二年一万六千三百九十二円が、今一万五千五百二十八円になつて

います。それから、小麦は九千百十円が八千八百九十三円になつていて。加工原料乳が七十六円七十五銭から七十三円三十六銭になつていて。大豆

下回る事態も、北海道だと青森とか北陸、もちろん関東より西にも広がつてゐるわけです。その後も価格は低迷していきます。

先ほど午前中の答弁で、最近は価格が少し上がつていて、という答弁がありましたけれども、確かに二月までは少し上がっていりますけれども、ことし三月からやはり下落を続けています。六月に行なわれた第十一回の入札では、全銘柄平均の指標価格は一万七千六百四十五円になつていて。

暴落した九七年六月の価格より下がつていて、だから、卸の業者の方も、一方月で一千円も下回る価格に下がつてゐるわけです。ブラン

ド米も例外じゃなく、魚沼産のコシヒカリも二万七千六百六十九円と九七年の価格より下がつていて、それがどうか、まずお尋ねします。

トトロも例外じゃなく、魚沼産のコシヒカリも二万七千六百六十九円と九七年の価格より下がつていて、それがどうか、まずお尋ねします。

経営安定対策の対象となる経営体が、どんどん規模の大きな農家に絞られていくのではないか、このことについて非常に私は心配しているが、その点についていかがですか。

○政府委員(堤英隆君) 麦作経営安定資金につきましては、制度上、間接統制というふうになつて

いるんですけれども、現実は大きな逆さやがござりますので、そのほとんどが政府として購入していよいよ状況になつております。したがって、これではいつまでも生産者と実需者との間の直接の取引がございませんので、需要に見合った生産誘導というのはなかなか難しいということの中で、外麦との競争の面で問題が大きいという状況の中、需要と生産のミスマッチを解消しようと

いうことで導入をされたわけでございます。したがつて、そのときの麦作の扱い手となるべき生産性の高い経営体ということにつきましては、現在、政府買い入れをやつておりますものと基本的に合わせていくくといふことが制度の変革上大事だということで、当然そういう方向をとつて生産性の高い経営体といふことを要するに、それぞれの価格政策におきまして大きな消費者負担あるいは財政負担を伴つて行われるものでございま

すので、どの水準を維持することが国民的な合意を得られるかということとの関連で考えなきやならない問題であろうと思います。

そういう状況の中で、リーズナブルなものとして私もは先ほど来御説明したような形のものをとつているわけでございますが、今後につきましてもそういった方向で当面運用したいと思ひます。先々の問題として、生産構造が大きく変われば、それはその時点でもまた見直しはあるかもしれませんけれども、当面はそういう方向でやつていただきたい。

それからもう一つは、農家を特にその段階で絞つておるわけではございませんで、規模の大小にかかわらず、従来、政府に売り渡しをされた農家につきましても、すべて民間流通ということでおれば新しい麦作経営安定資金の対象になるとい

うことになります。

○大沢辰美君 麦の経営安定対策資金もまた、私はやはり価格低落に対応するものではないというふうに思いますが、生産費を償う価格保証を否認し、政府が育成すべき最も価格保証がないことが扱い手に展望を失わせることになるからです。

次に移りますけれども、本法案の三十条は、生産費を償う価格保証を否認し、政府が育成すべき扱い手とみなさなければ、兼業農家や中小零細農家、効率の悪い農家については経営安定は考慮しないということになる。これは中山間地農業にとっては死活にかかる重大な問題であります。

そこで、中山間地の観点から聞きたいと思いますが、中山間地はもちろん高齢化率が高い、圃場整備の面積も狭い、機械化、規模拡大は制約されています。専従者がいない農家が三分の一あります。専従者がいない農家が三分之一あります。専従者がいない農家も九割を占めています。これらは育成すべき扱い手の対象外になる可能性が強いと思うんですね。だから、生産費を償う価格支拂なくして、四割を占める中山間地の農家の経営を困難にして、農業の生産の拡大、自給率の向上はあり得ないと私は思いますが、この点についての見解をお尋ねします。

○政府委員(渡辺好明君) 先ほど房長からも答弁申し上げましたけれども、中山間地であると平場であるとを問わず、その地域内においてそれをみずから経営計画を立て、どういう農業經營をやるか、この計画に基づいてみずからの經營を発展させていくこうという意欲を持つた方は、やはりこれから農政上重要な存在として位置づけるべきであるというふうに思つております。

基本法の中では、定性的なことといふことで官房長からお答えしたわけでございますけれども、この基本法の中ではきちんと位置づけをされておりますので、それぞれ具体的にどういう農業を行つていくかということに着目しながら育成をし

うことでございます。

○大沢辰美君 時間がありませんので、直接所得補償の問題についてお尋ねしたいと思います。この間の審議や公聴会の中でも、政府の検討している直接の所得補償について、対象を狭く限定しようとする批判が多く出されてきていました。対象地域について、「特定農山村法等の地域振興立法の指定地域のうち、傾斜地の農地等の公益的機能を確保する必要性は高いが、農業生産条件が不利で、耕作放棄地の発生の懸念が大きい農用地区域内の一団の農地とする」と、農用地区域内の農地に限定している点です。

なぜ農用地区域に限定しなければならないのか、それ以外の農地は公益的機能を認めないのか、その点についてお尋ねします。

○政府委員(渡辺好明君) 御案内のとおり、農用地区域内の農地といふのは農業以外の用途の転用が厳しく禁止されています。将来的にも農地として利用されるべきものということが明確であります。こういう中山間地域に対する直接支払いと合意といいますか、国民的理解のもとに進めなければならぬわけでござりますので、政策の目標がはつきりしているということが大事でございま

す。

さきに検討会の中間取りまとめを公表いたしましたが、中山間地域の直接支払い、農用地区域内の農地とすることにつきましては検討会の各委員から支持をされているところでござります。私は、そういった検討会の中の、将来的に真に維持すべき農地を対象とすべきだという点は重要視すべきであろうと考えております。ただ、これのみをもつて守ることができますか。国土環境を守るという本來の役割を果たすことができますか。

○政府委員(渡辺好明君) 繰り返しになりますけれども、中山間地域等に対する直接支払い、これは中山間地域等における公益的機能維持のために大変有効な手段だらうと私は思つております。確信をいたしております。ただ、これのみをもつて中山間地域の振興をすべて律しようという特効薬ではないわけでござります。私たちは、これから

の十二年度の予算に向けて、この中山間地域等に対する各種の対策の整理をもう一度し直しますて、総合化をする時期に来ていると思っております。

この基本法の中でも、先生御案内のとおり、第一項と第二項、両方あわせて読んでいただかなければならぬものでございます。三十五条ではこの中山間地域等に対してそれ地域の実情に即した必要な施策を列挙いたしております。それとあわせて生産条件の不利の補正のための支援といふことでござりますので、双方あわせた上で中山

外の農地がどれくらいあるのか、直接支払いの対象とならない農地がどれだけあるのか、私は知りたくて農水省の方に資料請求をしたんですけども、これはもらえませんでした。

しかし、全域が特定農山村法の指定地域になります。対象地域について、「特定農山村法等の地域振興立法の指定地域のうち、傾斜地の農地等の公益的機能を確保する必要性は高いが、農業生産条件が不利で、耕作放棄地の発生の懸念が大きい農用地区域内の一団の農地とする」と、農用地区域内の農地に限定している点です。

たゞ、農水省の方に資料請求をしたんですけども、これはもらえませんでした。たゞ、農水省の方に資料請求をしたんですけども、全町の田んばが五百八十二ヘクタールあります。それで、農用地区域内の田んばは四百二十ヘクタールです。畑は二百九十ヘクタール、そのうち百三十一ヘクタールしか農用地ではありません。だから、百六十二ヘクタールの田んばと百五十九ヘクタールの畑、これも畑の比率が高いのは桑畠がまだ残っているためです。だから、田んばの三割近くが直接支払いの対象外となります。

確かに、一つの町だけで全国を推しはかることはできません。だけれども、典型的な中山間地の町で、三割の田を対象から外すというような直接支払いのあり方で、条件不利地域での農業生産を守ることができますか。国土環境を守るという本來の役割を果たすこと

はできません。だから、田んばの三割近くが直接支払いの対象外となります。

○政府委員(渡辺好明君) 繰り返しになりますけれども、中山間地域等に対する直接支払い、これは中山間地域等における公益的機能維持のために大変有効な手段だらうと私は思つております。ただ、これのみをもつて中山間地域の振興をすべて律しようという特効薬ではないわけでござります。私たちは、これから

の十二年度の予算に向けて、この中山間地域等に対する各種の対策の整理をもう一度し直しますて、総合化をする時期に来ていると思っております。

この基本法の中でも、先生御案内のとおり、第一項と第二項、両方あわせて読んでいただかなければならぬものでございます。三十五条ではこの中山間地域等に対してそれ地域の実情に即した必要な施策を列挙いたしております。それとあわせて生産条件の不利の補正のための支援といふことでござりますので、双方あわせた上で中山

間地域等の振興が図られる道を選ぶべきであらうと私は思つております。

○大沢辰美君 確かに、私も条件不利地域の直接支払いの導入については評価をしています。だけど、やっぱり現地の方たちは、生産条件が悪く最も耕作放棄になりやすい農地が対象外となりかねないと非常に心配しているわけですね。ですか

ら、無償の国土の管理人として今まで役割を果たしてきた、その正当な評価をするならば、私はそのような限定はすべきだと思いますが、もう一度質問します。大臣、いかがですか。

○政府委員(渡辺好明君) いかなる農地をまず第一に守るべきかというところから入りますと、農振法という法律に基づいて農用地区域内で転用が厳しく規制をされ、今後優良農地として守つていかなければならぬ農地、これが最優先でござい

ます。

直接支払いという手法もそうですし、中山間地域等の振興という対策もそうでありますけれども、何を入り口の第一段階として一番重視しなければならないかと、そういうことに着目をし、その点に立ちますと、私は、直接支払いという手法の導入に当たつて、国民的理窟あるいはWTO農業協定の枠組みを活用するという点からいいますと、客観条件がはつきりしていて、生産条件の不利の格差の範囲内で直接支払いを行うというこの手法に立つたときに、やはり農用地区域内の農地、これをまず第一優先順位として取り上げるべきであるというふうに思つております。

○大沢辰美君 今、私は、中山間地の直接支払いの条件不利地域の補償については大事だとし評価をしたということ。だけど、それを補償するためには、いわゆる平地に対する価格保証が一つの基準にならうかと思います。ですから、そういう点からいつたら、EUなどの経験を学ぶといふのは大事だと思いますが、今、政府は両論併記を掲げながら、あと一ヵ月ぐらいで結論を出すということですけれども、私はやはりEUでの経験なども学んでいただきたいと思うんです。

EUは、所得補償的な価格支持中心の農政から直接支払いへと転換を進めているが、そのもとで

中農家の離農が激化していると言われている。だからこそ、EUは条件不利地域が対象となりやすい環境適合型農業への直接支払いを導入して、そこでの農業経営を守るために矛盾の緩和措置を整備していると。

直接支払いについて、今からでも間に合うのかという意見もありますけれども、対象を狭く限定する方向じゃなくて、今の条件をさらに中山間地の人たちがこれから希望を持ってやれるような、と指摘だけさせていただきます。

途中ではしょられまして時間がなくなつてしまつたんですけども、最後に修正案について申し上げたいと思います。私たちは、食料自給率向上のために、生産費を補い、他産業並みの労働報酬を保障する農産物価格制度の再構築をするために、三十条を「農産物の価格の安定等」とし、「国は、農産物について、農業の生産条件、交易条件等に関する不利を補正し、農業者と他産業従事者との間の所得の格差を是正するため、生産事情、需給事情、物価その他他の経済事情を考慮して、その価格の安定が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。」このように修正したいと思います。

そのためには、公共事業が今予算の五割を占めていますが、価格・所得対策費は農業予算の一割程度という予算の使い方を抜本的に改める必要がります。だから、第二項で、農業予算について、「農産物の需給・価格安定対策予算が占める割合が百分の五十を下回らないようにするものとする。」このように修正提案を行つてしまいましてた。

能であります、農業再建のために不可欠な修正だと思いますが、いかがですか。

○國務大臣(中川昭一君) 共産黨の修正要求につきましては、今、先生からも御説明ありましたが、新しく基本法のもとで、三十条でありますけれども、消費者が欲しがるというような形の価格形成の一生懸命つくれば報われる、いいものは実需すけれども、消費者や実需者の「一ズ」というも

の、一生懸命つくれば報われる、いいものは実需すけれども、消費者や実需者の「一ズ」というも

の、一生懸命つくれば報われる、いいものは実需すけれども、消費者や実需者の「一ズ」というもの

を措置しておるところであります。修正案の、他産業従事者との間の所得の格差の是正を目的とした価格では、生産性の向上が促進されないということで、需要に即した農業生産の展開が進まないというふうに申し上げざるを得ません。

また、本法案では、農業経営の維持と発展を十分確保し得るような経営安定対策のほか、経営基盤の強化対策あるいは経営の発展に資する条件整備を体系的に講じる法律案となつております。

予算の半分を農産物の需給・価格安定対策とすべきだという修正案につきましても、財政状況が非常に厳しい中で農業基盤の整備、生活環境の整備といった急務の仕事もたくさんまだまだござい

ますので、硬直的に百分の五十以上をこちらに回せということは、自然、生き物を相手にする農業というものの特殊性からかんがみまして、この御提案というのは率直に申し上げて不適切であると言わざるを得ません。

きく変わつてきた、こういう現状では農業・農村に対する期待されるような役割を果たすことがで

きないので、現行法にかわつて新しい法律を制定する、そういうふうに述べています。私もそのとおりだと思う。

しかし、新しい法律を制定してその理念あるいは目的を実践に移すためには、現行の農業基本法、今の農業基本法に対する政府の取り組み、このようなことであつては私は目的を達成することはできないと思うんですね。

そこで、政府は一体現行基本法に対するどういう態度をとつてきたのか、そのことについてまず総括をしたいというふうに思うのですが、昭和三十六年に施行された現行農業基本法は、他産業との格差の均衡、農産物の選択的拡大、自立経営農家の育成、こういう国民に期待と農民、農家に幻想を与えるような理念のもとに発足した

わけでありますが、十年を経ずして米の過剰による減反政策も始まつた。その後、高度経済成長や他産業との格差の均等化、農産物の選択的拡大、自立経営農家の育成、こういう国民に期待と農民、農家に幻想を与えるような理念のもとに発足した

農村は最低の食料自給率だ。そして、他産業との所得の格差が拡大をしている。一種兼業は増加している。高齢化、集落の崩壊など、厳しい現実を迎えていることは御承知のとおりであります。

この間、政府は、当初は基本法農政、基本法ができるから基本法でやつていくんだということを強調しておった。その後、総合農政になつた。さらには国際化農政というふうになつた。新政策あるいは新農政というふうになつた。今ではWTO農政になつてゐるんですね。次から次へと言ひ方を変えてきたんですね。そして、農業基本法の目標や農政が現実とはまさに乖離をしてしまつた。農業基本法は形骸化したんですね。今では現行農業基本法はあつてないようなものだ。こういうことを指摘すれば幾らでもあるんですよ。しかし、私はそれが目的ではない。

離農、高齢化が進む中で担い手確保は緊急な課題です。労働の対価も保障されない状況の中で後継者や新規就農者を確保することなど不可

能であります、農業再建のために不可欠な修正だと思いますが、いかがですか。

○村沢牧君 食料・農業・農村基本法の提案をするに当たつて、大臣は、農業を取り巻く情勢が大

きく変わつてきた、こういう現状では農業・農村に対する期待されるような役割を果たすことがで

実の政治を行つてきたのか。この総括の反省がまづなくては新しい農業基本法に期待することはできない。

○国務大臣(中川昭一君) 戦後農政の本当に生き

字引とも言つていい村沢先生でありますから、率

直に申し上げますならば、やはり現行基本法では

何としても生産条件あるいは生活条件を都市の勤

労者並みにしていこう、そしてまた、当時はまだ

米は完全には自給されておりませんでしたけれど

も、ほぼ米の方がめどがついたということです、い

わゆる選択的拡大ということで、必要な農産物を

集中的につくつていこうということでやつてきた

わけでありますけれども、外因的ないろいろな状

況、いわゆる高度経済成長でありますとか、オイ

ルショックでありますとか、景気の好況、不況も

ございましたし、平成五年には大灾害もございま

したし、そんなようないろいろな状況の中で、振

り返つてみますならば、農業の生産性の向上とい

うものが他産業並みになるどころか、生産性にお

いて格差が埋まることができなかつた。さらには

規模拡大という側面からも……

○村沢牧君 経過はいいから、率直に言つてください。

○国務大臣(中川昭一君) はい。

したがつて、当初の基本法がうたつてあるべき姿、目的というものが十分達成できなかつた、一言で言えばそういうことにならうかと思ひます。

○村沢牧君 そんな答弁では、達成できなかつたことは知つているんだよ。その対応はどうだつたんだと。謙虚に総括し反省をしなければ、新しい基本法をつくつたって、今までのようなことをなればこういうふうになると、そんなことは私は知つてゐるから、反省を求めているんだ。それから、農業基本法の農政の指針として機能を失つてしまつた。これは農業六法を見ると一番最初に農業基本法が載つていて。その次のページ

には新しい農業・農村政策のあり方と書いてあるんですね。これは基本法なのか法律なのか。農業

六法を見てください。そこに載つていますね。一

体これは新政策との位置づけというのはどういう

関係を持つのか。まさに基本法を形骸化した、一

番の指針をなくしたものではないですか。どうで

すか。

○政府委員(高木賢君) 御指摘のように、今の農業基本法の次に、いわゆる農業六法の編集としては「新しい食料・農業・農村政策の方向」が載つております。これは新しい食料・農業・農村政策検討本部、これは農林水産省に設けられた組織でございますが、そこで決定されたものでございま

す。

それは、その当時もいろいろ国会で御議論がありましたけれども、必ずしも農業基本法に背馳するというものではなくて、そのときの、平成四年当時のことでござりますが、その基本法制定後の経済情勢の変化を踏まえまして、基本法の趣旨を

ございましたが、そこで決定されたものでございま

す。

それは、その当時もいろいろ国会で御議論がありましたが、必ずしも農業基本法に背馳するというものではなくて、そのときの、平成四年当時のことでござりますが、その基本法制定後の経済情勢の変化を踏まえまして、基本法の趣旨を

ございましたが、そこで決定されたものでございま

す。

それは、その当時もいろいろ国会で御議論があ

りましたけれども、必ずしも農業基本法に背馳す

るというものではなくて、そのときの、平成四年

当時のことでござりますが、その基本法制定後の

経済情勢の変化を踏まえまして、基本法の趣旨を

ございましたが、そこで決定されたものでございま

す。

○村沢牧君 そこで、今度新しい基本法ができる方向づけと新しい基本法に対する位置づけはどういうことになつておられるんですか。

○政府委員(高木賢君) 新しい基本法ができた暁には、新しい基本法が基本法でありますから、それが真っ先に優先しておりますし、先ほど申し上げた新政策の文書は歴史的役割を終えたものとして閣載されないことにならうと思います。

○村沢牧君 農林省自体が、せつかく基本法に載つておりながらこの基本法を遵守してこなかつた。幾つかの例があるんです。時間がありませんから簡単に指摘をしましよう。

○政府委員(高木賢君) 新しい基本法ができた暁には、新しい基本法が基本法でありますから、それが真っ先に優先しておりますし、先ほど申し上げた新政策の文書は歴史的役割を終えたものとして閣載されないことにならうと思います。

○村沢牧君 農林省自体が、せつかく基本法に

載つておりながらこの基本法を遵守してこなかつた。幾つかの例があるんです。時間がありませんから簡単に指摘をしましよう。

○政府委員(高木賢君) 新しい基本法ができた暁には、新しい基本法が基本法でありますから、それが真っ先に優先しておりますし、先ほど申し上げた新政策の文書は歴史的役割を終えたものとして閣載されうことにならうと思います。

○村沢牧君 農林省自体が、せつかく基本法に

載つておりながらこの基本法を遵守してこなかつた。幾つかの例があるんです。時間がありませんから簡単に指摘をしましよう。

○政府委員(高木賢君) 新しい基本法ができた暁には、新しい基本法が基本法でありますから、それが真っ先に優先しておりますし、先ほど申し上げた新政策の文書は歴史的役割を終えたものとして閣載されすことにならうと思います。

○村沢牧君 農林省自体が、せつかく基本法に

載つておりながらこの基本法を遵守してこなかつた。幾つかの例があるんです。時間がありませんから簡単に指摘をしましよう。

○政府委員(高木賢君) 新しい基本法ができた暁には、新しい基本法が基本法でありますから、それが真っ先に優先おります。

んが、基本法の精神に照らしてやるべきではないのか。基本法がまさに時代に合つていいといふべきではありません。御承知のとおりで。それからさらに重要なのは、基本法自身を考えるべきだ。何回も言つたけれども、ななかなか皆さんは聞き入れてくれなかつた。

だから、大臣、私が今指摘した、農水省自体が

基本法がありませんが、その決意を聞かせてください。

今日、私たちが強調したような基本理念、全部

賛成ではないですよ。中身において。しかし、あれ

ども、ななかなか皆さんは聞き入れてくれなかつ

た。

だから、大臣、私が今指摘した、農水省自体が

基本法がありませんが、その決意を聞かせてください。

ですから、あなたのときにこの新しい基本法ができるんです。名譽だと思っていい、自信を持つていらっしゃる。ただ、あなたの答弁をたびたび聞いておると、農林省だけじゃないんだと。國民にも消費者にも期待される、何か責任がどこかへ行つてしまふようなことをたびたび言つているけれども、あなたが責任を持つて國民に訴えていかなければだれが訴えてくれるんですか。

ともかく、この理念を貫徹するために頑張ること、もう一回決意を聞かせてください。

○國務大臣(中川昭一君) 四つの理念を初めとする四十二条の条文の中に認められております非常に重いものを、私自身が全力を挙げて実現に向けて頑張つていきたいというふうに思います。

○村沢牧君 さて、基本法は宣言的性格を持つ法律でありますから、農政の理念だと施策、方針、その決定方法はやっぱり抽象的になる、そのとおり私も理解しています。しかし、個々の法律としては、予算、施策に対する基本法は、拘束力というか規範力というか、それを持つべきものである。基本法の精神に反したり理念に反するような法律が今まであったんですねけれども、それは間違つていると思いますが、規範力や拘束力を基本法の性格からいつてどういうふうに考えますか。

○政府委員(高木賢君) 御指摘のように、基本法は政策の理念あるいは施策の基本的なあり方、方針を定めるものでありますけれども、同時に、それが法律ですから、やはりその方向づけに沿つた施策の具体化ということは、まさに基本法に定められた基本理念なり政策目標に沿つたものとする必要があると思つております。

そういう意味で、他の政策、食料政策、農業政策、農村政策を推進するに当たつて、導きになる規範性を持つた法律という位置づけであると思ひます。したがいまして、具体的な政策を構築する際には常に基本法に立ち返つて、その整合性について十分に吟味をして政策を構築する必要があると考えております。

○村沢牧君 セっかく新しい基本法ができるんで

すから、農水省の幹部の皆さん、よくその辺は留まつてください。要請しておきます。

○國務大臣(中川昭一君) ここで、私は先ほど申しましたように、新しい基本法がまさに時代の要請にある程度こたえておりますので、予算措置等々、あとほかの法案の整備等も含めまして、できるだけ早く新しい基本法実問題にどういうふうに対応するかという点については私も議論をしてまいりました。皆さんとも、これは野党ですから開かれた場所じやありませんよ、議論してきた。

しかし、この施策をどういうふうに展開していくのか。大臣、一言で新しい基本法はどういうものだと、今まではこうだったけれどもこういうふうになりますよと一言で言えるなら言つてもいいですが、なかなかそれもできないだろう。しかし、今、皆さんはこの国会で早く成立させてくれと。一体、私たちの立場で、参議院の農林水産委員会としては何を議論していくべきか。衆議院で修正もされました。この修正されたものを受け、参議院はどういうふうに結論を導いていこうとするのか。

ですから、来年の法律までもう皆さんは検討している。十二年の概算要求の検討もしているんですね。一体、どういうふうに、何をやつてあるんだと同様、農業災害補償制度につきまして農業災害に関する施策としてその重要性が明確に位置づけられております。そこで、既に今国会におきまして、新基本法の関連といたしまして農業災害補償法及び農林漁業基金法の一部を改正する法律案を提出いたしましたで、先日、成立させていただいたところでございます。

今回の制度改正は、新しい基本法案や農政改革大綱で示されております意欲ある担い手の育成とか農業経営の安定機能の強化、そういう観点を踏まえまして所要の措置を講じたものでござります。そこで、今、官房長から言わされたけれども、新しい基本法ができる、成立すると思う。そこで、この基本法に基づいて新しい法律や予算、政策、大臣だって随分考へていています。そういう用意を持っていますね。

○國務大臣(中川昭一君) この基本法を成立させたいだきましたならば、直ちに基本計画の策定作業に入らなければなりませんし、その中には、例えは直接支払いのあり方とか自給率の問題とか

いろいろございますので、当然ことしの夏までに結論を出すべきものというのはあくまでも平成十二年度の予算を前提にしてのスケジュールでござりますので、予算措置等々、あとほかの法案の整備等も含めまして、できるだけ早く新しい基本法体制のもとで農政が展開できるようにやっていかなければならぬと考へています。

○村沢牧君 そこで、当然のこと、関係局長も、基本法ができたらこういうふうにしますといふとを盛んに言つてきた。つまり、この通常国会には間に合わぬと思つけれども、来年の通常国会に向けて、この基本法案が成立したら、重要な法案についてこういうことを考へています。しかし、長期計画は五年でありますから、五年と言われると、一体、私たちの立場で、参議院の農林水産委員会としては何を議論していくべきか。衆議院で修正もされました。この修正されたものを受け、参議院はどういうふうに結論を導いていこうとするのか。

それから、来年の法律までもう皆さんは検討している。十二年の概算要求の検討もしているんですね。一体、どういうふうに、何をやつてあるんだと同様、農業災害補償制度につきまして農業災害に関する施策としてその重要性が明確に位置づけられております。そこで、既に今国会におきまして、新基本法の関連といたしまして農業災害補償法及び農林漁業基金法の一部を改正する法律案を提出いたしましたで、先日、成立させていただいたところでございます。

○政府委員(竹中美晴君) 経済局の関係でございますが、新しい基本法案におきましては、現行法と同様、農業災害補償制度につきまして農業災害に関する施策としてその重要性が明確に位置づけられております。そこで、既に今国会におきまして、新基本法の関連といたしまして農業災害補償法及び農林漁業基金法の一部を改正する法律案を提出いたしましたで、先日、成立させていただいたところでございます。

新基本法案では、農業の持続的な発展を図るために、農業が本来有する自然循環機能の維持増進が不可欠という旨の理念が書かれています。さらに、これに必要な施策ということで三十二条の規定が置かれているわけでござりますが、この関係で私どもの局では、既に本委員会で御可決いただきましたが、これに必要な施策ということで三十二条の規定が置かれているわけでござりますが、この関係で私どもの局では、既に本委員会で御可決をいたしておりますけれども、堆肥等による土づくりと化学肥料、農薬の低減を一体的に行います生産方式の導入を行う農業者に対する支援措置といいます。

それから、今後の課題といったしましては、自給率を向上する作目といいまして麦、大豆といふことでいろいろ御議論をちょうだいいたしておりました。

この国会にいわゆる農業振興地域の整備に関する法律の改正案を提出いたしております。これは、御案内のとおり、基本法の自給率の向上ということが農地、これを出していきます。そこで、農地の中でも優良農地をどのようにして確保するか、その量はどれぐらいであるべきかといふことを国の指針という形で定める、こういうことをしたいと思っております。

それから、現段階で検討を急いでいるものといつたしましては、基本法の中に法人化の推進ということがござりますので、農業生産法人制度、これは農地法に規定がござりますので、これについて抜本的な見直しをしなければならないと思つておりますし、それから望ましい農業構造の実現、経営政策の展開ということに関連をいたしまして、農業者年金制度の見直し、さらには土地改良制度の改正につきまして、これを視野に入れまして検討を急いでいるところでございます。

○政府委員(樋口久俊君) 農産園芸局関係でお答えを申し上げます。

新基本法案では、農業の持続的な発展を図るために、農業が本来有する自然循環機能の維持増進が不可欠という旨の理念が書かれています。さらに、これに必要な施策ということで三十二条の規定が置かれているわけでござりますが、この関係で私どもの局では、既に本委員会で御可決をいたしておりますけれども、堆肥等による土づくりと化学肥料、農薬の低減を一体的に行います生産方式の導入を行う農業者に対する支援措置といいます。

それから、今後の課題といったしましては、自給率を向上する作目といいまして麦、大豆といふことでいろいろ御議論をちょうだいいたしておりました。

まして、これが大変大きな課題だというふうに認識をしておりまます。いろんな施策を検討しないといけないと思つております。その検討の結果、必要であれば所要の法案は検討しないといけないなど思つてゐるところでございます。

○政府委員(本田浩次君) 畜産局の関係でござりますけれども、ただいま農産園芸局長が答弁したのと同じ関係でございまして、新基本法案の三十二条に關係する法律でございますが、この委員会で可決させていただいております家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案を新基本法関係で提出させていただいているところでございます。この法律は、御案内のとおり、畜産業におきます家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図るために所要の措置を定めているものでございます。

この法律は、御案内のとおり、畜産業におきます家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図るために所要の措置を定めているものでございます。この法律は、御案内のとおり、畜産業におきます家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図るために所要の措置を定めているものでございます。

○政府委員(福島啓史郎君) 食品流通局関係でございますが、今国会におきまして、新基本法案、特に第十六条、第十七条に関連するものといたしまして三本の法案を出しておられます。

一つは、特定農産加工業者の経営改善を促進するための特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案でございます。二番目は、卸売市場関係業者の経営体質の強化、取引方法の改善等を図るための卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案でございます。三番目は、生鮮食料品の原産地表示の拡充、有機食品の表示・規格制度を改善するための農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案でございます。この三本につきましては、いずれも本産加工法につきましては六月二十四日に成立いた

しております。

次期通常国会への法案の提出でございますが、現段階において提出することが決まつてゐるわけではありませんが、食品産業と農業との連携の推進、それから砂糖・甘味資源作物対策の見直し等、新基本法案及び農政改革大綱に基づく施策を法改正も含めまして検討してまいりたいというふうに思つております。

○政府委員(山本徹君) 新基本法案の三十五条におきまして、中山間地域等の振興を図るべきことが明記されております。これに基づきまして私どもは、森林開発公团法の一部を改正する法律案を今国会に提出させていただきまして、新しく緑資源公團として発足させていただき、農地と森林を一体的に整備する新しい中山間の事業を実施することにいたしまして、これによつて農林地を一体として活用した中山間地域の振興とあわせて、公益的機能の發揮を図ることにいたしております。六月四日にこの法案を成立させていただいたところでございます。

現時点では、次期通常国会に関連法案を提出するということは予定しておりませんが、林業については、ただいま大臣の御指示によりまして基本問題について検討を進めさせていただいているところです。

○村沢牧君 冒頭指摘したように、現行基本法にあつてもやらないようなことがたくさんある。今までの対応は極めて早いと思います。大蔵。基本法そのものが成立しないうちどんどん基本法に関する法律が出てきて、これは悪いとは言ひませんよ。本法が成立しないのに基本法関連だ、基本法関連だとどんどん審議を怠がれる。しかも、基本法が成立したら後にどうするのかと、それについては検討中だとかなんとか言って、そういう対応はどうですかね。官房長、私はこの新しい基本法は成立すると思う。もし成立しなかつたらどうもつと、今までだつてやるべきだつたし、今後も

らの農政の推進に当たつてのよりどころになる新しい考え方を体系的に整備したものであるわけでございます。

しかしながら、同時に具体的な政策というもののが推進につきましては一日も休むわけにはいかない。やはり、今後の方向としてコンセンサスは得られるものであり、かつ一日も早く実施する必要があります。例えば、環境保全型農業の推進なり、家畜の排せつ物の処理の適正化と、こういった問題は基本法があるかとは別にやらなければならぬ問題ではないかというふうに思つております。

そういう意味で、多少手順の前後と言われるとそのとおりかもしれませんけれども、ある日突然用意ドンということですべて発車するということではなくて、多少のタイムラグはありますけれども、やるべきものはやるということで整理をいたしました。今国会に提出をさせていただきました。

それから、そこまでの用意のないものが現時点では率直に言つてございます。先ほども若干出ましたが、例え農業生産法人の見直しに伴う農地法の改正なり、土地改良制度の見直しの問題なりというものは現時点ではまだ国会に提出するまでに熟しておりません。しかし、基本法の流れに沿いまして、早急に具體化を図つて、何とかできるだけ早い機会にといふふうに思つておるわけございます。

そういう事情でござりますので、ある程度の幅を置いて、お許しをいただければというのが率直な気持ちでございます。

○村沢牧君 私は、事を早く運んで、出された法律も決して私たちも反対したわけじゃないわけですが、いいけれども、そのくらいの熱意があつたらもうと、今までだつてやるべきだつたし、今後もやらなければいけないと思う。

それで、この委員会では、衆参両院を通じて重要な問題が論議されています。大臣、今まで皆さんが小出しにやつて、基本法、基本法、関連

だ、関連だと、やたら持続的何だとか基本法の言葉を使って法律をつくつて、基本法関連だから早く通してくださいと、基本法がまだ通過しないいうにやつて。これから論議をする重要な問題について、来年の通常国会に法律として政策として出していく、国会の意思を尊重して。そういう気持ちをお持ちですか。

○国務大臣(中川昭一君) 基本法体系といふものは基本法だけではうまくいきませんので、とにかくできるだけ早く十分な御審議をいたいて、成立をお願いして、新しい基本法体制のもとで農政をスタートさせていかなければならないというふうに考えております。

○村沢牧君 それはそうだけれども、衆参両院の委員会や国会で論議をされて、新しい基本法に対して期待をしているんだと。今聞いてみるとこれが基本法関連の法律であり、政策だということに大半分はなつていてるんですね、八割ぐらいは。これから国会で論議する問題について、長期計画の期限内に、来年の通常国会で新しい法律も出していく、その決意がなければ、皆さん方が基本法をつくつて認めてください、それきりじゃ私も国会

議員として何をやつておつたんだと。

大臣、今まで関連法も含めて基本法が成立したいく、その決意がなければ、皆さん方が基本法をつくつて認めてください、それきりじゃ私も国会議員として何をやつておつたんだと。

○国務大臣(中川昭一君) 基本法を成立させていただきましたならば、関連法案そしてまた基本計画等々と相ましまして新しい体制をスタートしていくわけがありますが、その場合におきましても、当委員会を初めとして常に御論議をいたしましたならば、関連法案そしてまた基本計画等々と相ましまして新しい体制をスタートしていくわけがありますが、その場合におきましてただいまおっしゃるのを、一言、言つてください。

○村沢牧君 私は、事を早く運んで、出された法律も決して私たちも反対したわけじゃないわけですが、いいけれども、そのくらいの熱意があつたらもうと、今までだつてやるべきだつたし、今後もやらなければいけないと思う。

それで、この委員会では、衆参両院を通じて重要な問題が論議されています。大臣、今まで皆さんが小出しにやつて、基本法、基本法、関連

た。なるほど、今までの二十六年にできた基本法はだめだったけれども、今度の基本法は立派なものだと、こういうふうにやるそと國民の目にわかるよう、農家、農民の日にわかるように。そういう国民総意で基本法ができるということにならないんですよ。基本法だけ成立すればいいというもののじやない。大臣、その決意を持つてください、来年の通常国会に向けて。よろしいですか。もう一回聞いてみましょう。

○政府委員(高木賢君) まさに、基本法が制定された暁には、その趣旨に沿って各般の法律につきまして省内各局を奮励いたしまして所要の法律改正に向けて取り組んでまいります。

○村沢牧君 ゼひ要請しておきましょう。さてそこで、先ほど申し上げましたように、この法案と並行して、法案はいつ通るか知りませんが、平成十二年の概算要求の時期に入っている。もう皆さんは大蔵といいろいろ折衝していると思うんです。それは表面では言えないけれども、そう思っています。

そこで、この法律が制定したら、金額が幾ら要求とは言わないよ。今までなかつたような予算で、政策で、どういうものが頭を出してくるのか。意欲的な答弁をしてください。

○政府委員(高木賢君) 今、先生御指摘の、もうそろそろやつてあるんじゃないかなというお話をございますが、御案内のように、概算要求は八月末ということです。現在は省内検討段階でございます。

そういう中で何をするんだと、こういうことでございますが、したがいましてまだ成案ができるとかいう段階ではございませんが、どういふことが検討の内容になるか、柱になるかという申し上げますれば、やはり食料政策、農業政策、それについてあるうかと思います。

食料の自給率の関連で申し上げれば、土地利用型農業、麦、大豆につきましての価格政策の見直しに伴います新対策をどうするかという問題、農業の持続的発展の関連でいいますれば、有機質肥料のリサイクル関係の対策をどうするかという問題、それから認定農業者などの扱い手に対する施設をどう集中していくかという問題などがあるうかと思います。

また、農村の振興あるいは中山間地域対策ということであれば、ここでしばしば御論議いたしております中山間地域等における直接支払い制度の導入、あるいは環境対策の強化などの農業農村整備事業の見直しといったことが事柄としては考えられるかと思います。

いずれにしても、単に予算計上というだけではなくて、施策を大々くり化するとか、プロジェクト化するとか、他省庁との連携に配慮するとか、こういったことも含めながら十二年度予算の検討を急ぎたいと思っております。

○村沢牧君 当然、継続してやる重要施策もあると思う。それはいい、そのとおりだと思います。しかし、せっかく基本法ができたから新しい項目の芽が出ましたと、それははつきりしている。国際の審議を行なったと、それははつきりしている。

次に、基本計画なんですが、これは基本計画をいたつたら、概算要求でこういうことを農水省は考へていると。そんなふさけたことを言つたら私は許しませんよ。言うなら今言つておいてください。いいですね。皆さんも承知をしていると思うんですね。

次の問題に行きましょう。

次は、基本計画なんですが、これは基本計画を国会に報告するという修正がされた。これは重要なことですね。皆さんも承知をしていると思うんですね。

現行基本法によつても国会に年次報告をしなければならないことになつていますね。そこで、新基本法においても年次報告をすることになる、新基本法においては基本計画を国会に報告する。その一年分について年次報告、基本計画に基づいて実行したこと、講じようとする施策を報告しなければならない、そういうふうに重なつてくるわけですね。

その場合、現行基本法については、この年次報告で、今まで講じてきた生産性の向上だと所得だとか、その所見を含めなければならぬと現行基本法はなつていますね。ところが、今度の新基本法では、そこには所見が含まれていない。現行基本法でも、どういうふうにやつていったかという所見が含まれていなければならぬ。新しい基本法では、国会に報告してやつたことを、合、国会は修正することがないとしても、重要な問題として受けとめてもらいたい。よろしいですか。

○政府委員(高木賢君) 基本計画は、この法案にありますように、政府が閣議決定をして決定するというものでございますが、衆議院におきまます御論議が行われるということになろうかと思ひます御議論をするということに相なつたわけでございます。

それで、国会報告をした暁に恐らく国会におきまます御論議が行なわれるということになろうかと思ひます。正におきまして、国会報告をするということに相なつたわけでございます。

○村沢牧君 そこで、恐らく基本計画は来年の通常国会冒頭で出されると思うし、予算や重要法案と一緒に出されるものだと思いますが、そのとおり理解していいですね。基本計画。

○政府委員(高木賢君) 基本計画につきましては、遅くとも年度内の閣議決定を今予定いたしております。その後、遅滞なく計画を国会に報告するということです。

○村沢牧君 さてそこで、基本計画と年次報告との関係。

現行基本法によつても国会に年次報告をしなければならないことになつていますね。そこで、新基本法においても年次報告をすることになる、新基本法においては基本計画を国会に報告する。その一年分について年次報告、基本計画に基づいて実行したこと、講じようとする施策を報告しなければならない、そういうふうに重なつてくるわけですね。

その場合、現行基本法については、この年次報告で、今まで講じてきた生産性の向上だと所得だとか、その所見を含めなければならぬと現行基本法はなつていますね。ところが、今度の新基本法では、そこには所見が含まれていない。現行基本法でも、どういうふうにやつていったかという所見が含まれていなければならぬ。新しい基本法では、国会に報告してやつたことを、合、国会は修正することがないとしても、重要な問題として受けとめてもらいたい。よろしいですか。

○政府委員(高木賢君) 新しい基本計画におきまして、年次報告は「毎年、国会に、食料、農業及び農村の動向並びに政府が食料、農業及び農村に関する講じた施策に関する報告を提出しなければならない。」ということでございますから、食料・農業・農村の動向あるいは講じた施策ということで、基本計画との関連で申し上げますれば、基本計画で講すべきとされた施策、これがどういう実施状況になつているかということも含めまして、またあるいは食料・農業・農村の動向の記述も含めまして、これを整理してまとめる、そして提出をするということになると思っております。

○村沢牧君 これは提出するのは当然のことですが、けれども、今の基本法は政府の所見を含めてこういうことをやりましたと、しかし新しい基本法には所見を含めてとは書いていないんですよ。しかし、この基本計画については国会に報告しなければならない。その報告したものを見た後は、たつて報告する、どういうふうにやつたという所見が当然必要になつてくる。どうですか。

現行基本法に所見があるんですよ。新しい基本法に所見という言葉は何ら出されることを考えて見ます。その所見を含めてとは書いてないんです。

○政府委員(高木賢君) 確かに、今の基本法案では、内容をどういうことを盛り込めるかと云ふのが規定が幅広いものになつております。ただ、御指摘のように、動向がこうだというだけでは必ずしも内容的に白書として済むとは思つておりません。やはり、動向についてのどういう評価とか、あるいは施策の効果がどうかとかということは当然白書として整理をしなければならない内容であるというふうに思つております。

○村沢牧君 私は、どういうふうに所見を書けとかなんとか、そういうことは皆さんで検討するところです。法律でどうのはおかしいと。

委員長にお願いいたしますが、今、私が申しましたように、基本計画は国会に報告する。一年間たつてどういうふうにやりましたという所見が現

行基本法には、その上政府の所見を含めなければいけないということになつてゐる。今的基本法案にはそんなことは書いていないんですよ。改めて理事会で御検討願いたいと思います。

○委員長(野間赳君) 後刻の理事会で検討をいたします。

○村沢牧君 次は、問題になつておる自給率の問題です。

我が党は、自給率を向上する、少なくとも五

〇%を目指としたと盛んに言つてまいりました。そこで、自給率を何%にするかということは、いろいろの重要農産物をカロリー計算して、その総合的な数字をもつて示すということになる

○政府委員(高木賢君) 自給率の目標の策定に當たりましては、主な農産物ごとにどういう目標に

するかということを明確にした上で、そしてそれを農産物相互間、これは共通の物差しとしてはカロリーベースを考えておりますが、その総合的な

カロリーベースの自給率を目標数値として明らかにします。

○政府委員(高木賢君) その重要な農産物は何ですか。

○村沢牧君 その重要な農産物は何ですか。

○政府委員(高木賢君) 具体的な品目といましましては、米、麦、大豆、飼料作物、畜産物、果樹、野菜などを想定しております。また、花も、食料

ではございませんけれども、近年、農業経営上相

当の割合を占めているということで、これも含める考へでございます。

○村沢牧君 時間がないので、各局長に全部聞きたいだけれども、今、話のあつたそういうものについては、長期計画を持つていますね。そして、自給率も計算をしておる。しかし、今度の基本法の修正によって、生産を高めなければならないと修正されましたね。これを受けてどうするのか。官房長、まとめて答弁してください。

○政府委員(高木賢君) ただいま申し上げた主な品目ごとに、現在、需要の見通しがどうなるか、その中で国内の生産としてどこまで輸入のものに振りかわしていくかということの準備の作業を

進めているところでございます。これはまさに品目別に行つております。その上で、それぞれの品目についての生産がどこまで可能な水準として到達できるかという生産努力目標をそれぞれの品目について立てようということで今作業しているわけでござります。

○村沢牧君 それはわかるけれども、この法律は衆議院で修正をされているでしよう。例えば、国内の農業生産の増大を図ることを基本として自給率を高めなさいと、こういう基本法ができるんで

います。今まで検討したことだけいいのかどうか。どうなんですか。

○政府委員(高木賢君) 御指摘のありました修正の趣旨、一つは「農業生産の増大を図ることを基本とし」ということと、もう一つは十五条で、「自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし」ということで修正がありました。私ども、趣旨としてはその内容は含まれているということにつきましては衆議院におきまして答弁したわけ

でございますが、その趣旨を一層条文上も明確化

するという趣旨と受けとめております。したがい

まして、今後の作業もその趣旨を体して進めていくという事であります。

○村沢牧君 趣旨を体していかんじないです

よ。そういう法律ができるんだからやらないで

けないんですよ。

それで、現行法によつても長期見通しを立てておる。平成十二年から十七年のカロリーベースに

ある。平成十二年から十七年のカロリーベースに

ある自給率は立てておるんですね。これは国会に報告することじやないけれども、そのとき政府は

それだけでも、今、話のあつたそういうものについては長期計画を持つていますね。そして、自給率も計算をしておる。しかし、今度の基本法の修正によって、生産を高めなければならないと

修正されましたね。これを受けてどうするのか。大臣、御存じですか。大臣。

○村沢牧君 中身ですよ。今、私が簡単に中身を

は存じ上げております。

○村沢牧君 この資料を読ませてい

ます。つまり言つてくださいよ。

○政府委員(高木賢君) 現行基本法におきます農

産物の需要と生産の長期見通し、平成十二年度を目標年次としたものを平成七年の十二月に閣議決定しております。

○村沢牧君 それから、平成七年度で平成十二年度から十七年度を見越して閣議決定したのがありますと、言つて皆さんが努力している決して現

在四%という数字は出でこないですよ。あるん

じやないですか。このとおりやとは私は言いませんよ。これに加えて今度新しい基本法ができます。あるでしょう。それを言つてください。

○国務大臣(中川昭一君) 現状の四一とか二八とかいう数字は極めて我々としても遺憾な数字だと思います。

そこで、基本計画のもとで実現可能なできるだけ高い自給率を設定するということは、国との

の国民に対する責務であろうと私自身は考えておりますので、これから基本計画の中で、今、官房長からも答弁がありましたが、主要な農作物、あるいはまたカロリーベースですと野菜とか

そういうものはなかなかウエートが低くなつてく

るわけでありますけれども、カロリーベースで総

見通しをいたしております。

○政府委員(高木賢君) 平成七年に立てました食料自給率の試算、これは本体の需要と生産の長期見通し自体ではありませんが、参考につても閣議決定の際に示ししているものでござります。そ

れによりますと、食料自給率の見通しは平成十七年度におきまして四四ないし四六%というふうに見通しをいたしております。

○村沢牧君 少なくとも閣議に報告したことです

よ、法律に基づいて。それをこれから計算して、何だかんだ言うけれども、少なくともこれは最低の指標になる。これより下がりつゝない。新しい

基本法ができる。長期見通しも立てる。この自給

見通しの中では、例えば米ならどうする、麦な

らどうする、需要と供給の見通しを立て、それ

ぞれの品目について自給率を示しておる。面積も示しておる。

○村沢牧君 中身ですよ。今、私が簡単に中身を

言つたように。

○国務大臣(中川昭一君) 長期見通しがあること

しょう、五〇%にしよう、常識みたいになつていいんですよ。この平成十七年の見通しだつて、国内生産を基本として最大限努力するんだと、現行基本法ですよ。閣議でもそう言つてはいるんじゃなくて、そんなことでは極めて残念だよ。少いですか。それが今、大臣がどうも勉強させてもらわなんて、そんなことでは極めて残念だよ。少なくとも最低指標です、これは。それに新しい基本法ができるんだ。目標ですよ。しっかりと示してください。

○国務大臣(中川昭一君) 現状の四一とか二八とかいう数字は極めて我々としても遺憾な数字だと思います。

そこで、基本計画のもとで実現可能なできるだけ高い自給率を設定するということは、国との

の国民に対する責務であろうと私自身は考えておりますので、これから基本計画の中で、今、官房長からも答弁がありましたが、主要な農作物、あるいはまたカロリーベースですと野菜とか

そういうものはなかなかウエートが低くなつてく

るわけでありますけれども、カロリーベースで総

見通しをいたしております。

○村沢牧君 これは目標じゃなくて見通しだといふふうに言つてはいるだけ高い数字を

設定していく作業をこれから、大変な作業になる

と思ひますけれども、銳意取り組んでいきたいと

思ひませんけれども、そういう形でできるだけわかりやすく、実現可能なだけ高い数字を

設定していく作業をこれから、大変な作業になる

場合に重慶ベースの自給率みたいなことになるかも知れませんけれども、そういう形でできるだけ

わかりやすく、実現可能なだけ高い数字を

設定していく作業をこれから、大変な作業になる

見通しを立てるのだから、これは実行できるよ

うな見通しにしなきゃ、努力しなきゃダメです

よ。見通しだから幾ら出したっていいといふふうに言つてはいるだけ高い数字を

設定していく作業をこれから、大変な作業になる

見通しを立てるのだから、これは実行できるよ

うな見通しにしなきゃ、努力しなきゃダメです

どういうふうにしていくか。米の生産調整の方、九月か八月に決めるでしょう。決めますね。どうですか、米は。

○政府委員(樋口久後君) 現在の生産調整は十年度と十一年度の二年度にわたります緊急の対策といふことで整理されておりまして、その後のことにつきましては、ことしの秋にいろんな御相談をしながら決定していくということになろうかと思ひます。

○村沢牧君 新しい基本法ができる。減反調整を始めたのは、私がさつき申しましたように昭和三十六年の農業基本法で十年たつて、もうあれからずっと続いているんですよ。

大臣に率直に申し上げましよう。この減反、生産調整をこの基本法の成立とともに何とかしなきやならない、方向づけを。考えませんか。

○国務大臣(中川昭一君) 米については現状が非常に在庫がたまつておるという状況の中で、九十五万ヘクタールという大変な減反を生産者の皆さんに協力をしていただいておるわけであります。

そこで、緊急の十年、十一年のこの減反措置をとつておるわけでありますけれども、何とか通常の百五十万トンプラス・マイナス五十万トンという適正備蓄の水準に早く戻していくと同時に、水田としての役割だけではない、例えば飼料作物をどうするとか、そういうことも含めていろんな方策を考えいかなければならぬというふうに考えております。

○村沢牧君 私は、農林省の幹部の諸君は、米の問題について関税化に踏み切った、一つの方向。

基本法でもつて新しい土地利用型農業をつくつていこう。その次には今度は米対策をはつきり出す、そういう戦略を持っているのではありませんか。政府と自民党と農業団体でこれでいこうと、そういうことを描きつづけます。どうですか。○國務大臣(中川昭一君) 主食用の米にかかる作物といふものが、具体的に麦、大豆等、飼料作物等々についてどういうふうにやっていけばいいか

ということは現在検討中でございます。

○村沢牧君 時間がないのでまた後日に譲りますが、現在九十六万ヘクタールの生産調整ですね。

そうですね。この中で、もう水田には戻りません、結果になつて、野菜になつて、山林原野になつて、その面積は、このうちの比率どのぐら

いあります。定着の程度がどの程度か、これはいろんな御意見があるわけございましてなかなか難しいわ

から、まず形態でどういうものがあるかということを御説明した後でお話ししたいと思います。

野菜、花卉等は非常に収益性が高いので大宗は農家経営に組み込まれている傾向が強い。永年性の作物につきましては大体物理的に定着している

御意見があることは御承知の上で御理解をいただきたいと思います。

○村沢牧君 今の減反、生産調整面積の六割はも

う水田に戻らない、定着している、大変なことで

すね。残った九十六万のうち五十万ヘクタールが

そういうふうになる。そうすると、四十何万ヘク

タールでもつて大豆をつくろう、そうかといつて

大豆や麦を全部つくるわけにいかない、不作のと

きもありますから。そういう中で、一体新しい米政策をどういうふうにして新しい土地利用型農業

を築いていくのか、それがまさに自給率の向上に

つながってくるし、本年度における農林水産省

としての、政府としての重要な課題ではないか。

今からそのことを皆さんに、九十六万ヘクタ

ルの大割はもう水田に戻りませんよと。水田に戻らぬものに補助金を次々に出していけるのか。

そうすると、農家の人は怒りますよ、農民の皆さ

んは。そこまで来ている、この米政策。基本法を契機としてもうはつきりしなきやいけないと私は思う。そのことをやれとは言いませんよ。皆さん

の判断を求めて、時間が来ましたから、私の質問を終わります。しっかりと頑張ってください。

○政府委員(樋口久後君) 率直に申し上げま

すから、まず形態でどういうものがあるかとい

うことを御説明した後でお話ししたいと思ひます。

先ほどから、新農政は大規模農業だけを追求するんじやないかとか、あるいは市場原理だけを追

求するんじやないかなどという視点からの大変な誤解

のある発言が多々ありましたけれども、新農政はそういうものではございません。これは農林省も

しっかりと内外に言わなくちやいけないところだ

と思います。

要するに、経営マインドを持つて意欲的にやつ

ていく農家、これを大いに鼓舞して、めり張りを

つけた価格政策、所得政策を実行しようじゃない

かということが基本的な背景にあるんです。この

ことを言わないので、何でも新農政だ新農政だと

いつてそこにすべてなりつけて、新しい基本法

ができればそれで世の中が大きくなるんだ、農業が変わるんだというふうなことを言つたとした

ら、私は大きな間違いであると思います。

ところで、三十六年の農業基本法、この評価があつたわけであります。その中で、食料消費構造

産体制の対応がなぜできなかつたのかということ

を農業の本質論に十分留意して把握しておくことがます必要じやないかと思うのであります。

今後の農政を開拓するに当たつて、これからもかなりグローバリゼーションあるいは市場原理、

そういう考え方のもとに農政に対してもいろんな合

理化を求める意見が出てくると思いますけれども、日本の農業はそういうふうな一方的な効率化

あるいは合理化の路線だけでは守れないんだとい

うことを理論的に言うためにも、三十六年農業基

本法のもとでどういうふうに生産体制が十分に対応できなかつたかということを実証的に把握しておこなうことがまず必要じやないかといふことを言つておきたいと思います。

しかし、そういう中で、これだけ大きな変化の中で、我が農業者がかなりの意欲的な生産をし

て農業生産を守ってきた、一定の水準を維持して

きたということに対しても、敬意を表し、高く評価をしなくちやいけない。そのこともまた特に分析しておかなくちやいけないんだと思うのであります。

さらに、農業者の努力とは別に、食料の安定供給を図るためにいろんな制約条件がござります。

外部的あるいは内部的な制約条件が多々あります。例えば、大豆ショックあるいはオイルショック、こういうふうなこともあります。

おいては急速に減少する米の消費。これに対応して、猫の日農政だとかなんとかいろいろと言われましたけれども、いろんな形で米の生産調整を需給に合わせてやさざるを得なかつた。こういうふうな内外の条件についても、果たして対応策が十分であつたのかなかつたのか、そのことを分析しておかなくちやいけない。どういう視点から分析するかが大事なのであります。それは一にかかつて農業経営者、専業的にやつて、あるいは兼業でも意欲的にやつて、農業経営者が十分に満足するような視点から政策が十分であつたかどうか、こういう視点からの分析をすることが必

要じやないかと私は思つのであります。

そういう中で、私は、今度の食料・農業・農村基本法について、まず第一にお聞きしておきたいのは、「食料・農業・農村、この中ボツでつなぐキーワンセプトあるいはキーワードを一言で言つていただきたいと思います。」

○政府委員(高木賢君) 御指摘のありました「新しい食料・農業・農村政策の方向」以来、中ボツで三つ並んでいるものを踏襲してきたのが率直なところでござりますけれども、るる申し上げておりますように、國民が期待する二つの役割、すなわち食料の安定供給の確保と農業・農村の有する多面的機能の発揮、これを確実に我が国において実現するために我が國農業の持続的発展と農村の振興があると、この四つの理念ということで申し上げてきましたのでございます。

そこで、担い手を確保するための基礎的な条件として、担い手を確保するための基礎的な条件を私はお聞きしたいのであります。

○入澤謹君 担い手の確保、農村に定住して農業經營にいたしましたが、そのもとでいろんな農業政策を展開してきましたけれども、各地の実証的な調査を踏まえて、もしかしたら、何なんだろうかという条件が把握できることがあつたら、これは官房長なり構造改善局長、教えていただきたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 今御指摘がありましたように、この問題については、平成四年の新政策の中でかなり議論がなされておりました。やはり、そのときに、經營感覚にすぐれた効率的かつ安定的な經營体の育成というのを前面に出したわけでありまして、そのときの二つの要素といふのは、一つは、生涯所得において地域の他の産業従事者と遜色がないということです。それから二つ目には、労働時間においてやはり同じよう

にその地域における他の産業従事者と遜色がないことです。

この時点での計算をいたしましたのが、生涯所得において二億ないし二億五千万という所得でありますし、そして労働時間については千八百時間などといふような誤解を招く。あくまで食料の需給安定という観点から、食料政策については安定期間、これは健康の保持、それから安全性のないなどといふような誤解を招く。

農村といふことは、生産の場であり生活の場であるという点から、必要な政策を農水省でできるだけやることで三つがつながるんじやないかとありますし、農業については需給安定という観点から、担い手の育成をもう一回見据えて、理念の中心に据えて展開することが必要でありますし、農村といふのは生産の場であり生活の場であるという視点から、必要な政策を農水省でできるだけやることで三つがつながるんじやないかとあります。

実は思つてゐるんです。いつでも食料の需給安定のため、これを実現するのは農業經營者であります、「食料・農業・農村、この中ボツでつなぐ

キーワンセプトあるいはキーワードを一言で言つていただきたいと思います。

そこで、担い手を確保するための基礎的な条件を私はお聞きしたいのであります。

○政府委員(渡辺好明君) そういうことを、これは三十六年以來の農業基本法の中でもいろいろな農業政策を展開してきましたけれども、各地の実証的な調査を踏まえて、もしかしたら、何なんだろうかという条件が把握できることがあつたら、これは官房長なり構造改善局長、教えていただきたいと思います。

○入澤謹君 まさに、担い手を育成するというこ

とは、農山村に住んで農業を営んでもらうわけでござりますから、何といったって所得の安定がなされども、各地の実証的な調査を踏まえて、もしかしたら、何なんだろうかという条件が把握できることがあつたら、これは官房長なり構造改善局長、教えていただきたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 今御指摘がありましたように、この問題については、平成四年の新政策の中でかなり議論がなされておりました。やは

り、そのときに、經營感覚にすぐれた効率的かつ安定的な經營体の育成というのを前面に出したわけでありまして、そのときの二つの要素といふのは、一つは、生涯所得において地域の他の産業従事者と遜色がないということです。それから二つ目には、労働時間においてやはり同じよう

にその地域における他の産業従事者と遜色がないことです。

この時点での計算をいたしましたのが、生涯所得において二億ないし二億五千万という所得でありますし、そして労働時間については千八百時間などといふような誤解を招く。あくまで食料の需給安定という観点から、食料政策については安定期間、これは健康の保持、それから安全性のないなどといふような誤解を招く。

農村といふことは、生産の場であり生活の場であるという点から、必要な政策を農水省でできるだけやることで三つがつながるんじやないかとありますし、農業については需給安定という観点から、担い手の育成をもう一回見据えて、理念の中心に据えて展開することが必要でありますし、農村といふのは生産の場であり生活の場であるという視点から、必要な政策を農水省でできるだけやることで三つがつながるんじやないかとあります。

倍ぐらいになつてもいいというふうに認識をいたしておりまして、こういつた形で効率的かつ安定的な經營体の育成に向けてさらに一層施策を体系化し強化していくべきだというふうに考えております。

○入澤謹君 まさに、担い手を育成するということは可能な限り効率的な作付体系を模索する、兼業も含めてもいいんすけれども、可能な限り農家として所得を確保するための条件整備をする

ということです、いろんな手法を駆使してやろうとこれは官房長なり構造改善局長、教えていただきたいことをやはり政策のこれから正面に据えなくちやいけません。所得の安定を、認定農家といふことは考慮されると、これは基本法の中で主として扱われますと、これは基本法の中で主として扱われるべきことじやないというふうに私は考えます。

○入澤謹君 まさに、担い手を育成するというこ

とは、農山村に住んで農業を営んでもらうわけでござりますから、何といったって所得の安定がなされども、各地の実証的な調査を踏まえて、もしかしたら、何なんだろうかというふうに一つの感想を持つたわけであります。

○入澤謹君 まさに、担い手を育成するということは可能な限り効率的な作付体系を模索する、兼業も含めてもいいんすけれども、可能な限り農家として所得を確保するための条件整備をする

ということです、いろんな手法を駆使してやろうとこれは官房長なり構造改善局長、教えていただきたいことをやはり政策のこれから正面に据えなくちやいけません。所得の安定を、認定農家といふことは考慮されると、これは基本法の中で主として扱われますと、これは基本法の中で主として扱われるべきことじやないというふうに私は考えます。

○入澤謹君 まさに、担い手を育成するというこ

とは、農山村に住んで農業を営んでもらうわけでござりますから、何といったって所得の安定がなされども、各地の実証的な調査を踏まえて、もしかしたら、何なんだろうかというふうに一つの感想を持つたわけであります。

○入澤謹君 まさに、担い手を育成するというこ

とは、農山村に住んで農業を営んでもらうわけでござりますから、何といったって所得の安定がなされども、各地の実証的な調査を踏まえて、もしかしたら、何なんだろうかというふうに一つの感想を持つたわけであります。

○入澤謹君 まさに、担い手を育成するというこ

とは、農山村に住んで農業を営んでもらうわけでござりますから、何といったって所得の安定がなされども、各地の実証的な調査を踏まえて、もしかしたら、何なんだろうかというふうに一つの感想を持つたわけであります。

動的であつて、これからは主体的に努めるというふうなことをもし言われたとしたら、それは心外であるというふうに私だつたら言います。

しかし、それは説明としては、そういうふうなことは考えていくなくて中立的、客観的な言葉として入れたんだと言わればそれまでですから、あえて答弁は求めませんけれども、この農業基本法を読んでいまして、基本法らしからぬ条文である

ことは考へていなくて中立的、客観的な言葉として入れたんだと言わればそれまでですから、あえて答弁は求めませんけれども、この農業基本法を読んでいまして、基本法らしからぬ条文である

ことは考へていなくて中立的、客観的な言葉として入れたんだと言わればそれまでですから、あえて答弁は求めませんけれども、この農業基本法を読んでいまして、基本法らしからぬ条文である

とにはなりません。

これはどの程度かということになりますと、需要で申しますと、日本めん用が七十万トン、それからその他のパン、菓子とかという需要で、全体で五百三十万トンでございますが、大体日本の小麦は、パン用に使われるたんばく質含有量の多い小麦と、いうものの生産が難しいということをございますから、最近はパンでも日本の小麦を使っているパンも一部でありますけれども、なかなかこれが大変だということが必要面の方からおわかりいただけると思います。

また、製粉メーカーに使ってもらえる、さらにはパン屋さんあるいはめんの製造業者に使ってもらえるような品質の粉にしていくということになりますと、相当な新品種の開発なり普及の努力といふものが必要なわけでござります。また同時に、だからといってコストが幾らかかってもいいというわけにいきませんから、コスト削減も必要になるということになります。

したがいまして、圃場条件の整備から始まりまして、新品種の開発なり普及なりの経費、あるいはその間のランニングコスト的なものまで含めますと、これはもう大変なまだ難しさがあるわけでございまして、一体幾らかかるのかということにつきましては、率直に言つて試算のしようもないくらい難しい話かと思ひます。

それから、大豆につきましても、一%上げるとなりますと、現在の十四万トン、大豆だけで上げるとなりますとは三倍の四十二万トンということがございますが、これも納豆とか煮豆の食用だけで金体でも八十万トン、みそ、しょうゆが二十万トンというようなことで、全体として食用が百万トンということです。

国産大豆としては、そういつた食用を主体としましてしか供給し得ない性格、性質のものでありますので、そういったところに食い込まなければいけませんけれども、片や輸入大豆は自由化をされて関税もほとんどない、こういうことに昭和三十六

年以来なつておりますので、これに食い込んで国産の需要というものを確保するというのはこれまで申しますと、日本めん用が七十万トン、それからその他のパン、菓子とかという需要で五百三十万トンでございますが、大体日本の小麦は、パン用に使われるたんばく質含有量の多い小麦と、いうものの生産が難しいということをございますから、最近はパンでも日本の小麦を使っているパンも一部でありますけれども、なかなかこれが大変だということが必要面の方からおわかりいただけると思います。

また、大麦は単収の振れが各地域で大きいわけでありまして、この収量を安定させるという

こと、それからロットをまとめるということになりますと、これは政策努力のみならず関係者の力

強い努力が必要であると思います。

特に、大豆は单収の振れが各地域で大きいわけでありまして、この収量を安定させるという

こと、それからロットをまとめるということになりますと、これは政策努力のみならず関係者の力

強い努力が必要であると思います。

特にまた、地域段階でそういうた、先ほどもお話しがありましたと、土地利用型農業、米と組み合

わせてどういう体制をつくっていくかということになりますと、お金だけではない、各地域におきま

す農業者、農業団体の主体的な取り組みという

こととも極めて大きなウエートを持つてくるわけでござります。

そういうつもりもろのことを考えますと、これもどの程度のお金が要るかということの試算が特にできているわけではございませんが、相當な関係者の努力を必要とするということだけは言えるのではないかというふうに思つております。

○入澤謹君 非常に難しいことは今の説明だけで

も読み取れるわけであります。

私は、自給率を五〇%とか何か書くのも、国民の総意であればこれはある程度やむを得ない、しかし現実的な対応策も行政としては持つておかなくてやいけないんじやないかと思うんです。

現実的な対応策というのはどういうことかといいますと、自給率を云々するということの背景には、一たん緩急ある場合の自給力、これを確保するということがあるわけございまして、この自給力、潜在自給力を向上させるための対策を内側

のスプロール的な発展を食いつめるといふことが必要になってくるので、今度の食料・農業・農村基本法は都市側に対する農村側の攻勢の手段を用意しなくていいとすら思つてゐるんです。

農地の転用をトレンドでふやすんじやなくて、農地の転用が減つていくということを前提にしてど

のぐらいかということを見積もると、

さらに、耕作放棄地につきましては、農業委員会を中心とした農地の有効利用を進める運動といふ

ことはなされているんですけども、農業委員会もなかなか弱体で十分な成果が上がつていないと

一つは、農地の一〇〇%作付、減反なしでです。それも米を全部作付するのがいいのか、あるいは地域によって適切な作物の組み合わせがありますから、そこら辺は十分に精査した上で農地を一〇〇%使うと。

同時に、私の持論でありますけれども、日本の農業というのは水田農業であるから生産量が落ちないというのは、これはちょっと間違いであります。

実際にまた、地域段階でそういうた、先ほどもお話しましたが、土地利用型農業、米と組み合

わせてどういう体制をつくっていくかということになりますと、お金だけではない、各地域におきま

す農業者、農業団体の主体的な取り組みという

ことでも極めて大きなウエートを持つてくるわけでござります。

そういうつもりもろのことを考えますと、これもどの程度のお金が要るかということの試算が特にできているわけではございませんが、相當な関係者の努力を必要とするということだけは言えるのではないかというふうに思つております。

私は、自給率を五〇%とか何か書くのも、国民の総意であればこれはある程度やむを得ない、しかし現実的な対応策も行政としては持つておかなくてやいけないんじやないかと思うんです。

現実的な対応策というのはどういうことかといいますと、自給率を云々するということの背景には、一たん緩急ある場合の自給力、これを確保するということがあるわけございまして、この自給力、潜在自給力を向上させるための対策を内側

のスプロール的な発展を食いつめるといふことが必要になってくるので、今度の食料・農業・農村基本法は都市側に対する農村側の攻勢の手段を用意しなくていいとすら思つてゐるんです。

農地の転用をトレンドでふやすんじやなくて、農地の転用が減つていくということを前提にしてど

のぐらいかということを見積もると、

さらに、耕作放棄地につきましては、農業委員会を中心とした農地の有効利用を進める運動といふ

ことはなされているんですけども、農業委員会も

ふうに私は見ております。今度、農業委員会の制度を大改革するんでしようけれども、その農業委員会を活性化して有効利用の運動を展開させて耕作放棄地、遊休地の量を減らしていく、こういうふうなことをやる。さらに、技術会議を奨励して、研究者を奨励して単収を増加させるための研

究をやる。

こういうふうにして国内生産でどのぐらい供給ができるかということをはじいて、それをまず原点、出発点に置いて、例えばこの前、花本さんが衆議院の公聴会で言つたらしいんですけども、二十二年で自給率を五〇%にしようという話がありましたけれども、二十年、三十年かかってもい

いですから、どのくらい供給力を高めていくかと、その結果、残りを輸入に仰ぐと言えば理想なんですが、いかがでしょうか。

そこで、烟も水田も草地も、土づくり休耕しながら維持していくことが全体としての生産

力を高めるし、新鮮、安全、良質という新政策のキヤッチフレーズ、これを実現するために必要

度がありまして、一〇〇%から二〇%の予備農地を土づくりしながら持つと。一〇〇%作付の中に

はこういうものも計算をしておくことが必要じゃないかというのがあります第一点であります。

第二点目は、耕地利用率を過去のよいときの平均レベルまで上げられるかどうかということを検証しておくということでござります。

三つ目は、農地の転用がどのくらいになるかと、いうのを従来のトレンドで計算しておくと。

ただ、これは私は、これから都市の再開発を中心とした様々な政策が進んでいくと思います。都市のスプロール的な発展を食いつめるといふことが必要になってくるので、今度の食料・農業・農村基本法は都市側に対する農村側の攻勢の手段を用

意しなくていいとすら思つてゐるんです。

農地の転用をトレンドでふやすんじやなくて、農地の転用が減つていくということを前提にしてど

のぐらいかということを見積もると、

さらに、耕作放棄地につきましては、農業委員会を中心とした農地の有効利用を進める運動といふ

ことはなされているんですけども、農業委員会も

ふうに私は見ております。今度、農業委員会の制度を大改革するんでしようけれども、その農業委員会を活性化して有効利用の運動を展開させて耕

作放棄地、遊休地の量を減らしていく、こういうふうなことをやる。さらに、技術会議を奨励して、研究者を奨励して単収を増加させるための研

究をやる。

こういうふうにして国内生産でどのぐらい供給ができるかということをはじいて、それをまず原

点、出発点に置いて、例えばこの前、花本さんが衆議院の公聴会で言つたらしいんですけども、二十二年で自給率を五〇%にしようという話があ

りましたけれども、二十年、三十年かかってもい

いですから、どのくらい供給力を高めていくかと、その結果、残りを輸入に仰ぐと言えば理想なんですが、いかがでしょうか。

こういうふうにして国内生産でどのぐらい供給

るかとも思いますが、基本的に同じアイデムで考へておられるわけです。消費量につきましては、消費量のトレンドもござりますが、同時に廃棄の削減をすればどうなるか、あるいは栄養バラансの改善ができると消費量の見通しはどうなるかといふこともトレンドだけでなくあわせて考へたいといふふうに思つております。

それから、供給対策としては、冒頭御指摘がございましたように、人なり経営といいますか、プロフェッショナルにやる人の育成という問題がまことにありますかと思ひますが、農地について言えば、先ほどありましたように、農地の外延です。これをどれだけ確保できるかということを、まず作付面積として全体の外延としてどれだけできるかと、いうことが一つあります。その中でも耕地利用率、過去のよいときと、いうお話をございましたが、どこまで表作、裏作あわせて可能かといふ耕地利用率の問題。

それから、技術陣をまさに奮勵しての単収の増加といふことで、その限られた農地から最大限どれだけれるのかと、いう単収の増加を図る。これは技術開発もありますし、普及による安定化というものもあるかと思います。また、耕作放棄地の解消というのも一つの重要なポイントでありますし、農地の転用をどう見るか、都市の再開発によって農地をつぶす方向に働く力を削減するといふことも貴重な御示唆かと思います。

そういう生産力と消費の方と両方相まちまして、平時において自給率をどれだけ高められるか、またそのためにどういう施策を打っていくか、ということが基本計画におきます重要な盛り込まれるべき内容といふふうに今考へております。そのことが平時から実現されることを通じて、いざというときの潜在的な自給力も強化され維持されいくのではないか、こういう整理をしているわけになります。

○入澤謹君 少しちょとわからないところがあ

るんですけれども、自給率を数字で示せという要求と、潜在自給力を基本計画に書けるかということがまだよくわからない。わからぬけれども、現実的な政策を追求しなくてはいけない行政当局としては、ここはひとつ真剣に方法論を検討していただきたいと思うんです。

今、食料消費の、例えば先ほどから廃棄物のむだをやめようという議論もございましたけれども、これを本当にやるのであれば、私は、食料・農業・農村基本法というのでなくて、これは農業基本法にして、食料は別途、食料基本法として位置づけた方がよかったです。なぜかと、厚生省、科技庁、文部省と、やっぱり食料の安定供給の理念、安全性の理念、例の遺伝子組みかえの問題も含めまして技術開発の問題、それから健康増進という視点からの留意すべき事項、それから食料については文化論的な観点からもアプローチしないでいいません。そういう観点からのアプローチしながら、それから消費者ニーズの変遷、この多角的な問題についてまとめた政策体系を用意しておかなーいと国民運動にならない。東京都で毎日廃棄される食品だけで百万人の人間が養えるなんといふ、これは東京都が昔調査をやつたんです。最近、農林省が調査したという話があるんですけども、この廃棄物を少なくする、残飯を少なくするというのには、本当にやるとしたら今申し上げたようなことをきちんと整理して、そして国民に訴えないか、私は十分な政策が展開できないのじゃ

ないかと思うんです。

そこで今度、食料・農業・農村基本法ができる最初の議論は、金融業界に対する六十兆円になると予想する国家予算の投資、それからまた医療や年金、こういうことに対しても大変なお金がセーフティーネットの名のもとに投下されているわけあります。私は、食料の安定供給といふことも外部的には、まず食料安全保障といふことでいふに輸入国としての立場を主張するか、国内的に業予算を獲得してきたわけであります。しかし、

いつとき一〇%ぐらいあつた農業予算があるときから防衛費のシェアを下回るようになつて、そして今三、四%になつてきたわけです。これも国の資源配分あるいは予算配分のいろんな結果そのようになつてきたんだと思うんですけれども、この間のWTOの交渉に臨むための文書もかなり議論いたしました。

今、多面的な機能論なり安全保障論を言うのであれば具体的な戦略目標がなくちゃいけない、戦略目標というような大きな言葉でないかもしれませんけれども、目標がなくちゃいけない。その目標として、例えば国際的に見てグリーンボックスの範囲をふやすことができるのか、あるいは国内において農業予算の配分をふやすことができるのか、この点から多面的な機能論とか食料安保守論というのはもう少し深めておかなくちゃいけない。

深めるための一つの方法として、私は新しい視点をもう少し真剣に検討していくんじやないかと思うであります。それは、永田町に行きましたが、農業以外のいろんな政策を勉強させられますと、かなり大胆に厚生省にしても労働省にしても郵政省にしても通産省にしても要求しております。農林省は非常にまじめに一つの小字宙、ミクロコスモスの中で要求しているんじやないかといふふうにすら思えるほど、各省厅は大胆にいろんなことを要求している。

昨年来、いろんな議論がある中でセーフティーネットの議論があります。セーフティーネットの議論は、金融業界に対する六十兆円になると予想する国家予算の投資、それからまた医療や年金、こういうことに対しても大変なお金がセーフティーネットの名のもとに投下されているわけあります。私は、食料の安定供給といふことも外部的には、まず食料安全保障といふことでいふに輸入国としての立場を主張するか、国内的に業予算を獲得してきたわけであります。しかし、

さつき中山間地域等ということで、「等」でいろいろ議論がなされていましたけれども、中山間地域と離島なりなんなりは基本的に違う。今どういう条件下で直接不足支払いを対象に入れるかどうか議論されているというんですけれども、昨今の国際情勢から見ますと離島は別扱いして、ここに住んでもらわなくちゃいけない。住んでもらうために、ただお金をやるわけにいかないので、離島の立地条件を生かしながら、生産活動に従事させながら生活を保障する仕組みというのは、国家安全保障というセーフティーネットの議論から導き出して、これは別格として農政の基礎的な経費として要求する。あるいは農林省が要求できなかつたら国土庁でも何でもいいんです。とにかく国土經營論のセーフティーネットの一つの手段として堂々と要求してしかるべきではないか。各省のいろんな予算要求をずっとヒアリングしていますと、一見奇異に、大胆に見えるかもしれませんけれども、私はこれが一つ通用すると思います。

それから、中山間あるいは過疎地域。過疎地域対策もこれから法案をまとめてくれないかといふ要請があちこちからあるんですねけれども、中山間地域、過疎地域につきましては、当然のことながら平場との条件不利ということだけじゃなくて、環境保全、国土保全ということからもっと真っ正面から取り組んで要求したって別にだれも非難しない。

三つ目には、これが大事なところなんですかとも、産業としての農業を維持拡大するためにはどうしても農業の持つていてる制約条件から、これはげたを履かせなくちゃいけない。これは三十六年の農業基本法以来、いろんなところで悩み続けてきたんだけれども、ぜひ農業経営がどう変遷してきたかということを分析して、そこからどの程度の保護水準がいいかといふことを導き出さなくちゃいけないんです。産業としての農業の維持増大といふことも堂々とセーフティーネットの枠の中ではまさに多面的な機能論みたいなことを言つて農業予算を獲得してきたわけであります。

そしてさらに、それを具体的にどのように展開するかといいますと、一つは國土經營論です。

多面的機能論とか安全保障論というのには、これはもう人口に膚欠しています。今これを言うのであれば、先ほどの繰り返しになりますけれども、グリーンボックスの拡大なり、あるいは追加的な農業予算の獲得なりと、いうことに寄与しなければ意味がない。寄与するためには、この多面的機能論、食料安全保障論を一つの例示として挙げましたけれども、さらに理屈をつけて堂々と理論闘争をすることが私は必要じやないかと思うんです。そうではないと、衆議院の農林水産委員会の議事録を読んでいますなんて、ああいうふうに言われちやうんです。

そこでやがてはり農業保護論ですね、これはもう長い間、私どもも財界とやり合って、それから外國ともやり合ってきたんだですからけれども、どこに行つても堂々と主張できるだけの基礎的な理諭体系というのを持つていかなくちやいけどないと思うんです。

そこで、今の論の締めくくりとして、財源に限度があるわけでありますから、新基本法ができる何でもやれと言つたって無理です。中山間地域の直轄所導入費をやれと言つたって、そんなことが多い

くの金額がどれらわけがない。望むべくは、これ
は人様が言つてゐる、シャーナリズムが言つて
る言ですけれども、中山間における地域振興券に
ならないようにしてもらいたいなんという言葉が
あります。そうならないよう内容のあるものに
なくちやいけないと私は思ふんです。

農業予算を重点的、効率的に配分するものと期
待していますといふ財政当局の要望に対し、こ
ういうふうに考えてますということがあつたら
ひとつ官房長官言つてください。

○政府委員(高木賛君) 先ほど来お話を伺わせて
いただきまして、いろいろと感ずるところもある
わけでございますが、やはり根底は食料の安全保
障と多面的機能ということになるのかなという思
ひでございました。とにかく、生もつて死もつて

題なり国土経営、あるいは環境なり国土保全を強調した中山間なり過疎対策、あるいは産業としての農業の維持増大ということも、それは多面的機能なり食料安保の機能が農業にあるから主張が可能になるのではないかというふうに思った次第でござります。

間だから何をやるかというので私は重要な提案を三つやりました。一つは、構造政策を徹底してやりましょう、土地改良進度を早めて早く受益効果を發揮させる、土地改良負担金を軽減させる、山間地域対策に取り組む、農地の流動化を促進する、これは法律もできました。そういうふうな構造政策と並んで、六年間きりとれない経営安定のための基金を相当とておいたらどうかというとを私は申し上げました。

〔参照〕
仙台地方公聴会速記録
〔本号(その一)〕に掲載
福岡地方公聴会速記録
〔本号(その二)〕に掲載

六月十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、食料自給率の引上げ等に関する請願（第二

五二五号

食料の安全・安定的確保と国土の持続的發展のための農林水産試験研究機関等の独立行

政法人化反対等に関する請願(第三五二六号)

一、減反政策中止、食糧の自給率向上に関する

請願（第三五六三号）

一、遺伝子組換え食品の表示義務付けに関する 問題（第三十六、八九）

論題(第三五六八号)

請願（第三六五六號）（第三六五七號）（第三六

五八号)(第三六六一号)(第三六六六号)(第二

六六七号)

一、農・林・漁業の振興策拡充に関する請願 (第三六七三二)

第三六九三号

請願(第三六九六號)(第三六九七號)(第三六

九八号)(第三六九九号)(第三七〇〇号)(第三

七〇一號)(第二七〇一號)(第二七〇二號)(第

三七〇四号)(第三七〇五号)(第三七〇六号)

(第三七〇七号) (第三七〇八号) (第三七〇九号)

○号)(第三七四一號)(第三七四二號)(第三七四三號)

四二号) (第三七五四四号) (第三七四五号) (第三

七四六号) (第三七四七号) (第三七四八号) (第

六七号) (第三七六八号) (第三七六九号) (第三

七七〇号)(第三七七一号)(第三七七二号)(第三七七三号)(第三八七九号)(第三八八〇号)
 三七七三号)(第三八七九号)(第三八八〇号)
 (第三八八一号)(第三八八二号)(第三八八三号)

号

第三五二五号 平成十一年六月九日受理
 食料自給率の引上げ等に関する請願

請願者

沖縄県具志川市字江洲一ノ六四

平安山香代子外三百二十四名

紹介議員

須藤美也子君

この請願の趣旨は、第一一二二六号と同じである。

第三五二六号 平成十一年六月九日受理
 食料の安全・安定的確保と国土の持続的発展のための農林水産試験研究機関等の独立行政法人化反対等に関する請願

請願者

千葉県柏市西原一ノ一一ノ一一

浜田善幸外七百四十六名

紹介議員

富樫 練三君

この請願の趣旨は、第一七二二号と同じである。

第三五六三号 平成十一年六月九日受理
 減反政策中止、食糧の自給率向上に関する請願

請願者

兵庫県加西市別府町甲六四五 西村和延外六百九十九名

紹介議員

大沢 辰美君

第三五二六号 平成十一年六月九日受理

紹介議員

大沢 辰美君

第三五二七号 平成十一年六月九日受理

紹介議員

大沢 辰美君

第三五二八号 平成十一年六月九日受理
 第百三十一回国会でWTO(世界貿易機関)協定が強行承認された。協定の実施後、ミニマム・アクセス(最低輸入義務)による米輸入を拡大しながら、国内では減反を強化するなど、農畜産物の輸入が激増し、農業と地域経済が破壊されつつあり、その原因解明と抜本対策の障害にもなってい。さらに各種の添加物やこれまで認められていないかった残留農薬や、遺伝子組換え農産物の輸入も表示なしで認められるに至っている。このままでは、国民の食糧と健康、農業が壊滅的な打撃を

受け、取り返しのつかない事態に陥ることは明らかである。WTO協定第十条は、加盟各國は改正の提起ができること、また、三分の一の賛成があれば改正できることをうたっている。

ついては、次の措置を探したい。

一、減反をやめるなど地域農業を守り、食糧自給率向上のための施策を実施すること。

二、セーフガード(緊急輸入制限措置)を発動し、国内の農林水産業を守ること。

三、学校や病院・保育所の給食には、米を始めとする地元の農畜産物を供給すること。

第三六五六号 平成十一年六月九日受理
 食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願

請願者

北海道瀬棚郡今金町字鈴金一九七

ノ二 水野喜代子外千百十一名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第三六五八号 平成十一年六月九日受理
 食料・農業・農村基本法案を国民合意を得るための基本法とするため、次の事項について修正されたい。

請願者

奥山和美外千四百十六名

紹介議員 小川 敏夫君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第三六五九号 平成十一年六月九日受理
 遺伝子組換え食品の表示義務付けに関する請願

請願者

大阪府寝屋川市譲良西町五ノ九

乾洋子外三百十六名

紹介議員 大沢 辰美君

安全が懸念される「遺伝子組換え」の大豆、菜種、とうもろこし、じゃがいもが加工品として市販されているが、これまでにもアメリカなどで、遺伝子組換えにより製造したアミノ酸の「トリプトファン」が販売され三十八人が死亡した被害や、遺伝子組換えのとうもろこしによるアレルギー症状の発生などの事例がある。厚生省はアメリカの多国籍農業企業提出のモルモットによる短期間の試験データだけで安全性の心配はないと許可したが、厚生省自身若しくは第三者機関により、遺伝毒性や慢性毒性などの徹底的な安全性審査をすべきである。EU各国では欧州議会の「遺伝子組換え大豆の全面的表示と長期的試験を求める決議」の採択によって表示を義務付けるなど国際的にも認識されている。安全に心配のある遺伝子組換え食品についてはその旨の表示が必要である。

第三六六二号 平成十一年六月九日受理
 食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願

請願者

北海道虻田郡真狩村字真狩二八八

四 鈴木准子外八百八十五名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第三六六三号 平成十一年六月九日受理
 食料・農業・農村基本計画の修正

請願者

田みどり外千六百五十一名

紹介議員 谷本 雄君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第三六六四号 平成十一年六月九日受理
 食料・農業・農村基本計画の修正

請願者

坂田美鈴外五百三名

紹介議員 伊藤 基隆君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第三六六五号 平成十一年六月九日受理
 食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願

請願者

北海道河東郡上士幌町上士幌東四線三三五

坂田美鈴外五百三名

紹介議員 伊藤 基隆君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第三六六六号 平成十一年六月九日受理
 中山間地域等を「条件不利」地域等に修正すること。また、農業の生産条件が不利な地域として、「寒冷な気候条件及び草地率の高い地域等」を対象とすること。公益的・多面的機能の確保を図るために、「直接所得補償等」を明文化すること。

第三六六七号 平成十一年六月九日受理
 農・林・漁業の振興策拡充に関する請願

請願者

愛媛県今治市国分二ノ一〇〇四六

倉橋国栄外八百九十九名

いたすべての食品について実現を図られた

いたすべての食品について、消費者が選択できるように表示を義務付けること。

第三六五七号 平成十一年六月九日受理

この請願の趣旨は、第一〇七一号と同じである。

第三六九六号 平成十一年六月十日受理
食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願

請願者 北海道美唄市開発町北 藤野勝子
紹介議員 今井 澄君
外千九百三十九名

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 今井 澄君

第三六九七号 平成十一年六月十日受理
食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願

請願者 北海道上川郡愛別町字中央一、〇
土田文子外八百六十九名

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 江本 孟紀君

第三六九八号 平成十一年六月十日受理
食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願

請願者 北海道上川郡太田
奈緒美外五百三十六名

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 江田 五月君

第三六九九号 平成十一年六月十日受理
食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願

請願者 北海道常呂郡端野町字川向一〇六
根本哲夫外千四百五十二名

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 竹村 泰子君

第三七〇〇号 平成十一年六月十日受理
食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願

請願者 北海道常呂郡端野町字川向一〇六
前畠忠夫外千四百五十二名

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 小山 峰男君

第三七〇一号 平成十一年六月十日受理
食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願

請願者 北海道旭川市川端町二条七〇三
九ノ七〇三 山田千景外五千百十
五名

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 和田 洋子君

第三七〇二号 平成十一年六月十日受理
食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願
請願者 北海道河西郡中札内村常盤西二線
二四六ノ五 鳥倉恵美子外四百七十五名

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 高嶋 良充君
湧口節子外七百三十名

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 前川 忠夫君
十五名

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 小林 元君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 前川 忠夫君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 小林 元君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 前川 忠夫君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 小川弘子外五百九十六名

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 谷林 正昭君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 福家みね子外八百七十七名

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 佐藤 雄平君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 福田美和子外四百十三名

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 佐藤 泰介君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 寒藤田紀子外八百四十九名

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 川橋 幸子君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 山下八洲夫君
八 大西勝博外千四百四十三名

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 小山 峰男君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 山下八洲夫君
八 大西勝博外千四百四十三名

紹介議員 海野 徹君
この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第三七〇三号 平成十一年六月十日受理
食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願
請願者 北海道赤平市住吉町五〇四ノ二
中橋秀子外三百七十名

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 本田 良一君
十五名

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 長谷川 清君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 佐藤 雄平君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 福家みね子外八百七十七名

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 佐藤 泰介君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 中川マツノ外二百六十一名

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 足立 良平君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 藤井 後男君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 藤井 後男君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 笹原操子外九十五名

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 朝日 勉弘君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 朝日 勉弘君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 野田政美外五百五十七名

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 森みどり外九百五十五名

第三七四〇号 平成十一年六月十日受理
食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願
請願者 北海道赤平市住吉町五〇四ノ二
中橋秀子外三百七十名

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 本田 良一君
十五名

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 長谷川 清君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 佐藤 雄平君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 福家みね子外八百七十七名

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 佐藤 泰介君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 中川マツノ外二百六十一名

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 足立 良平君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 藤井 後男君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 藤井 後男君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 笹原操子外九十五名

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 朝日 勉弘君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 朝日 勉弘君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 野田政美外五百五十七名

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。
紹介議員 森みどり外九百五十五名

紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第三七四五六号 平成十一年六月十日受理

食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願
請願者 北海道山越郡八雲町東町五六 後藤トミエ外四百九十一名

紹介議員 久保 巨君
この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第三七四五七号 平成十一年六月十日受理

食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願
請願者 北海道北見市仁頃町二一七 信田邦雄外千七十一名

紹介議員 齋藤 効君
この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第三七四五八号 平成十一年六月十日受理

食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願
請願者 北海道常呂郡當呂町字常呂五三

紹介議員 横井 充君
この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第三七四五九号 平成十一年六月十日受理

食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願
請願者 北海道河東郡土幌町字土幌東五線一四九 森本ふじゑ外千四百四十一名

紹介議員 浅尾慶一郎君
この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第三七五〇号 平成十一年六月十日受理

食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願
請願者 北海道北見市三住町二五 竹中みちよ外九百八十一名

紹介議員 堀 利和君
この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第三七五一号 平成十一年六月十日受理

食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願
請願者 戸部昭子外六百六十一名

紹介議員 笹野 貞子君
この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第三七五二号 平成十一年六月十日受理
この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願
請願者 札幌市北区屯田五条四ノ七ノ二二

紹介議員 築瀬 進君
この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第三七五三号 平成十一年六月十日受理

食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願
請願者 ちよ外九百八十一名

紹介議員 堀 利和君
この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第三七五四号 平成十一年六月十日受理

食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願
請願者 北海道常呂郡當呂町二一七 信田平外千三百三十四名

紹介議員 齋藤 効君
この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

名

第三七八九号 平成十一年六月十日受理

紹介議員 堀 利和君
この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第三七五一号 平成十一年六月十日受理
請願者 北海道河東郡鹿追町上然別西九線一七ノ三〇 重堂路子外四百九十六名

紹介議員 岡崎トミ子君
この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

六名

紹介議員 大沢 展美君
この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第三七六九号 平成十一年六月十日受理
食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願
請願者 北海道旭川市神居町雨紺一三〇稻葉梅子外二千九百七十名

紹介議員 吉田 之久君
この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

十名

紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第三七七〇号 平成十一年六月十日受理
食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願
請願者 北海道常呂郡置戸町拓殖一五ノ八柴田小百合外七百二名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

八名

紹介議員 大沢 展美君
この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第三七七一号 平成十一年六月十日受理
食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願
請願者 北海道富良野市東山三九五ノ一五阿部純子外八百四十名

紹介議員 北澤 俊美君
この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

七名

紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第三七七二号 平成十一年六月十日受理
食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願
請願者 北海道上磯郡木古内町字幸連八七山内光子外千八百四十二名

紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

八名

紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第三七七三号 平成十一年六月十日受理
食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願
請願者 北海道上川郡清水町字下佐幌基線一八 堀さゆり外九百三十四名

紹介議員 内藤 正光君
この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

九名

紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第三七八九号 平成十一年六月十日受理

食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願

請願者 北海道樺戸郡月形町一、〇六六

佐々木賢二外五百八十四名

紹介議員 加藤修一君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第三八八〇号 平成十一年六月十日受理

食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願

請願者 北海道河西郡芽室町上美生四線三

三ノ一 坂井竹子外千八百七十名

紹介議員 千葉景子君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第三八八一号 平成十一年六月十日受理

食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願

請願者 北海道中川郡幕別町駒島五四九

松木郁子外千三百八十九名

紹介議員 奥石東君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第三八八二号 平成十一年六月十日受理

食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願

請願者 北海道樺戸郡新十津川町大和四六

ノ五 加藤政良外五百二十七名

紹介議員 風間昶君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

第三八八三号 平成十一年六月十日受理

食料・農業・農村基本法案の修正に関する請願

請願者 北海道網走郡女満別町日進八八ノ

二 星加佳寿恵外千百三十六名

紹介議員 小川勝也君

この請願の趣旨は、第三六五六号と同じである。

平成十一年七月十三日印刷

平成十一年七月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

0

第一百四十五回
会

参議院農林水産委員会会議録第二十一号(その一)

〔本号(その一)参照〕

仙台地方公聴会速記録
期日 平成十一年六月十五日(火曜日)
場所 仙台市 勝山館

派遣委員

団長 委員長

理 事 理 事

理 事

野間 起君
和田 洋子君
須藤美也子君
谷本 錦君
岸 宏一君
中川 彰君
郡司 正幸君
風間 義雄君
佐藤 隆幸君
坂本進一郎君
高橋 良藏君
大松澤照子君

公述人

天童市農業協同
組合代表理事組
合組長

栗つこ農業協同
組合理事

農業者

農業者

食糧・農業を考
える宮城県各界
連絡会世話人

土屋 完治君
佐藤 隆幸君
坂本進一郎君
高橋 良藏君
大松澤照子君

〔午後一時一分開会〕

○団長(野間起君) ただいまから参議院農林水産
委員会仙台地方公聴会を開会いたします。

私は、本日の会議を主宰いたします農林水産委
員会委員長の野間起でございます。よろしくお願
いを申し上げます。

まず、私どもの派遣委員を御紹介申し上げま
す。

民主党・新緑風会所属の和田洋子理事でござ
います。

日本共産党所属の須藤美也子理事でございま
す。

社会民主党・護憲連合所属の谷本錦理事でござ
います。

自由民主党所属の国井正幸委員でございま
す。

同じく自由民主党所属の中川義雄委員でござ
ります。

民主党・新緑風会所属の郡司彰委員でございま
す。

同じく自由民主党所属の岸宏一委員でございま
す。

公明党所属の風間起委員でございます。

天童市農業協同組合代表理事組合長土屋完治君
でございます。

次に、公述の方々を御紹介申し上げます。

天童市農業協同組合代表理事組合長土屋完治君
でございます。

栗つこ農業協同組合理事佐藤隆幸君でございま
す。

農業者坂本進一郎君でございます。

農業者高橋良藏君でございます。

食糧・農業を考える宮城県各界連絡会世話人大
松澤照子君でございます。

以上の五名の方々であります。

参議院農林水産委員会におきましては、目下、
食料・農業・農村基本法案について審査を行って
おりますが、本委員会といたしましては、本法案
の重要性にかんがみまして、国民の皆様方から忌
憚のない御意見を賜るために、本日、当仙台市及び
福岡市において同時に地方公聴会を開会すること
にいたしました次第でございます。何とぞ特段の
御協力をお願い申し上げます。

農業基本法は、皆様方も御承知のとおり、昭和
三十六年に、当時の社会経済の動向を踏まえ、我
が農業の向かうべき道筋を明らかにすることも
農業従事者の生活水準の向上を図ることを目的
として制定されました。

日本共産党所属の須藤美也子理事でございま
す。

社会民主党・護憲連合所属の谷本錦理事でござ
います。

自由民主党所属の国井正幸委員でございま
す。

同じく自由民主党所属の中川義雄委員でござ
ります。

民主党・新緑風会所属の郡司彰委員でございま
す。

同じく自由民主党所属の岸宏一委員でございま
す。

公明党所属の風間起委員でございます。

天童市農業協同組合代表理事組合長土屋完治君
でございます。

次に、公述の方々を御紹介申し上げます。

天童市農業協同組合代表理事組合長土屋完治君
でございます。

栗つこ農業協同組合理事佐藤隆幸君でございま
す。

農業者坂本進一郎君でございます。

農業者高橋良藏君でございます。

食糧・農業を考える宮城県各界連絡会世話人大
松澤照子君でございます。

以上の五名の方々であります。

参議院農林水産委員会におきましては、目下、
食料・農業・農村基本法案について審査を行って
おりますが、本委員会といたしましては、本法案
の重要性にかんがみまして、国民の皆様方から忌
憚のない御意見を賜るために、本日、当仙台市及び
福岡市において同時に地方公聴会を開会すること
にいたしました次第でございます。何とぞ特段の
御協力をお願い申し上げます。

農業基本法は、皆様方も御承知のとおり、昭和
三十六年に、当時の社会経済の動向を踏まえ、我
が農業の向かうべき道筋を明らかにすることも
農業従事者の生活水準の向上を図ることを目的
として制定されました。

その後、三十八年の歳月が流れる中で、農業及
び農村を取り巻く環境は著しい変化を遂げてまい
りました。

一方、国民の間からは、食料の安定供給を初
め、国土や環境の保全、文化の伝承など、農業・
農村に対する期待が高まっています。

農業・農村基本法案につきましては、参
議院本会議において政府の趣旨説明を聴取し、各
党の質疑を行った上で本委員会に付託されてお
り、本委員会は六月八日に第一回目の質疑を行
い、本日、皆様の御意見を聴取した後、さらに議
論を深めてまいりたいと考えておりますので、よ
ろしくお願いを申し上げます。

この際、公述の方々に一言ございさつを申し
上げます。

この際、公述の方々に一言ございさつを申し
上げます。

土屋公述人、佐藤公述人、坂本公述人、高橋公
述人、大松澤公述人におかれましては、大変御多
忙のところ、貴重なお時間を割いていただきま
して御出席をこのように賜ることができました。ま
ことにありがたく思っております。派遣委員一同
を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日の会議の進め方につきまして申し上げま
す。

まず、公述の方々からお一人十五分で順次御
意見をお述べいただきまして、その後、委員の質
問にお答えをいただきたいと存じます。

なお、この会議におきましては、私どもに対し
ての質疑は御遠慮願うことになつておりますの
で、御承知願いたいと思います。

また、傍聴の方々にも傍聴人心得をお守りいた
だきました。会議の円滑な進行に御協力をお願い
いたします。

それでは、これより公述の方々から順次御意
見をお述べいただきます。御発言は着席のままで
結構でございます。

まず、土屋公述人からお願いいたします。

○公述人(土屋完治君) ただいま野間委員長から
大変御丁寧なございさつをいただきまして、初め
てでもありますので大変恐縮をしておるところで
ありますが、率直に私の考えている点を申し上げ
て、御批判をいただきたいというように思つてい
るところであります。

私は、国際化時代を迎えた二十一世紀の日本
の農業をやつて、そしてJAのリーダーとして
から農業をやつて、そしてJAのリーダーとして
現場の生の声をもとにしながらいろいろと御
意見を申し上げたい。このように思つておるところ
であります。

まず、基本法制定の意義ですが、これは
まさに二十一世紀農業の憲法に相当するものでは
ないか、こんなふうに思つておるところであります。

まず、基本法制定の意義ですが、これは
まさに二十一世紀農業の憲法に相当するものでは
ないか、こんなふうに思つておるところであります。

昔ならば、春ともなれば菜の花が咲きチョウが
飛び交い、まことにうららかな農村風景であった
のですが、今は減反を始めとするいろいろな
問題を抱え、なおかつ農業の現場では農業就業
者は年々老齢化しております。私どもの天童市で
は、六十歳以上が五四・七%、後継者は三十歳未
満で二・八%と極めて低い状況にあるところであ
ります。そしてまた、農業就業者全体が減少して
おり、つまり老齢化と農業後継者不足というも
のが同時進行して年々深刻になつておる、こういう
状況にあるところであります。でありますから、
なお農業に希望を持って就いておられる若い方々
が将来希望を持つような農政の展開をどうして
おも願いしたい、こういうふうに念願をしている
ところでございます。

それから、四つの理念等につきましては、これ
は我々が長い間要望してまいった点であります
ので、高く評価をしたいというように考えており

ます。したがいまして、この基本理念を実現していくための関連施策の実施については、殊のほか期待を申し上げているところであります。

それから、基本計画の策定に当たっては、基本理念に即した施策を実施するための基本方針、食料自給率の目標、これは第十四条に記載をされています国会報告の義務づけによって、透明性のある開かれた農政として期待をしているところであります。

それから、食料自給率の目標についてであります、自給率の向上など国内農業生産増大を図ることを基本とした国の姿勢がうかがえて大変力強く思いますが、自給率五〇%を割るなどというこのないようにお願いをしたいと思っております。人間が生きていく上に一分として吸わざにいられないのが空氣であり、一日として飲まずにいられないのが水であり、三日として食べずにいるのがこの大事な食料でありますから、食料の確保ということは極めて重要なことでないか、このように思つておられます。

また、過日の衆議院の先生方の修正及び可決に心から感謝を申し上げたい、このように思つておるところであります。

それから、食料政策についてであります、農業生産も消費者あつてのものであります、消費者ニーズがいすこにありや、このことを理解しない生産はあり得ないのではないか、私はこのようによく思つております。

それから、今、農村が抱えるさまざまな問題、高齢化の問題、生活環境あるいは価格の低迷、後継者不足、教え上げれば切りがない問題がありまますが、今は農業問題であつてもやがては日本の問題になつてくる、このように思つておるところであります。この地球上を見ても、世界のどこからでも幾らでも買つてくることができる、こういう時代はいつまでも続かないのではないか、とりわけアジアの人口増などを見るにつけアジアが怖

い、こういう印象を持っている一人であります。

それから、政策的にも後継者や認定農業者への支援、さらには農村政策にまで踏み込んだ取り組みが必要と思っております。特に、中山間地では学校の閉鎖、人口の減少で村落維持が困難だ、特に中山間地の導水路の管理などは極めて困難な状況に差しかかっているというようと思っております。したがいまして、全体として、こういった農村社会にまで踏み込んだ農業政策をぜひともお願ひしたいというふうに思つています。

参考までに、私の大阪の友人がうちを売つて、福島に新しくうちを建てました。その最たる理由は、縁が多くて空気がきれいで、しかも水がおいしい、新鮮な食べ物が手近にある、こういう理由で福島にうちを建てた方があります。まさに、人間として暮らすには縁が多くて空気がきれいで、水がおいしくて新鮮な食べ物が手近にある、こういう環境こそそばらしいのではないかというようと思つております。

それから、多面的機能の発揮等について申し上げますが、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成など、従来にない農村環境の果たす役割が高く評価され、しかもこれらが国民経済の安定にはかり知れない効果をもたらすことにはかんがみ、将来にわたつて継続的に發揮されなければならない、このように思つております。それから、天童市では、我々の大先輩の皆様方が、昭和二十七年から農業構造改善事業などあらゆるものを取り入れまして、基盤整備を初めとして県内ナンバーワンの農業投資をやってまいりました。今、天童市の農業は比較的元気なのはそのおかげではないかというふうに思つておるところでございます。

例えて申し上げますならば、水田十アールの稻作に必要な水の量というのは、広さが一千平米、

高さが二・七メートル、重さが二千七百トンになります。

最後に、新たな基本法は、農政の大転換であ

るように考へておるところでござります。

それから、みずから取り組みという点で、J Aグループといたしましても、単に要求するだけではなくして、みずから農業を守るんだ、こういう姿勢の上に立つて二十一世紀農業の確立に向かう取り組みをみずからやるべき時期に来ているのではないかというふうに考えておるところでござります。

我が天童市では、我々の大先輩の皆様方が、将来農業はこうあるべきだという理想に向かって昭和二十七年から農業構造改善事業などあらゆるものを取り入れまして、基盤整備を初めとして県内ナンバーワンの農業投資をやってまいりました。今、天童市の農業は比較的元気なのはそのおかげではないかというふうに思つておるところでございます。

例えて申し上げますならば、水田十アールの稻作とつなげて取り組んでいくということが極めて大事なことだ、このように思つておるところであります。

最後に、新たな基本法は、農政の大転換であり、二十一世紀農業の確立に向けた重要法案でありますので、国会議員の先生方の格別の御尽力をいただき、同法案の一回も早い成立をお願い申し上げ、私の意見陳述とさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○団長(野間赳君) ありがとうございました。

次に、佐藤公述人、お願いいたします。

○公述人(佐藤公述君) 先ほど野間委員長より御

紹介いただきました佐藤隆幸でございます。栗つ地改良区の副理事長でもございます。

それから、WTO次期農業交渉について申し上げますが、交渉担当者にはまことに申しわけありませんが、これまでの交渉経過を見ますと、米国を中心とした輸出国の強い要求とその圧力を寄り切られてきたような気がしてならないところであります。新たな農業基本法の制定を機に、持続的な農業生産の確立の上に、しっかりと交渉とその成果を期待したい、このように考へておりま

す。

それから、みずから取り組みという点で、JAグループといたしましても、単に要求するだけではなくして、みずから農業を守るんだ、こういう姿勢の上に立つて二十一世紀農業の確立に向かう取り組みをみずからやるべき時期に来ているのではないかというふうに考へておるところでござります。

我が天童市では、我々の大先輩の皆様方が、将来農業はこうあるべきだという理想に向かって昭和二十七年から農業構造改善事業などあらゆるものを取り入れまして、基盤整備を初めとして県内ナンバーワンの農業投資をやってまいりました。今、天童市の農業は比較的元気なのはそのおかげではないかというふうに思つておるところでございます。

例えて申し上げますならば、水田十アールの稻作とつなげて取り組んでいくということが極めて大事なことだ、このように思つておるところであります。

最後に、新たな基本法は、農政の大転換であり、二十一世紀農業の確立に向けた重要法案でありますので、国会議員の先生方の格別の御尽力をいただき、同法案の一回も早い成立をお願い申し上げ、私の意見陳述とさせていただきたいと思います。

第一に、食料の安定供給の確保であります。

国内農業生産の位置づけであります、先ごろの報道で、ベルギーの鶏肉がダイオキシン等の問題でパニック状態になつておられるようあります。しかし、つい最近、閣僚が辞任したとされていますが、組合員の中には何点か不安な面、そしてまた要望することがありましたので、代弁させていただくことをお許し願いたいと思います。

ところでございます。この基本法案の基本理念を具体化する指針、つまり生産目標や食料自給率を明示しておりません。年々自給率が低下しつつある現況もあり、ここで歯止めをかけるためにもカロリーベースで四一%、これ以上下がることのないよう目標を明示すべきと思つております。私見ではございますが、先ほどの土屋先生のごとく五〇%程度は必要かと考えております。

第二に、農業の持続的発展でございます。

農業の自然環境が維持されるると同時に、また持続的発展を我々農業者はだれしもが望んでおりま

す。反面、持続的に発展するには、現在行っている稻作経営安定対策のような価格政策、そして意欲ある担い手の経営安定対策をとらないと国内生産に重大な支障を与えることになります。とりわけ事業農家の経営を圧迫することになると危惧するものでございます。現在、大型農業機械のリース等は有効な手段で行われておりますし、こういった事業をもっと拡大、拡充していただくことが担い手の方にとっては大変重要なことになります。

第三に、農業・農村の多面的機能の發揮でござ

います。

大規模農家も小規模農家も、そこに人が住み、集落がございますし、三世代、また四世代同居の家族がございます。そして、そこに培われてまいりました文化がございますし、それを無視するわけにはいきません。むしろ、水路のいざらい、あるいはまた集落の決まり等、協力し合って生活しているのが現況です。このように生命をはぐくよくなりつつございます。今こそ、水源の涵養機能、大気浄化機能、保健休養・安らぎ機能などを持つこの大切な大地を都市と農村が一体となって守るべきと思っております。

第四に、担い手対策でございます。

農村の振興は、ひとえに、農業の持続的発展の基盤の役割を果たすためにも担い手対策が必要で

ございます。そのため集落で協調し合い、集落での営農体系が大切と信じております。

第二十四条、農業生産の基盤にありますように、生産を高め効率的な基盤づくりをすることによりまして、耕作放棄地もなくなり、担い手を支えることになります。

第五に、土地改良でございます。

第六に、次期WTO農業交渉についてでございま

すよう切に要望するものでございます。

第七に、次期WTO農業交渉についてでございま

すが、国内生産で需要が満たせない今日、農産物の安定輸入確保のためにも、我が国の食料の安

全保障、農業の持つ多面的機能の位置を明確に示した新たな基本法によりまして、決して国内農業者が不利益にならないよう、次期WTO交渉に臨

りますよう、先生方に切に要望いたす次第でござります。

まだまだ言い足りないことがございますが、以上、六つに論点を絞り、私たちJAの考え方、また土地改良区の一員として述べさせていただきました。

今、農村を取り巻く環境は厳しくなっております。我が栗っこ農協では、収益部門としてではなく、だれもが安心して暮らせる高齢化社会に対応すべく、福祉事業への取り組みとしてJA栗っこサービス相談センターの開設の基礎づくりをしております。人が住み、その地域を、金では買えない

ことになります。そのため集落で協調し合い、集落

の営農体系が大切と信じております。

最後になりますが、今回の食料・農業・農村基本法案が、生産者である私どもと都市の消費者の理解を得ながら、国民の合意のもとに今次国会で早期成立になれますようお願い申し上げまして、私の意見陳述を終わらせていただきます。

大変ありがとうございました。

○団長(野間赳君) ありがとうございます。

次に、坂本公述人、お願いいたします。

○公述人(坂本進一郎君) 私は、大潟村で十五ヘクタールの農業をやっている専業農家です。

今、専業農家である大潟村の入植者の気持ちを一口で言えば、ちょっと言葉はきついのですけれども、極度の情緒不安定にあると言つていいと思

います。

その理由は、一つは、米自由化によってます意

気消沈したんですけども、そうしているうちに

新食糧法によって米価がこの五年間というか、二

年目から下がりました。一応いろいろ試算があるわけですねけれども、四千円から五千円ぐらい下がっています。大体一戸当たり十五ヘクタールで

ですから、少なく見ても千三百俵、そうすると五百

万ぐらいの減収になります。五百万ぐらいの減収は凶作のときにも経験しましたけれども、これが人為的につくられていて、そういう構造的なもので将来も統いていくことになると非常に閉塞感と敗北感というものがあって、結局、情緒不安定になっているんだと思います。

正直なところ、関税自由化、それから減反強化、そして米価下落ということで當農計画が立ちません。非常に厳しいことを言って申しわけないのですけれども、それが農民の今の実情だと思

います。

この農基法をつくる前に、農業基本問題調査会の後書きに暮らしと命を守るということが緊急の課題だというふうに書いてありましたけれども、木村会長の思い入れもかなりあると思いませんけれども、暮らしと命を守るための柱としてやっぱり日々の糧が一番大切じゃないかなと思っています。

この農基法をつくるためには、私もローマに行つたんで

すけれども、一昨年、ローマで世界食料サミットのときにNGOのサミットもありました。世界食料サミットで各国も恐らく署名していると思うんですけども、暮らしと命を守るために日々の糧が一番大切じゃないかなと思っています。

そのことについては、私もローマに行つたんで

すけれども、一昨年、ローマで世界食料サミット

のときにNGOのサミットもありました。世界食

料サミットで各国も恐らく署名していると思う

ことですけれども、さつきからいろいろ話がありま

すけれども、農業の多面的機能に配慮するとい

うこととあわせて、貿易は一つの重要な要素にすぎ

ないと。つまり、自由貿易一辺倒にくぎを刺した

けれども、農業の多面的機能に配慮するとい

ういうか、それに日本もたしか署名しているん

じやないかと思いますので、そこら辺をやっぱり

含んでもらいたいと思います。

真の独立国になるためには、言葉はいろいろあ

ります。食料安全保障とか食料主権とか基本的人

権とか、それから環境保健とか身土不二、いろいろ言葉はありますけれども、今、グローバリゼー

ションによって非常に国家主権が侵されていると

思います。国家主権の回復という意味で、私は食

料主権の回復をということをこの公聴会で一番訴えたいと思います。

さつきも話がありましたがけれども、ずっと名指して悪いんすけれども、アメリカなどの要求によつて四一%の自給率まで下がりました。そうすると、これは本当に独立国と言えるのかなといふうに思います。お二人も言つたんですけれども、私も自給率を五〇%にしてください、これを基本にしてくださいと、五〇%が決まれば、農地の面積がどのぐらい必要で、それから農民の經營も安定しなくならないといつことが必然と決まってくると思います。農地は大体五百萬ヘクタール削つたそうですけれども、優良農地なんて言わないで、今ある農地を早速守るといつが決まりました。農地なんでもらいたいなといふうに思います。

それから、二つ目の農民の経営安定ですが、私たちさつきも言つたように、針のむしろに座らされているといふか、冒頭申し上げましたけれども、米価が下がりました。それから、減反ですけれども、私も随分頑張つてきましたけれども、これによって非常に苦しめられています。それでも、米価が下がりました。それから、減反ですけれども、私も随分頑張つてきましたけれども、年も六十近くになつてきついので、減反を委託したら大体二百万円とられます。そのほかに、時間があれば述べますけれども、意外や意外というか、耕作経営安定対策といつのができましたけれども、これによって非常に苦しめられています。それやこれやで針のむしろに座つているとか、そういう感じなんすけれども、結局、今回農家といふか農業といふか、そういうふうに読み取れます。

そこで、デカップリングを要求したいんす。それとも、それでつぶれる農家はつぶれてもいい、農家といふか農業といふか、そういうふうに読み取れます。十年来ずっと言つてきているんすが、ちょっとと今、直接支払いとかといふ言葉になつていますけれども、デカップリングの要求というのは、このデカップリングといふ言葉は一応市民権を私は得ているんじやないかなと思つてあって使うわけです。ヨーロッパのデカップリングをイメージして

いるわけすけれども、先年、EUといふかヨーロッパに行って自分なりに調査してきましたけれども、家族農業を守るといつことが非常にしつかりしているといふか、うらやましいなと思つます。

実に、条件不利地が五三%、これは土地の条件不利だけじゃなくて、経済的条件不利地も含むますけれども、そういうふうにして直接に所得が補償されていて、大ざっぱに言つて大体三割ぐらいが直接に所得が補償されているといふうに聞いてきました。

それで、農民の経営の安定のために二つのことを要求したいんですけども、一つは転作です。

転作は、私も随分頑張つてきましたけれども、結果は二十数年、三十年近くやつてくたびれ損だつたといふのが今の感想です。アメリカでは大豆で五割が遺伝子組みかえ、それからトウモロコシが六割になつてゐるそうです。ですから、食料主権の中には安心なものを食べたいといふことも含まれるとすると、今が大豆とか飼料を回復していくチャンスじゃないかといふうに思います。

それで、転作をやってきましたけれども、御存じのよう、大潟村は二つに分かれてしまつて、なぜかといふと、農民にモラルを期待する部分もありますけれども、やつぱり経済行為なので、そ

うすると転作をやらぬでも米をつくつても大体同じ、余り損得がないようにするといふか、EUに通助成金という販売科目がなくなつちゃつたんですね。一生懸命あちこち聞いてやつとわかつたのは、これが稻経の方の予算に回つたと。そういう意味では情報公開がおくれているんすけれども、それが稻経の予算に化けたといつことがわかりました。つまり、あきたこまちで言うと、一俵千四十円ですけれども、これが米価を下げる要素になつていています。

それで、さつき言つたように、稻経に入るためには減反に協力しなきゃならないし、いろいろな二つになつてゐるものだから全然動きがとれないといふことで、せめて転作をやつても米並みの補償をしてもらいたい、一つはそれです。

それから二つ目は、農業経営の安定に、家族農業の柱といふのは米ですから、米がやつぱり二万円米価になるようにしてもらわないと我々の再生産の維持といふのは非常に難しいと思います。

私なりに計算したんすけれども、あきたこまちが一万七千円から一万八千円です。例えば、二

万円にするのに追加予算がどのくらい必要かなど計算しましたら、自主流通米は六百万トンを切りましたけれども、そのうち三千億ぐらい追加予算してもらえないとすれば、三千億ぐらい追加予算してもらえば二万円米価が出る。そうすると、こんなに悩まなくていいんだなといふことを思います。

実は、来年の農水予算を見ると五二%が公共事業費になつてゐるんです。これまで一番多いところは五七%、それで逆に食糧関係費はたつたの八%です。ずっと十年来言い続けてきたんですけども、ゼネコン奉仕型予算を変えないうちには日本農業の再生産はあり得ないとこうことを私は日々言つてきました。今回、一庵中山間地の直接支払いは認められましたけれども、我々が言つてきたからか、それとも世界の流れで外圧でそうなつてゐるのか、ちょっとわかりませんけれども、一応そこは評価できるなと思つていています。

ちょうど稻経のことについて話したいんですけども、一生懸命あちこち聞いてやつとわかつたのがこの稻経の人質にとられてそのまま動かせないというか、個人に帰属するといつても全中と農林省が合意しない限りは動かせないといふうに聞いています。そういうことで、稻経なんていふてやつとごまかしたような、ちょっと言葉がきつくて申しわけありませんけれども、そうではなく支払いは認められましたけれども、我々が言つてきたからか、それとも世界の流れで外圧でそうなつてゐるのか、ちょっとわかりませんけれども、一応そこは評価できるなと思つていています。

最後に、関税化しようが、それからミニマムアクセス米で残るうが、我々にとつてはもう去るも地獄残るも地獄です。ですから、国内対策をきちんとやつてもらいたい。そういう意味では、デカップリングをやつと言つてきたんですけども、ぜひ今回の農基法の中にも所得補償といつことときちやんと書いて、それで次期WTO交渉のときには戦いの陣地構築をしていただきたいと思います。

以上です。どうもありがとうございました。
○団長(野間赳君) ありがとうございます。
次に、高橋公述人、お願いいたします。

○公述人(高橋良藏君) 私は、秋田県の平たん部で水田酪農を小規模ながらやつてゐる専業農家です。水田が二町五反歩、乳牛が二十頭、そのえさをつくる転作地が七町歩。転作地といつのは十三ヵ所に点在する借地なんです。そこで牧草とかデントコーン、そういうものを栽培しておる七人家族の農家なんです。

私は農業者にとっては自給自足といつのが最も合理的で健康的だと考えておるものですから、

のか全農に行つて聞きましたら、十月にならないとわからないと言われました。

それで、大体一人当たり百万ぐらいたつ積み上がりしているといふか、うらやましいなと思つました。実に、条件不利地が五三%、これは土地の条件不利だけじゃなくて、経済的条件不利地も含むますけれども、そういうふうにして直接に所得が補償されていて、大ざっぱに言つて大体三割

米、みそ、野菜、食べ物の自給、そればかりでなく、牛舎を建てるにもサイロをつくるにも全部手づくりで、業者や大工さんを頼まないでそういうことをやりますと、三分の一から半分ぐらいで仕上がるんです。

例えば、これは二十年前のことなんですけれども、十トン詰めのサイロを私は十本持つておるわけですけれども、一本のサイロが構造改善事業では三十万円かかる。その半分を補助するといふことだつたわけですねけれども、コンクリートだとかも砂利とか自分で自給できないものは購入して手づくりでやりますと、自分の労賃を含めて半分以下で立派なサイロができるわけです。牛舎などは牧草を収納する収納庫とかそういうのは、学校の校舎の払い下げを受けるとか近所の廃材をただで集めて、くぎとかトタンとか窓ガラスとかベニヤ板とかは現金で買わなければならぬわけですねけれども、大工さんに設計してもらうより三分の一ぐらいででき上がるわけです。

私の所属する酪農組合は、最盛期のころは百八十戸の酪農家がおつたわけですけれども、これが次々と廃業して現在は十分の一になってしまいまして。私のような、純農ではないんだけれども、それほど精農でもない、雑農でもない農業者がこの十分の一に残っているというのはそれは何ででしょうか。それは私が借金がなかつたからです。借金を持つた農家というのはほとんどやめてしましましたし、今残つておる人たちも借金のがこの十分の一に残つているというふうな人たちがおるというところなのです。

新しい農業基本法といふものは、認定農家であるとか規模拡大の農家といふことばかりでなく、私のような小規模な家族農家、農業で自立したいきたいというふうな要望を持つておる農家と、それから、私の住んでいる羽後町といふところなんですかけれども、半分以上を中山間地が占めて

おるんです。平たん部の米の単収量というものは六千八百万なんです。ところが一方、三町歩専用と七俵からよくて八俵。冷害というものは平たん部では十年に一回あるかなしかというふうなことですけれども、山間部はいろいろ統計をとった数字を見ましても、私の町では四年に一回ということがなっております。コストは高いんだけれども、生産性は低いと。そういうことだから、水田の価格といふものも平たん部で反当が百万ぐらいするときは半分以下の五十万円にもならない。そういうことですから、耕作放棄だと人口の過疎、減少、こういうのはもう例外なくこの山間地に集中して起きておるわけです。

これは改めて申し上げるまでもないわけですが、それでも、私の町ではこの三十年間に二七%の人口が減つたわけですねけれども、同じ町の中でも田代、仙道というふうな山間地帯では四〇%以上人口が減つておるわけです。

三輪地区という平たん部では一三%より減つていて、こういうふうに同じ町でも違いがあるわけです。

ですから、ヨーロッペでは早くからデカップリング制度というものを導入してハンディの克服に成果を上げてきたように、新しい農業基本法でも条件不利地域の平均化のために大胆な制度政策をやつてもらいたい、私はただならぬ期待を持つておるわけです。

農業の従事者が最も期待する肝心の所得補償政策というものが落ちておるような気がするわけですね。労働者の生涯賃金、所得といふものと農業従事者の生涯所得が余りにも格差が大きいといふふうに思うわけです。

今ここに七十歳になる、小学校、農業高校を同じ卒業した二人の同級生がおる。何十年も前に

た役場の職員の退職金と八十歳までの年金の総額は六千八百万なんです。ところが一方、三町歩専業農家はお役所のためにたくさん働いてきたわけですねけれども退職金がない。農業者年金と国民年金で八十歳までの総額といふものは千七百万円。この老後の二十年間で、同級生AさんとBさんは何で五千万円の差がつくのか。それを一番よく知っているのは村の娘さんたちで、結婚相手に厚生年金をもらう男性を選ぶ。それが農家の嫁不足とか農業離れというふうな大きな原因になつておるわけなんです。

だから、農業を大切にする法律であるということであれば、農産物価格の保証ができるといふことであるならば、一步踏み込んで緑の政策といふうことでも年金対策をぜひひとつ織り込んで貰いたいと思うわけです。

今、村の生活の中で一番人気の悪いのは米の生産調整、減反なわけです。一割減反から始まって、私が方では現在三〇%の減反で青息吐息といふふうな状態なんですねけれども、一方で米の消費は年々減つて、この三十年間に一人当たり一年に一千キロずつ減つておる。その減り方がなお続いているといふふうな現状にあるわけですが、この三十年間に三百六十万トンの米の消費が減つたことになるわけです。その分そつくり減反面積の拡大とか、あるいは過剰米だとか在庫米となつて農家の負担に覆いかぶさつてきておるわけです。この先、この米の消費の減退といふものが一年に十二万トンずつ減り続けるということになれば、十年後百二十万トンプラスになるわけですから、減反率が五〇%近い恐ろしいことになつてしまつたわけです。

そういうことを考へるときには、もう一つ関連ある問題は、この米の消費の落ち込みと同時に、この二十年間に国民医療費が膨張して、特にこのお茶の消費といふのは平成四年から五年ごろに比べるとよりも半分ぐらいたまで落ち込んでしまつたわけです。売れ行きが不振になつて毎年一千ヘクタールの茶畠が荒廃したといふふうに言われておるわけです。

あれから六七年たつた今お茶を飲む人口が多くなつて、七年前、私どもが心配したときの飲料茶生産量といふのは五十五万キロリットルといふふうな数字になつておりましたが、今はちょうどこの倍の量が消費されるようになつたといふふうに言われておるわけです。日本緑茶を飲む人が短

らんでいるわけです。厚生省は、欧米型の食生活に変わったことと原因があるといふうに分析して、しかもこれらの病気は子供から四十代の患者が多いといふふうに指摘しているわけです。

毎年発表される農業白書も同じことを指摘とい

い期間にこんなにぐんぐん追いついてきたのは、それは一体何だったのか。

それは、緑茶というものは健康によいと研究機関やマスコミが大騒ぎで報道したから、そういう影響によって消費というものが伸びたんだ。つまり、緑茶には健康によく効く有効な成分が豊富に含まれていることや、お茶の産地静岡県は胃がんの死亡率が全国平均よりずっと低い、あるいは濃い茶を飲んでいる中川根町はがん死亡率が全国平均の五分の一だ、こういう実証例を公の研究機関や新聞が大きく紹介して報道する、それですぐ国民は、よしそうお茶を飲もうということで伸びてきたものだと思うわけです。

ですから、農業白書の一章か、学校教育、国民教育において、御飯を中心とした日本型食生活のよさというものを正しく知らせてほしいと私は思つております。

私は、酪農家ですから、えさ米を自給するため昭和五十四年からずっとやつてきました。登熟稲サイレージをつくったり、玄米を粉末にして配合するようになり、玄米をこうじにして牛に与えたりして、その実験の結果非常にいいものだということがはっきりわかつておるわけです。

同時に、秋田県の畜産試験場でも登熟稲のサイレージによって肉牛の比較実験をやった結果、家畜の生理、生態にかなうもので、増体率も肉質も断然よいデータが出ておるわけです。國も、食用米より二割、三割増収できる品種の開発はやる気になれば、簡単に作付できるようにしてほしいということをお願いして、終わります。

○団長(野間赳君) ありがとうございました。

次に、大松澤公述人、お願いいたします。

○公述人(大松澤照子君) 大松澤でございます。

私は、日ごろから中しておりますけれども、葉っぱ一枚でも買わなければ食べられない、そういう消費者でございます。

まず、国の独立と食料自給は密接な関係があるというふうに日々考えております。これが私の考え方のベースでございます。消費者として、今回お見えの食料・農業・農村基本法案に望むことを述べたいと思います。

四つほど柱を挙げてありますけれども、一番目の柱にはば私の消費者としての思いが込められておりまして、その一番目の柱が実現するという状況が生まれまいりますれば、二番目も三番目も四番目も、それはほぼ見通しがついてくるというふうに考えております。私は、その一番目に自給率の向上ということをとにかく申し述べたいので

す。

当面五〇%、先ほどから生産者の方々もおっしゃっていますけれども、私も当面五〇%という数値を明記していただきたい、そしてその具体策を記してほしいということが私のまことに願い、要望を最初に申し上げます。

現在、御存じのようにカロリーベースで四一%、そして穀物自給率は二八%という数字になつております。人口二千万人以上の国で自給率が五〇%を割っているのは日本だけです。政府が、昨年六月、食料・農業・農村基本問題調査会に食料輸入がストップした場合の食料危機シミュレーションを出しました。これは耕地面積が三百九十万ヘクタールの場合としています。日本国民の採取可能なカロリーは一日一千四百四十カロリーといふことで、生存に最低必要な千六百カロリーよりも低いという結果が出ております。現在は二千六百五十一カロリーになつております。

私も、消費者は忘れしません、一九八四年五月、韓国米十五万トンを緊急輸入いたしました。さらに九三年、作況指数七二という大冷害に見舞われました。私の周りでお米がない日が數日続いた人たちがたくさんおりました。そして、この年の十二月、米の部分輸入に踏み切ったという経過があります。現在、世界では八億四千万人が飢餓、栄養失調にあえいでおります。これはもう周知の事実でございます。一九九六年、世界食料サ

ミットではこの解決を国際的にやろうという宣言が出されております。

総理府の世論調査によりますと、高くて、少々高くてもと少々をつけましょう、そうでない

と幾ら高くてもいいのかというような反論がうつ

り返つてしまりますから、国産農産物を食べた

いのだというその消費者の希望、一九八七年には

七〇・二%でした。一九九六年には八三・四%になつています。つい最近、九九年、ことしの二月ですけれども、岐阜県の農業会議の調査によりますと、この国産農産物をという希望は九一・五%

という数字が出ております。

私は、ここに自給率の推移を並べてみました。

そこに一九六〇年以来の自給率低下の推移の数字を挙げておきました。国会で米は自給しようといふ決議を三回上げております。そしてまた、地方自治体の七〇%以上が輸入自由化は反対という決議を上げているということを御参考願いたいと思

います。

この一番目の、もう一つ私は②としておきまし

たけれども、本法案の提案理由説明に対し少し

私は物を申したいのです。食料自給率の低下、米の消費減退、畜産物、油脂の消費の増加といふ國民の食生活の変化というふうにあります。

ここでまた私は振り返つてみたいのですが、一九五四年三月、アメリカとの間にMSA協定が結ばれました。付隨して、農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定が結ばれました。この年の五月、日本では学校給食法が成立しました。そして、七月にはさらにアメリカ公法四百八十号、農業貿易促進援助法というのが制定されました。そして、農産物の購入に関する日本

が宣伝されました。日本の米は高い、過保護だ、貿易の障壁だという生産者いじめのこんな宣伝も横行いたしました。そして、一九五六年にはキッ

チングカーなるものが日本全国を走りました。栄養指導車というふうに呼んでおります。いかにして

小麦粉を消費するかというものでした。これは六〇年代の初めまでキッチングカーが走つたわけですが、これが走つた後は団地の中ではば同じメニューの食卓が用意されたというような記録もございます。最初に走り回つた十二台はアメリカが日本に貸与したものでした。

学校給食法は日本で五四年に成立したが、これに当たつてその当時の国会に上程されたときの文部大臣の提案理由説明にこうあります。今後の国民生活は粉食混合形態が必要だが、米食偏重は正はなかなか困難なため、学校給食により幼少時代に教育的に配慮された合理的な食事になれるさせることを文部大臣が強調されました。

さて、諸外国での学校給食を、これは農林中央金庫調査部が一九八〇年にまとめたものですけれども、アメリカ、イギリス、フランス、スウェーデンなどを見ますと、これらの国々の学校給食の特徴は、まずその国の民族の食習慣を学校給食に取り入れているということ、二つ目に、したがつて国内農産物の消費を重視し、風土に合つた食事を供給するということ、三つ目には家族の食事と学校給食とが連続性を持つてゐるということ、四つ目に食堂が設置されているということです。日本本の学校給食は、パンと脱脂粉乳からスタートして、今もパン給食が多数派を占めております。

ここで、日本にしっかりと居住権を持つたといふように私は思ひますけれども、ハンバーガー市場をちょっとと考えてみたいと思います。

今、総売り上げが六千五十四億円だそうです。

そのうち日本マクドナルド社が五九%の市場を占めていて、ここで昨年販売した各種ハンバーガーの個数は九億七千四百万個、国民一人当たり大体七・七個、私は一度も一個も食べたことがあります。

せんから私以外のところでこのぐらい、そして他の社が販売した残りの四〇%のハンバーガーを含めますと、赤ちゃんからお年寄りまで何と一人当たり大体十個ぐらい食べているということになるのだそ

うです。一九七一年に五店舗のハンバーガー

シヨップが、二十八年後の今、日本全県で五千五

百店舗あるという調査結果が出ております。

ハンバーガー大好き国家をつくり出した日本マクドナルドの社長はこう申しております。二十八年前は、四、五歳の子供がマクドナルドに行きたいと言うと親は泣き連れていた、今は親もよっしゃてなもんで、三十年でワンサイクルした感があるというふうに言つております。

学校給食にパン食が提供されてから四十五年になります。ワンサイクルを過ぎました。

さて、今、日本型の食生活が特にアメリカで大変見直されているという状況があります。私は、今申し上げました一番目の柱、これに尽きるわけですけれども、そのことを実現するために輸入依存政策の転換をぜひ求めていきたいというふうに思ひます。

安全性が確かめられない添加物、ボストンハーベスト、ホルモン剤、抗生素質、最近は遺伝子組み替え、そしてクローリン肉、こういう安全性について全く未知のものが食卓に乗っているという恐ろしい事実を何とかしていかなければいけないというふうに思います。強調しておきたいのは、消費者は好むと好まざるとにかかわらず食べさせられる、そういう宿命を持つているということです。

そして、私が最初に申し上げました自給率をとにかくアップしてほしい、安全な食料の安定供給、国産の農産物を消費者にというその願いを実現していくために、農産物の価格、生産費の補償をぜひこの法案に盛つていただきたいと思います。そして、国産の農産物で安定供給を進めた場合には、当然のことながら国土の保全は満たされいくだろうというふうに思います。

私は、きょうここに二冊の写真集を持ってまいりました。棚田の写真です。ちょっと委員席が遠くてお見せできないのですけれども、これは十年前に「水田耕作」「心のよきと縮作文化」というので写真集が出ているんですねけれども、私はこれを買つときに、昔の夢だったというふうにならないことを願つて、今日の私どもの農村風

景、私も米どころ宮城の出身ですが、中山間地の

この原風景だということをいつまでも私は願いたい、そういう思いでこれを購入しております。

もう一つ、私の地元に伊豆沼という大変きれいなラムサール条約に指定された沼がございます。

今、グリーンツーリズムというのがさまざまなもので計画されています。昨年の暮れ、ここに一泊二日で、この若柳町からグリーンツーリズムの御案内をいただきまして参加しました。昼間、あの沼に行ってハクチヨウを見ても今まで余りおもしろくなかったんすけれども、夕方、日暮れどき、そして朝、日の出のとき、ハクチヨウの専門家、渡り鳥の専門家の御案内もいただいて見せていただきました。実にすばらしい伊豆沼を発見してまいりました。

私は資料として、大変つたない作文で書かせてもらつてあります。

私は、公述人の皆さん、大変御苦労さまでござります。

本日は、公述人の皆さん、大変御苦労さまでござります。

私は、公述人の方々の御意見の陳述は終わりました。

では、これより公述人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○国井正幸君 自由民主党の国井正幸でございます。

本日は、公述人の皆さん、大変御苦労さまでござります。

私は、公述人の皆様に届いているかと思いませんけれども、このグリーンツーリズムのときのお話を

日本農業新聞宮城版の「女の本音」というところに書かせてもらつてあります。

も、多分委員の皆様に届いているかと思いませんけれども、このグリーンツーリズムのときのお話を

ここでの、ガンが生活するためには二つのものが必要だというんです。一つは夜を安全に過ごすと

いうこと、もう一つは昼間食べ物を食べる田んぼ、その二つだということなんです。広い田んぼが必要です。ガンというのは大変用心深くて、そして百メートルの中でしか生活しない、食べ物をついぱまないということもあります。

もう一つ、ガンは全員一致主義だそうです。満場一致だそうです。朝方、これから食べ物を食べに行こうかというふうになります。そのときに、家族の中で一羽が首を振りますと、家族がそれに呼応して首を振る。一羽でも首を振らなかつたら飛び立たない。満場一致制だそうです。

私は、伊豆沼に行つても、棚田の写真を見て

も、人間と動物と自然との共生、それを確立する

ことが私ども消費者が願う農産の安全な食料の安定供給につながると日ごろから一生懸命考えて、生産者の皆さんと御一緒に行動しております。

○国長(野間赳君) ありがとうございました。

以上で公述人の方々の御意見の陳述は終わりました。

では、これより公述人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○國井正幸君 自由民主党の國井正幸でございます。

本日は、公述人の皆さん、大変御苦労さまでござります。

私は、公述人の皆様に届いているかと思いませんけれども、このグリーンツーリズムのときのお話を

日本農業新聞宮城版の「女の本音」というところに書かせてもらつてあります。

も、多分委員の皆様に届いているかと思いませんけれども、このグリーンツーリズムのときのお話を

ここでの、ガンが生活するためには二つのものが必要だというんです。一つは夜を安全に過ごすと

いうこと、もう一つは昼間食べ物を食べる田んぼ、その二つだということなんです。広い田んぼが必要です。ガンというのは大変用心深くて、そして百メートルの中でしか生活しない、食べ物をついぱまないということもあります。

もう一つ、ガンは全員一致主義だそうです。満場一致だそうです。朝方、これから食べ物を食べに行こうかというふうになります。そのときに、

家族の中で一羽が首を振りますと、家族がそれに呼応して首を振る。一羽でも首を振らなかつたら飛び立たない。満場一致制だそうです。

私は、伊豆沼に行つても、棚田の写真を見て

も、人間と動物と自然との共生、それを確立する

ことが私ども消費者が願う農産の安全な食料の安定供給につながると日ごろから一生懸命考えて、生産者の皆さんと御一緒に行動しております。

しかし、今度の中での基本法ができた後の政

策の指向性がどうもなかなか見えにくい、こうい

う御批判があるんですねが、皆さんから見て、一口

でおっしゃつていただいて、今度の基本法でその辺はどうでしょうか、きちんとお感じいただけま

すでしょうか。土屋公述人から、一言で皆さん方

の感想を聞きたいと思うんです。

○公述人(土屋完治君) 私は、これまでのいろいろな法律はそれなりに苦労してつくったものだと思つておりますが、必ずしも現状に合わない点が相当あつたのではないかとうよう思つております。

ですから、そのときの言い回しでいかよろしくお願いします。

○國井正幸君 自由民主党の國井正幸でございます。

本日は、公述人の皆さん、大変御苦労さまでござります。

私は、公述人の皆様に届いているかと思いませんけれども、このグリーンツーリズムのときのお話を

日本農業新聞宮城版の「女の本音」というところに書かせてもらつてあります。

も、多分委員の皆様に届いているかと思いませんけれども、このグリーンツーリズムのときのお話を

ここでの、ガンが生活するためには二つのものが必要だというんです。一つは夜を安全に過ごすと

いうこと、もう一つは昼間食べ物を食べる田んぼ、その二つだということなんです。広い田んぼが必要です。ガンというのは大変用心深くて、そして百メートルの中でしか生活しない、食べ物をついぱまないということもあります。

もう一つ、ガンは全員一致主義だそうです。満場一致だそうです。朝方、これから食べ物を食べに行こうかというふうになります。そのときに、

家族の中で一羽が首を振りますと、家族がそれに呼応して首を振る。一羽でも首を振らなかつたら飛び立たない。満場一致制だそうです。

私は、伊豆沼に行つても、棚田の写真を見て

も、人間と動物と自然との共生、それを確立する

ことが私ども消費者が願う農産の安全な食料の安定供給につながると日ごろから一生懸命考えて、生産者の皆さんと御一緒に行動しております。

しかし、今度の中での基本法ができた後の政

策の指向性がどうもなかなか見えにくい、こうい

う御批判があるんですねが、皆さんから見て、一口

でおっしゃつていただいて、今度の基本法でその辺はどうでしょうか、きちんとお感じいただけま

すでしょうか。土屋公述人から、一言で皆さん方

の感想を聞きたいと思うんです。

○公述人(土屋完治君) 私は、これまでのいろいろな法律はそれなりに苦労してつくったものだと思つておりますが、必ずしも現状に合わない点が相当あつたのではないかとうよう思つております。

ですから、そのときの言い回しでいかよろしくお願いします。

○國井正幸君 自由民主党の國井正幸でございます。

本日は、公述人の皆さん、大変御苦労さまでござります。

私は、公述人の皆様に届いているかと思いませんけれども、このグリーンツーリズムのときのお話を

日本農業新聞宮城版の「女の本音」というところに書かせてもらつてあります。

も、多分委員の皆様に届いているかと思いませんけれども、このグリーンツーリズムのときのお話を

ここでの、ガンが生活するためには二つのものが必要だというんです。一つは夜を安全に過ごすと

いうこと、もう一つは昼間食べ物を食べる田んぼ、その二つだということなんです。広い田んぼが必要です。ガンというのは大変用心深くて、そして百メートルの中でしか生活しない、食べ物をついぱまないということもあります。

もう一つ、ガンは全員一致主義だそうです。満場一致だそうです。朝方、これから食べ物を食べに行こうかというふうになります。そのときに、

家族の中で一羽が首を振りますと、家族がそれに呼応して首を振る。一羽でも首を振らなかつたら飛び立たない。満場一致制だそうです。

私は、伊豆沼に行つても、棚田の写真を見て

も、人間と動物と自然との共生、それを確立する

ことが私ども消費者が願う農産の安全な食料の安定供給につながると日ごろから一生懸命考えて、生産者の皆さんと御一緒に行動しております。

しかし、今度の中での基本法ができた後の政

策の指向性がどうもなかなか見えにくい、こうい

う御批判があるんですねが、皆さんから見て、一口

でおっしゃつていただいて、今度の基本法でその辺はどうでしょうか、きちんとお感じいただけま

すでしょうか。土屋公述人から、一言で皆さん方

うに思います。
以上です。

○公述人(高橋良藏君) 文章を読んでみると大変立派な非の打ちどころのないような作文で、例えば直接所得補償の問題、条件不利地域の問題、しかし具体的な制度、政策の段階でどうなるのかということになりますと、現地で我々が期待しているよりも非常に期待外れする、そういう内容になつて政策の中に出てくるのではないかということが非常に心配になってきています。

○公述人(大松澤照子君) 法律の文章というのは大変わかりにくいというのがありますけれども、その中でも先ほど私が申し上げましたように、どうも自給率が減った理由を消費者のせいにされているような面があつたり、それから農業経営の法人化を推進するとか、それから効率的かつ安定的な農業経営を営むために農地の利用の集積とか、そういった面で、私は消費者として、これは生産者の皆さんにとってどうなのだろうかという疑問を抱いております。

○国井正幸君 坂本公述人あるいは高橋公述人の方からデカップリングの話が出ているわけですが、いまして、政府においても、今、条件不利地域に対する所得補償の政策を検討中のようであります。そこで、一つお聞きをしたいと思うんですが、国内の平場に比べて条件不利地域に対しても、その不利の分を何かの形で埋めるようなことをしようとして、政府にあっても、今、条件不利地域に對する所得補償の政策を検討中のようでありま

る。そこで、一つお聞きをしたいと思うんですが、國內の平場に比べて条件不利地域に対しても、その不利の分を何かの形で埋めるようなことをしようとして、政府にあっても、今、条件不利地域に對する所得補償の政策を検討中のようでありま

す。それで、昔は二万円米価で頑張ったのにいつの間にか消えてしまって、今はしゅんとして声なしですけれども、やっぱりもう一回元気を出して、二万円米価ということを言いたいと思います。

○公述人(高橋良藏君) 農業離れたなどの耕作放棄、こういう問題がそういう条件不利地域に集中しているわけです。だから、まず急いでこれを受けるにまちやるべきだというふうに思います。

○和田洋子君 民主党の和田洋子です。
きょうは、五人の公述人の皆さんのお貴重な御意見ありがとうございます。これから審議に皆さん御意見を反映していくふうに思いました。

まず最初に、土屋公述人と佐藤隆幸公述人にお尋ねをいたします。

○国井正幸君 次期WTO交渉に向けて私どもも与党として今検討中でございます。特に、余ったものでも買わなくちゃならぬという、こんなばかな話があるのか。さらには、いわゆる輸出国と輸入国との権利義務がアンバランスではないのか。

○公述人(高橋良藏君) その安定ということになると、それは農家の所得が安定して、農村がしっかりと豊かであるという、形成されていればこそそういうことは言えるんですねけれども、現行基本法でも言っていますように、他の産業との所得の格差を是正するという本来の目的が三十八年の間に実現しないで、それがだんだん格差が広がつていった現在、農家の皆さんが多い面的機能とか、そんなことを所得の確保もないままに言つていらっしゃるかどうか、皆さん、農家の方たちの御意見はどうですか。お二人にお願いします。

○公述人(佐藤隆幸君) 和田先生の御指摘にもございましたように、農協の果たす役割は大変大切

一定の規模ができた後は皆さん方のおっしゃるようなことを含めて今後検討していく、こういうことになるというふうに思うわけでございます。

何か短い時間なんで、もっとと皆さん方がお話を聞きたかったんですけど、私の与えられた時間ちょうどになったのですから、我々も頑張りますので、皆様方においてもそれぞれの現場でぜひ頑張っていただくことをお願い申し上げます。

○公述人(高橋良藏君) 農業離れたなどの耕作放棄、こういう問題がそういう条件不利地域に集中しているわけです。だから、まず急いでこれを受けるにまちやるべきだというふうに思います。

○和田洋子君 民主党の和田洋子です。

きょうは、五人の公述人の皆さんのお貴重な御意見ありがとうございます。これから審議に皆さん御意見を反映していくふうに思いました。

まず最初に、土屋公述人と佐藤隆幸公述人にお尋ねをいたします。

○国井正幸君 次期WTO交渉に向けて私どもも与党として今検討中でございます。特に、余ったものでも買わなくちゃならぬという、こんなばかな話があるのか。さらには、いわゆる輸出国と輸入国との権利義務がアンバランスではないのか。

○公述人(高橋良藏君) その安定ということになると、それは農家の所得が安定して、農村がしっかりと豊かであるという、形成されていればこそそういうことは言えるんですねけれども、現行基本法でも言っていますように、他の産業との所得の格差を是正するという本来の目的が三十八年の間に実現しないで、それがだんだん格差が広がつていった現在、農家の皆さんが多い面的機能とか、そんなことを所得の確保もないままに言つていらっしゃるかどうか、皆さん、農家の方たちの御意見はどうですか。お二人にお願いします。

○公述人(佐藤隆幸君) 和田先生の御指摘にもございましたように、農協の果たす役割は大変大切であると思つております。

ただいま土屋先生も話されましたように、大型合併しましてから、かつて栗駒農協の時代でございましたが、しめ縄を販売しておきました。これが大変当たりまして、どうしても正月に必要なものですから、そのルートによりまして農協同士の米

の販売を我がJAで行っています。大変リスクが少なく、また総代会の資料をお上げしましたけれども、生産力は百万俵あるんですが、実際転作等の状況によりまして六十万俵前後になつています。その中で、二十三万俵独自に販売するルートを模索し、昨年オーダーが参りました。その後十八万俵販売する努力をしておりました。さらにまた、今いろんな意味でリーダーという立場でござりますので、何とか他産業並みとはいえないまでも、その場で生活していきますので、自活できるよう鋭意努力中でございます。

蛇足ではございますが、今までの所得補償方式によって私たち農家は初めて人間らしい生活ができたと思っております。ですから、価格制度をある程度ここまで押し上げてくれた今までの先生方に感謝すると同時に、それがあってこそ初めて二種、三種兼業の方があり、私たちのような専業農家があり、それをミックスしたところに私たちJAの立場がございますし、最後に申し上げましたように、金にならない福祉活動も私たちはこれら以上です。

○和田洋子君 ありがとうございます。

次に、坂本公述人にお尋ねをいたします。

坂本先生がいろいろ本を書かれた中で、家族農業こそ大切だというふうな言葉がいっぱい出でていますが、家族農業についてどういうふうに思つておられるか、お尋ねをいたします。

○公述人(坂本進一郎君) 家族農業というのは経営と労働力が一緒にになっているというのがあります特徴だと思います。それで、最近は企業農業が入ってきましたけれども、企業の場合は経営だけあって労働力というのは余り関係ない。実はアメリカの農業を見てきましたけれども、あそこも家族農業なんです、二千町歩やつても三千町歩やつても。でも、オハイオ州を見ましたけれども、木が一本もないと言ふと大きさだけれども、木がありません。なぜかと聞いたら、トランクターやコンバインも木があると邪魔だと。そ

まず最初に、中山間地域の問題でありますけれども、いわゆる中山間地域というのは、山間地あるいは平場の中での位置づけがいろんな統計によつても違つてくるわけでありますけれども、いわゆる農林の関係で言うと、耕作地の部分で言うと傾斜地が多いところといふようになつてます。この中山間地域等に対するいわゆるデカップリング、所得補償の問題でありますけれども、私は一つは、中山間地域の範囲をきちっとどこで決めないとどうふうになつてしまつてます。これは新しい農業基本法では明確におるんです。これは新しい農業基本法では明確にはなつてない僕は思つてます。

それからもう一つは、つまり線引きなどをするかということ、何に対しても所得補償をしたらいいのかというのがあるんじやないかと思うんです

が、ここはみんなそれぞれ生産者の方々、組合団体の方々あるいは一般国民がいろんな観点から取

りざたしているわけであります。

そういう意味で、JAグループのお二人、それ

から農業者としてのお二人、それぞれ中山間地と

いうことの線引きをどこにしたらいいと思ってい

らっしゃるのか、そして何に対しても所得補償をし

ていけば、一〇〇%満足なものではないにして

もある、あるところ納得していただけるのかとい

うことを、大変難しいと思つますが、お考え方だけ

で結構ですからそれぞれ教えていただきたいと思

います。

○公述人(土屋完治君) 私のところは、中山間地

といふのはほとんどないと言つてもいいところで

あります。ですから、具体的に何と、こういうふ

うに言つてもちよつと困つてます。でも、中間地は

も相当苦労が多い。こういう点から考えれば、あ

る程度の温かい思いやりのある政策といふものは

当然あった方がいいというふうに思つております。

ただ、一ヵ所だけ私の地域で若干あるんです

が、そこに私はお願いしているのは、ネギを栽培

してくれないか、こういうふうに言つております。

す。ネギといふのは大体一反歩百万から百五十万歩になるんですが、ちょっと高いためにしばらいてもかかるためには決して高くないですが、なんかやめて全部ネギをやつてくれ、それでも足りないぐらいだからと、こういうふうに実はお願いをしているところであります。今、ネギも県内でも一番の生産になつてます。

が、そういうふうにお願いをしてます。

だから、そういう特殊な作物といいますか、そ

の地方その地方で振興しなきやならないといつて

選定した品目等についてはそういう政治的な御配

慮をいたければ大変ありがたいというように思つております。

○公述人(佐藤隆幸君) 中山間地の定義でございますが、私は地方議員はやっておりませんけれども、過疎法があるや聞いております。過疎法によつて、うちの方ですと栗駒山のふもと、栗駒地方はなつてないようでございますけれども、そのそばの花山村、その地域は逆にその恩恵によつて活性化している部分があるや聞いています。その一つ、栗駒高原では高原大根をつくり、そしてまたイチゴをつくり、ただいまの土屋先生のように、その特色を生かした農業をやつて、冬場は下に下がつてくる、夏場だけしか仕事ができないものですから、そういう一重の生活をしながらやつてゐるところもござります。

○公述人(高橋良藏君) 私の町の例からしますと、まず平坦な部との単収の格差は、同じ技術、同じ努力、同じ農機具でやつても収量というものが二倍前後、所によつては三倍ぐらいの違いがあります。

○公述人(高橋良藏君) それから、地理的な条件の問題もあるんです。人口が減つてているといふその減り方も、場所に人口が減つてていてるとか四〇%も減少しているんです。

○公述人(高橋良藏君) それから、地理的な条件の問題もあるんです。人口が減つてていてるとか四〇%も減少している。これは条件の不利という問題が背景になつて人口の減少率みたいなものが出てきているんですね。

○公述人(高橋良藏君) 今ここで問題になつてゐるのは、先ほどもちょっと触れましたが、どうしても米価が高いものですから、耕作不適地の頂上付近まで田んぼをつくり、そのところが放棄地になつてゐるわけです。もともと煙なり、そういうところは現在もつくつております。成功例として、ウド等の山菜

JAの役員もおります。ですから、特色あるやり方、そしてまた別な形のデカップリング等につきましてはあります。

○公述人(高橋良藏君) それで、それぞれ支給すべきではないかと思います。

○公述人(高橋良藏君) そういう意味では、今回の新法案で女性に対する参画のことが明文化されたということは画期的なことで評価できるんですが、しかしながら法律

す。木立といふのは大体一反歩百万から百五十万歩になるんですが、ちょっと高いためにしばらいてもかかるためには決して高くないですが、なんかやめて全部木立をやつてくれ、それでも足りないぐらいだからと、こういうふうに実はお願いをしているところであります。今、木立も県内でも一番の生産になつてます。

が、そういうふうにお願いをしてます。

だから、そういう特殊な作物といいますか、そ

の地方その地方で振興しなきやならないといつて

選定した品目等についてはそういう政治的な御配

慮をいたければ大変ありがたいというように思つております。

○公述人(大松澤照子君) 町で暮らす私と生産者の女性とは大分生活の中身も違うんですけれども、今までふと思ひ出しておりますのは、昨年ギリギリで選舉の最中だったんですが、議員に選ばれた人は少ない。つまり、私が今思ひ出しましたのは、下働きですか、活潑な人間関係も女性のところなんですが、それが大変すばらしい家庭をつくることが多いんだという意味で、シヤに行きましたときにこういふ話をお聞きました。

○公述人(大松澤照子君) それで、女性はさまざま社会的活動はするけれども、ちょうど選舉の最中だったんですが、議員に選ばれた人は少ない。つまり、私が今思ひ出しましたのは、下働きですか、活潑な人間関係も女性のところなんですが、それが大変すばらしい家庭をつくることが多いんだという意味で、私はそれを聞いてきました。

○公述人(大松澤照子君) 町のなかで男女共同参画型社会というのを一生懸命運動はされているんですけど、法律に書かれたらどうにかなるかというふうにはなりにくくて、当面の敵は男性だなんて私は決して言いませんが、それぞれは大変すばらしい家庭をつくり、すばらしい社会活動をしておいでになりますけれども、それだけの問題ではない、法律が変わればいいんだという問題ではないといつても、やっぱり社会的にきちっとそういう位置づけが法律でもされていかないとなかなか共同参画といふのはできないというふうに日々私は考えております。

○公述人(大松澤照子君) それで、それぞれ支給すべきではないかと思います。

○公述人(大松澤照子君) そういう意味では、今回の新法案で女性に対する参画のことが明文化されたということは画期的なことで評価できるんですが、しかしながら法律

なというふうに思つております。

要は、農業生産法人を株式会社に転換したり、あるいは第三セクター、農業に限らず今第三セクター方式は大変厳しい状況であります。第三セクターで農業公社を株式会社にするような場合は、私は弊害は少ないというよりむしろないのでないかというふうに思つております。

つまり、法人のメリットは結構あるわけです。機械や生産設備などの資金の手当が要らないとか、働きながら農業の技術、ノウハウが獲得できるとか、あるいは何といつたって若い人には労働時間の短縮とか休日を確保するということが大きなメリットじゃないかと私は思つているんです。あと社会保険ですね。これがもらえないでいるからこそ、今農業以外でも若い人たちがフリーターの形で、アルバイトで四苦八苦しているというような現実もあると思ってるんです。

こういうメリットがある中でも、先ほどは佐藤さんも株式会社参入はノーというふうにおっしゃった。デメリットがあるにもかかわらずメリットが大きいとすれば、私は株式会社参入をしていくことがむしろ日本の農業をきちっと守るということにもなるのじゃないかと思つておるわけであります。

そういう意味で、時間のない中であります。要はデメリットがあつてもメリットを優先して株式会社参入をすべきだという私は意見なんです。が、それに対してイエスかノーかで、大変恐縮であります。お考えを若干含めて、土屋さん、佐藤さん、坂本さん、高橋さんにお伺いしたいと思います。

○公述人(土屋完治君) 企業の決算書を見ますと、そんなに大きくない会社でも二億、三億の利益を出している。その利益金を土地の買収に使うならば、農家の何十倍も土地を買うことが可能になつてくると。

こういうふうになつてしまりますと、農業とうのは地域全体とうまく調和して成り立つて、特に水田なんかは水の問題もありますから、それが

株式会社の参入によって阻害されるなどというよ

うなことがあつてはならないのではないかと私は思つているところであります。

それから、仮に参入しても、農業はそんなに利益の上がるものではないと。ですから、企業の利益をそつちの方に持つてきただってそんなにうまくいくものでは決してない。そういうふうに私は思つていますから、そんなに神経質になつてないわけですが、余り歓迎はしておらない、こういう立場であります。

○公述人(佐藤隆幸君) 風間先生とちょっと認識が違うところでございますが、農地を買う方は、公務員の退職金等により、それで自分の食料を自己給したいということで買う方が大半でございます。なぜならば金があるからです。

その原理からしますと、専業的狙い手に集めようとしてもどうしても資金がないから買えないわけです。だったらば株式会社に集めようじゃないか、これも大いに結構でございますが、先ほどから申し上げましたように、農村、農協の果たす役割、その集落をいかに維持するかという観点からしますと、株式会社が参りますと、土屋先生仰せのとおり、私がさつき言いましたように、そういう方が現実に入つてしまりますと、大変な欠陥だらけと見ております。

置いていったのは畜産公害だけ、持つていくのには利益だけ、こういう畜産会社が現実でございます。これが耕種農業に入つてきますと壊滅的打撃を受けますし、当然、農協の存在そのものがなくなつてくると私は確信しております。

○公述人(坂本進一郎君) 先ほども言いましたように、企業的農業というのは余り長続きしないと思うが、今最後のところに来たと私は思つています。最後のところは何かというと、農民にいろいろあきらめさせて農地をとるという段階に来たと思つています。そのときに、何のためにとるかといふのは、農業をやるのかそれとも産廃場にするのかはつきりわかりません。財界の提言を読みま

したけれども、九七年でしたか、あれは三段ロケット方式になつていて、一段目は生産法人の株式会社化、二段目は借地を企業が經營する、三段

目に条件が許せば企業が農地を取得すると。もう一段目の風穴はあけられました。さつきも話がありましたけれども、登呂遺跡を見に行くとわかるんですが、農村社会といふのは共同で水を引いて、共同でみんなで水田をやっています。そこら辺の背梁山脈を走ればすぐわかるんでそれども、集落の生き方といふのはやっぱり水かかるんですけど、農地をやつぱり水

社会であつて、その中に企業がぼこんと入つてしまつて、もうからなかつたというので行つてしまつた。なぜならば金があるからです。

その原理からしますと、専業的狙い手に集めようと、毛細血管のように水はずっと流れているわけですから、日本の文化そのものがだめになつてしまふ、そういうふうに思つています。

ついでに言いたいんですけれども、フランスではサーファーというのがあって、これが目を光らせていて、企業も入つてもいいと門戸を開けています。ただし、そこ企業の人がちゃんとやらなければ、まず何よりも農業を重要な生産として農政の中にきちんと位置づける、これが何よりも重要ではないか。さらに、消費者も含めて日本国民が

頗つている食料自給率の向上、これも重要な中心課題である、こういうふうに考えております。公聴会でござりますので公述人の皆さんは言いたい放題余り言えなくて、遠慮して半分ぐらいしか物を申していいのではないかと思うんですけど、私は、今出されているこの新しい基本法案といふのではありません。ただし、その企業の人がちゃんとやらない場合には没収すると。私も農業委員をやってるんですけども、農地法の二条に一応そういうことを書いておいて、ちょっと条項は忘れましたけれども、五十二条あたりにきちんとそれを書いて、企業も入つてもいい、そのかわり転売とかダメーとかを使つたら没収するぞと、日本でもそういうふうにしてもらいたいと思います。

○公述人(高橋良蔵君) 私は、地主制度の中で育った経験のものですから、小作料を持って地主のうちに連んでいった、そういう思いを持つておるものですから、企業が農村に自由に参入できるというふうなことになれば、いろんな規制は最初のうちがあつても長い間にはやつぱりこの人たちが農村を支配する、そういうふうに必ず変わるというふうに思うのですから、反対です。

○風間紀君 ありがとうございました。長くなりましたがけれども、済みません。

○須藤美也子君 皆さん御苦勞さまでございます。共産党の須藤美也子でございます。

東北は米を初め農産物の供給地でありますか

ら、その現場の皆さんのが御苦勞なさつていてる声を聞かせていただいて大変参考になりました。ま

た、食料自給率の問題がこれまで出されましたけれども、今先進国の中では最悪の四二%、穀物では二八%と、こういう危機的な状況であります。

日本民族の七千万人分は外国に貿易をやだねなければ生きていけない、こういう極めて危険な状況の中で、今度の食料・農業・農村基本法案は現行農業基本法の三十八年ぶりの改正といいますか、新しい基本法案を制定する、こうしたことで今、国会で審議されているわけです。

そういう中で、基本法という冠をつけるのであれば、まず何よりも農業を重要な生産として農政の中にきちんと位置づける、これが何よりも重要ではないか。さらに、消費者も含めて日本国民が農業基本法の三十八年ぶりの改正といいますか、新しい基本法案を制定する、こうしたことで今、国会で審議されているわけです。

そこで、まず何よりも農業を重要な生産として農政の中にきちんと位置づける、これが何よりも重要ではないか。さらに、消費者も含めて日本国民が農業基本法の三十八年ぶりの改正といいますか、新しい基本法案を制定する、こうしたことで今、国会で審議されているわけです。

まず何よりも、この中でたつた一人消費者の代表として参加しております大松澤公述人、先ほど

いろいろマクドナルドと、私も初めてお聞きしましたが、私も余りハンバーガーというのは好んで食べていませんけれども、そのように日本国じゅうマクドナルド市場が蔓延しているというふうに是かなり問題があるのでないか、率直に言つてそう感じます。

まず何よりも、この中でたつた一人消費者の代表として参加しております大松澤公述人、先ほどいろいろマクドナルドと、私も初めてお聞きしましたが、私も余りハンバーガーというのは好んで食べていませんけれども、そのように日本国じゅうマクドナルド市場が蔓延しているというふうに是かなり問題があるのでないか、率直に言つてそう感じます。

ところで、この間の国会で、食料自給率がこのように下がつたのは、肉・油脂類がウエートを高く占め、国民の食生活が変わつたことが第一の原因だと、大臣がこう答弁されました。いかがで

しょう、大松澤公述人、このように自給率をここまで下げるほど食生活が変化してきたのでしよう

か。

○公述人(大松澤昭子君) 先ほど公述の際に申し上げましたけれども、あの問題につきましては実

に心外であり、もつてのほかだというふうに私は考えております。

今度の提案理由の説明にありましたということでお申上げましたけれども、生産者の方は大変少ないわけです、消費者との人口比較で言いますと。そうしますと、そういう中で私たち消費者といふのは食べさせられる。

学校給食にも一緒にあの時期に出されたということで、学校給食で子どもの食生活をとにかく米飯から粉を重点にした食生活に変えていくということをきちっと文部大臣は当時おっしゃったわけでも、そういう形で今まで進められてきた。ですから、マクドナルドの社長がワーンサイクリー二十八年、およそ三十年だと。私は、給食が始まつてから四十五年になりますから、その間に育つた子供たちがもう大人になってマクドナルドに走っていくので、ごく普通に生活に入り込んでしまったというふうに考えております。全く冒頭が政治の場の道具にされている。

私は、今度の法案を実は腹立たしく思っております。皆さん静かにおっしゃるので、私も日ごろのようすぐかつかるのはちょっと見えないといけないからとも思つておるんですけども、外敵に対して、これはちょっとつきつい表現ですが、輸出国に対する日本の国民をどう守るか、日本国民の冒袋をどう守るかという手だけが何なくて、輸出国と相提携してやつていくということが全体としてはうかがわれるわけです。

ちょっと飛んで申しわけないんですけど、先ほど中山間地の価格の問題が質問として生産者の皆さんに出されていましたけれども、それでは国土を保全する保全料といふのはどうするんでしょうか。やっぱりそれは国会できちつと考へて、つくることによつて保全されるのだと、それを消費者としては申し上げたい。

とにかく日本民族のプライドの問題。一番最初に申し上げました。そういう立場で、冒袋を外国にゆだねるわけにはいきません。私はよく、外車に乗つて米びつ空っぽねと、そういう表現を日ご

ろしております。何でもいい、外車に乗りります、グッチがある、何やらかんやらデパートに行きますといつぱい輸入品があります。でも、米びつが空っぽという状況が来て、政府のシミュレーションのような形がやがて来る。これは政府もおどしでおっしゃつたのではないんだろうと思うんですけれども、そういうことが目前に迫つてゐるといふこと。そのことに対して私は、国会は責任を持ついただきたいというふうに考えております。

○須藤美也子君 私は、山形出身なので天童農協の組合長さん聞かない悪いと思つて、一

言お尋ねします。いつもいろいろお世話になります。

この農業基本法は言うところなしと大変べた變めのようでございますが、二十一条に「農業の持続的な発展に関する施策」というのがあります。

その中で、「農業経営の規模の拡大その他の農業経営基盤の強化の促進」というのがあります。

そこで、ちょっとお尋ねしたいんです。

一九九二年に新農政ができる、それに基づいて

山形県は平成六年つまり一九九四年に農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を県内の全市町村に発出いたしました。

この内容は、効率的な経営を育成するために他

産業並みの労働時間、他産業と同じ農業所得、こ

ういうことで、山形県は一人当たり一千時間、そ

して一人の農業所得は五百萬、二人の従事者で一千萬、こういう計画を持って認定農家育成を統一

ました。しかし、その当時の基本となる米価は一九九二年の二万九百幾らでした。これは今その当

農業経営といふのはもう既に新農政のこの基本計

画から見て現状に合わなくなっているのではないか

か、それをまたこの基本法案の中心に据えた農業

経営でよろしいのかどうか、これで生産意欲を

持つて続けるのかどうか、この点を簡潔にお答え

いたしました。

○須藤美也子君 率直な意見ありがとうございま

す。まず所得ですね。

最後になりました。坂本公述人に最後にお尋ね

いたしました。

日本型デカッププリングについてお聞きをした

い。先ほど来、ヨーロッパ、EUの問題をおっしゃいました。EUは今はほとんどが自給率一〇

〇%以上です。それまで農業保護政策をとつて価格政策をとつてやつてきた。その結果、自給率は

いろいろ変化のあるものだというふうに思つております。ですから、今農業に従事している方が十年後も十五年後も従事していかなければならないということは私はないと思ひます。やっぱり公正な競争を通じて、あるいは農業に対する意欲、努力、そういうものを通じて優秀な者が残つていくというのが私は当たり前なのではないかと。つまり、ふまじめというか不満だらけで農業に魅力も感じないような人は、私は御遠慮願つた方がいいのではないかと思つてゐる一人なんです。

ですから、みんなを育てるということは現実の問題として可能ではないと私は思つてゐるんです。意欲のある農業者、若い農業者を育てるところが政治の大好きな仕組みなのではないか、そういうふうに思つていますし、我々の農協の営農指導事業の中にもやっぱり一千万目標というものを掲げて指導をやつております。ですから、必ずしも前の、つまり農業者でないような方が書いた作文だけでは決してうまくいくものではない、特に農業の指導をする場合は口で指導してはダメだ、こういうふうにやればこうなるんだという見せる指導をしないとだめだということを私によつちゅう言つてゐる一人であります。

ですから、私もみずからそういうふうな立場で農業をやつて、そしてこうすればこうなるんだと国がどうしたから、県がどうしたから、ということは二の次三の次ぐらいになるのではないか。しかし、全体的には農業の将来はこうあらねばならない、これは国できちつと示すべき必要があるのであります。

だから、私もみずからそういうふうな立場で農業をやつて、そしてこうすればこうなるんだと国がどうしたから、県がどうしたから、ということは二の次三の次ぐらいになるのではないか。しかしこういうふうにやればこうなるんだと国がどうしたから、県がどうしたから、ということは二の次三の次ぐらいになるのではないか。しかしこういうふうにやればこうなるんだと国がどうしたから、県がどうしたから、ということは二の次三の次ぐらいになるのではないか。しかしこういうふうにやればこうなるんだと国がどうしたから、県がどうしたから、ということは二の次三の次ぐらいになるのではないか。しかしこういうふうにやればこうなるんだと国がどうしたから、県がどうしたから、

きますと、うちの息子を初めとしまして、現実には、さつきも申し上げましたように二種、一種の方が大変多くなっています。ところが、この不況になりまして、仕事がなくて専業農家でない方が多くなっています。ところが、この不況が自動車のショックアブソーバーだと思っておりますけれども、そういう形で景気の好不況によつて農村社会は生きていまいりましたし、これからも生きざるを得ないと思つております。

農協人としましては、その活力ある方向性につきましては、現在集落で菊で一千万円以上の方が出ました。さらにまた和牛、そういう方でも成功する方が出てきました。子牛だけで一千萬円以上の方も出てきました。ですから、やる気さえあれば、その条件さえ、農水省、そしてまた先生方に筋道をつけてさえいただければ、先ほど土屋先生も申されましたように、全員とは申し上げません、三割になろうとしている専業農家も生きられる基本法だと私は確信しております。

○須藤美也子君 率直な意見ありがとうございました。

○公述人(土屋完治君) 余り成功した人はいないんじゃないですか。

○須藤美也子君 いないですね。

では、魅力ある農業とは、佐藤さんもやはり農

協の方でありますから組合員との接觸が多いと思

いますが、魅力とは何ですか、農業の魅力とは

○公述人(土屋完治君) 農業も時代とともにいろ

んなにございませんので、金魚じやございません

じやございませんので、金魚じやございません

ですから、今までの現行の基本法はそれなりの成

果があつたと思っています。なぜかというと、小

さい農家も大きい農家も一律に生産費を上回る価

格で買つていただきましたから、それが大変ベ

ターだと思つています。

向上しております。しかし、EUは今度価格を引き下げた分直接補償でやる、その点は日本とは違うと思います。事情が違うと思います。そういう点で、坂本公述人は日本型デカップリングをどのように具体的にお考えなのか、簡潔にお願いをいたします。

○公述人(坂本進一郎君) デカップリングという言葉は、今おっしゃられたように過剰生産の中で、「子」というのはノットだから、要するに所得と切り離すという意味で、日本でデカップリングという言葉を使うと正確でないと思います。だから、不足払いとかと言った方がむしろ正確だと思います。

ただ、生産刺激的なことをやるとWTOにひかかっちゃう、でも国民の要望はずっと国内生産を欲しいと言つてゐるわけですから、正確な意味では不足払い、さつきから言つてゐるよう、大体米価でいえば二万円とか、要するに家族農業が成り立つようなそういう仕掛けが必要だと思います。

そこは私にいろいろ専門的なことを聞かれて困るんですけれども、実はフランスでも一九七三年にDJAというが、新規就農助成制度とかいって、それが最初は山間部にあつたのがずっと平野部におりてくる、ミッテラン政権のとき。日本ではもう四分の一世紀もおくれているんですねけれども、本当に家族農業を守るをするのであれば、そういう心の優しい政治というか、血の通つた政治があれば何かいろいろ出てくるんじゃないかなと、ちょっと逃げる答えなんですね。

○須藤美也子君 ありがとうございました。

高橋公述人にもお聞きしたかったのですが、時間がなくて済みません。この次に回させてください。

○谷本義君 同じたいことたくさんあるんですが、ひとつ簡単にお答えいただければ幸いです。

最初に、佐藤さんとそれから高橋さんに伺いた

いと存じます。

中山間地域の問題、随分議論がありました。今、政府が設けました検討委員会では、生産力格差ということを基本にしたデカップリングをお考えのようあります。

私も社民党は十年ほど前からこの議論をやつてまいりました。生産力格差で言いますと、当時で十アール二万円であります。これでは話にならない。それで、減農業でやつた場合に一万円積み上げるとしても三万円。中山間地域は五十アールあるかないかの人が多いですから、十五万やそちらでもって中山間地域の地域社会の解体に歯止めをかけるなんてとてもできやしないと。

ですから、これはやっぱり発想を変えて、中山間地域の定住なかりせばとことの環境費、何かその種の問題をやらなきやしようがないんじやないのかというが、私どもの党が今思い悩んでいる点の一つなんです。そうした点について、どうお考えか。

それからもう一つは、中山間地域に向けての多様な施策をやつていかなきやならぬということが言われております。どんな施策を考えるべきか。先ほど土屋さんから、中山間ならではの作物をやってもらって奨励策というのを抱き合わせたらどうだという提案がありました。何かその種のアイデアがありましたら、ひとつ御提起いただきたい。

います。

近くにハイルームあるいはまたいこいの村栗駒、花山村宮の旅館等ができました。どうしてもその場で雇用の場を確保していかないと、そこから転居するわけにいきません。ぜひともそういう総合的な林業行政なり、また別な形でやつていかないと生きられないと思っております。

さらに、花山村では定住者を募集しました。大別荘地として最適なところでござりますので、数多く来たようございます。うちの近くに上げるとしても三万円。中山間地域は五十アールあるかないかの人が多いですから、十五万やそちらでもって中山間地域の地域社会の解体に歯止めをかけるなんてとてもできやしないと。

ですから、これはやっぱり発想を変えて、中山間地域の定住なかりせばとことの環境費、何かその種の問題をやらなきやしようがないんじやないのかというが、私どもの党が今思い悩んでいる点の一つなんです。そうした点について、どうお考えか。

それからもう一つは、中山間地域に向けての多様な施策をやつていかなきやならぬということが言われております。どんな施策を考えるべきか。先ほど土屋さんから、中山間ならではの作物をやってもらって奨励策というのを抱き合わせたらどうだという提案がありました。何かその種のアイデアがありましたら、ひとつ御提起いただきたい。

で、施策もぼつぼつ出始めてきております。これ

をやつしていく上で、地域ぐるみでそういうものに取り組んでもらうんだという構想が今出つつあるんですけれども、そういうものの生産を可能としていくにはどういう条件整備が必要か。

坂本さん、大潟村の場合にはどういう施策だつたらそれが可能ですか。

それからもう一つ、高橋さんに伺いたいのは、先ほどあなたのお話の最後で、飼料稻の生産問題、これはちょっとお話をあつただけでおしまいになつてしましました。飼料稻生産を可能とするにはどういう条件整備、つまり施策が必要なのか、助成が必要なのか、そこをひとつ御提起ありましたらいただきたい。

○公述人(坂本進一郎君) 私も随分大豆で頑張りましたけれども、あそこはやっぱり重粘土でヘドロです。このごろの天気はぱつと雨が降つたり、かと思うとさっぱり降らないというか、雨の降つた年はものすごいです。通称ばかり病というのがあって、その薬が水を泳いで大豆煙が死んじやうというか、雨が降るたびにくわを持っていくんだけれども、どうにもならない。

本当に大豆をやるとすれば暗渠をやらなきやならないです。これはもう二年でだめになつてしまふし、大体一枚やると百万ぐらいかかる。そうすると、この前の全中なんかの資料では大豆はもうかるというふうになつていてるけれども、そういうのをやつて初めてもうかるのであって、だから少なくとも米並みに所得が保障されないといつ余りやる気が起こらない。

私も、さつきも言ったように随分やつてきたんだけれども、くたびれ損で、それから計算が成り立たないんです。三俵とれてみたり、台風十六号では全滅してみたり、大雨でやっぱり三俵。五俵

とるというのは非常に難しい。何とか米並みに、一番最初売つたとき一万円ぐらいだったんだけれども、どんどん下がつていてそれで意欲をなくしたというのもあります。

今、政府自身が検討しているものは不足農産物とされる小麦、大豆、ラス飼料作物、この辺の生産を伸ばしていこうとすることなんです。それ

問題がいろいろ書かれてるわけですかけれども、確かにそれがあるわけです。このえさ米専用の品種の開発ができないのか。私どもはもう二十年も前からこの問題を言っているわけですから、一向に取り組んで、二割、三割增收の品種は必ず開発できるはずだと思ふんです。

それから、栽培する場合の面積なわけですかけれども、それぞれ転作の割り当てをされた農家が一歩だ、二歩だというふうな面積で栽培するようなことでなしに、一町歩、二町歩、十町歩というそういう集団の条件を持った栽培にしてもらうということ、これだけでもかなりのコストの問題が出てくる。

それから、畜産農家の場合、自分がつくつもの自分で利用するということは当然認めてもらうことが必要ですが、流通の問題で、地元で栽培したものは地元の畜産農家が利用できる、そういうシステムをつくってもらいたいということです。

それから、畜産農家にとってもえさ米の利用の有利性というか、そういうことがまだ知られていないわけです。私どもあるいは畜産試験場なんかが経験して、こうじにして、豚なり牛なり肥育和牛なりにいい面が、ビタミンがたくさん含まれているというそういうことがある。それから、えさ米を粉末にして濃厚飼料に配合する場合に、配合率をどれくらいにするのか、そういう問題も私たちが自分で実験したその範囲ぐらいで、専門的な配合のそういうデータといふものは全然出ていない。それから、登熟稻のサイレージといふのは非常に肥育和牛や養豚の場合なんか、肉質の場合であっても増体率の場合でもいい結果が出ているわけです。ですから、えさ米の利用の姿にこんな利点があるということをやっぱり知らせる必要があると思うんです。そういうことをまずやる必要があるというふうに思います。

○谷本謙君 ありがとうございます。

今度の基本法というのは、農業だけじゃなくて農村というものが入っているんです。私は、農村政策、地域政策という意味では、天童というの是非常に、何とか一つの典型をなしているような気がいたします。といいますのは、天童はもともと丹波の町で有名で、温泉があつてということでありましたけれども、戦後は工場が随分あそこへ来ておる。農業生産の方は、米にこだわらないで、そして果物なんかについても非常に多様な果物生産が行われてきた。しかも、一部は加工まで行われてきておるというような状況等々があるわけです。

つまり、地域的に多様な産業構造づくりが進んでいたということが天童の特徴だらうと僕は思っています。これが町の経済にとって、そして農業経済にとって、農業への投資を非常にやりやすくしてきましたというような条件だらうと思うのです。

こうしたあり方というのを、目的意識的に追求されてきたものなのかなどうなのか、これが一つ。

それからまた、これから先の展望といいましょうか、こうした、ああしたいといったような方策等がありましたら教えていただけませんか。

○公述人(土屋宗治君) 専門家の谷本先生に教えるなどというものは何もないのですが、聞かれるままにお話を申し上げますと、天童の行政の立場に立った歴代の市長さんあるいは農業団体の長、こういうグループは物すごく仲がよくて昔に常にまじめに議論をしてきた、そして取り組んできた成果が今日あらわれているのではないかと思います。

ですから、どの部落に行つても道路が整備をされてたりといふことで、そういう意味では先輩の方々は先を見る目があったのではないか、こういふふうに思います。単に目的がどうじやなくて、こんなふうに思いました。本当に力を入れていくのがベターなのではないか、このように考えて、新しい品種の導入、あるいは選果場の増設等々、設備も含めて果樹園芸について力を入れていかざるを得ないといいます

けておったのではないかというように思っています。それから展望ですが、私も実は非常に悩んでおるのです。天童において何を振興していくかと考えたときに、畜産はなかなか難しい。年々一人二頭減っていく状況にある。それから野菜はどうか。野菜も非常に頑張っているんですが、何せその数が少ない、そのためには頑張れ頑張れといふことをしゃちゅう言つているのですが、量的な力にはならない、こういう状況にあります。それでも三億三千万の売り上げはあります、半分はネギで頑張っている、こういう状況でありますが、いまいち足らない。

それから米ですが、米についても、やっぱり減反の強化によって三分の一休むということは三年に一回休みだ、三年に一回休んで成り立つ企業なんというのは世の中にあるのが、こういう話をしゃちゅう私はやつているんですが、そのぐらんいうのは世の中にあるのが、こういう話をしゃちゅう私はやつているんですが、そのぐらんいうのは世の中にあるのが、こういう話をしておりますが、さらに米を販賣するというこれが、こうしたあり方というのを、目的意識的に追求されてきたものなのかなどうなのか、これが一つ。

それからまた、これから先の展望といいましょうか、こうした、ああしたいといったような方策等がありましたら教えていただけませんか。

○公述人(土屋宗治君) 専門家の谷本先生に教えるなどというものは何もないのですが、聞かれるままにお話を申し上げますと、天童の行政の立場に立った歴代の市長さんあるいは農業団体の長、こういうグループは物すごく仲がよくて昔に常にまじめに議論をしてきた、そして取り組んできた成果が今日あらわれているのではないかという状況であります。

ですから、そうしたら何で頑張るか、こういうふうになりますと、やっぱり果樹園芸に力を入れる以外はないのではないか。おかげさまで去年はサクランボは日本一の取り扱いもしたし、私が最初、ラ・フランスとくいうことを言い始めたとき、十五トンから二十トンでした。今二千トンであります。

また、傍聴の方々にも長時間にわたり御協力をいただきまして、まことにありがとうございます。また、本地方公聴会のためには御高配、御尽力を賜りました関係者各位に厚く御礼を申し上げます。

また、傍聴の方々にも長時間にわたり御協力をいただきまして、まことにありがとうございます。これにて参議院農林水産委員会仙台地方公聴会を開会いたします。

〔午後三時二十八分閉会〕

期日 平成十一年六月十五日(火曜日)
場所 福岡市 シーホークホテルアンドリゾート
福岡地方公聴会速記録

派遣委員
团长 理事 三浦 一木君

か、その方が賢明なのではないかということでしたい取り組みをしている最中であります。

○谷本謙君 ありがとうございました。

済みません、一言だけ。

大松澤さんにも伺いたかったのですが、

時間がなくて伺うことができなかつたことは残念であります。おわびいたします。

○団長(野間赳君) 以上をもちまして、公述人に

対する質疑は終了いたしました。

この際、公述人の方々に一言御礼を申し上げます。

皆様方には、長時間にわたつて有益な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。拝聴いたしました御意見は今後の本委員会の審査に十分反映してまいりたいと存じます。派遣委員を代表いたしまして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

おかけをもちまして、我々が遺憾なく所期の目標を達成いたしました。

理事

岩永 浩美君	佐藤 昭郎君
長峯 基君	森下 博之君
小川 敏夫君	久保 亘君
大沢 桜美君	阿曾田 清君

ざいます。

自由党所属の阿曾田清委員でございます。

次に、公述人の方々を御紹介申し上げます。

宮崎県酪農業協同組合連合会専務理事殿所啓男

君でございます。

福岡県食とみどりの会副会長林宏君でございます。

九州大学農学部教授横川洋君でございます。

九州大学農学部教授村田武君でございます。

阿曾田 清君

公述人

宮崎県酪農業協同組合連合会専務理事殿所啓男君	福岡県食とみどりの会副会長林宏君
福岡県食とみどりの会副会長林宏君	九州大学農学部教授横川洋君
九州大学農学部教授村田武君	阿曾田 清君
九州大学農学部教授横川洋君	以上、四名の方々でございます。

参議院農林水産委員会におきましては、日下、食料・農業・農村基本法案について審査を行っておりますが、本委員会といたしましては、本法案の重要性にかんがみ、国民の皆様から忌憚のない御意見を賜るために、本日、当福岡市及び東北仙台市において同時に地方公聴会を開催することになりました次第でございます。

農業基本法は、昭和三十六年に、我が国の農業

従事者の生活水準の向上を図ることを目的として制定されました。その後、三十八年の歳月が流れ

中で、農業及び農村を取り巻く環境は著しい変化を遂げてまいりました。

一方、国民の皆様からは、食料の安定供給を初め、国土や環境の保全、文化の伝承など、農業・

農村に対する期待が高まっております。

食料・農業・農村基本法案につきましては、六

月四日、参議院本会議において政府の趣旨説明を

聽取し、各党の質疑を行った上で本委員会に付託

されており、本委員会は、六月八日に第一回目の質疑を行い、本日、皆様方の御意見を拝聴しました。さらに議論を深めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ特段の御協力を賜りますようお願い申上げます。

この際、公述人の方々に一言ござつ申し上

げます。

殿所公述人、林公述人、村田公述人、横川公述

人におかれましては、御多忙中のところ、貴重な

お時間を賜りまして御出席いただきまして、まこ

とにありがとうございました。派遣委員一同を代表いたしまして厚く御礼申し上げたいと思いまして。ありがとうございます。

本日の会議の進め方について申し上げます。

まず、公述人の方々からお一人十五分程度で順

次御意見をお述べいただきまして、その後、委員

の質問にお答えいただきたいと存します。

なお、この会議におきましては、私どもに対し

ての質疑は御遠慮願うことになつておりますの

で、その旨、御承知願います。

また、傍聴の方々にも、傍聴人心得をお守り

いただきまして、会議の円滑な進行に御協力をお願

い申し上げたいと思います。

それでは、これより公述人の方々から順次御意

見をお述べいただきます。御発言は着席のままで

結構でございます。

まず、宮崎県酪農業協同組合連合会専務理事殿

所啓男君、お願いいたします。

○公述人(殿所啓男君) 参議院におかれましては、今回、食料・農業・農村基本法案を御審議さ

れに当たり、地方公聴会を開催され、お招きを

いただいて意見を述べる機会を与えていただきま

したことを大変ありがたく思っております。かね

て考えておりますことを少しく述べさせていただきたいと存じます。

近年、我が国においては食料には困らない状態

がずっと続いていることがあります。特に、飽食と

言われるような時代すら経験をしてまいりました。

そんな中で、現基本法が制定される以前から

私ども農業者が使命と思い込んでおりました国民

への安定的な食料の供給という点について、國

民の皆さん方がどのように考えておられるのだと

うかわからなくなってしまうような事態がござ

いました。

新基本法が、食料を筆頭に掲げられておりま

るの関心を促し、課題を提供し、農業の生産現場

の強化、さらには、将来への不安から農業を離ぐ

のをめらつております若い人たちの問題を含め

て、都市と地方の関連の整備を行おうということ

ろまで広げられましたものを今回志向されました。この点に思いをいたし、期待を持って賛成を

するものでございます。

まず、基本計画でございますが、新基本法の第

五条までに盛られました各条項にわたってこれが

も計画が立案されてまいるのでしょうか、そのう

ち、食料の自給や国内生産の目標等につきまして

は、農業経営のベースになるものであり、長期

的かつ具体性を持ったものであるべきだと考えま

す。

次に、基本的施策についてでございますが、新

基本法の目玉の一つに食料自給率の目標というの

がございます。我々農業関係者は大きな期待を

持っておりますが、ぜひ明確にいたしていただき

たい。また、不足する食料については輸入に頼ら

ざるを得ない現実もあるわけでございまして、消

費全体のあり方がこれを決めることにならうと存

じます。

例えて申しますと、米でございますと、おかゆ

をするというときもございます。あるいは、洋

皿に白い御飯を乗せてナイフとフォークでいだ

く場合もございます。あるいは、お祝い、お祭り

されるを得ない現実もあるわけでございまして、消

費全体のあり方がこれを決めることにならうと存

じます。

私は畜産業関係をいたしておりますが、最近

は輸入の肉、乳製品がどんどん比率を高めてま

っております。これは、飼料を輸入に頼つてい

るということもございますが、飼養地、生産地が

集中化、偏在化してまいりまして、畜産排せつ物

の後始末に困っている現実がございます。これ以

るといふことは、将来的に困難にしつつあることもあり、

またこの一方では、輸入する肉の骨、皮、内臓な

どは輸出国の方の産業廃棄物処理に頼つていて

これがございまして、安いからといって、このま

でいいものかどうか考えてみる必要があるうと思

います。

いずれにいたしましても、この狭い国土では、

多量の食料、つまり有機物を輸入いたしまして、

自然な形ではもう代謝、分解ができないところま

す。

同じく民主党・新緑風会所属の小川敏夫委員でござります。

日本共産党所属の大沢辰美委員でござります。

社会民主党・護憲連合所属の梶原敬義委員でござ

で来ておると思います。したがいまして、自給率と申しましても、政府が決められるのは当然であります。しかし、まさに国民が決めなければならぬところまで来ているのではないかというふうに感じております。法第十六条の二項あるは第二十五条の二項などがこれから政策として大変重みを増してくるだろうというふうに感じます。

農業政策について申し上げます。農業經營の継続と安定という点から申し上げますと、農産物の價格の問題は最重要な課題でございます。新基本法にも、市場原理による價格決定の方式をより広範に導入するとされておりますが、ウルグアイ・ラウンドの決定を起点にいたしまして国際化、自由化が進展をしてまいりました。内では行政改革、規制緩和へと次々に従来の枠組みが外されていきまして、経済構造の変革が進んでまいっております。その中でございますからやむを得ない面もあるうと存りますが、農業、農産物に限って言いますと、まさにその消長を決定しかねない仕組みになると見えます。したがって、價格が急落した場合の緊急措置について、セーフティーネットの設定を強く求めます。

例えば、生産者が補てん制度を構築しようとする際の資金運用に関する税制上の特例措置である。農産物に限って言いますと、まさにその消長を決定しかねない仕組みになると見えます。したがって、價格が急落した場合の緊急措置について、セーフティーネットの設定を強く求めます。

農産物に限って言いますと、まさにその消長を決定しかねない仕組みになると見えます。したがって、價格が急落した場合の緊急措置について、セーフティーネットの設定を強く求めます。農業の生産性の向上云々というくだりについては見通しが全く立ちません。

総合的な地域農業対策として初めてのこととござりますので、大臣御期待をしておるところでございますが、助成の仕方あるいは基準の設定など難しい問題もございますので、慎重に検討されま

して、原則としては地域機能集団を対象にされるのが望ましいのではないかと感じております。

次に、災害対策でございます。

新基本法では、災害による損失補てんについて、共済方式などを取り入れられまして対象を広げ方向にございますが、さきに述べました対策とあわせて特段の強化充実をお願い申し上げたいわけであります。

特に九州は台風常襲地帯でございまして、從来から水路、道路などは行政で復旧されておりますが、農業生産施設、機械類、その他大型の生産資材の損失については、従来の自作農維持資金の融資の対応では救済されにくいものがございます。

これは、連続いたしまして重ねて借り入れを続けていくという場面がございまして、大変返済しにくく状態があります。特に、個人の場合でございまして、地城的に集団で被災したときには補てんの対象にできないものでありますか。収益が上が

るまでの期間的損失がありまして資金返済が滞る場面がございますので、よろしくお願ひをしたい

としても、地域的に集團で被災したときには補てんの対象にできないものでありますか。収益が上が

るまでの期間的損失がありまして資金返済が滞る場面がございますので、よろしくお願ひをしたい

としても、地域的に集團で被災したときには補てんの対象にできないものでありますか。収益が上

るまでの期間的損失がありまして資金返済が滞る場面がございますので、よろしくお願ひをしたい

としても、地域的に集團で被災したときには補てんの対象にできないものでありますか。収益が上

るまでの期間的損失がありまして資金返済が滞る場面がございますので、よろしくお願ひをしたい

としても、地域的に集團で被災したときには補てんの対象にできないものでありますか。収益が上

るまでの期間的損失がありまして資金返済が滞る場面がございますので、よろしくお願ひをしたい

としても、地域的に集團で被災したときには補てんの対象にできないものでありますか。収益が上

るまでの期間的損失がありまして資金返済が滞る場面がございますので、よろしくお願ひをしたい

としても、地域的に集團で被災したときには補てんの対象にできないものでありますか。収益が上

るまでの期間的損失がありまして資金返済が滞る場面がございますので、よろしくお願ひをしたい

としても、地域的に集團で被災したときには補てんの対象にできないものでありますか。収益が上

どうもありがとうございました。

○団長(三浦一水君) ありがとうございました。

次に、福岡県食とみどりの会副会長林宏君、お願いいたします。

○公述人(林宏君) 林宏です。

まず初めに、資料の方の説明をいたします。

一枚目がきょう申し上げます意見の柱でございまして、一枚目以降は、私たちの会で「みのり」と

ます。二枚目以降は、私たちの会で「みのり」と

いうのを出しているんですが、その中身でございまして、その二枚目に、これは農業とみどりの会と

ます。その二枚目に、これは農業とみどりの会となつておりますが、後で説明いたしますけれども、その関係の重立た取り組みについてずっと抜き出しておりますのです。あとは、最近出しました十三号、十四号、十五号というのをつけておりましたので、後ほど見ていただいたらいいと思いま

す。

貴重な時間でございますので、本来ならばごあ

いさつをしなければならないのですが、早速、公

述をさせていただきたいと思います。

ところで、食とみどりの会というのは初めてお

聞きになると思いますけれども、まず、これにつ

いて申し上げてみたいと思います。

九州は食料基地と言われてまいりました。しか

し、耕作放棄地が出来ておらずして、これからもふえてくることが予想されております。私どもJAは、組織を挙げて、コントラクターの選用などで休閑地の管理、有効利用に万全を期してまいりたい。また、高齢者対策を含む福祉活動にも力

を注ぎまして、市町村と協力して地域の民生の安

定に寄与すべく精いっぱいの努力をいたしてまいります。

新基本法及び関連法の制定ができる限りお急ぎ

いただき、WTOに臨む基本的スタンスの強化、そして農業者が意欲を持って生産に励むことがで

ぐできなかつたのですけれども、三年後になります。したけれども海と食の会を結成いたしました。

私はこの二つの組織を軸にいたしまして運動を進めただけですが、具体的には、農林水産業や環境問題についての関係施設、団体、地域、こうい

うところへの視察・調査、それから研究会、講演会、時によってはシンポジウムや集会などの取り組みを進めてきたわけです。特に視察・調査については、農林水産業の実情を把握する上から非常

に重要なことだということで、これに重点を置いて取り組みました。県内はもちろんで、それでも九州全域を広く視察してきましたし、時に

は、平成七年でありますけれども、タイへの農業調査にも行っています。

各位には既に御承知のことだと思いますが、現在、農林水産業は多くの問題を抱えていますけれども、その背景となる経済、社会、産業面での農

林水産業とのかかわりからいえば、基本的に同じものではないか、こういうこともあります。同じものではないか、こういうこともあります。でも、運動的も一体化する必要があるということも、運動的も一体化する必要があるということも、運動的も一体化する必要があるといふことは、昨年四月、農業とみどりの会と、海と食の会の二つの組織を統合いたしました、食とみどりの会としたわけでございます。

「食」というのは、単に食するということだけではなくて、農林水産業の生産、流通、消費段階までのすべてを含んでいます。「みどり」というのは、いわゆる緑のほかに水や環境問題すべてを含んでいます。

私どもは、この運動の中で多くのことを、現地に行って学ぶわけですから、学びましたけれども、これは後ほど公述の中でも現地の実情と照らし合わせながら申し上げたいと思います。

そこで、意見の第一ですけれども、食料自給率の向上や国内農業生産の増大についてあります。

今回、六月三日に新農基法案が衆議院を通過したことにはマスコミが報じて承認しましたけれども、この中で、食料自給率向上や国内農業生産の

増大という明確な農政の方向を示したことには非

常に大きな意味があると思っています。ですから、問題は、このことについて具体化への道が全く見えてこないのが大きな問題ではないかと思っています。これは三点修正されているようですが、普通修正されて出された場合には、大体こうしたことだなというのが見えるんですけども、そのあたりが全く見えてこないというところが問題ではないかと思っているわけです。

食料自給率向上のためには、世界貿易機関、WTOの次期交渉での問題とのかかわり、麦、大豆、飼料作物などの生産振興対策の問題、関税引き下げの問題など多くの問題が大きく絡んでくることは言うまでもありませんが、これららの問題を乗り越えることが重要であることは言うまでもないと思います。少なくとも、国民の食料は国内で生産することを基本にすべきであって、これは現状は大きくかけ離れているわけですから、安全な食料の安定供給体制を早急に確立することこそ国民の強く希求するところだと考えます。

また、年々増大する外食や中食に見られるような、企業にゆだねた形の食卓のあり方についても注視する必要があると思います。十六条や十七条とのかかわり合いがあるんですけれども、健全な食生活に関する指針の策定を始めとする、食料消費に関する施策の充実を図るべきだと考えます。

次に、第一の意見とも関連が深いのですが、國內生産の増大を目指すために深くあります。私たちが村おこし、農業振興構想のもとで取り組まれている地域や団体への視察・調査を行った際に感じたことですけれども、総体的に見まして、各地域、これは自治体をも含めてですけれども、団体とも意欲的、創意的に取り組まれている

ところが多く、これにかかわっている人たちが将來を展望しながら現状を正しく踏まえ事業を進めていることに非常に明るいものを感じました。さるに、事業にかかわっている人たちの中には、本が問題ではないかと思っているわけです。

食料自給率向上のためには、世界貿易機関、WTOの次期交渉での問題とのかかわり、麦、大豆、飼料作物などの生産振興対策の問題、関税引き下げの問題など多くの問題が大きく絡んでくることは言うまでもありませんが、これららの問題を乗り越えることが重要であることは言うまでもないと思います。少なくとも、国民の食料は国内で生産することを基本にすべきであって、これは現状は大きくかけ離れているわけですから、安全な食料の安定供給体制を早急に確立することこそ国民の強く希求するところだと考えます。

また、年々増大する外食や中食に見られるような、企業にゆだねた形の食卓のあり方についても注視する必要があると思います。十六条や十七条とのかかわり合いがあるんですけれども、健全な食生活に関する指針の策定を始めとする、食料消費に関する施策の充実を図るべきだと考えます。

次に、第一の意見とも関連が深いのですが、國內生産の増大を目指すために深くあります。私たちが村おこし、農業振興構想のもとで取り組まれている地域や団体への視察・調査を行った際に感じたことですけれども、総体的に見まして、各地域、これは自治体をも含めてですけれども、団体とも意欲的、創意的に取り組まれている

ところもありました。

これらのことを考えますと、狙い手の確保育成の問題は、認定農業者はもちろんですけれども、家族農業者や新規就農者など、幅広く多様な狙い手に施策を講すべきだと思います。

また、女性の農産加工を中心とする農業経営などは非常に大きなものがあります。農業就業人口の六割を占めるとも言われる女性の活力を生かし、農業経営や地域社会活性化への取り組みなどに積極的に参画できるように、環境といい料への役割は非常に大きいものがあります。農業就業人口の六割を占めるとも言われる女性の活力を生かし、農業経営や地域社会活性化への取り組みなどに積極的に参画できるように、環境といい

ますか、条件整備を図るべきではないかと思います。

次に、農用地の確保、拡大についてですが、資料によりますと、かつて我が国の農地は六百万ヘクタールを確保されていますが、最近では既に五百万ヘクタールを割っています。非常に寂しく思いました。加えて、私、県内ですけれども、周辺地域を見て感じることは、宅地造成や大型小売店舗、そういうものがどんどん増設されています。このようないました。

環境問題は、以上のよくな過去から現在までを含めて、かつ地球規模のものから本当に身近な農業生産や食のサイドに至るまで広く存在しています。その意味では、農業は本来的に環境保全型ないし共生型の産業であると同時に、農山漁村が単に食料生産の場だけではなく、環境保全や保健休養など多様な役割を持つことが近年広く認識されつつあります。私どもは、これらについて視野を広げ、将来をも展望しながら環境保全のためにさらに努めねばと思っています。

そこで、当面、現在消費者あるいは消費者団体などが特に注視しております食品の安全検査を強化するとともに、生産から消費までの責任を持つ農水省の検査・表示体制を整備するよう要請するものです。また、遺伝子組みかえ食材についても、学校給食に使用しないよう措置をとつていた第七は、次期WTOの農業交渉への対応についてあります。この点につきましては、結論から先に申し上げます。

二〇〇〇年からWTO農業協定の再交渉が始まると聞いていますが、この際には、食料、農業、環境はまさに自由貿易になじまないものであるから、他の交渉と切り離して別交渉とすべきではないかということをぜひ主張し続け、やり抜いていただきたいと思います。

○団長(三浦一水君) 林公述人に申し上げます。予定の時間が過ぎておりますので、そろそろまとめをお願い申し上げます。

○公述人(林宏君) はい、ここで終わらせていただきます。

少なくとも自国の食料は自国で生産することを基本とすべきことは、かつてILLO農業部会でも決議されたことがあります、これは大分以前ですけれども。そういう意味から、新たな農産物貿易ルールの確立を図るために最大の努力を続けていたくよう重ねてお願いするものであります。国際交渉の場ですから非常に難しい問題ではあるかも思いますが、少くとも、この面

における貿易ルールのあり方は、輸出大国側のエゴがまかり通っていると言つても過言ではないと思ひます。加えて、地球環境や世界全体の食料の有効性を考えるならば、我々の主張は決して間違つてはいないということに自信を持っていただけます。新たな農産物貿易ルールの確立に向けて最大の努力をお願いいたしまして、終わらせていただきます。

どうも失礼いたしました。

○団長(三浦一水君) ありがとうございました。

次に、九州大学農学部教授村田武君、お願ひいたします。

○公述人(村田武君) 御紹介いただいた村田でございます。

農政学講座の教授として、主に欧州連合との比較を行なながら我が国の農業政策について研究

教育に携わっております。本日は、この福岡での地方公職会に公述人として意見陳述でできる機会を与えていただき、ありがとうございます。さて、九三年末のガット・ウルグアイ・ラウンード農業合意でありますが、これは、アメリカなど農産物輸出国の主導で、農産物についても自由貿易体制を無理やり強要するというWTO体制に道を開くことになりました。世界の食料需給が不安定な要素を強めている中であつて、各國が食料自給を目指す政策を展開する、採用するといったことを妨げる自由貿易体制は大変遺憾なことだと考

えておりました。だからこそ、このような局面にあって、政策の再構築を行うという新基本法の担うべき役割は大変重大であると考えております。本日は、以下の三点について私見を申し述べたいと思います。

新基本法案は、食料、農業及び農村に関する施策についての四つの基本理念を明らかにしております。その中で、農業生産活動による国土の保全を始めとする多面的機能の発揮が第三条に明記されましたことは、これは農業関係者のみなならず、自治体の都市計画の関係者等にとっても希望を抱かせ

るものだらうと存じます。

この多面的機能の発揮に関連して、第三十五条に中山間地域等の振興を掲げて、その二項で中山間地域等の農業生産条件の不利補正のための支援が盛り込まれることは大変結構なことだと思いま

す。願わくは、この中山間地域への支援が対象地域を狭く限定してしまって、しかも予算を既存の農水予算の枠内にとどめ、他の農水予算の振りかえで賄うといった情けないことにならないよう

期待をしておるわけであります。

しかし、問題は中山間地域にとどまりません。

御承知のように、全国の耕地面積が五百万ヘクタールを切ったわけであります。国内の農業生産の増大を図るという第三条の趣旨からすれば、何としても耕地面積をこれ以上減らすわけにはいきません。

今、生産農家は、平たん地においても、とりわけ集落の水田の多くの管理を任せられている担い手

農家、さらに集落農業組織は、農地保全にとってひとも不可欠な土地改良事業を推進し、水管

理、さらに畦畔の草管理に多大の時間をかけてお

ります。そのことが平たん地の乱開発を防ぎ、農地と景観の保全に大きな役割を果たしているわけ

であります。法案の第二条の精神からすれば、国土保全の役割の大きい土地基盤整備事業は公共事

業とすべき時代が来ているのではないでしょ

うか。

これにかかわって、既に実施された基盤整備事

業の地元の償還金負担、これが重うございます。

この既に実施された基盤整備事業の地元償還金負担の大額減もぜひとも望まれます。

さらに、公共財としての農地と景観の維持管理に対する直接補償、これがやはり平たん地にあつてもしかるべきだと思います。これに関しては、

つい先月末、五月末に成立したフランスの新しい農業法を見るべきではないでしょうか。このフランスの新しい農業法は、国土・環境保全の取り組

みなどで政府と契約を結んだ農家に対して、経営に関する国土契約という助成制度を創設いたしま

す。これはぜひ参考にすべきではないかと考

えます。

こういったわけで、法案第三条、多面的機能と

いうこの位置づけをもう一步進めて、政策を具体化する関係法の整備を進めることが課題になつて

いるというふうに期待するわけであります。

次に、第二点であります。

私が新基本法案について最も危惧するところ

は、農産物の価格の形成と経営の安定に関する第

三十条であります。

現行農基法がその第十一条で価格政策に農産物の価格安定とともに農業所得の確保といふ機能を期待したのとは明らかに異なつて、法案第三十条

は、農産物価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成される、言いかえれば、これは基本

問題調査会の答申で言えば市場原理を活用する

とされておるわけであります。なるほど、新基本

法を、国内助成の削減、とりわけ価格扶持など生

産を刺激する黄色の政策の削減を求めるWTO農

業協定に整合的なものにしたいということであり

ましょが、ここにはやはり見過せない問題が

ございます。

ここで、お配りした資料をごらんいただきたい

と存じます。

第一表は、九州北部の平たん地稻作地帯にあつて、現在では自作地三ヘクタール、借地十二ヘクタール、合計十五ヘクタールという代表的な大型

経営農家の米作の数字を教えていただきまし

た。平成六年度から九年、十年、これを比較しま

すと、つまりこれは食管法から食糧法への移行に伴つてどうなつたかということでございます。

九州を代表するヒノヒカリが六十キロ、真ん中

から少しつつところに販売単価というのがござ

いますね、これをざらんいただいたいんです。ヒ

ノヒカリが一俵当たり二万円台から一万五千円台

に、つまり四分の三の価格水準にまで下落し、これは政府米価格と同じレベルになったということです。二枚目の第二表をごらんいただければよくおわかりいただけると思います。福岡県産ヒノヒカリ自主流通米価格の推移、政府米買い入れ価格、あえてグラフにまでいたしましたが、九州を代表するヒノヒカリが政府米買い入れ価格と同水準まで落ち込んできてるわけあります。

ついでながら、平成六年から九年、十年と、私は昭和十七年生まれでございまして、食管法と同じ年に生をうけて、五十数年で食管法がついに制度疲労ということで廃止のやむなきに至ったということ、何のことではない、私自身が制度疲労になつたのかと言わわれているような気がしておったところでございますけれども、それは少し言い過ぎでございますが、こういう状況で価格が下落してきておることの影響でございます。

これに第三表を見ていきます。二枚目の下段、糸島郡ということで、この農家は糸島郡の農家であることわざついてしまったが、糸島郡の生産調整配分であります。何と、生産調整が四〇%台に達しております。さらに、これに麦作の収量不安定がかかわるわけであります。

一枚目に戻りますと、この農家は平成六年の経営面積をその後頑張って十五ヘクタールまで拡大しています。ところが、右端の粗収益を見ていただけば、平成六年の米麦販売額総計千八百六万円から九年に一千九百四十四万円、規模拡大しましたのでここまでは行つてますが、しかし、価格の下落、麦の不作、これで十年には千六百九十万円に二百万円も落ち込んでいます。九州産の自主流通米価格が一万五千円台の水準に落ちていることの意味、これは何かといふと、もう一つ、ミニマムアクセス米の直撃を受けるという事であります。

御承知のように、ミニマムアクセス米のうちの主食用になっているSBS米が十二万トンに達しました。この十二万トン、しかも価格水準は一万

四千円、一万五千円、一万六千円と、九州産米と

まともにぶつかる価格水準であります。中国産米、中国東北米は一万四千円でSBSが入ってき

ています。

ところが、平成九年産の計画流通米出荷実績を

見れば、九州の主産県で見てみますと、福岡県十

二万八千トン、熊本県十万九千トン、佐賀県十万六千トンであります。このSBS十二万トンとい

うのは、全国の主産県十四ないし十五県と同じ量

のレベルに達しておるわけであります。しかも、九州産米と同じ価格水準ということでありますか

ら、九州産米への価格押し下げ圧力は極めて厳しくあります。

こういう中で、生産農家にとってみると、自らの流通米価格のさらなる下落はあっても、回復は望めない、あきらめにも似た気持ちで見ておりまます。したがって、狙い手經營にとっての最大の不安は、最低価格保証がないことであります。

第五表をごらんください。三枚目の真ん中から下。第五表を見させていただきますと、これは、新たな米政策大綱による経営安定対策の平成十年度の補てん金単価、そして十一年度の補てん基準価格と抛出金単価を示しております。

A農家に引きつけて見てまいります。一番下の方にあります。A農家の平成十年度の補てん金と抛出金、交付金を比較しました。A農家は、十年

度に基金造成のために、補てん基準価格の二%に相当する合計二十六万一千円の抛出を行いました。ところが、過去三年間の基準価格からの下落

の八〇%の補てんにとどまる交付金

三十七万八千二百五十円であります。受け取った交付金と抛出金の差額は十一万七千二百五十円にすぎません。

第一表で見た米の粗収益の減少と比べてみれば

よくわかるわけありますけれども、この制度

は米価下落による経営のショックを和らげてい

るとは言えないわけであります。この経営安

定対策は市場価格の下落を抑えるものではありませんから、生産農家にとっては残念ながら将来展

望につながらないということであります。

法案第三十条の二項に言うところの経営安定対策は、例えばこの経営安定対策を抜本的に改善して生産費を補てんする所得政策を予定しているのかどうなのか、ここが問題になつてまいります。

特に、九州北部の水田麦作地帯にとっては新

しい麦政策の帰趨が大変気になるところであります。

麦政策の安定資金が、これもまた価格低落に

対応するものではありませんし、農家にとってみますと、最後のとりでである政府買い入れがどうなるのか、これをかたずをのむ思いで見ておるわ

けであります。

減反率四〇%という大変な生産調整に協力しながら、生産費を補てんする最低価格保証がないことが担い手に展望を失わせておるわけであります。

このことにかかって、法案三十条をぜひひと

も私は修正願いたいと考えております。このまま

でありますと、生産費を補てんし農業所得を確保

する価格制度を維持ないし充実させることが新基

本法に背馳することになりかねないわけであります。

時間がございませんので、第三点に移ります。

農産物の輸出入に関する第十八条であります。

法案第十八条は、「緊急に必要があるときは、

関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を講

ずるもの」としております。ところが、この趣旨

は現行農基法の第十三条と変わることろがないで

はありませんか。

法案第十八条の二つ目は、WTO農業協定

の市場アクセスに関する約束とどのような関係が

あるのでしょうか。十八条で言う関税率の調整、

輸入の制限というのは、WTO農業協定の第五条

で言う特別セーフガードの発動に限定されるので

ありませんか。しかも、御承知のようにWTO

の新しい特別セーフガード条項というのは、ウル

グアイ・ラウンド農業合意で新たに関税化した品

目に限られております。牛肉はまた特別にとつて

おりませんけれども。

それとも、この第十八条は、我が国が独自の判

断で関税率の調整、輸入の制限ができるよう

WTO次期農業交渉で市場アクセスの約束を抜本的に改定させるということを前提にしておるので

しょうか。ここが問題だらうと思ひます。なぜなら、現行農基法が第十三条を持ちながら、ガッ

トのセーフガード条項さえ発動できなかつたではあります

資料の最後のページに、い草と畠表のグラフを掲げました。

畠表価格の一昨年来からの暴落、作面積の減少、これは三浦団長と阿曾田先生におかれでは熊本県に出でございますので重々御承知のことだろ

うと存じますが、私、昨年の十二月に筑後と八代に入つて調査をいたしました。

熊本県のい業センターの関係者に言わせれば、八代のい業農家のうち、栽培技術、加工技術において高品質のものを生産できる農家は、三千戸まで減つている農家のうちの三分の一にすぎないのではないか。この二、三年の間にい草の栽培面積は八代でも二千ヘクタールに落ちざるを得ないだろと見ております。この間、あれほど関係者の皆さんが中国産い草、畠表の輸入に対しセーフガードの発動を求めて運動した。しかし、残念ながら結局は中国の輸出自主管理を求める以外にならないという状態になつてゐるではありますか。

WTO農業協定によって現行農基法の改定が迫られたという側面は否定できません。それとの関係で、私は、現行農基法第十三の関税率の調整と輸入の制限という文言を新基本法案は消さざる

感つておるわけであります。

あえて提案すれば、法案十八条には、農産物輸入の立場からWTO農業協定の改定を求める

を得ないのだろうと見ていましたので、大変戸惑つておるわけであります。

あえて提案すれば、法案十八条には、農産物輸入の立場からWTO農業協定の改定を求める

うことが明記されてもよいのではないだらうか

と考えております。

以上で私の意見とさせていただきます。ありがとうございました。

○会長(三浦一水君) ありがとうございました。

次に、九州大学農学部教授横川洋君、お願ひい

○公述人(横川洋君) 横川でございます。

お手元の資料に沿ってかいつまんでお話をさせていただきます。私見を陳述する機会をお与えください、ありがとうございました。お札を申し上げます。

意見の範囲を絞りまして、衆議院での法案の修正を踏まえ、法案に基本的に賛成の立場から、從来論じられることが少なかつたと思われる分野、つまり農業と環境問題の分野に限定し、以下の三點について意見を述べます。

一、第一章第三条「多面的機能の發揮」。二、第一章第四条「農業の持続的な発展」及び第二章第三節第三十二条「自然循環機能の維持増進」。三、第一章第三条と第一章第四条とを合わせて。この三つに共通する問題意識は、基本法で農業の新しい使命を強く宣言し、農業協定における緑の政策を積極的に活用するということにあります。それでは、第一点であります。

主張、第三条は、農業が發揮する多面的機能、公益的機能として、「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」を列挙していますが、生物多様性という機能が欠如しています。

農業の新しい使命の宣言として、一、農業が発揮する生物多様性の機能が人類存続のために果たす重要性、二、国際的に通用するその説得力、三、OECDの一員としての我が国の国際的声明に対する配慮、及び四、緑の政策の積極的活用としての、直接支払いの根拠として生物多様性を活用する可能性を担保しておく配慮などの諸点にからうと考えます。その理由を申し上げます。

一、生物多様性は生態系の中心概念であり、生物多様性条約を初め、人類の存続基盤として国際

的に承認されている価値觀であります。自然生態系の保護・回復は、現在、世界的に認められた最も優先順位が高いテーマであります。「つまり、生物多様性は、我が國農業の健全な発展あるいは存在理由を国際的に承認させる上で、人類の存続基盤という観点から重要で、説得力に富む根拠となり得ると期待されるわけであります。

二つ目の理由であります。

平成十年三月に合意されたOECD農業大臣会合コミュニケでも、生物多様性が農業の環境效益として明記されています。「つまり、『農業活動は、食料や繊維の供給という基本的機能を超えて、景観を形成し、国土保全や再生できる自然資源の持続可能な管理、生物多様性の保全といった環境效益を提供し、そして、多くの農村地域における社会経済的存続に貢献することも出来る。』となります。ここには農業の環境效益が四つ挙げられていますが、生物多様性はその一つという重要な位置づけであります。我が國も加わった農業大臣会合コミュニケという国際的声明に配慮する必要はないのであります。

三つ目の理由であります。

現在OECDが策定を進めている農業環境指標

といふものがございますが、その第八番目に農業環境指標といふものは、国民に現在の環境状態を適切に理解させ、政策立案者が農政改革に沿った適切な政策を立案するのに役立ち、かつ政策の有効性の評価に役立てるために策定するものであります。OECDでは十二の農業環境指標を策定することで合意しています。つまり、OECD各団は、環境と調和した農業政策、この政策を農業環境政策という用語であらわしております。そのため農業環境指標の作成が必要になつてゐるわけであります。その一つの項目として生物多様性が含まれて多面的機能は、食料その他の農産物の供給に伴う副産物でありますから、多

環境政策が実施されることを意味します。

四つ目の理由です。

我が國も参加した一九九六年のOECDのセミナーで、生物多様性は農業の環境效益の一つとして明確に位置づけられ、直接支払いの根拠の一つとして承認されています。

九六年にフィンランドで開催されたOECDの農業の環境效益に関するセミナーでは次のような認識で一致しています。農業は、土壤、水、空気、生物の生息地、生物多様性、景観に対するプラスの効果、公益的機能を及ぼすことができると言えます。

ヘルシンキ・セミナーでは、EU諸国やアメリカで実施されている直接支払いという政策手法について根本的な検討が行われたわけであります。が、このセミナーの結果、生物多様性が農業の環境效益の一つとして明確に位置づけられ、直接支払いの根拠の一つとして承認されているわけであります。

それゆえ、我が國も、農業協定で緑の政策として認められている、環境に係る施策による支払いとしての直接支払いの根拠の一つとして、生物多様性を活用する可能性を担保しておく配慮が必要ではないかと考えるわけであります。

もちろん、第三条で列挙されています「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等」の機能も直接支払いの根拠として活用できるのでありますから、活用に努めるべきであります。が、この機能の中には、いわゆるアミニティーととらえられるような、主観的で指標化や制度化になじみにくいものも含まれてゐるわけでありまして、これに対しても、生物多様性の機能は、最初にも述べましたように、人類の存続基盤として説得力があり、より客観的な根拠になり得るとも考えられるわけであります。

五番目の理由であります。

生物多様性を含めて多面的機能は、食料その他の農産物の供給に伴う副産物でありますから、多

増大を図ること、第二条と対立するものではありません。

一般に、第四条あるいは第三十二条で目指されていますように、持続的な農法への改善、転換が國られれば両者は対立しないわけであります。もう一点、生物多様性と同じく緑の政策に含まれてゐる農業・農村の基盤整備も、整備のあり方に工夫を凝らせば生物多様性と必ずしも対立しないわけであります。基盤整備の工夫にはさまざまあります。が、基盤整備の前提として、ドイツ系の学問領域で開拓された土地利用計画の手帳などして承認されています。

九六年にフィンランドで開催されたOECDの農業の環境效益に関するセミナーでは次のような認識で一致しています。農業は、土壤、水、空気、生物の生息地、生物多様性、景観に対するプラスの効果、公益的機能を及ぼすことができると言えます。ここには農業の環境效益が四つ挙げられておりますが、生物多様性はその一つという重要な位置づけであります。我が國も加わった農業大臣会合コミュニケといふ国際的声明に配慮する必要はないのであります。

九六年にフィンランドで開催されたOECDの農業の環境效益に関するセミナーでは次のような認識で一致しています。農業は、土壤、水、空気、生物の生息地、生物多様性、景観に対するプラスの効果、公益的機能を及ぼすことができると言えます。

ヘルシンキ・セミナーでは、EU諸国やアメリカで実施されている直接支払いという政策手法について根本的な検討が行われたわけであります。が、このセミナーの結果、生物多様性が農業の環境效益の一つとして明確に位置づけられ、直接支払いの根拠の一つとして承認されているわけであります。

それゆえ、我が國も、農業協定で緑の政策として認められている、環境に係る施策による支払いとしての直接支払いの根拠の一つとして、生物多様性を活用する可能性を担保しておく配慮が必要ではないかと考えるわけであります。

もちろん、第三条で列挙されています「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等」の機能も直接支払いの根拠として活用できるのでありますから、活用に努めるべきであります。が、この機能の中には、いわゆるアミニティーととらえられるような、主観的で指標化や制度化になじみにくいものも含まれてゐるわけでありまして、これに対しても、生物多様性の機能は、最初にも述べましたように、人類の存続基盤として説得力があり、より客観的な根拠になり得るとも考えられるわけであります。

生物多様性は農業の新しい使命の宣言を特に強く意味しますので、農林水産省の総力を擧げて取り組むべき課題であろうと考えます。農林水産省に期待したいことは、実態調査から始めて、現場の農家の力もかりながら、生物多様性の問題に総力を擧げて取り組んでいただきたいということであります。

二つ目であります。が、直接支払いの方法をすつ

と申し上げておりますが、直接支払いの対象になる農業とそうでない農業とを区別する境界というものが必要であります。これを基準値といふうに呼んでいますが、この考え方が必要であります。生物多様性についての基準値を今後詰めていく必要があるわけであります。他の多面的機能を直接支払いの根拠にする場合も全く同じであります。

この基準値といふものの御説明をいたしますと、直接支払いといふ財政支払いをやってもよいという水準はさまざまにあるわけであります。これが税金を使ってもよい水準であり、基準値といふのは国民合意をあらわす水準でありますから、それを詰めていかざるを得ないということになるわけであります。それ以下の農業行為をしてい、つまり環境に汚染を及ぼしているような農家は、原則的には自己負担で、つまりPPP、汚染者負担の原則でやるというのが農業環境政策の基本原理であります。このことは国民的合意を得るために欠かせない作業であらうというのが二つの留保条件であります。

そして最後に、生物多様性の評価基準、計量評価の手法の開発が我が国でも必要であらうと思ひます。

最後に、第一章第四条及び第二章第三十二条について主張を申し上げます。時間も迫つてしまひましたのでその点は飛ばしまして、第三の論点について申し上げます。この中にあわせて含まれておりますので申し上げます。

直接支払いについてさんざん申し上げたことは、手法としてはリカップリング。デカップリングではなくてリカップリング、あるいはデカップリングからリカップリングへという手法の転換を主張しているわけであります。つまり、価格政策と所得政策を切り離すというところがデカップリングだと思いますが、それを環境要件と再び結びつけるという意味でリカップリングという手法について述べているわけであります。

それで、この第三条と第四条を合わせまして統

と申し上げておりますが、直接支払いの対象になる農業とそうでない農業とを区別する境界といふものが必要であります。これを基準値といふうに呼んでいますが、この考え方が必要であります。生物多様性についての基準値を今後詰めていく必要があるわけであります。他の多面的機能を直接支払いの根拠にする場合も全く同じであります。

この基準値といふものの御説明をいたしますと、直接支払いといふ財政支払いをやってもよいという水準はさまざまにあるわけであります。これが税金を使ってもよい水準であり、基準値といふのは国民合意をあらわす水準でありますから、それを詰めていかざるを得ないということになるわけであります。それ以下の農業行為をしてい、つまり環境に汚染を及ぼしているような農家は、原則的には自己負担で、つまりPPP、汚染者負担の原則でやるというのが農業環境政策の基本原理であります。このことは国民的合意を得るために欠かせない作業であらうといふのが二つの留保条件であります。

そして最後に、生物多様性の評価基準、計量評価の手法の開発が我が国でも必要であらうと思ひます。

最後に、第一章第四条及び第二章第三十二条について主張を申し上げます。時間も迫つてしまひましたのでその点は飛ばしまして、第三の論点について申し上げます。この中にあわせて含まれておりますので申し上げます。

直接支払いについてさんざん申し上げたことは、手法としてはリカップリング。デカップリングではなくてリカップリング、あるいはデカップリングからリカップリングへという手法の転換を主張しているわけであります。つまり、価格政策と所得政策を切り離すというところがデカップリングだと思いますが、それを環境要件と再び結びつけるという意味でリカップリングという手法について述べているわけであります。

それで、この第三条と第四条を合わせまして統

一般的に農業環境プログラムといふものをぜひつくるいただいて、その中で第三条は、公益的機能、多面的機能に対する積極的な社会的報酬、ボーナスとして支払う。それから、第四条の循環型農業への転換については、社会的に支援していく、財政的にも支援していく。そういう二つの側面をあわせ持った統一的な、農業環境プログラムという言葉を使っておりますが、そういうものをお待ちしたいということであります。

そういう農業環境プログラムの適用というものは、決して中山間地域に限られる必要はありません。つまり、環境保全という社会的な貢献に対しても、社会的貢献が報いるという意味で、いわば環境原理というふうに言うことができると思うわけですが、それに沿つて行うわけですから、地域的に限定する必要はありません。

こういう手法は、既にヨーロッパ、アメリカで実行されておりまして、私はドイツの研究の専門家であります。ドイツのように、ヨーロッパの中でも農業が盛んで農業としてはやや規模の小さい国においては、こういう手法による直接支払いが農家の所得の多元化に寄与しているという側面を持つていていることを申し上げて、私の陳述を終わらせさせていただきます。

時間をお少し延長しまして失礼しました。

○団長(三浦一水君) ありがとうございました。

以上で公述の方々の御意見の陳述は終わりました。速記をとめてください。

〔速記中止〕

○団長(三浦一水君) 速記を起こしてください。

それでは、これより公述人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○岩永浩美君 ただいま御紹介いただきました自由民主党の岩永浩美です。

私は佐賀県選出の議員であります。四人の公述人の皆さん方は、大変お忙しい中にお時間の御割りをいただき、貴重な御意見をありがとうございます。

いました。きょうここへ伺うまでに、皆さん方にお示しいただいているレジュメをいただき、いろいろ皆さん方のお考えを拝読させていただきました。きょうまた新たに、それのお立場でいろいろ御意見を率直に申していただきたいと存じます。

四人の公述人の皆さん方には、今回の新農業基本法における農業・農村の多面的機能を發揮していくための文言が加えられたことに高い評価をしていただいております。

本法における農業・農村の多面的機能を発揮していくための文言が加えられたことに高い評価をしていただいております。

ややもすると、今まで農業はほかの一つの経済と同じような形の中で論じられてきた嫌いが多分にあります。それぞれの地域の持てる特性をこれほどまでに御理解いただいたこと、私どもにとってこんなにありがたいことはないという思いでございます。

特に、私自身、私事にわたって恐縮ですが、中山間地域に生をうけ、中山間地域で農業を営んでいる皆さん方のことによく熟知しているだけに、多面的機能を發揮していく農業をいかに今後進展させていくべきか、そのことにいろいろな思いを抱いていただけに、きょう皆さん方がいたいだいた御意見というものは大変ありがたい思いで聞いておりました。

今回、基本法が国民的な一つの視点に立つて食料・農村の分野にまで対象を広げていくことになつたこと、食料の安定的な供給を続けていく上において、今後、農業・農村に、皆さん方はただ単に多面的機能というその一つの言葉の中にどちらうものを特に期待されておられるのか、私は伺いたいと思います。

その中で、先ほどお話をあつておられたように、中山間地域における所得補償方式について率直な御意見をお聞きしたい。横川公述人は、ただその中における中山間地域の所得補償だけではなく、環境に対しても一つの思いも言われました

が、具体的に一つの補償をしていくということになると、どういう形でそのことを示していけばいいのか、それをまず伺いたいと思います。

四の方にそれぞれお聞きします。

○公述人(殿所啓男君) お答えいたします。

ただいまございました中身については、先ほどちょっと申し上げましたけれども、最近になりまちよつと申し上げましたけれども、最近になりますが最近ふえています。従来は、減少の一途で非常に我が国は開発が進みまして都市化、集中化が行われてまいりました。当然、人口もそういう移動をしておりますが、私どものおります九州、なかなか南九州等については、人口がわずかですが最近ふえています。従来は、減少の一途をたどっている時代には、非常に都市化と地方化という現象で財政的にも苦しめられ、生活も苦しいという場面がありました。特に、私どもがそういった点で農業という立場から考えますと、消費地がどんどん遠くなつていて、したがいまして、農産物を搬送し、そこから得ます収入が比較的になんだん落ちてくるというような現象がござります。

そこで、農業の整備といつたことで、いま少し地方への人口移住等がなさればもっと違う局面の展開があるだらうと思います。

それから、環境に負荷を与えるといふことになりますと、これは基準値等のとり方では非常に難しい問題にならうと思います。私も専門ではございませんので、それを一つの計数として評価する点については、ちょっと発言を差し控えたいと思います。

○公述人(林宏君) 質問の意味が、私、勘違いしてとつてている部分があつたら後で御容赦願いたいと思いますが、多面的機能というような場合にございませんので、それを一つの計数として評価する点については、ちょっと発言を差し控えたいと思います。

以上です。

○公述人(林宏君) 質問の意味が、私、勘違いしてとつてている部分があつたら後で御容赦願いたいと思いますが、多面的機能というような場合にございませんので、それを一つの計数として評価する点については、ちょっと発言を差し控えたいと思います。

そこで、私の方では現地に行つて調査をしたり観察したりといふので主にとつてきたのですか

ら、その面からいきますと、全体的に言えるのは、先ほども意見で申し上げましたように、総合としてそれを整備していくという整備という意味は、これから先の地域の農業を振興するためにどうするかというのについて、単に農業生産だけではなくて、都市との交流とかそういうものも考えた上で環境整備、こういうことにかなり重要な地域、どこでもそうです。

それともう一つは、単にそれだけじゃ經營は成り立たませんので、だから直販方式でやつておるとか、温泉ができるならその温泉をそれに生かしていくとかといふような形でされているようですね。それでも、そういう意味での環境整備というように考えていただいたらしいと思いますが、そういう多様な形で進められている、これが一つであります。

そういう面で、単に何かのものに限定するのではなくて、先ほど言いましたように中山間地だけに限定するんじゃなくて、そういう条件からいきますと広い形になりますから、農業振興、地域振興に当たられるような状況があれば、そこにも所得補償の方式も考えていいんじゃないかなと、こういうようなことで申し上げたところでござります。

○公述人(村田武君) 二点申し上げたいんです。一点は、これまでの中山間地域対策の議論の中で、これは少し誤解があるかもしれません、基本的に中山間地の棚田を始めとする水田の議論が中心になってきた嫌いがあるんではないか。これは重要だと思うんですけども、とりわけ九州から問題にする場合には、畑作地、そして樹園地、それから草地、この問題をどう取り扱うかということをもう少し明確にする必要がある。積極的にそういった水田以外の農地も保全するといふ点がポイントだらうということ、これが一点。

二点目は、それを含めて既存の農地、水田から畑作地、樹園地、草地等については基本的にこれをほぼ全量、農地として保全することの方が経済的を見て最も効率的ではないか。これを原野に戻すなりなんなりをしていくときに起こるそれに対する災害対策、それから先ほどあつた生物的多様性、いわゆる生態系にかかる問題から、基本的には既存の中山間地農地を全面保全という方針を持べきじゃないかと考えておるということ、この二点であります。

○公述人(横川洋君) 少し迂遠かもしません。村田先生がそこまでおっしゃいましたので、それに追加する形で申し上げます。

まずは前提として、生態的な土地利用計画といいますか、土地利用区分というのもやはり農地にくとかといふような形でされています。しかし、そういう意味での環境整備といふように考えていただいたらしいと思いますが、そういう多様な形で進められている、これが一つであります。

そういう面で、単に何かのものに限定するのではなくて、先ほど言いましたように中山間地だけに限定するんじゃなくて、そういう条件からいきますと広い形になりますから、農業振興、地域振興に当たられるような状況があれば、そこにも所得補償の方式も考えていいんじゃないかなと、こういうようなことで申し上げたところでございま

す。中山間地についてもそのようにして、生産力面で残していく、農用地として積極的に残していくことについても、基盤整備をやっていくし、そ

うでないところ、生態的にむしろ価値が高いといふふうな判断がされるところについてはいろいろな形があり得るだらうと思います。

だから、それを自然に戻すのがいいのか悪いのかわからないと思いますが、少し迂遠ですが、そ

ういうもう少し前提のところできちんとした土地利用区分をしていくということがないと、その線引きの仕方が現場でなかなか困るのはないかと

思います。ちょっと時間はかかるかもしれません

が、そういう感じがいたします。

それから、転作田がその中にあれば、そこに木を張って、そしてそこが生物のすみかとして使えるというふうなことに、例えばそういうことについて積極的にプラス機能として補償していくといふふうなこと、そういうふうに例えれば転作につい

てもう少し柔軟性を持たせてもいいのかもしれません。

以上です。

○岩永浩美君 この問題で深くまたというわけにいかないで、次のことであつて御質問させていただきたいたいと思います。

私は、株式法人の農地の購入には反対の立場を

とっています。それは、株式会社がすべてだめとすることではなく、農業を営んでいる皆さん方が株式法人をつくって農業を經營するということについて、構成要因を満たしておけばそのことは別に否定するものではありません。

異業種からの参入については、ある一定の地域社会を形成しているその一つのなりわいからすると、どうしても株式法人の農地の購入というものは、については私自身個人的には反対の立場であります。皆さんはどういう御意見なのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

○公述人(殿所啓男君) 私も同じ立場でございまして、公述人(殿所啓男君) 私も同じ立場でございまして、ダミーを通じて取得をされましたものがそのまま放置をされる、あるいはそれが先ほどから問題になっております災害の原因にもなつたりといふような、特に中山間地でそういうものが見られまして大迷惑をしている現実がありますので、この辺の運用については全くおっしゃるとおりだと思います。

特に現場では、例のバブルの時代を通じまして、ダミーを通じて取得をされましたものがそのまま放置をされる、あるいはそれが先ほどから問題になっております災害の原因にもなつたりといふような、特に中山間地でそういうものが見られまして大迷惑をしている現実がありますので、この辺の運用については全くおっしゃるとおりだと思います。

○公述人(林宏君) これも現地に行っての調査ですが、実態としても株式会社化しておるところはまだ少ないんじゃないかなと思いまして、実際になかなか探すのに苦労するぐらいですが、二、三のところには参りました。

この中で言えることは、今先生がおっしゃるようになります。やっぱり農業者だけのあれになつておるようですが、実態としても株式会社化をすれば、それは決して経営の優越論の議論には終わらないわけであります。つまり、それは資産としての土地、どのような形でそれが利用されてしまふかわからない、つまり農業経営としてのレベルの議論ではなくなるということ、それにはとどまらない、そのことを現場の方は大変恐れています。もうちょっとと言ひ方をえますと、土地利用の規制体系といいますか、それがきちんと国土全体にわたってできていないところで株式会社化をすれば、それは決して経営の優越論の議論には終わらないわけであります。つまり、それは資産としての土地、どのような形でそれが利用されてしまうかわからない、つまり農業経営としてのレベルの議論ではなくなるということ、それにはとどまらない、そのことを現場の方は大変恐れています。もうちょっとと言ひ方をえますと、土地利用の規制体系といいますか、それがきちんと国土全体にわたってできていないところで株式会社化をすれば、それは決して経営の優越論の議論には終わらないわけであります。つまり、それは資産としての土地、どのような形でそれが利用されてしまうかわからない、つまり農業経営としてのレベルの議論ではなくなるということ、それにはとどまらない、そのことを現場の方は大変恐れています。

○公述人(林宏君) どうもありがとうございました。

○小川敏夫君 民主党・新緑風会の小川敏夫でございます。

村田公述人と横川公述人にお尋ねいたします。これは私の個人的私見ということで聞いていただきましたが、中山間地の直接支払い、これ

は中山間地にとどまらず、すべての農地、農業を対象にすべきだというのが私の私見でございました。村田公述人も横川公述人もそのような御趣旨であるようにお伺いしたんです。

それで、それを前提にまず村田公述の方にお

伺いますが、そうした直接支払いを行った上にさらに最低価格保証制度が必要であるというような御意見でございました。私は消費者の典型的な場所である東京の選出なんですが、どうも消費者の方から見ますと、最低価格保証制度のあり方によっては、これは消費者が高い農産品を買うようにならざるを得ないのではないかと。そこら辺、細かいお話を伺いしませんでしたので、ちょっとそういうような不安もござります。直接支払いの制度を充実させれば、ある意味では最低価格保証制度は必要ではないんではないかと。そこら辺、細かいお話を伺いしませんでしたので、ちょっとそういうふうな疑問を感じたのですから、お尋ねしたいと思います。

まず村田さんから。

○公述人（村田武君） きょうは時間がございませんでしたので、私の専門のヨーロッパの関係をお話しできなかつたんですが、かいつまんでお答えをいたしますと、私は、すべての農地に直接支払い方式を展開していく時代が来ているんだろうと、いうふうに思いつつ、同時に、最低価格保証制度をセーフティーネットとして下支えしなければ、直接支払い方式だけで今後の自給率の拡大を含む農政展開は不可能だらうと考えておるんです。

と申しますのは、ヨーロッパで言うデカップリングなり価格支持から直接支払いへという転換の前提基礎にこういう事情がござります。

日本と明らかに違うのは、日本は何だからと言つても、現在の四百九十万ヘクタールの耕地の管理をだれが行つておるか、米の出荷者というのは、やはり結局は三ヘクタール以下の細作農家が八割の生産出荷を担つておるという現実。これに対してヨーロッパの場合には、既に二割、三割の大規模農家が七割、八割の商品生産を担つておる、という現実でございまして、価格政策を展開、維持すればするほど、価格支持財政が大規模の経営者のところに集中して所得の再配分の逆再分配、いわば豊かなところにまた所得が集中するという現実が起つておることが国民的な意識と当然ずれてくる。社会的公正という点で、価格制度それ

自分が問題を起こしていると思うんです。その点で、ヨーロッパなりアメリカややはり日本は異なっていると思いまして、私は、価格支持制度それ自体が、日本には日本の農業構造から前提として必要だと。しかし、WTOとの関連からいけば価格支持財政を減らさざるを得ないと、ことの中で、価格支持財政一本でいけませんのと、直接支払いとバックアップをするということなんだろうと思うんです。

ただし、問題は、ヨーロッパもアメリカも価格支持を引き下げながらも、最後の一線は押さえていますよ。ヨーロッパの場合は、介入価格制度で国際価格水準、アメリカもローレートですよ。これでこの下支えをしておかないと、これ以下に下がると、いわば中小兼業農家のみならず、かなり中から大規模経営もこれは赤字になってしましますから、もうこれはがたがたになるという意味で、そういう意味で最低価格保証制度というのはやっぱり放せないという現実があるんです。そういった状況の中で、わかりにくい話をして申しわけありませんが、差し当たりの日本というのは、その最低価格保証制度というバ並みのように国際価格水準でいいことは明らかであります。ありていに申して、九州の米生産からいけば、何とか今の政府米水準、一万六千円台の水準を、これをどうあっても最低価格保証の水準にでもらえないかという数字を含めて考えておられます。

○小川敏夫君 わかりました。

横川公述人にお尋ねします。

デカップリングではなくて、環境政策とリカップリングさせることができ技術的に難しい面があるのじやないかと私ちょっとと考えたんですが、もし横川公述人の方で具体的に環境とのリカップリングで、もう少し時間をおといたいだいて結構でござりますから、こういうふうにしたらしいという具体的なアイデアなり例を示していただければと思

○公述人(横川洋君) 私も、まずはヨーロッパの話をさせていただきます。

先ほどから申し上げましたように、生物多様性、あるいは、きょうは強調はしておりませんでしたけれども、景觀というものと直接所得補償といふものを結びつけるのは決して難しくはない、ヨーロッパの経験からして。

そういうプログラムは、例えばドイツの南の方の州では、南の方にバーデン・ビュルテンベルクという州と、バイエルンという二つの州があります。これは北ドイツに比べても規模が小さいところであります。私は、そういう二つの州の様子を見ていますと、ほとんど同じような先ほど申しました農業環境プログラムというものを持つているわけあります。

それで、バーデン・ビュルテンベルク州の方を申し上げますと、原理はこういうことであります。

基本的に市場原理に沿っているわけですから、要は農家が強制ではなくて任意で、契約で一定の農法のあり方を政府と契約する。その契約した具体的な手法、農法について例えば点数をつけておいて、そしてメニューを並べておくわけですね。一覧表をつくっておきます。この中から農家に選ばせるわけです。

農家はどういうことを考えるかといいますと、農産物の販売額と、それから具体的に自分が選んだ政策についてくる直接支払いの合計額が最大になるよう努力するわけになります。これも一種の經營者努力なわけであります。そういう形の經營者努力が行われるわけであります。

つまり、市場原理を前提に、任意の手挙げ方式で、そして自分で組み立てていく。その手法については、最大に所得を上げようとするならば、農家としては、よほど自分の農地のあり方、自分のつくっている作物のあり方、そういうのをよくわかっていないとできないわけであります。

そういう農家の知識が向上するということは大

前提になりますけれども、力があるということは多様性に寄与するような手法というのを州の方でつくりますから、それから、それが同時に風景としての美しい農村風景としても役立つという手法をつくっておきますので、それを農家が最大の經營者能力を發揮して組み立てていく。そういうやり方をすれば、農家はおのずから自由な任意契約の中で力をつけていく。そして、経営者能力を高めていくという意味で、人の面から見て決して無理ではない、技術的に見たらこれは可能です。

ヨーロッパの農業と日本の農業はタイプが違いますから、それについては申しませんが、人の面から見れば共通問題ですから、可能であります。そして、市場原理のもとで、任意性のもとでそれがやれる、そういう時代に来ているということであろうと思います。

○小川敏夫君 林公述人にお考えをお尋ねしますが、私、消費者の立場の声を聞きますと、やはりこれから農業問題、まあ食料問題というふうに考えますと、安定した供給ということはもちろんですが、安全な食料を供給してほしいという声も消費者の方では希望が強いわけでございます。そうした安全な食料の供給ということを実現するというようなことについて、林公述人の方で何か具体的なお考えがありましたら、教えていただければと思います。

○公述人(林宏君) 安全な食料を安定的に供給するというのは、これはもう私たちのいつも考えておかねばならないところですが、同時に、大衆からいけばそれを物すごく望んでいるところだと思います。

そこで、安全などという意味で言えば、きょうちょっと意見の中では申し上げなかつたんですけども、一つは安全性の問題について、国際的な基準と日本の基準というものはちょっと差がありますね。日本の方が非常に整備されておったと思うんです。ところが、国際的に合わせなきやということでだんだんそこがすれてきておる

格好があるんですけれども、その面を非常に残念に思うんですが、これが一つ。それからもう一つは、意見の中でも申し上げましたけれども、消費者というのはその面が一つの大きな要求といいますか、期待する一つになつていますね。その意味で、今度の法案を見ますと、十七条、十六条だつたが、そこで整備されておつたと思いますが、これがどんなふうに実行されるかにかかると思います。

その際に、先ほどの意見の中でもありましたけれども、中食の場合に、非常にこれは環境との問題があるんですが、食べ物を食べて残したやつは全部廃棄する、それでその額が全部額に含められておると言われてありますね。ですから、それが物すごく環境問題とのかわりが一つ出てきているというのがあります。

そういういろんな問題はあります、私どもとしては、ぜひそういう問題も含めて、消費者や消費者団体が言うように、きょう意見の中で申し上げましたけれども、検査・表示体制を整備していた所からもう一つは、遺伝子組みかえのあれについても、少なくとも学校給食で使うべきではない、こういうような考え方を持っております。

○小川敏夫君 御苦労さまでございます。日本共産党の大沢でございます。

私たち日本共産党は、新たな農基法の最も中心にすべき課題はやっぱり食料自給率の向上であると思っています。

その点で、現在審議されていますこの法案について、生産費を償う農作物価格支持制度を事実上なくして、輸入依存を一層強めるものだと思っているんです。だから、自給率向上の実質的な担保がここには含まれていません。

それで、私はもう本当に日本農業の再建のためには抜本的修正が必要だと考えていて、その点から何点かお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最初に村田公述人にお尋ねしたいんですけど、この基本法にある価格の下落時の価格安定対策ですね、これは今、農家の方たちの再生産の価格保証になつてないということを、九州の稻作の経営安定対策の実態を数字であらわしていただきますと、本当によくわかりました。

そういう中で、日本のこれから農業、農作物の価格支持制度を私はつくっていくことが大切だと思つていて、E.U.の問題が少し先ほどの質問の中で出ておりましたけれども、このE.U.の経験で、農作物価格支持制度を中心とした共通農業政策が、生産力の向上、農作物の安定供給、特にドイツ、イギリスで完全自給率をつくり上げたという役割が示されているとお聞きしました。だから、こういう中で食料自給率が異常に低い我が国が学ぶべき点ですね、その点について一点お聞きしたいと思うんです。

もう一点は、このE.U.の介入価格制度についてなんですけれども、介入価格水準が引き下げられただけで、これが一つあります。

そこからもう一つは、遺伝子組みかえのあれについても、少なくとも学校給食で使うべきではない、こういうような考え方を持つております。

○公述人(村田武君) 三点をまとめてお答えする所についてお聞きしたいと思います。

三点については、やはり所得補償政策での小規模農家の扱いについてははどうなのかという三点についてお聞きしたいと思います。

○大沢辰美君 御苦労さまでございます。日本共産党の大沢でございます。

私たち日本共産党は、新たな農基法の最も中心にすべき課題はやっぱり食料自給率の向上であると思っています。

その点で、現在審議されていますこの法案について、生産費を償う農作物価格支持制度を事実上なくして、輸入依存を一層強めるものだと思っているんです。だから、自給率向上の実質的な担保がここには含まれていません。

それで、私はもう本当に日本農業の再建のためには抜本的修正が必要だと考えていて、その点から何点かお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最初に村田公述人にお尋ねしたいんですけど、このことに対する抵触をしながら、よく聞くんですけれども、せんだけて三月にございました。我々は生産者だ、生産者は自分の生産にどう対応するか、それからWTOにどう対応するかということで、価格支持が生産刺激的だということです。

もう一方で問題になつてきましたのが、過剰生産につきした道は、一九九二年の共通農業政策改革が始まると、価格引き下げです。介入価格を引き下げる。そのかわり、やっぱりヨーロッパの場合は農業団体、農民が抵抗しますから、価格を下げるのならば所得が下がる、それをそのままにしておけない。したがって、そこで直接所得補償という、この補償はコンペンセーションであります。

したがつて、最初の中山間地なんかに対しても条件の不利なところを助成するための直接支払いなどですけれども、今ヨーロッパでやって議論になっているのは、価格支持を下げる、そのコンペンセーションとしての直接支払いの問題がドッキングされているんです。

そこで厄介なことは、確実に中山間地域等の中農家にとってはこれは大変やはり重要な支えになっています。ドイツなんかで見ましても、老齢年金をもらうまでの経営をどう維持するかということです。そこで役に立つていると思います。問題は、やっぱりこれは、なかなか中山間地助成があるからといって参入できるか、後継できるか。嫁不足がやっぱり起こっているんです。その問題を抱えながらある。

深刻なのは、今のコンペンセーションの側面は、ヨーロッパの農業財政を削減するという政策路線の中での選択です、価格支持財政を直接支払いにやつしていくというのは、したがつて、そのことは得支払い、これをごっちはしないようにする必要があると思っております。

将来展望は非常に乏しいわけです、財政削減の路線の中ですから。したがつて、このことに対する抵抗をしながら、よく聞くんですけれども、せんだけて三月にございました。我々は生産者だ、生産者は自分の生産するものが商品としてちゃんと価値を価値を認めてもらうことがすべてだといふ我々の生産者としてのプライドであると。そうではなくて、無理やり政策的にいわば価格は引き下げられてといいますか、支持水準を下げられて、直接支払いもいつながらないと。このことは我々はやっぱり見えておくべきことではないかと思うんです。

私は、日本の財政問題から見たときに、価格支拂から直接支払いに行くときに、本当に財政型の農業保護政策の財政を減らさないで行けるのかと、いうことについて危惧をしておりまして、少しこれは慎重に考えた方がいいのではないかと。一方で中山間地から平たん地を含む助成は生きながら、やはり価格支拂をむげに削減していくという路線は、農業保護という点から少し危ないのでないかということを感じております。

大沢先生の御質問のお答えになつたかどうかわかりませんが、

○大沢辰美君 やりがとうございます。

殿所公述人にお伺いいたします。

今度、新たな酪農・乳業対策によりますと、飲用乳向けの生乳についても入札などが検討されて市場原価が導入されようとしていますけれども、これがまた先ほど申し上げました米の経営安定対策の二の舞になるのではないかという心配をしていますが、農家経営の打撃になるのではないかといふ私の心配、殿所さんにお聞きしたいと思います。

林さんにお尋ねしたい点で、今政府は自給率の低下を消費者の嗜好が変わったためだと言つておられます。消費者の嗜好が変わったためだと言つておられます。消費者の嗜好が変わったためだと言つておられます。法案でも、自給率の向上を政府の直接所得補償が続くのかと。このことについての

責任でなく農家や消費者の皆さんの方で、その表現をしています。ですから、自給率の向上についての政府の責任について、林公述人にお聞きしたいと思います。

時間の関係で、横川先生に一点お尋ねしたいんですけれども、ドイツの専門と言われる中で、環境適合生産給付金という制度があるようにお聞きしましたが、この農家の支払い措置について教えていただけないでしょうか。

以上です。

○公述人(殿所啓男君) 飲用向けの生乳の価格形成についてはおっしゃるようなことが巷間伝えられます。現実にヨーロッパないしはニュージーランド、オーストラリアあるいはアメリカ等で行なわれている実態を見まして、品質ないしは、これは水分が大変多いために保存がなかなかしくいものですからどういうロットで入札をしていくかということで、非常に現実の価格形成が入札という方法ではやりにくいということで、実態としては価格が下がらない方向、むしろ上がる方向で行なっているということです。

ただ、それに伴いまして、乳製品に向かいますときにこれが価格面でまた問題を醸し出すということがございまして、入札価格そのものについても、もしこれがそなります場合には、あの大綱の一一番最後の方にちょっとくつづけてございますが、生産者がする価格支持対策等についても、これをつくることを含めて検討をするということをつけ加えられてございますので、この点で期待をしているところでございます。

○公述人(林宏君) 申しわけありません、ちょっと質問がよくわからなかつたんです。

○大沢辰美君 今、自給率が低下している中で、政府はこの自給率の低下は消費者の嗜好の変化が大きな原因にあるという指摘をしているんです。農家や消費者の皆さんももちろん努力をされていましたけれども、政府の責任という点でどういうふうにお考えでしようか。

○公述人(林宏君) ちょっと意味がわからなかつ

たもので、失礼をいたしました。

自給率低下という意味では、先ほど触られましたように、食文化が変わってきておるというの一つあります。戦後、食文化が変わっておるというのは、それが特に米の方に影響が大きく出ております。それからもう一つは、何といふましても農産物の自由化ですか、それによってだんだん変わる、そういう面も含めましてある。

消費者の食文化が大きく変わっていることが影響しておることは間違いないと思いますが、それだけが自給率低下の問題ではないというようにも考ります。一つは価格問題もあるんじゃないかと

いうように考えます。それともう一つは、それにに対する手だといいますか、これが一つ。ただ、消費者の希望といいますか要求といいますか、そういうことだけで動いておるような面がありはしないかなというようなにも感じるわけです。

今度のこれを見ますと、私もちょっと触れまし

たけれども、その施策について若干触れてあるようになります。十六条と十七条のところに触れてあります。特に、健全な食生活に関する指針の策定というものが今度出でるようですね。そういうものは今まで余りされていなかつたんじゃない

かというような気がします。

そういう意味で、こういうものが法制化されたり、あるいは消費に関する施策の問題が出てきておるというのは、施策としても進んではきているんじゃないかと思ひます。

○大沢辰美君 ありがとうございました。

○公述人(横川洋君) それではお答えいたしま

す。御質問のドイツの環境調整金というものは、先ほどバー・デン・ビュルテンベルク州の例で御説明したもの、具体的にはそういうものを指します。

それはなぜならば、ドイツの政策のやり方が州を中心になっておりまして、それに連邦が財政的に支援をするということあります。だから、先ほどの調整金の名前は州に行きますと具体的に、

が、M E K A というプログラムになつてゐるわけあります。

先ほど補足をさせていただきます。

このプログラムの参加率は、農家の約半数、農地の約半数、それだけ参加しています。つまりそれは州の面積ですね。州というのはどのくらいの広さかというと、九州よりやや大きい感じなんですが、それでもほとんど変わらない。その農地の半分、農家の半数がそこに参加しているということ

であります。

それから、村田先生との分野調整をいたしますと、直接所得補償に三通りございますということ

であります。

価格引き下げに対する直接所得補償、村田先生は主にこの点について積極的に論陣を張られたわけであります。私は、専らそれ以外の中山間地域に対する直接所得補償、つまりこれは地域原理と申します。それからもう一つは環境貢献に対する所得補償、つまり環境原理という、この三つがござりますので、そのところを私は、環境原理を中心、地域原理についてお尋ねがある限りでお話ししているということであります。

○大沢辰美君 最後に一点だけ、村田先生に。

今、中山間地への直接所得補償について、私は

それが機能するには平坦な地の農家の経営が所得

補償的価格支持制度によって支えられていること

が前提だと思ってますが、その点について一言。もうあと一分しかございません。

○公述人(村田武君) 既に今ヨーロッパで展開さ

れている政策というのは、日本と同じ農基法農政

を展開してきた中で、条件の違いからヨーロッパ

では農業の構造改革が相当進んでしまって、平た

ん地にはいわば中、大型の経営しか残っておりま

せん。いわゆる家族経営といつても、酪農であれ

ば搾乳労働はもう雇用労働に依存する、雇用労働

を確実に入れて奥さんは農作業には従事しないよ

うな家族法的な経営に平たん地ではなくていま

して、小企業農とでも言つたらいいでしようか、

そういう条件、そういう平たん地と。ところが、

中山間地にはそういう経営は育つ条件があつません

ので、中小家族経営が残つてこれを支えている

と理解したらよろしいんではないでしょうか。

さらにその中で、今の残つておるとい

い勢いでまた減つていています。九〇年代に入つて、

価格支持を下げて、コンベンセーションへと転換

の中で大規模な家族経営というものが物すごい勢

いで減つて、そのことが、平たん地も含めて相当

の地域で地域問題、農村問題を引き起こしておつ

て、私ども研究者としては、さてヨーロッパはこ

の先どうするんだろう。それはほど共通農業政策

改革の路線がうまくいっているわけではなくて、問題を引き起こしてることをやっぱり見なけれ

ばならぬのだろうと思っております。

○大沢辰美君 ありがとうございました。

○梶原敬義君 四人の公述人の皆さん方に貴重

な御意見を聞かせていただきまして、ありがとうございます。

私は社会民主党の梶原と申しますが、大分県の

出身であります。私は選挙区全域をよく回るんで

すが、御承知のように大分県は中山間地、農山村

の非常に多いところでありまして、猛烈な勢いで

ございました。

私は社会民主党の梶原と申しますが、大分県の

出身であります。私は選挙区全域をよく回るんで

すが、御承知のように大分県は中山間地、農山村

の非常に多いところでありまして、猛烈な勢いで

ございました。

そこで、この新基本法、食料・農業・農村基本

法、これを先生方が見られまして、これで今によ

うな状況といふのは解消できるのか、大丈夫だ

と、こういうようなことが言えるのかどうなの

か。食料の自給率の向上なりあるいは多面的機能

の充実なり豊かな農業・農村、そういうものの期

待がされるのかどうか。この新基本法で感じたこ

とを、できれば二分以内ぐらいで四人の先生方、

御意見をちょうと聞かせていただきたいと思いま

す。

○公述人(殿所啓男君) 大変難しい話でございま

して、私の年齢は戦時を経験いたしております

が、戦後、私どものおじきあるいはいとことあたりは次三男対策として随分都会の方へ就職をしてま

いました。その連中が現在、親がばちばちにな

くなりまして、墓はどうするかとかそういう現実の問題が出てまいりまして、どうだ、帰つて面倒見らんかという話。あるいは田畠を繼いではどうかという話、そういう問題を出しますと、今から農業か、それよりも買った方が早いよという感覚でやはり返事が返ってきます。そういう外からの、もとは農家でありながらそういう感覚で都会地にある元後継者が言つておられる現実を見ますと、これはなかなか並大抵のことでは難しかろうというふうに思います。

ただ、私も先ほどから申し述べておりますように、やはり命をはぐくむというなりわいございまますから、そういった面に非常に感度のすぐれた方たちがこれからやられることについてどのような環境を整備していくかということがこの基本法で盛られているというふうに受けとめておりまして、今後の関連法の成案を含めて御期待を申し上げているところでございます。

○公述人(林宏君) 非常に難しい問題だとは思つていますけれども、何といいましても、きょう意見の中にも出てきましたような問題の一つ一つの処理、手だといいますか、これが非常に重要な考え方です。

私も申し上げましたけれども、農業生産云々という問題にしても自給率の向上の問題にしても、最後は国会報告、そういうことも出てきておるようですが、担い手問題、農地問題、あるいは魅力ある農村づくりとかいろいろありますけれども、そういうものをどう一つ一つを処理するかということが、これにかかるおるような気がします。

今度の場合、私がああこれはいいなと思ったのは、国会報告のところが修正第三項になつてしますね。これがさて、そしてまた中で論議されて補強されていくといふ、こういう動きといふのは、私は五年じゃなくとも少し短くてもいいんじやないかと思う。今の時代の流れの変化の速い時期からいえば、そういう面からいってもこれはぜひ有效地に生かしていただきたいな、こういうふ

うに思います。

○公述人(村田武君) 簡単にお答え申しますが、私の最初の陳述をお聞きいただければわかります。

よう、残念ながら、私はこのままでは農業生産者に展望を与えないだろうと思います。

率直に申して、今のこの農政改革大綱から新法のこのままでは、少し早とちりと言ふと失礼ですけれども、農水省を批判しますが、WTO農業協定、ウルグアイ・ラウンド農業協定のとりわけ国内支助の削減について、なぜそれほど前倒しで実施しなければならないんだ、少なくとも六年間でやるぎりぎりのところをやつていったらしいではないかといふことを思つていますので、私の乱暴な言葉で言えば、かなりやみくもに価格支持制度を崩していくということがやっぱり生産者にとって非常にマイナスになつてゐるんだろうと思ひます。

しかし、そういう中で、やはり我が国の消費者の食に対する期待というものは大変なものであります。私の今住んでゐるところに大山町農協が木の花ガルテンという小さな店舗を持っていますが、産地ブランドといいますか、今大事なのはやっぱり原産地表示、JAS法改正ともかかわりますが、産地表示をしつかり行いながら、だれがつくつか、どういう品質だということを一つ一つ明確に消費者までつないでいけば、これは生き残れるというふうに考えております。

以上です。

○公述人(横川洋君) 農業者の能力に期待し、消費者の知恵に期待し、そして、いわば与えられた貿易自由体制の中での日本の経済の中での農業という、その枠組みの中でどう生き延びていくのかというふうに発想します。そうすると、必ずしもこの機械化の風景というのは輸入できないわけではありません。つまり、それは健全な農業が営まれてこそ生まれる副産物であります。そういう理解に消費者が到達するよう私たちは全力を挙げて導いていかなければいけないだらうというふうに思つています。

そういうふうに副産物を初めて、つまり丸ごとの農業、丸ごとの農村というものを消費者が支えます。そのため、直接に生産者も消費者にアピールする、消費者が農村に入つてきて、農村のさまざまな機能を、口も出すが汗も流す、そしてお金も落とす、そういう体制、いわゆるこれがグリーンツーリズムとも言います。そういうふう

物の販売額と直接所得補償をどう組み合わせていいかというふうなところで競争していく、知恵を駆使していく、こういうふうなことをやらざるを得ないのです。それがやつてみたいといふに考えております。

○梶原敬義君 ありがとうございました。

次に中山間地問題ですが、私も中山間地農業に生まれ育つたんですが、これは規模拡大というのを言つて、この間に村はつぶれ、後継者は育たない、年老いていく、そういう状況になりますから、これをどうするかということを具体的にお考へをお伺いしたい。

そこで、この法案の第二十八条の関係ですが、国は、地域の農業における効率的な農業生産の確保に必要な施策を講ずるものとすることと。この二十八条の関係につきまして、殿所公述人。

○公述人(殿所公述人) 中山間地はおしゃるとおりで、私どものところも大変苦労されておるようございます。ヨーロッパ、特にスイスで私も酪農を見ておりますけれども、あそこは御承知の通り、きょう申し上げましたが、生物多様性というのではなく、生き残りたいものであり、それからこの日本

と同時に、外部経済、つまり公益的機能に関してもこういうことを消費者に期待します。つまり、生き残りたいが、生物多様性というのではなく、生き残りたいものであり、それからこの日本

の懐かしい風景というのは輸入できないわけあります。つまり、それは健全な農業が営まれてこそ生まれる副産物であります。そういう理解に消費者が到達するよう私たちは全力を挙げて導いていかなければいけないだらうといふふうに思つています。

そういうふうに副産物を初めて、つまり丸ごとの農業、丸ごとの農村というものを消費者が支えます。そのため、直接に生産者も消費者にアピールする、消費者が農村に入つてきて、農村のさまざまな機能を、汗も流す、そしてお金も落とす、そういう体制、いわゆるこれがグリーンツーリズムとも言います。そういうふう

方がお話しになつておりますようだ、そこでどういう機能を果たしているかということを中心で補償制度を考えいただきたい、このように考えるわけでございまして、この機能を全く外してやりますと、先ほどちょっと申し上げましたけれども、生産物を育成するという意欲の持ち方が変わつてしまりますと、そこに居住してその機能を果たすというところまで入つていません。

特に私どもが、酪農のことばかりで恐縮でございますけれども、若手が残りますと、その残った者たちが、消防団やPTAは言うに及ばず、たまには救急車の役目も果たさないかぬといったような機能を果たしているわけでございます。そういうものに対する公的な支援というような形のものにしていただければというふうに考えていけるわけであります。

○梶原敬義君 特に米作の場合、中山間地の五反やつてあるところも三反やつてあるところも農機具を買いまして、農協がそれを売りつけてずっとやつてきましたよね。それに対して、二十八条の関係といふのは、委託を受けて農作業を行う組織をつくるとか、こういふのは本当にちょっと遡かたんじやないかと思うんです。こういうものの組織化について、本当にこれはやらないと、農山村といふのはなかなか残りにくいくんじやないか。兼業農家とそれを組み合わせてどうやっていくか。自然や環境を守つていくためには、やっぱ計算抜きで、所得抜きで、お金抜きで物事といふのは考えられませんから、この点についてどうですか、村田公述人。

○公述人(村田武君) 御質問のことにつかわって、山間地の水田耕作地帯を念頭に置きまして第二十八条との関係でいえば、差し当たりこれがやれれば一定やれるんではないかと思つてのこと

は、この組織を続けるためには、農業機械の更新時、初期導入は補助金がございますが、農業機械を更新する際の補助、この二つをセットにすれば、これはもう中山間地域の山間棚田について一定レベルで確保できる条件になるんじゃないかな。その基本的な原資は、平たん地と中山間地の耕作のコスト差、十アール当たり約二万円を念頭に置いて、それを小さな個別農家にばらばらばらまくというよりも、実際の担い手経営なり受託組織の継続に向けて補助するという方式を検討いただけないだろかと思つております。

○梶原敬義君 ありがとうございます。阿曾田清君、自由党の阿曾田でございます。先生方、大変すばらしい御意見を拝聴いたしまして参考になりました。

まず村田公述人にお尋ねしたいと思いますが、三十八年間の農業基本法、これの果たしてきた役割、反省、そういうものを総括した上で今回の新農業基本法といふものが制定されるべきものだと私は思つております。その中で、せんだつても私は思つております。その中で、せんだつても私が大臣に質問したんですが、前の農業基本法は農業基本法といふものが非常にわかりやすかった。すなわち、選択的規模拡大、そして自立農業育成ということを國りながら農工間の所得格差を是正していくんだと。今回はその理念の中に、食料の安定確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展、そして農村の振興、この四つが理念になつてゐるわけですね。私は、この四つからどういう将来の姿を予想するかということになると、ぼわっとは出てくるんですけれども、こういう農業・農村を目指すんだといふものが農家の方々にぴしつとくるのかな、ちょっとこういう気もしておるんです。

そこで、基本法を好意的にとらえて私は大臣にこのように申し上げました。今まで農村からほとんど都会へ出でていつてしまつて今日の工業社会を支えてきたといふ基本のもとで、魅力ある農村は、受託組織にとっては機械作業のオペレーターの労賃の半額補助を行うこと、同時にもう一つ

かという話を申し上げました。

先生、この法案を見られて、どちらかといふものにしておられます中で、先生は、厳しい御判断をされておられます。先生は、このような法案から将来を想像されるといいますか、希望を持つという意味からしての期待感を踏まえて、どういう基本法なのだろうか、一言で言ひなれば、あるいは厳しく見られたときにはどういう表現で見られるんだろうか。突然の質問でございますが、感覚を教えていただければと思いま

す。

○公述人(村田武君) 阿曾田先生から率直な御質問でございますので、私も率直にお答え申したいのですが、私は「あらまし」を持っておりますけれども、この「あらまし」の中で、「基本法が目指すもの」ということで、現行農基法と新法の比較をしながら、新法の持つている「国民生活の安定向上」及び国民経済の健全な発展」と、きょうは「多面的機能の十分な發揮」のところを第一点に指摘しましたが、やはり一定の目はあると思うんですね。やはり現行農基法段階と異なる新しい段階を目指そうという意味での農業のとらえ方をこれまでと異なつた見方で提起しようということについては、私はなるほどというところがあるわけでございます。

そこで、しかしながら私がきょうかなり修正提案を申し上げたかといいますと、三十八年の農基法を総括と言われる、それはこの「あらまし」の中で言えば、「食料自給率の低下」、「農業者の高齢化・農地面積の減少」「農村の活力の低下」と、国公述人に対しまして、先ほど災害対策の対象範囲が広がつてきたといふお話をありました。

大型の施設や機械等にもっと資金、あるいは災害対象として対応を考えたらどうかという御提案がありました。私もまさにそのとおりだと思いました。せっかくつくり上げてきて収穫直前で大被害を受けた。これで農家の方々が打ちひしがれるということがたびたびあります。私もまさにそのとおりだと思つます。せっかくつくり上げてきて収穫直前で大被害を受けた。それで農家の方々が打ちひしがれるということがたびたびあります。九州は特に台風の常襲地帯、御説のとおりであります。

したがつて、こういう大災害で被害をこうむった時点で立ち上がるには大変な農家の方々の精神的あるいは資金的な問題が生じるわけで、そこであれの約束をせざるを得なかつたといふ国際条件があるでしょう、そのことをはつきり見据えて、

とをねらいとした一つの理念のもとで各種これが

か

るならば、きょう私が三つ目に言いましたよう

な

方では誤解を与えると申したのは、もつと厳しく、現在、国際環境で置かれている日本農業の嚴しさという点はこういう点です。その厳しさを

か、希望を持つという意味からしての期待感を踏まえて、どういう基本法なのだろうか、一言で言ひなれば、あるいは厳しく見られたときにはどういう表現で見られるんだろうか。突然の質問でございますが、感覚を教えていただければと思いま

す。

○阿曾田清君 ありがとうございます。先生方から頭に出して、その中で日本の政策選択としてはここまでとれますという提起をするならば、まだ國民なり生産者、消費者との意思疎通は可能になります文言が法案の精神の中に隠されてしまつてゐると思うんですけれども、国際規律との整合化という基本問題調査会の答申の最後の部分にあります文言が法案の精神の中に隠されてしまつてゐるため、それが誤解を与えているんだろうと感じておるわけであります。

○阿曾田清君 ありがとうございます。

そういう一つのこれから目指すものの、一言で

言ひなれば、こういうサブタイトルといいますか、タイトルとか必要じゃなかろうかなという感じを

私は持つてゐるんですが、先生方から、こういう

タイトルがいいぞ、一言で言ひながら今回的基本法

はこういうことをねらっているものなんだなどい

うようならばつとひらめくようなものがございま

す。私は持つてゐるんですが、先生方から、こういう

分だと思うんですが、その点の御見解をひとつお聞きしたいというのが監所公述人に対するお尋ねです。

林公述人に対しましては、私が絶えず言つて い
ますのは、四割の減反というものに対し、これ
こそ環境負荷を伴っているものはないと思うんで
す。瑞穂の国である以上は、四割の減反で水を漲
らない水田というのは水田とは言わない。だから
これと、やはり日本全国、水田こなはと長らき吾君

これをやれば、日本全国で、日本に力を強む事が出来ます。これを進めていくべきではなかろうか。そのためには、私は多収米であるえさ米の開発をやれと農本首に強く申し上げてあるんですが、「自給用の食用米」

としての米じゃなくとも、ヒエでもアワでも何でもいいんだと。とにかく水田に水を張って栽培をするという方が、環境あるいは自然の面におきましても、国土保全の面におきましても、すべてやっぱり共通していく話だと。それが今四割も欠けている。これは日本農業、わけても稻作につ

いて大きな問題ではなかろうかなと思うんですね。が、その点の御見解をお聞かせいただきたい。

それから、村田公述人に対してであります、再生産確保というのが農家の方々に対する一つの農業の励みになると思うんです。そういう観点からして、今まで価格政策から所得政策へというそういう国の姿がありますが、所得政策へ移行することが決して農家の方々の再生産をつなぐことにつながっていかないんじゃないのか。

所得政策は、八〇%補てんではどんどん下がっていくということになってくる。おっしゃるとおりに、支持価格というものは要るんじゃないかなうかという御指摘、私もそうだという感じを持つておりますが、その再生産確保をどうやって図つておりますが、その再生産確保をどうやって図つておられますかといふことについてお尋ねです。

最後に、横川公述人に対しても、生物多様性といふ、聞いておつてなるほどなとわからぬでもない、こういうふうな感じで受けとめておつたんだですが、その生物多様性の基準値を決めてというようなお話をありました。私は、どのような形で基準値を決めるのかな、そして生物多様性といふのを一言で言うならばどういうことなんだろうか、この二点を教えていただきたい。
それぞれお願ひをいたします。

これは既に御承知だと思いますが、収入・保険等の方法もございます。したがいまして、「一にかかるて、この価格水準のとり方、あるいは補償基準のとり方、そういったものにかかるてくるんだらうというふうに思っております。

変動値、先ほどもちょっと触れましたように為替の問題等もござります。したがつて、そういったものをあわせてとられてまいりますと、必ずしもその基準値が上がる、あるいは平行な形で進むとは限りません。これは下落していく可能性もございます。したがつて、一たん下落をいたしますと、それがずっと下落し続けるという弊害が出てくるようございます。

したがいまして、これをどのような形でさらによく

補てんするかということで、既にもう先生方も御承知だと思いますが、アメリカは新農業法を施行いたしまして三年たちました。WTOの交渉に臨むわけであります、基準年以後に三百五十億ドルの資金を投入いたしまして、現在そういうふたもののが対応を進めているようでございますが、それらが、収入保険と同時に基金運用による補てん制度、これを併用するような話をございます。カナダの方でもこれが農家の方の選択によって進みられようとしております。

そういうたいすかの方法によって、その農家の持ちますあるいは地方、あるいは売り先、製造

品目、そういったものにあわせて採用できるよう
な、いわゆる一つの選択ができる制度といつたも
のができれば、なお助かるんじゃないかというふ
うに思っています。

思うんです。ですから、そのあたりを、これはもうむしる要請になりますけれども、ぜひやはり今後の問題として、従前、転作の場合に補助したとかなんとかいうのがありますけれども、必ずしもイコールでなくともいいんですが、そういうものを含めてぜひやるべきではないか、このように

○公述人(村田武君) 基本的に阿曾田先生の言わ
れた水田農業の再生産確保方式、賛成でございま
す。とりわけ九州におけるような地域において
は、米、麦、大豆、これをセットにして水田農業
の総合的発展という観点で經營類型を構想しなが
ら、それを全体として支えるという方式は物すこ
く重要な観点ではないかと思つております。

○公述人(横川洋君) 生物多様性は持続可能な社

会の基礎であります。つまり、資源という側面から申しますと、再生可能な資源は生物がつくり出しますのであります。生態系が乱さればその影響はどうなものになるかよくわからないままに時代は少しずつ悪化している、少しづつなのか、その程度は判断はいろいろでしょうけれども、悪化している。これを何とか回復しなければいけないのではないかというふうに考えます。

したがいまして、新しい基本法をどのように一言で表現するか、とても知恵がわきませんが、環境の時代の基本法といいましても余りうまくびんとこないとするならば、生態系という用語を使い

ながら、生態系調和あるいは共生の農業基本法、これはなかなか理解はしていただけないかもしませんが、しかし早目に私はそれを打ち出してみたいという立場であります。

それから、基準値はどのようにして定めるか。これは時代がまだまだ早いわけでありまして、それだけの蓄積は十分には積んでいないと思いますが、最初の公述の中でも申しましたように、農家自身が環境をつくり出しているという意識が必ずしも十分ではありませんので、そこから議論をやつていかなきゃいけないという深刻な問題があります。それだけに、その農家の力を逆に使い、

○阿曾田清君 終わります。
○団長(三浦一水君) 以上をもちまして、公述人
に対する質疑は終了いたしました。
この際、公述人の方々に一言御礼申し上げま
参加を得ながらやっていくという地道な作業が必
要ではないかと思います。

皆様方には、長時間にわたりまして有益な御意見をお述べいただきました。まことにありがとうございます。ございました。拝聴いたしました御意見は、今後の本委員会の審議に十分反映してまいりたいと思ふところでございます。派遣委員を代表いたしましたところです。厚く御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

した公述人の方々の御協力のたまものと重ねて感謝を申し上げる次第でございます。また、本地方公聴会のために、種々御高配、御尽力を賜りました関係者各位に厚く御礼を申し上げます。また、傍聴の方々にも長時間にわたり御協力をいたしました、まことにありがとうございました。あわせて厚くお礼を申し上げます。

〔午後三時三十五分閉会〕